平成21年6月 平成21年7月

指宿市議会会議録

第2回定例会 第1回臨時会

指宿市議会会議録目次

平成21年第2回市議会定例会	
会期日程	1
5月28日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第1号~議案第56号一括上程	6
提案理由説明	6
報告第1号及び報告第2号 (質疑)	13
議案第49号~議案第55号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)	13
議案第56号 (質疑,委員会付託省略,表決)	18
議案第57号~議案第64号一括上程	19
提案理由説明	19
議案第57号~議案第64号(質疑,委員会付託)	25
新たに受理した請願2件及び陳情1件上程 (委員会付託)	25
散 会	25
6月15日	
議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	27
地方自治法第121条の規定による出席者	27
職務のため出席した事務局職員	28
開 議	29
会議録署名議員の指名	29
一般質問	29

	中 村 洋 幸 議員	29
	1. 鰻池 (飲料水) の汚染について	
	2. 害虫発生について	
	3. 活お海道の運営状況をどうとらえているか	
	前原六則議員	41
	1.指宿市内にある国,県の組織機構の動向について	
	2. 姉妹都市について	
	松 下 喜久雄 議員	54
	1. 市単独の補助金について	
	2. 農業の諸課題について	
	3. 唐船峡そうめん流し事業について	
	吉 村 重 則 議員	69
	1.小規模工事登録制度について	
	2. 老朽化している市営住宅について	
	3. 農業関係のゼロ予算事業について	
	六反園 弘 議員	82
	1.職員の出前講座について	
	2. 海岸整備について	
	3. 知林ケ島の整備について	
	4.宮ケ浜の松尾城跡への遊歩道設置について	
	延 会	92
6月	引6日	
	議事日程	94
	本日の会議に付した事件	94
	出席議員	94
	欠席議員	94
	地方自治法第121条の規定による出席者	94
	職務のため出席した事務局職員	95
	開工議	96
	会議録署名議員の指名	96
	一般質問	96
	高田チョ子議員	96
	1.魅力あるまちづくりについて	
	2. 安心, 安全な生活のために	

3.環境対策について	
岩、﨑、亥三郎、議員	104
1.農業農村地域の課題について	
田中健一議員	119
1. 菜の花マラソンの改善点について	
2.市営そうめん流しについて	
髙 橋 三 樹 議員	130
1. 新型インフルエンザについて	
2. 防災無線について	
前 田 猛 議員	138
1.長崎鼻海岸線について	
2. 字長崎一帯の整備について	
延 会	147
6月17日	
議事日程	148
本日の会議に付した事件	148
出席議員	148
欠席議員	148
地方自治法第121条の規定による出席者	148
職務のため出席した事務局職員	149
開 議	150
会議録署名議員の指名	150
一般質問	150
木 原 繁 昭 議員	150
1.知林ケ島について	
2. 宮ケ浜海岸について	
3. 指宿川柳句碑の森について	
4.山川常設市「活お海道」について	
5. マニフェストについて	
前之園 正 和 議員	162
1. 指宿の海岸整備について	
2.市税・国保税についての減免規則と運用について	
下川床 泉 議員	176
1. 老人クラブの運営について	

2. 防犯組合の運営について

3. 各種団体の運営について

散 会	186
6 月22日	
議事日程	188
本日の会議に付した事件	188
出席議員	188
欠席議員	189
地方自治法第121条の規定による出席者	189
職務のため出席した事務局職員	189
開 議	190
会議録署名議員の指名	190
議案第57号 (委員長報告,質疑,討論,表決)	190
議案第58号及び議案第59号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	191
議案第60号及び議案第61号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	192
議案第62号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	202
議案第63号及び議案第64号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	206
審査を終了した請願 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	207
閉会中の継続審査について	208
意見書案第1号及び意見書案第2号一括上程	209
意見書案第1号及び意見書案第2号 (説明・質疑・委員会付託等省略,表	決) 209
決議案第1号上程	209
決議案第1号 (説明・質疑・委員会付託等省略,表決)	209
議員派遣の件	210
農業委員会委員の推薦について	210
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	211
閉議及び閉会	213
平成21年第1回市議会臨時会	
会期日程	217
7月16日	
議事日程	218
本日の会議に付した事件	218
出席議員	218

欠席議員	218
地方自治法第121条の規定による出席者	219
職務のため出席した事務局職員	219
開会及び開議	220
会議録署名議員の指名	220
会期の決定	220
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	220
議案第65号及び議案第66号一括上程	220
提案理由説明	221
議案第65号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)	227
議案第66号 (質疑,委員会付託)	227
散 会	232
7月24日	
議事日程	234
本日の会議に付した事件	234
出席議員	234
欠席議員	234
地方自治法第121条の規定による出席者	235
職務のため出席した事務局職員	235
開 議	236
会議録署名議員の指名	236
議案第66号 (委員長報告,質疑,討論,表決)	236
議案第67号及び議案第68号一括上程	243
提案説明	243
議案第67号及び議案第68号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)	245
閉議及び閉会	249

平成21年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

- 1.会期 26日間 (5月28日~6月22日)
- 2. 会期日程

月日	曜	区分	会 議 の 内 容
5 月28日	木	本会議	・会期の決定 ・報告第1号,報告第2号及び議案第49号~議案第64号一括上程 (議案説明) ・報告第1号及び報告第2号(質疑) ・議案第49号~議案第55号(質疑,委員会付託省略,討論,表決) ・議案第56号(質疑,委員会付託省略,表決) ・議案第57号~議案第64号(質疑,委員会付託) ・新たに受理した請願及び陳情の上程(委員会付託)
29日	金	休 会	一般質問の通告限 (12時)
30日	土	"	
31日	日	"	
6月1日	月	"	
2日	火	"	
3日	水	"	総務委員会(10時開会)
4日	木	"	文教厚生委員会(10時開会)
5日	金	"	産業経済委員会(10時開会)
6日	土	"	
7日	日	"	
8日	月	"	建設水道委員会(10時開会)
9日	火	"	
10日	水	"	

11日	木	休 会	
12日	金	"	
13日	土	"	
14日	日	"	
15日	月	本会議	・一般質問
16日	火	"	・一般質問
17日	水	"	・一般質問 産業経済委員会 (13時50分開会)
18日	木	休 会	委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)
19日	金	"	
20日	土	"	
21日	日	"	
22日	月	本会議	・議案第57号~議案第64号(委員長報告,質疑,討論,表決) ・審査を終了した請願(委員長報告,質疑,討論,表決) ・閉会中の継続審査について(請願第1号・第3号,陳情第1号・第2号) ・意見書案第1号及び意見書案第2号 (説明・質疑・委員会付託等省略,表決) ・決議案第1号(説明・質疑・委員会付託等省略,表決) ・議員派遣の件 ・農業委員会委員の推薦について ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第2回指宿市議会定例会会議録

平成21年5月28日午前10時 開議

1.	議事日程		
	日程第1	会議録署名詞	議員の指名
	日程第2	会期の決定	
	日程第3	報告第1号	平成20年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい
			τ
	日程第4	報告第2号	平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算
			書の報告について
	日程第5	議案第49号	平成20年度指宿市一般会計補正予算 (第7号) の専決処分の承
			認を求めることについて
	日程第6	議案第50号	平成20年度指宿市老人保健特別会計補正予算 (第3号) の専決
			処分の承認を求めることについて
	日程第7	議案第51号	指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
			ることについて
	日程第8	議案第52号	指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
			を求めることについて
	日程第9	議案第53号	指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の
			承認を求めることについて
	日程第10	議案第54号	平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第2号) の専決処分の承
			認を求めることについて
	日程第11	議案第55号	指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について
	日程第12	議案第56号	人権擁護委員候補者の推薦について
	日程第13	議案第57号	指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
	日程第14	議案第58号	指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につ
			いて
	日程第15	議案第59号	指宿市立山川小学校図書等購入基金条例の廃止について
	日程第16	議案第60号	指宿市ヘルシービレッジ宿泊施設条例の廃止について
	日程第17	議案第61号	指宿市ヘルシーランド条例の一部改正について
	日程第18	議案第62号	平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第3号) について
	日程第19	議案第63号	平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算 (第1号) につい

て

日程第20 議案第64号 平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算 (第1号) につい

て

日程第21 新たに受理した請願及び陳情の上程 (請願第2号, 請願第3号及び陳情第2号)

1. 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	下柳田	賢次	2番議員	中	村	洋	幸
3番議員	東	伸 行	4番議員	竹	Щ	隆	志
5番議員	松下	喜久雄	6番議員	濵	﨑	里	志
7番議員	前 田	猛	8番議員	横	Щ		豊
9番議員	下川床	泉	10番議員	前	原	六	則
11番議員	岩崎	亥三郎	12番議員	褔	永	德	郎
13番議員	吉 村	重 則	14番議員	髙	橋	Ξ	樹
15番議員	前之園	正 和	16番議員	大	保	Ξ	郎
17番議員	新川床	金 春	18番議員	高	田	チョ	子
19番議員	物 袋	昭 弘	20番議員	田	中	健	_
21番議員	木 原	繁 昭	22番議員	新宮	言領		進
23番議員	小田口	郁 雄	24番議員	六反	氢園		弘
25番議員	森	時 徳	26番議員	新	村	隆	男

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市	長	田原	迫		要	副	Ħ	5	長	鶴	窪	吉	英
教 育	長	田	中	民	也	総	務	部	長	秋	元		剛
市民生活部	長	新	村	光	司	健	康福	祉部	長	田	代	秀	敏
産業振興部	長	井	元	清川	刨	建	設	部	長	吉	永	哲	郎
教 育 部	長	屋	代	和	雄	Щ	川支	5 所	長	岩	﨑	三日	-夫
開聞支所	長	吉	井	敏	和	総	務	課	長	渡	瀬	貴	久
人事秘書課	長	邉	見	重	英	企	画	課	長	髙	野	重	夫
財 政 課	長	富	永	信	_	市	民協	働 課	長	上	村	公	徳

長寿介護課長 迫田福幸 農政課長 浜田 淳 建設監理課長 石口一行 水道課長大道武雄

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 増元順一 主幹兼調査管理係長 上 田 薫 議事係主査 宮 﨑 勝 広 議事係主査 濵 上 和 也

次長兼議事係長 福山 一幸

午前10時00分 開議

開会及び開議

議長 (新宮領進) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成 21年第2回指宿市議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長 (新宮領進) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において木原繁昭議員及び 小田口郁雄議員を指名いたします。

会期の決定

議長 (新宮領進) 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月22日までの26日間といたしたいと 思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月22日までの26日間と決定いたしました。

報告第1号~議案第56号一括上程

議長(新宮領進) 次は、日程第3、報告第1号、平成20年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第12、議案第56号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの10議案を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長 (田原迫要) おはようございます。今次,第2回指宿市議会定例会に上程いたしました 案件は、繰越明許費に係る報告案件2件、補正予算の専決処分の承認を求める案件3件、条例 の専決処分の承認を求める案件3件、人事に関する案件1件、指宿市過疎地域自立促進計画の 一部変更に関する案件1件、条例に関する案件5件、補正予算に関する案件3件の計18件であ ります。

まず、報告第1号、平成20年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第2号、平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本案は、平成20年度指宿市一般会計補正予算(第5号)及び(第6号)において、また、平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)において、繰越明許費を計上し

ておりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本年5月31日までに繰越計算書を調整し、これを報告するものであります。

次は、議案第49号、平成20年度指宿市一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて及び議案第50号、平成20年度指宿市老人保健特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについての2議案であります。

本案は、平成21年3月31日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第51号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び議案第52号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて並びに議案第53号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての3議案であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成21年3月31日に公布されたことに伴い、同日付けをもって、地方自治法第179条第1項の規定により、3条例の所要の改正を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次は,議案第54号,平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第2号)の専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、平成21年4月1日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいた しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第55号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

本案は、平成21年5月1日に行われた人事院勧告の趣旨に基づき、本年6月に支給する市職員の期末手当及び勤勉手当の額並びに特定任期付職員、特別職の職員、教育長及び議会議員の期末手当の額を暫定的に減額する措置を講ずるため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、関係各部長に説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第56号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、山川地区の現委員であります坂口孝男氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに吉村吉弘氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日は、お示しのとおりでございます。同氏は、平成20年3月に指宿広域市町村圏組合を事務局長として定年退職され、地域の実情に精通されており、永年にわたり青少年活動にも取り組まれていることから、当該委員候補者として適任者であると思っております。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

総務部長(秋元剛) それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説

明を申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、報告第1号、平成20年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

2ページをお開きください。繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので、割愛させていただき、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業についてご説明申し上げます。

まず、3行目でありますが、款2総務費、項1総務管理費、事業名、定額給付金給付事業につきましては、年度内に定額給付金のお知らせ及び申請書の提出を周知するため、3月30日に関係書類を送付したことにより、郵便料等が支出増になったことに伴う減額であります。次に、中ほどでありますが、款3民生費、項2児童福祉費、事業名、子育て応援特別手当支給事業につきましては、平成20年度事業分に係る国の翌債承認確定通知の中で一部未承認となり、その額を平成21年度事業分として予算措置することから、平成20年度事業分に係る補助金が執行残となったことに伴う減額であります。

次に、一番下の行でございますが、款7土木費、項2道路橋りょう費、事業名、新設改良事業費につきましては、工事入札執行により、工事請負費の事業費が確定したことに伴う減額であります。

3ページをお開きください。1行目でありますが、款7土木費、項2道路橋りょう費、事業名、地方道路交付金事業につきましては、市道宮ケ浜吹越線に係る平成20年度事業分の用地費及び補償費の千円未満の端数整理に伴う減額であります。

次は、中ほどでありますが、款7土木費、項5都市計画費、事業名、湊土地区画整理事業に つきましては、3月下旬の大雨による道路維持管理のため、委託料が支出増になったことに 伴う減額であります。

次の行の,款7土木費,項5都市計画費,事業名,十町土地区画整理事業につきましては, 平成20年度において補償交渉が成立したことにより,補償費が支出増になったことに伴う減額であります。

次は,7ページをお開きください。

議案第49号,平成20年度指宿市一般会計補正予算 (第7号) の専決処分の承認を求めることについてであります。

平成20年度補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ2,981万7千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を210億5,243万2千円にしたものであります。

第2条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、5ページの第2表地方 債補正でお示ししておりますが、事業費の確定に伴い限度額を変更したものであります。 それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、12ページをお開きください。

款3民生費,項1社会福祉費,目7老人保健総務費,2,981万7千円の補正につきましては, 老人保健特別会計におきまして,平成20年度の医療給付費に対する支払基金交付金及び国庫 支出金等の概算受入額に不足が見込まれたもので,歳入の補てんとして,一般会計から老人 保健特別会計へ繰り出したものであります。

款5農林水産業費,項1農業費,目6農地費及び款7土木費,項4港湾費,目1港湾建設費の補 正につきましては、地方債の金額が確定したことによります財源の組替えであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款18繰入金,項2基金繰入金,目1財政調整基金繰入金2,771万7千円の補正につきましては、 今回の補正予算の財源として財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債,項1市債,目3農林水産業債50万円,同じく目4土木債160万円の補正につきましては、節区分欄及び説明欄にお示しのとおりであります。

次は、提出議案の30ページをお開きください。

議案第54号,平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第2号) の専決処分の承認を求めることについてであります。

平成21年度指宿市一般会計補正予算書第2号の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1,011万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を195億776万6千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

款3民生費,項2児童福祉費,目5子育て応援特別手当支給事業費118万8千円の補正につきましては,子育て応援特別手当に係る支給事業費2,340万円の全額を繰越明許費として,平成20年度予算で計上しておりましたが,国の翌債承認が2,221万2千円で確定したことから,未承認となった差引額の118万8千円について,支給事務に支障を来さないよう,国の平成21年度追加事業分として,速やかに予算措置を行う必要があったことから計上したものであります。

款10災害復旧費,項1農林水産施設災害復旧費,目1現年単独災害復旧費862万4千円の補正につきましては、去る3月22日の豪雨により、農道15か所、農地1か所、水路等21か所で法面崩壊等の災害が発生し、速やかな災害復旧が必要となったことから、その復旧費を計上したものであります。

項2土木施設災害復旧費,目1現年単独災害復旧費30万円の補正につきましては,同じく3月22日の豪雨により,観音崎公園及び小田墓地公園内で法面崩壊が発生し,速やかな災害復旧が必要となったことから,その復旧費を計上したものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款14国庫支出金,項2国庫補助金,目2民生費国庫補助金118万8千円の補正につきましては, 平成21年度支給事業費分に係る,子育て応援特別手当交付金事業費の国庫補助金であります。 款18繰入金,項2基金繰入金,目1財政調整基金繰入金892万4千円の補正につきましては, 今回の補正予算の財源として、財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の32ページをお開きください。

議案第55号,指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

本案は、平成21年5月1日に行われた人事院勧告の趣旨に基づき、平成21年6月に支給する 指宿市職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員の期末手当の額を暫定的に減額す るとともに、職員に準じ、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当についても暫定的 に減額をするため、関係条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げますので、33ページをお開きください。指宿市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例として、指宿市職員の給与に関する条例のほか、関係条例4件を改正することとしております。

まず、第1条では、指宿市職員の給与に関する条例の附則第11項において、平成21年6月に支給する一般職員の期末手当の支給率100分の140を100分の125に、勤勉手当の支給率100分の75を100分の70に、特定幹部職員の期末手当の支給率100分の120を100分の110に、勤勉手当の支給率100分の95を100分の85に、再任用職員のうち、一般職員の期末手当の支給率100分の75を100分の70に、勤勉手当の支給率100分の35を100分の30に、再任用職員のうち、特定幹部職員の期末手当の支給率100分の65を100分の60に、勤勉手当の支給率100分の45を100分の40に改めるなど、一般職員等の期末手当及び勤勉手当について、合計で100分の20又は100分の10の支給額を暫定的に減額しようとするものであります。

次に、第2条では、指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の附則第2項において、一般職員の任期付職員のうち、特定任期付職員の平成21年6月に支給する期末手当の支給率100分の160を100分の145に改め、100分の15の支給額を暫定的に減額しようとするものであります。

次に,第3条では,指宿市特別職の職員の給与に関する条例の附則第5項において,市長,副市長の平成21年6月に支給する期末手当の支給率100分の160を100分の145に改め,100分の15の支給額を暫定的に減額しようとするものであります。

次に、第4条では、指宿市教育長の給与等に関する条例の附則第5項において、教育長の平成21年6月に支給する期末手当の支給率100分の160を100分の145に改め、100分の15の支給額を暫定的に減額しようとするものであります。

次に,第5条では,指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の附則第2項に おいて,議会議員の平成21年6月に支給する期末手当の支給率100分の160を100分の145に改 め、100分の15の支給額を暫定的に減額しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は平成21年6月1日から施行することとしております。

以上で,追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し 上げます。

市民生活部長 (新村光司) それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の11ページをお開きください。

まず、議案第51号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること についてであります。

13ページをお開きください。第1条における改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。1点目は、個人住民税についての改正であります。個人住民税における住宅ローン特別控除の創設が行われております。平成21年分以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用者で、平成21年から25年までの入居者のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額、市民税分は最高5万8,500円を控除するものであります。

次は、金融証券税制に関する改正で、上場株式等の譲渡益、配当に係る軽減税率は、平成20年末をもって廃止する予定のものを、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間、延長しようとする改正であります。

2点目は、固定資産税に関する改正であります。土地の負担調整措置に関する改正で、平成21年度評価替えにあたり、平成18年度から平成20年度まで行ってきた土地の負担調整を平成21年度から平成23年度まで継続する改正であります。

次に、土地評価の据置き年度におきまして、土地評価額を平成22年度、23年度においても、 継続して下落修正ができる特例措置の改正であります。

次は、18ページをお開きください。第2条における改正につきましては、平成20年度に創設された、認定長期優良住宅の申告に関する条項の創設であります。第3条における改正につきましては、平成20年度改正いたしました、附則、施行期日等の所要を平成21年度金融証券税制等の改正に伴い改正をするものであります。

次は,22ページをお開きください。

議案第52号,指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること についてであります。

今回の改正は、固定資産税の改正に伴う、負担調整等の期限延長の改正及び地方税法附則 第15条、固定資産税等の課税標準の特例の条項削除等による条項移動による改正であります。 次は、25ページをお開きください。 議案第53号,指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める ことについてであります。

今回の改正につきましては、まず、2割軽減の対象となる納税義務者の要件の条項削除に 伴い、一律軽減の対象とする改正であります。

次に、介護納付金に係る課税限度額を現行の9万円から10万円に改める改正であります。

最後に、金融証券税制の改正に伴い、上場株式等に係る国民健康保険税の課税の特例の条項の創設であります。

以上で,追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上 げます。

健康福祉部長 (田代秀敏) それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の9ページをお開きください。

議案第50号,平成20年度指宿市老人保健特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を 求めることについてでございます。

平成21年3月31日に専決処分させていただきました主な理由は、歳入において支払基金交付金及び国庫支出金の概算受入額が不足し、平成20年度分の支払いに支障を来たすことから、一般会計からの繰入金により対応する必要が生じたものでございます。

それでは、補正の内容につきましてご説明いたしますので、平成20年度補正予算書の13ページをお開きください。

補正の内容は、現計予算の歳入総額に変更はございませんが、歳入予算の組替えをするものでございます。

それでは、歳入についてご説明いたしますので、20ページをお開きください。

款1支払基金交付金,項1支払基金交付金,目1医療費交付金992万円の減額補正につきましては、社会保険診療報酬支払基金の現年度分の交付決定に伴い減額したものであります。

款2国庫支出金,項1国庫負担金,目1医療諸費国庫負担金1,960万4千円の減額補正につきましては,現年度分の交付決定に伴う追加交付額が11.2%と調整されたことにより減額したものでございます。

款3県支出金,項1県負担金,目1医療諸費県負担金91万4千円の減額補正につきましては, 現年度分の交付決定に伴い減額したものでございます。

款4繰入金,項1一般会計繰入金,目1一般会計繰入金2,981万7千円の補正につきましては、 今回の補正の財源として、一般会計からの繰入金で調整したものであります。

款6諸収入,項3雑入,目2返納金62万1千円の補正は,収入見込額の増に伴い増額したものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたし

ます。

建設部長 (吉永哲郎) それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご 説明申し上げます。

提出議案の5ページをお開きください。

報告第2号,平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

6ページをお開きください。繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので、割愛させていただき、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業についてご説明申し上げます。

款2事業費,項2維持管理費,事業名,公共下水道事業整備事業につきましては,国庫補助 事業費に係る国庫補助金が確定したことに伴う減額であります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分 再開 午前10時43分

議長(新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第1号及び報告第2号(質疑)

議長 (新宮領進) これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について、質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次は、報告第2号について、質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

議案第49号~議案第55号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)

議長 (新宮領進) 次に、議案第49号から議案第55号までの7議案について質疑に入ります。 質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

15番議員(前之園正和) 議案第55号,指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正につい

て伺います。

本条例の中には、市職員に係る条例、任期付職員、特別職の職員、教育長、そして議員へのそれぞれに係る条例の一部改正が、一括の条例として出ているわけですが、これは一括にした理由は何なのか伺います。

次に、市職員、任期付職員、特別職の職員、教育長、並びに議員への影響額についてですが、それぞれ何名で幾らの影響額ということになるのか。合計では幾らになるのか伺います。 それから、減額によって、結局は、本市の経済にマイナスの影響を与えることになると思うわけですが、その点をどのように考えるか伺います。

次に、市の職員組合との協議の状況について、どのようになっているのか、以上伺います。 総務部長(秋元剛) お答えをさせていただきます。

まず、1点目のなぜ一括条例にしたかということでございますが、条例の改正の方法として、それぞれの条例で条例ごとに改正する手法と、それから、1本の条例で改正の原因を一つにする場合、1本の条例でまとめて条例を改正する方法との手法的なものとして二つございます。今回の場合は、それぞれ期末手当、勤勉手当、いずれも共通する事項を原因としての改正でございましたので、関係する条例について一括で条例改正をしたものであります。

それから、影響額と合計についてということでございますが、凍結により減額をする期末 手当、勤勉手当についてのみの額で申し上げますと、まず、一般職員470名で3,627万1千円、 それから、市長、副市長、教育長でございますが3名で35万3千円、それから、議員の皆さん の分でございますが、26名で123万8千円、合計で499名で3,786万2千円を見込んでいるとこ ろでございます。

それから、本市の経済への影響ということでございますが、当然、6月の期末手当、勤勉 手当等を、先程申し上げました額について凍結をしていくわけですから、これにつきまして は、個人消費に関係をしてくるもの、したがいまして、指宿市の経済については少なからず も影響を与えるだろうというふうに思っております。しかし、私どもの市の職員の給与水準 というものは、地方公務員法の趣旨に基づき、国家公務員の人勧に準拠し、あるいは他市と の均衡との関係で、今回の措置を行うものであるということでご理解をいただきたい、その ように思います。

それから、職員団体との協議の状況ということでございますが、5月の15日に職員団体とも協議をいたしまして、現在の経済の状況、あるいは他市の状況、あるいは市の財政の状況等々、ご理解をいただいて、今回の措置を行うことについて合意をいただいているところでございます。

15番議員(前之園正和) 市職員組合とは協議の上、合意を得ているということでありましたが、それはそれとして伺っておきます。後、幾つか伺いますが、一括に、1本の条例にしたことについては二つの方法があるという元で、共通する事項に基づいてのことだったので

ということでしたが、例えば、一般の市職員の給料、特別職の給料、報酬、呼び名はいろいるありますけれども、比べる場合に、いろいろ捉え方が違うと思うんですよね。ですから、市長以下、一定の減額をやったりするわけですが、市職員についてどうするか、特別職についてどうするかということは、個別に考えられているからこそ、そういう事態が発生しているんだと思うんですが、ですから、減額するということにしても、それぞれ別々のものとして出す方が良いのではないかという気がするのですが、その点についてはどのように考えるか伺います。

それから、影響額については数字が示されました。499名、全部でですね、3,786万2千円ということでありましたが、少なからぬ影響があるということでした。そこで伺いますが、民間企業において下がってきているので、公務員も下げようではないかというのが大きな発想に流れてると思うんですが、逆に、今回、市職員なりを下げることによって、民間の企業への影響、つまり、民間企業の労働条件なりを切り下げる口実にされるのではないかということが、逆に心配されるんですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

それから、市の経済にマイナスの影響を与えるということでありました。先だってですね、国の方針ではありましたけれども、定額給付金ということで、一人1万2千円、プラス8千円も含めてですけれども、これはいわゆる、ばらまきという批判も多くあったわけですけれども、これは経済効果が高めるんだということでやられたわけです。そのつけは、将来の消費税を上げるということがセットにされているのではないかと見られるわけですけども、片方では、経済効果を拡大するということで先取りの国民の税金を担保にしてですね、定額給付金をする。そして今回はこういうことで、逆のマイナス効果を、経済効果を与えるようなことをするということになるんですが、いわゆる、相対的に考えるとですね、政府の選挙政略と言いましょうか、そういうことが見え隠れする、そしてまた結局は、その影響を受けるのは国民であり、市職員を含めてですね、そういうことになっているんではないかというふうに思うわけですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。そのことと関連しますけども、家計の応援して、内需を拡大する、内需主導の経済にしていくことこそが経済を立て直す道になるのではないかと思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

総務部長(秋元剛) 条例の改正について、個別に考えるべきではないかという議員のご指摘でございますが、私どもとしては、当初申し上げましたとおり、期末手当、勤勉手当、これの改正ということ、それから、人事院勧告に準拠した形の中で改正を行う必要がある。それから、国においても国会議員も含め、改定の方向にあるということ等を踏まえれば、1本の条例として改正することが適切であろうというふうに思っております。

それから、民間企業に反映されるのではないかと、つまり、市職員の期末手当、勤勉手当 を下げることによって、民間企業への影響があるのではないかということでございますが、 私どもといたしましては、これまで市職員の給与等の引き下げ、あるいは賞与等の引き下げ等があったかと思いますが、それらについて民間企業で引き下げがあったというような事実というのは確認をいたしておりません。いずれにいたしましても、厳しい経済状況の中で、人事院が調査をした結果として、民間の夏期の賞与が減額をしているということであれば、人事院の役割というのは、限りなく民間と比較の中で制度を構築していくということでございますので、私どもは、これを参考にして、市の給与の水準というものを構築してまいりたいというふうに思います。

それから、定額給付金等の部分、それから、今回の期末手当、勤勉手当の凍結、減額の問題等、国策についての考え方を問われたと、私はそのように思いますが、国策については、私の方からどうこう言える立場にはございませんので、その点については差し控えさせていただきたいと思います。ただ、国策の是非はそれぞれあろうかと思いますけれども、定額給付金につきましては、当然、給付をされる額でありますから、地方といたしましてはこれを活用する、そして、活用して市内の個人消費の刺激策とするということは当たり前の話でしょうし、また、人事院勧告の、この給与、期末手当、勤勉手当の削減につきましても、同じように、国の民間給与の状況等を反映したものであるとすれば、私どもとしては、それに基づいて改正をしていくというのが筋であろうというふうに思います。

それから、内需の観点でございますが、当然、日本の経済にしても、県内の経済にしても、 あるいは市内の経済にしても、個人の消費、これが大きな役割を持っているという認識は持っ ております。

15番議員(前之園正和) 人事院の勧告に基づいてと、そしてまた、人事院はそれなりのサンプリング調査もしてということになっているわけですけれども、公務員のいわゆる夏のボーナスについては、その年の7月までの1年間の民間企業実態調査に基づく人事院勧告で決められてきたわけであります。繰り返しますと、夏のボーナスは、7月までの1年間の調査ということであるわけですが、今回について言えば、人事院はこのルールを破って4月に臨時調査を実施したわけであります。しかも通常では1万1千企業を対面調査するのに、1万1千企業の対面調査なんですが、今回は2,700社を対象にした郵送による調査だけということであります。サンプル数が少ない、しかもボーナスを決定した企業は、その中の1割しか過ぎないという状況であります。人事院の総裁自身が全体を反映したかと言えばそうではない。あるいは、多くの方に何らかの影響を与えると、民間を含めてですね、いうふうに言っているわけですが、本来なら、7月までの1年間調査なのに、今回は、それを破っての4月時点での調査、1万1千件調査を、これまで対面でやってきたのに2,700社に限っての郵送調査という人事院のやり方についてですね、これは人事院だからそれに従ったということでありますけれども、人事院のやり方についての認識と言いましょうか、それはどのようにお持ちか、市長に最後に伺います。

市長(田原迫要) 夏期の、いわゆるボーナスについての対応ですが、確かに、人事院が今回、 サンプル数、ちょっと少ないかも分かりませんが、ただ、私は、百年に一度の景気悪化の時 期と言われてますし、世界的に非常に景気が低迷する中で、人事院としてもタイムリーにこ れらを調査していくことは必要だろうと思います。したがって、従来の方式ではなくて、こ のような火急の時に調査を早めてやったと、サンプリング数についても2,700ですか、2,700 社で、データ的にはある程度正確なデータが出るのではないかというふうに思いますし、ま た、一方で、今回、公務員を中心にこのような勧告が行われたわけでありますけれども、一 方では、議員からもありましたように定額給付金7億5,000万円が、指宿の場合ですが、給付 されたわけでありますし、また、その中で、地域の経済を何とか盛り上げようというような ことで、市としましても3,000万円の補助金と言いますか、それを準備して、プレミアム商 品券を3億円発行いたしております。今のところ順調にそれも売れて、皆さんがご利用いた だいているようでありますけれども、これらを相対的に考えると、本市の経済に与える影響 は、それ程大きいものではないと、私は考えてますし、むしろ、定額給付金等の活用によっ て、こういう不況の時期ですので、地域経済には、それなりの活力を与えているのではない か、このような不況の中で、公務にあるものが民間との比較の中で、このような対応をする のは、対応はしていくべくだと考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思い ます。

議長 (新宮領進) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第55号までの7議案は、委員会付託を 省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第55号までの7議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので,発言を許可いたします。

前之園正和議員。

15番議員(前之園正和) 議案第53号について,反対の討論を行います。

国保税条例の一部改正についての専決処分分でありますが、改正に中に、国民健康保健税

の介護納付金に係る課税限度額を現行9万円から10万円に引き上げるというものが含まれております。今回の引き上げによりまして、国保税の限度額は、医療費分が47万、後期高齢者への支援分が12万、介護分が10万円で、トータル69万円になろうかと思います。限度額にあたる方々の所得についてですが、必ずしも桁はずれの高額所得者というわけではありません。また、一般的に限度額が上がれば、その分、全体として税率を下げる方に働くんだということも言われたりするわけですが、しかし、今回の限度額を上げることに伴う税率の引き下げというものがあるわけではありません。以上のようなことを考えれば、被保険者の負担増につながる本議案に反対をいたします。

議長 (新宮領進) 以上で、通告による討論は終了いたしました。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第49号から議案第52号及び議案第54号の5議案について一括採決いたします。 5議案は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第52号及び議案第54号の5議案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第55号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

次に,議案第53号,指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについてを採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (新宮領進) 起立多数であります。

よって、議案第53号は、承認することに決定いたしました。

議案第56号(質疑,委員会付託省略,表決)

議長 (新宮領進) 次に、議案第56号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、同意することに決定をいたしました。

議案第57号~議案第64号一括上程

議長(新宮領進) 次は、日程第13、議案第57号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更についてから、日程第20、議案第64号、平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてまでの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長 (田原迫要) それではご説明申し上げます。

まず、議案第57号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

本案は、指宿市過疎地域自立促進計画の事業内容に変更が生じましたので、同計画を変更しようとするものであります。

次は、議案第58号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正されたことに伴い、 この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第59号、指宿市立山川小学校図書等購入基金条例の廃止についてであります。本案は、寄附金をもって、山川小学校の図書等購入費の財源に充てるための基金を設置していましたが、平成21年度において基金設置の目的を達成いたしましたので、この条例を廃

止しようとするものであります。

次は、議案第60号、指宿市ヘルシービレッジ宿泊施設条例の廃止についてであります。

本案は、施設の老朽化及び利用客のニーズの多様化に伴う利用者の減少傾向により、施設の維持管理に多額の費用が見込まれることなどから、この条例を廃止しようとするものであります。

次は、議案第61号、指宿市ヘルシーランド条例の一部改正についてであります。

本案は、近隣市の類似施設との利用料金の均衡を図った上で、平成22年3月末をもって指定管理期間が満了する施設の指定管理者の公募を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は,議案第62号,平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第3号) についてであります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ6,600万1千円を追加し、予算の総額を195億7,376万7千円 にしようするものであります。

次は,議案第63号,平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算 (第1号) についてであります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ1,662万9千円を追加し、予算の総額を3,924万4千円にしようとするものであります。

次は,議案第64号,平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算 (第1号) についてであります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ168万円を追加し、予算の総額を39億6,661万1千円にしようとするものであります。

なお,詳細につきましては,関係各部長に説明いたさせますので,よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 (秋元剛) それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の36ページをお開きください。

まず、議案第57号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

本案は、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更を行うため、過疎地域自立促進特別措置 法第6条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり ます。過疎計画につきましては、毎年見直しを行った上で、計画の変更については県と協議 を行い、そのたびごとに議会の議決を経て国へ提出することにしております。変更の内容に つきましては、新規の追加分が4件、平成20年度実績による事業量の増減が6件であります。 変更の事業につきましては、平成20年度に実施、若しくは平成21年度の当初予算でご審議を 頂き、計上をしているものであります。

次は、46ページをお開きください。

議案第62号,平成21年度指宿市一般会計補正予算(第3号)についてであります。

平成21年度補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ6,600万1千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を195億7,376万7千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

款2総務費,項1総務管理費,目7企画費673万6千円の補正につきましては,パートナーシップ推進市民会議を設置することに伴う運営事務費として,節8報償費から節12役務費までの26万1千円,緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として実施する,知林ケ島公園景観保全事業の委託費417万5千円,小川区集落センターの空調設備設置について,コミュニティ助成事業の決定があったことに伴う補助金230万円を計上するものであります。

款3民生費,項1社会福祉費,目3老人福祉費871万2千円の補正につきましては,消防法施行令の改正に伴う,小規模福祉施設のスプリンクラー整備事業補助金として,平成21年度に整備する2事業所に対する補助金を計上するものであります。

款5農林水産業費,項1農業費,目5畜産業費787万2千円の補正につきましては,資源リサイクル畜産環境整備事業として,3畜産農家が堆肥舎や豚舎を整備する平成21年度事業費の増額に伴う負担金を増額計上するものであります。

目6農地費240万円の補正につきましては、岡児ケ水地区及び大山地区における農地水路が 土側溝のため、豪雨時に水路閉塞を起こし、農地災害が頻繁に起きていることから、三面側 溝を設置するための委託料を計上するものであります。

款6商工費,項1商工費,目1商工総務費88万6千円の補正につきましては,地方消費者行政活性化支援事業によるレベルアップ事業として,消費生活相談員の研修会参加に係る旅費等,消費者啓発用のチラシの用紙代や,リーフレット印刷に係る需用費,山川・開聞支所の相談窓口開設用のパネルスクリーン購入のための備品購入費を計上するものであります。

目3観光費50万円の補正につきましては、ウォーキングやジョギングとともに、足湯や温浴を取り入れた新しいスポーツとして、7月25日から26日までの2日間にわたり、指宿市で開催されるスパトライアスロン指宿大会に対する事業費補助金を計上するものであります。

次のページの目5公園管理費1,273万7千円の補正につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業として実施する市内の公園や主要観光施設及びその取付け道路並びに市道の路傍への花木植栽推進事業に係る委託料を計上するものであります。

款7土木費,項4港湾費,目1港湾建設費536万5千円の補正につきましては,老朽化した護 岸の補強や遊歩道の整備を行う指宿港海岸整備事業に係る海没民有地の用地取得に係る事務 費及び国・県との事業協議に係る事務費として,節3職員手当等と節9旅費から節13委託料ま での398万円,民間で組織された指宿港海岸保全推進協議会に対する運営補助金として,節1 9負担金補助及び交付金50万円、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として実施する、海没民有地の用地調査業務に係る事業費として、節7賃金の88万5千円を計上するものであります。

款9教育費,項1教育総務費,目3教育振興費1,693万2千円の補正につきましては,平成21年度からメコン5か国の子供たちが参加することとなったアジア国際子ども映画祭INいぶすきに対する文化庁の運営負担金を計上するものであります。

項4高等学校費,目1学校管理費73万円の補正につきましては,本年4月1日の教職員人事異動に係る赴任旅費に不足額が生じたことに伴い,旅費を増額計上するものであります。

項6社会教育費,目6文化財保護費63万1千円の補正につきましては,緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として実施する,南丹波遺跡の出土品整理事業に係る事業費を計上するものであります。

目7社会教育施設費250万円の補正につきましては、文化祭やシルバー美術展等で使用する 展示用パネル等の購入について、コミュニティ助成事業の決定があったことに伴う備品購入 費を計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金787万2千円の補正につきましては、受益者である3畜産農家が負担する資源リサイクル畜産環境整備事業分担金を計上するものであります。

款14国庫支出金,項2国庫補助金,目2民生費国庫補助金871万2千円の補正につきましては,小規模福祉施設として2事業所が整備するスプリンクラー整備事業費に係る国庫補助金を計上するものであります。

款15県支出金,項2県補助金,目1総務費県補助金から目7教育費県補助金までの合計569万円の補正につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費に係る県補助金を計上するものであります。

目8商工費県補助金1,362万3千円の補正につきましては、説明欄にお示しのとおり、ふる さと雇用再生特別基金事業費及び地方消費者行政活性化交付金事業に係る県補助金を計上す るものであります。

款18繰入金,項1特別会計繰入金,目1老人保健特別会計繰入金1,649万5千円の補正につきましては、平成20年度分の老人医療費の精算により、過不足額となっていた老人医療費交付金等が平成21年度に過年度分として精算交付されることから、一般会計への繰戻しを計上するものであります。

項2基金繰入金,目1財政調整基金繰入金812万4千円の減額補正につきましては、今回の補 正予算の財源措置として財政調整基金への繰戻しを計上するものであります。

款20諸収入,項4雑入,目1雑入2,173万3千円の補正につきましては,コミュニティ助成事業費として480万円,文化芸術による創造のまち支援事業費として,アジア国際子ども映画

祭INいぶすきに対する文化庁の事業費負担金1,693万2千円,今議会に上程しております, 指宿市立山川小学校図書等購入基金条例の廃止に伴う同基金処分金1千円を計上するもので あります。

以上で,追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し あげます。

健康福祉部長 (田代秀敏) それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の38ページをお開きください。

まず、議案第58号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、児童福祉法の一部改正により、虐待を受けた子供等に対する家庭的環境における 養護の充実を図るため、社会福祉事業を行う者による小規模住居型児童養育事業が新設され たことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、 小規模住居型児童養育事業を行う者は、別途、当該事業の委託料として支払われる金額の中 に医療費相当分が含まれていることから、小規模住居型児童養育事業を行う者を医療費助成 の対象外としようとするものであります。なお、附則において、この条例の施行日は公布の 日から施行するとともに、平成21年4月1日以降の診療による医療費について適用することと しております。

次は,47ページをお開きください。

議案第63号,平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてであります。 平成21年度補正予算書の13ページをお開きください。補正の内容は,第1条で歳入・歳出 予算の総額に,歳入・歳出それぞれ1,662万9千円を追加し,歳入・歳出予算の総額を3,924 万4千円にするものであります。

補正の理由は、平成20年度老人医療費の精算見込みに伴い、国庫支出金及び県支出金の過年度分に係る追加交付が見込まれること、また、社会保険診療報酬支払基金交付金等の償還及び一般会計への繰出しを行うものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、22ページをお開きください。

款3諸支出金,項1償還金,目1償還金13万4千円の補正は,平成20年度老人医療費の精算見込みに伴う,社会保険診療報酬支払基金交付金償還金及び審査支払手数料交付金償還金であります。

項2繰出金,目1一般会計繰出金1,649万5千円は,平成20年度老人医療費の精算見込みに伴う一般会計への繰出金であります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、21ページをお開きください。

款2国庫支出金,項1国庫負担金,目1医療諸費国庫負担金1,649万3千円の補正につきましては,説明欄にお示しのとおり,過年度分の追加交付の見込額を計上したものであります。

款3県支出金,項1県負担金,目1医療諸費県負担金13万6千円の補正は,説明欄にお示しのとおり,過年度分の追加交付の見込額を計上したものであります。

次は、提出議案の48ページをお開きください。

議案第64号,平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。 平成21年度の補正予算書の23ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ168万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を39億6,661万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、32ページをお開きください。

款1総務費,項1総務管理費,目1一般管理費168万円の補正につきましては,第4期介護保険料の介護報酬改定に伴う上昇分の軽減措置等の周知用ガイドブックを作成する費用であります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、31ページをお開きください。

款7繰入金,項2基金繰入金,目2介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金168万円につきましては、今回の補正の財源として基金からの繰入れを行なうものであります。

以上で,追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

産業振興部長 (井元清八郎) それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、 追加してご説明申し上げます。

提出議案の42ページをお開きください。

まず、議案第60号、指宿市ヘルシービレッジ宿泊施設条例の廃止についてであります。

本案は、利用客のニーズの多様化に伴う利用者が減少傾向にあったこと、また、築17年が 経過したことに伴う施設の改修及び維持管理に多額の費用が見込まれることなどから、この 条例を廃止しようとするものであります。

次は,44ページをお開きください。

議案第61号、指宿市ヘルシーランド条例の一部改正についてであります。

本案は、近隣市の類似施設との利用料金の均衡を図った上で、平成22年3月末をもって指定管理期間が満了する施設の指定管理者の公募を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の内容は、大浴場の大人の利用料金300円を330円に、同回数券大人11枚綴り3千円を3,300円に、年間フリーパス券大浴場・温水プールの大人の利用料金2万2千円を2万7千円に、同子供の利用料金1万円を1万2千円に、年間フリーパス券大浴場・温水プール・トレーニングルームの大人の利用料金2万4千円を3万円に、半年間フリーパス券

大浴場・温水プールの大人の利用料金1万2千円を1万5千円に、同子供の利用料金6千円を7千円に、半年間フリーパス券大浴場・温水プール・トレーニングルームの大人の利用料金1万3千円を1万6千円にしようとするものであります。

以上で,追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上 げます。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分 再開 午前11時29分

議長(新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号~議案第64号 (質疑,委員会付託)

議長(新宮領進) これより、質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号を除く7議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第62号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

新たに受理した請願2件及び陳情1件上程

議長(新宮領進) 次は、日程第21、新たに受理した請願2件及び陳情1件を議題といたします。 請願2件及び陳情1件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、各 常任委員会に付託いたします。いずれも休会中審査を終了されますようお願いをいたします。

散会

議長 (新宮領進) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議員木原繁昭

議員 小田口 郁 雄

第2回指宿市議会定例会会議録

平成21年6月15日午前10時 開議

1. 議事日程		
日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
		-
1. 本日の会議に	付した事件	
議事日程の	とおり	
		-
1. 出席議員		
1番議員	下柳田 賢 次 2番議員	中村洋幸
3番議員	東 伸 行 5番議員	松下喜久雄
6番議員	演 﨑 里 志 7 番議 員	前 田 猛
8番議員	横 山 豊 9番議員	下川床 泉
10番議員	前 原 六 則 11番議員	岩 﨑 亥三郎
12番議員	福 永 德 郎 13番議員	吉 村 重 則
14番議員	髙 橋 三 樹 15番議員	前之園 正 和
16番議員	大 保 三 郎 17番議員	新川床 金 春
18番議員	高 田 チヨ子 19番議員	物 袋 昭 弘
20番議員	田 中 健 一 21番議員	木 原 繁 昭
22番議員	新宮領 進 23番議員	小田口 郁 雄
24番議員	六反園 弘 25番議員	森 時徳
26番議員	新 村 隆 男	
		-
1. 欠席議員		
4番議員	竹山隆志	
		-
1. 地方自治法第	121条の規定による出席者	
市長	田原迫 要 副 市 長	鶴窪吉英
教 育 長	田中民也総務部長	秋 元 剛
市民生活部長	新村光司 健康福祉部長	田代秀敏

産業振興部長 井 元 清八郎 屋代和雄 教育 部長 開聞支所長 吉井敏和 邉 見 重 英 人事秘書課長 廣 森 敏 幸 行政改革推進室長 上 村 公 徳 市民協働課長 上西園 耕 吉 環境政策課長 農政課長 浜 田 淳 観 光 課 長 大岩本 稔 社会教育課長 大 浦 誠 唐船峡そうめん流し副支配人 下吉耕 一

建設部長 吉 永 哲 郎 山川支所長 岩 﨑 三千夫 総務課長 渡 瀬 貴 久 企 画 課 長 髙野 重夫 財政課長 富永信一 税 務 課 長 濵 田 悟 長寿介護課長 迫 田 福 幸 商工水産課長 野口義幸 建設監理課長 石口一行 水道課長大道武雄

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 増 元 順 一 主幹兼調査管理係長 上 田 薫 議 事 係 主 査 濵 上 和 也

次長兼議事係長 福山 一幸議事係主査 宮崎勝広

開 議

議長 (新宮領進) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(新宮領進) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において六反園弘議員及び 新村隆男議員を指名いたします。

一般質問

議長 (新宮領進) 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、中村洋幸議員。

2 番議員 (中村洋幸) おはようございます。今回もくじ運が良くてですね、トップバッター を務めさせていただきます中村でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、早速、質問に入らせていただきます。

まず、第1点目の鰻池飲料水の汚染について質問いたします。山川地域の成川、福元、町区の市民、そして大山、小川区の一部市民は、鰻池の水を成川の小雁渡浄水場でろ過し、水道水として利用しております。私たちの生活に欠かすことのできない命の水でありますが、今年3月初めごろから異臭を伴った濁り水が供給されました。配水池が整備されている福元、町区は配水池の滞留時間があり、配水池の底に不純物が沈殿することから、濁りはさほど感じなかったのではないかと思います。現在は、課長以下、水道課職員が日夜懸命に応急措置に取り組んでいただき、ほぼ安定した水が供給されているようでありますが、汚染の原因は何だったのか。また、今後も発生する可能性があるのかお伺いいたします。

次に、不快害虫ヤンバルトサカ対策について質問をいたします。昨年、成川公園周辺においてヤンバルトサカヤスデの大量発生が確認され、昨年は担当課職員の協力をいただき、成川区長をはじめ、集落長、住民の協力で、集落内のまん延対策に取り組んできたところであります。ヤスデは世界で約8千種類、日本で250種類が知られているようでありますが、平成11年には南九州市の頴娃、知覧地域でヤンバルトサカヤスデが発生し、平成14年には山川地域でということで、県の方の報告がありますが、この山川地域はヤケヤスデではなかったのかなと思います。平成15年には枕崎市で、平成17年には旧指宿市でヤンバルトサカヤスデが発生しているようであります。ヤスデは触ると刺激臭のある有害物質の体液を分泌し、皮膚につくとひりひりと痛みを感じ、人によっては水疱になることもあり、目に入ると結膜炎や角膜炎を起こすこともあるようである。県のホームページでは、ヤンバルトサカヤスデは外

界から刺激を受けると青酸ガスを含むガスを発生すると言われており、焼いたり、熱湯を掛けるのはやめましょうと紹介されておりますが、どういう生態系の生物なのかお伺いをいたします。

最後に、4月10日にオープンし、2か月が経過いたしました活お海道の運営状況についてお 伺いをいたします。この施設は、山川地域の振興活性化、農家、漁家の所得向上、鰹節等の 製造業の販路拡大、合併後の均衡ある発展、農山漁村と都市との交流促進など、八つの目指 すべき具体的方向性を示しての事業であります。合併により山川支所職員も減る中で、地域 の交流人口を増やす地域活性化のための施設であり、地域としては有り難い施設だと思って おりますが、活お海道だけの反映では、本当に地域が活性化されたとは言えないと私は思います。指宿にはいろんな資源、施設があります。訪れるお客さんが地域全体にどれだけの経済効果をもたらせてくれるか、それが一番大事なことであると思います。活お海道オープン後、いろんな課題も出てきていると思いますが、改善しなければならないところは早急に改善策を講じ、この施設が自立した運営ができ、将来的に市の財政に負担をかけることなく、地域の振興の拠点施設になることを願い1回目の質問を終わります。

市長 (田原迫要) おはようございます。お答えさせていただきます。

まず、鰻池の汚染についてでありますが、今回、水道水の混濁などで、大山、小川、成川地区等の皆様に不安と不快感をおかけいたしました。まずもって、心からお詫びを申し上げます。汚染の原因は何だったのかというご質問でありますが、主な原因は、各地の湖沼、湖とか沼ですね、湖沼や貯水池で普通に見られます植物性プランクトンの一種であります渦鞭毛藻類ペリジニウムが大量に発生したことによるものであります。この大量発生した藻類が、春先の気温の変化によりまして、池の上層部と下層部で湖水循環が生じました。したがいまして、上層部に浮遊していましたこれらのペリジニウム等の毛藻類が、水深20mに設置してありますこの地区の水道の取水口から混入したものと思われます。今後の発生の可能性についてでありますが、これまでの経年変化から見ますと、春から夏にかけて出現する可能性はありますが、頻度的には極めて少ないものと考えております。

ヤンバルトサカヤスデにつきましては、市民生活部長の方から答弁をいたさせます。

活お海道についてでありますが、2か月経過したこの運営状況について、少しだけ報告をさせていただきます。指宿山川港特産市場活お海道の運営状況でありますが、この施設は農家、漁家の所得向上、それから、合併後の各地域の均衡ある発展を実現すべく、山川地域活性化の拠点施設として整備したものであります。施設の整備に当たりましては、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用しました。19年度から本年度までの3か年計画で事業に取り組んでいるところでございます。4月10日の施設オープン以来、約2か月が経過いたしておりますが、運営は地元の山川町漁協に指定管理者として担っていただいており、概ね順調に推移をいたしております。指定管理者は、施設全体の管理を行うとともに、主に近隣

農家,漁家が生産した農林水産物や加工品などの預り販売を行う特産品販売ゾーン,それと, 地域の食材を活かした食事を提供する食堂鶴の港の運営を行っております。一方、施設内に は、これまで山川の漁港で開催されていました朝市を常設化した朝市直売ゾーンもございま す。このゾーンでは、出店者ごとに運営がなされているところでございます。運営状況につ きましては、オープン当初やゴールデンウィークの期間を中心に多くの来場者をお迎えし、 売上げ面でも経営的にも順調に運営されていると考えているところでございます。以上です。 市民生活部長 (新村光司) ヤンバルトサカヤスデの生態系はどういうものかといったお尋ね でございますが、本市でのヤンバルトサカヤスデの確認は、平成17年に指宿スカイライン近 くの資材置き場で確認されたのが最初です。その後、平成19年に指宿地域の高野原地区の一 部で確認され、昨年、山川地域の成川区の3地区で確認されたところでございます。ヤスデ の生態は、1年1世代型で、卵から幼虫、そして亜成体、成体へと発育します。交尾後の雌は 土の表面近くに成体が入るぐらいの巣穴を作り、150個から350個の卵を塊りで産みます。卵 は8日目でふ化を完了し,発育に伴って対節数,歩肢対数が増えていきます。4月から6月ご ろの個体は幼虫で、6月から7月ごろまでに亜成体に達します。10月ごろには一斉に成体にな りまして、12月ごろまで群遊を繰り返しますので、この時期が苦情の多い時期となっていま す。産卵期間は11月から翌年3月ごろまで見られ、成体は約6か月ほど生きるようでございま す。また、幼虫から亜成体まではほとんどを地中で生活しますが、5月から6月の雨の多い時 期になりますと、生息地が水浸しになり、窒息状態になるなど、環境の変化で地表面に現れ、 群遊が起こることもあるようです。成体の生息場所は、石の下や落ち葉の堆積した場所、朽 ち木の下、たい肥など、日の当たらない湿った場所に生息いたします。ヤンバルトサカヤス デは人を刺したり、かんだり、農作物に被害を与えたりすることはありませんが、異常発生 時には集団で移動や屋内に侵入したり、また、異臭もしますので、不快感を覚えることから、 県のヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会では不快害虫としているところでもございます。 2番議員 (中村洋幸) それでは,鰻池の汚染対策についての方から先に進めさせていただき

2 番譲貝(中村洋辛) それでは、鰻池の汚染対策についての方から先に進めさせていたださます。

まず、汚染の原因についてはお聞きいたしましたんで、鰻池の汚染はもう確認されたわけですけども、その汚染した水をですね、ろ過池でなぜ完全にろ過ができなかったのか、そのできなかった理由とですね、ろ過池に問題があったとすればどういう問題があったのかということをお聞きしたいと思います。

水道課長 (大道武雄) 鰻池から取水した原水につきましては、小雁渡浄水場において急速ろ過2基、それから緩速ろ過6池でろ過した後、塩素滅菌処理をいたしまして各家庭に配水しております。しかしながら、ペリジニウムの細胞の大きさが、長さ・幅、ともに0.02mmから0.06mmと、顕微鏡でしか確認できないような微粒子のため、大量発生した藻類がろ過施設で完全除去できなかったことによるものと考えられます。現在は、ろ過材の入替えや、その

他、必要な措置を講じたことによりまして、濁度も安定した状況にありますことから、今後は、使用水量の少ない時間帯に消火栓を開栓し、配水管の洗浄作業を行う予定としております。

次に、臭気についてでございますが、ペリジニウムがろ過水に漏出したため、一部魚臭が したと伺っておりますが、現在、除去作業も順調にいっておりますので、今後、改善の方向 に向かうものと思われます。

- 2番議員(中村洋幸) 3月の初めに、この混濁の状況が分かったわけですけども、区民に対してですね、4月8日に地区民というかですね、成川地区民には、この水道水の混濁についての文書が配布されたわけですけれども、なぜ1か月もかかったのかですね、住民の不安は本当に1か月間、飲んで良いもんだろうかと、大変だったと思うんですけども、こういう状況を、市長はいつ報告を受けたんですか、伺います。
- 水道課長(大道武雄) 一応,市長の方には3月13日以前に報告してございます。概略申し上げますと、今回の水道水の汚濁に関しましては、広報はできるだけ早めに対応すべきであったと、私どもも思っております。ただ、関係地区の皆さんにとりまして、汚濁の原因はもちるんのことですけれども、飲料水として安全かどうか、これが一番の住民の皆さん方の関心事であっただろうというふうに私どもも思っております。そういったことから、水道課といたしましては、3月の初旬に通報いただきましてから、配水管の洗浄等々の対策を講じつつ、3月13日に原水と浄水を持参いたしまして、鹿児島市の検査機関に微生物の特定とともに安全性についての検査を依頼したところでございます。その検査結果を待って、より正確な情報を提供すべきとの考え方から、結果的に、議員がおっしゃるとおり、1月後ぐらいの4月8日の広報となったものでございます。そういうことでご理解をいただきたいと思います。
- 2番議員(中村洋幸) 市長に報告を3月13日ですかね、報告されたということで、市長はどういう指示をされたんですかね。本当、職員の皆さんは、土・日返上で、本当に一生懸命取り組んでくれたんですよ。それで、今はもう、ほぼ安定というところまできたんですが、どういう指示をされたのかお伺いいたします。
- 市長 (田原迫要) まず、今、水道課長から報告がありましたように、安全性についてどうか ということを早急に調べるようにということを指示いたしました。それと、対策についてす ぐに手を打つように指示をしたところでございます。
- 2番議員(中村洋幸) それでは、今後の対策についてお伺いをいたします。 水は私たちの生活に無くてはならない命の源であります。配水池の整備がなされておれば、 今回のような事態は最小限にとどめることができたと思うんですが、どう考えるかお伺いい たします。
- 水道課長 (大道武雄) 昨年の6月議会におきまして、施設整備についてのご質問をいただきましたところで、この際、後期振興計画の中で検討する旨、回答させていただいたところで

ございます。ご存知のとおり、小雁渡浄水場は現在、配水池容量が不足していることや、用地も限られていることから、今後、現有施設を使用しながら年次的に整備していく計画でございます。具体的に申し上げますと、今年度に認可変更を行いまして、平成25年度までに急速ろ過機や配水池、その他ポンプ設備及び電気設備等の新設など、総額5億円程度の事業費をもって整備していく計画でございます。関係地区の皆様方のご理解とご協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

2番議員 (中村洋幸) 配水池の整備計画,22年度から5億円程度掛けてやるということでございますが、地域にとってはですね、直接、池からの直接取水ということがありましてですね、我々もあそこで鰻の小雁渡浄水場ですかね、ここでろ過、完全にろ過ができればいいんですが、施設にも問題があったということで、今後、早急な整備を期待しているところでございます。

次に、今回の水道水の混濁は、水源であるこの鰻池ですね、ここの藻の原因ということで、 鰻池の水質改善、生活排水対策との関連性はないのかですね、再度検討する必要があるので はないかと思うんですが、そこらについてお伺いいたします。

- 市民生活部長 (新村光司) 鰻池の水質改善のための生活排水対策の検討のお尋ねでございますが、鰻地区の生活排水処理施設は鰻池の水質保全対策としまして、昭和54年度に導入されたものでございます。導入後、ポンプの揚水能力の低下等により、受水層からのオーバーフローが顕在化するようになったことから、平成16年度にオーバーフロー解消のための改修工事を行い、順調に生活排水の処理がなされているところでございます。ただ、揚水能力を超える雨天時にはオーバーフローが見られる状況になります。このオーバーフロー対策としまして、合併前におきまして、農業集落排水事業等の新たな施設の導入が検討されたところですが、事業費や受益者負担の問題等から事業導入が見送られた経緯がございます。鰻池における環境基準、いわゆる人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準につきましては、現在の施設の導入によりまして、これまで維持達成されているところでございます。このように、鰻池の水質が悪化しているということではございませんが、今後も地区住民のご協力をいただきながら、環境浄化微生物活性化資材LOVEいぶすきの活用等や生活排水処理施設を適切に管理し、鰻池の水質保全に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。
- 2番議員(中村洋幸) 合併前にオーバーフロー対策,山川時代に取り組んだわけですけども,時間5mmぐらいの雨でオーバーフローするというような話も聞いております。オーバーフローすることによって池は汚れてないと,悪化してないということでございますけども,この件について,私はちょっと疑問に思うんですが,オーバーフローするのに何で汚れないのよと,あそこは閉鎖性の水域なんですよね。閉鎖性の水域であり,水が入れ替わるということはないですから,当然に、オーバーフローすれば、その分は汚れてくるんじゃないかと思

うんですけども、年に6回ほどの県の検査もあるみたいで、県の検査ではどういう結果が得られているのか。また、少しでもですね、改善をするとすれば、どういう対策があるのかお伺いをいたします。

市民生活部長(新村光司) まず、オーバーフローについてでございますが、オーバーフローは現場実証の結果、1時間当たりの雨量が、議員ご指摘のとおり5mmを超える場合に揚水能力を超えるために起きるものであると認識しております。鹿児島県環境保全協会が調査した鰻地区の排水量は1日当たり143m³で、1分間に換算すると約99ℓが受水槽への排水量となります。反面、第2号受水槽から処理施設に送水される最大揚水能力は1分間に450ℓで、平常時におきましてはオーバーフローすることはございません。また、オーバーフロー対策のために、揚水能力が現状のポンプより大きいものに取り換えるといった方法も考えられるところでもございますが、排水処理施設の処理能力が1分間に139ℓで、最大でも208ℓとなっておりまして、今以上の能力のあるポンプに取り換えることは処理施設に無理が生じることになります。したがいまして、揚水能力を超える雨量があった場合は、多少のオーバーフローは防ぎようがないのが現状でございます。なお、鰻池の水質改善については、先ほども答弁しておりますが、今後も生活排水処理施設の適切な管理とLOVEいぶすきの活用について地区住民のご協力をいただきながら、水質浄化の取組を検討してまいりたいと思っているところでもございます。

なお、鰻池の水質については、先ほど、議員がご指摘がありましたように、鹿児島県が年に6回、上層、中間層、下層地点を調査しております。調査項目は、COD値、化学的酸素要求量なんですが、それとGO値、溶存酸素量、それと全窒素値、また、全リン値などの推移でございますが、いずれも環境基準をクリアしているところでございます。

- 2番議員(中村洋幸) 水質については環境基準をクリアしているということですけども、環境基準のですね、その基がちょっと私も分からないんですが、ランク的にはAランクで、水道課の方としては浄化、ろ過すれば飲める程度の水だということでございましたけれども、水質改善については、今後、LOVEいぶすきですか、LOVEいぶすきの活用もしていきたいということでございましたが、このLOVEいぶすきというのはどういう効果があるんでしょうか、お伺いいたします。
- 市民生活部長(新村光司) LOVEいぶすきによります水質浄化の取組でございますが、LOVEいぶすきはそれ自体の浄化作用と環境浄化微生物の栄養源となりまして、微生物の活性化を高めるとともに、その数を増やすことによって、水の浄化を図ることができると報告されているところでございます。鰻地区の一般家庭のあらゆるところ、例えば、トイレ、風呂場、台所などを使用することによって、鰻池の水質浄化につなげていきたいと考えているところでございます。
- 2番議員(中村洋幸) できる限り住民の大切な水がめでありますので、守っていただきたい

と思います。

続きまして、ヤンバルトサカ関係の質問に入らせていただきます。生態系については、先 ほど答弁がありましたので、次のですね、指宿地域でほかに発生地域は高野原があるという ことでございましたけれども、発生原因は特定がされているんでしょうか、お伺いいたしま す。

- 市民生活部長(新村光司) 発生地域、発生原因の特定はできているのかというお尋ねでございますけれども、本市での発生地域については、先ほど述べましたように、現在まで指宿地域の高野原地区、それから、指宿スカイライン近く、それと山川地域の成川区の3か所で確認されているところでございます。また、発生原因ですが、発生した3か所は場所が離れていることなどから、どういう経路・経緯で侵入してきたか、まだ特定はできていないところでもございます。ヤンバルトサカヤスデのまん延は、発生地域からの樹木等の移植の際の土やたい肥などとともに、卵や幼虫が人為的に運ばれることが最も大きな原因であると言われております。ただ、いずれの場所も周辺が湿っていたり、日当たりが悪く、大きな石や枯れ草、落ち葉が多くあり、生息するには適した場所であったと思われているところでございます。
- 2番議員 (中村洋幸) 私の知り得る範囲では、ヤンバルトサカは、こっちには生息していなかったということで、台湾から沖縄を経由して入ってきたというようなことが県のホームページでも紹介されておりますけれども、そういうことであれば、成川公園にしても、成川公園周辺ということでしたけども、周辺の実態については、ある程度つかめるんじゃないかと思うんですが、そこら辺についてはどうだったんでしょうか。
- 市民生活部長 (新村光司) 昨年発生しました成川区の中野,また,永田地域につきましては、今年も大量発生の可能性がございますけれども,私もちょうど6月5日の日でしたか、成川公園の方に行ってみたわけですけれども、確かに、発生の原因となる、例えば、桜の木の下に落ち葉等を堆積したり、集めてですね、そういうこともしていらっしゃいまして、それが温床になっているのではないかと思っているところでもございます。これにつきましてはですね、成川区の公民館長さん方と話し合いを持ちました。それで地域内にですね、大量発生が見られた場合は、地域住民の方々と草刈りや落ち葉等の除去などの環境整備を行っていきながらですね、市と地域住民の方々とで同時に、発生した場合は薬剤の一斉散布を行うということを計画しているところでございます。
- 2番議員 (中村洋幸) 昨年発生したこの地域は、交尾時期の10月、11月のこの群遊の時期に発見されているわけでありましてですね、産卵、そしてふ化は当然考えられて、今年は大量に発生するんじゃないのかということが懸念されるわけですけども、ここらについての対策はどう考えておられますか。
- 市民生活部長(新村光司) 先ほども答弁いたしましたけれども、大量にですね、発生した場

合には、成川区の公民館長さん方と話し合いをもちまして、そういった対策に努めていきたいと思っております。また、未然に防止する対策と言いますか、これにつきましては、去る6月5日に都市整備課と環境政策課と合同で、成川公園の環境整備、そしてまた、薬剤散布を行ったところでもございます。

2番議員(中村洋幸) 成川区の場合は、区長と発生を見て、相談しながらやるということでございますが、我々は、昨日も公園のボランティアで草刈りの奉仕作業があったんですよ。そこらについても草は持ち出しはできないということで、事前に穴を掘っていただきまして、そこに入れたんですが、そこらについても、ヤスデの生態と言うか、ヤスデも発見されているんです、昨日も。だからそういう処理をした、草は処理をしましたけども、その後の処理ですね、薬剤散布なり、ここらについては、事前に成川区なり、各集落長なり、薬剤をお願いして散布までやってもらうと。またこのまま置いておけば、また広がると思うんですよ。そこあたりの対策についてお伺いしたかったんですが、今後、そういうことにも気をつけてやっていたたければと思います。

それと、2番目の質問ですかね、ヤスデのこの生態関係も含めて、答弁していただきましたが、普通のアカヤスデとかヤケヤスデ、それにキシャヤスデということで、この南薩地域もまん延しているわけですけども、このまん延を防ぐために、この市町村が行う事業について、県のホームページでは、薬剤散布等の駆除については、特別地方交付税措置が講じられるということが載っておりますけども、こういう事業についての考えというか、取組をやっていただいて、地域的なまん延対策というのは考えておられないのか。このヤスデ自体がですね、市内のこのホテルが、飲食店が入ってくれば大変なことだと思うんですよ。だから、こういう事業があるんであれば、こういう事業を取り込んで、まん延対策はやっていくべきだと思うんですが、どう考えておりますか。

- 市民生活部長(新村光司) 発生地域における制約、制限ということでお答えしたいと思います。ヤンバルトサカヤスデは特殊病害虫にしておりませんので、法律によります草木等、移動の制限・制約はないわけでございまして、しかしながら、ヤンバルトサカヤスデの拡大は人為的要因が強いことから、発生地からの土、樹木等の搬出を極力抑えることや、刈草や廃棄樹木等は現地での焼却等の処理をお願いしたいと思っております。やむを得ず、土や樹木等を発生地から搬出する場合は、薬剤処理・薫蒸処理後の搬出をお願いし、それらが困難な場合は、付着土壌の除去、そしてまた、目視除去の後に搬出していただくことにしております。
- 2番議員(中村洋幸) 発生時期の制約,制限についてはお聞きしなかったと私は思っているんですが、答弁をしていただきましたので、この制限については、草の持ち出し禁止とか、結局、土の中にというか、腐葉土の下に生息して、この10月、11月に地上に出てくると、そして交尾のための群遊をやるということで、農作物等についても、大きな持ち出しというか、

地域外の持ち出しは、制限と言うよりもお願いという形で守っていかなければ、私は集落内というか、地域全体に広がる恐れが強いんじゃないかと思うんですけども、今後、そういう点についてはどう考えておられるかお伺いいたします。

- 市民生活部長(新村光司) まん延防止ということで答弁させていただきたいと思いますが、 発生地域の住民、関係者に対しまして、発生地からの土や樹木等を極力持ち出さないように していただくことで、ヤスデが生息しにくい環境を整備していただくように、昨年の発生時 期からですね、文書にて依頼しているところでもございます。市の方でも定期的に発生地域 の生息調査を行いまして、薬剤散布も実施していきたいと思っているところでございます。
- 2番議員(中村洋幸) まん延駆除のですね,一斉駆除と言いますか,集落内の一斉駆除,これについて再度質問をさせていただきますが,10月から11月に交尾をして,1か月ほどで卵を産んで,8日間の間にふ化するという生態だという説明がありましたけれども,こういう時期しか,本当は駆除の時期というのはないと思うんですよ。家庭においてはですね,各家庭で駆除対策をやってもらうと思うんですが,公道とか,水路関係,側溝関係を含めて,全体的に広がるということを抑制するためには,市の方も薬剤の提供とか,協力していただかなければならないと思うんですが,そこら辺についての考えはどうなんでしょうか。
- 市民生活部長 (新村光司) 先ほど、市の方でまん延防止対策ということにつきましては、今後も調査をしていくということでお答えいたしましたけれども、今後につきましてもですね、薬剤につきましては、市道の関係部分につきましては市の方で、それから、民有地につきましては住民の方々で、薬剤処理していただくということに成川区とは話をしているところでもございます。
- 2番議員(中村洋幸) 私は、成川区だけではなくて、その発生地域全体を見据えた形の答弁が欲しかったんですが、そこらについても同じような対策が取られるということでよろしいでしょうか。
- 市民生活部長(新村光司) これまでも、発生した場合はそういった対策を、救急な対策を取っているわけですけれども、あくまでも地域住民の方々と一緒になって相談的になりながら、 一斉駆除に向けて努力していきたいと思っているところでございます。
- 2番議員(中村洋幸) よろしくお願いしたいと思います。

次に、活お海道の件について質問をしてまいります。今後、2か月を経過いたしまして、ちょうど時期的には良い時期に当たったのではないのかなと思っているところですが、この間の、5月末なら末でいいんですが、この間の売上げの状況とか、入込み客と言うか、来客の数字等が分かっておけば、分かっておけばと言うよりかも、5月末現在の数字を報告していただきたいんですが。

産業振興部長(井元清八郎) オープン後の状況でございますけれども、約2か月間の来場者 数は8万6千人でございます。次に、施設の売上金額でございますが、2か月間で約6,500万円 となっており、内訳は、朝市直売ゾーン3,400万円、特産品販売ゾーン2,000万円、食堂700万円、鮮魚販売400万円でございます。ただし、この売上金額は施設全体の売上金額でございます。計画の年間約1億5,000万円に相当する部門、つまり、指定管理者が運営する部門の売上等に係る金額は、2か月間で約3,100万円となっており、1か月平均にすると1,550万円で、計画の月平均1,250万円の約24%増となっております。このように、オープン以降の2か月間は順調な運営がなされているところですが、今後も継続して運営状況を把握してまいりたいと考えております。

- 2番議員(中村洋幸) 2か月にしては、非常にびっくりする数字が出ているんですが、この5月末で8万6千人ということで、2か月間本当に山川のまちは賑わったんじゃないかと思うんですが、8万6千人のこの数字については、実質の数字、実際来られた方の数字なんでしょうか。それとも、算出上の数字を使われているのか、レジ通過客の34%が、漁協の算定では、34%が品物を買ってくれるお客さんだということで報告がされていましたが、その数字から逆算した8万6千人なのか、そこらについて。
- 産業振興部長 (井元清八郎) レジ通過者ではございません。数値を求めるための数字でございますので、ただいま議員がご指摘の数字を利用させていただいております。
- 2番議員(中村洋幸) それではですね、分かりましたので、実行委員会の提言について、運営に活かされているのかということで質問をしてまいりたいと思います。市場建設にあたり、実行委員会からの提言というのが15項目出されていたわけですけども、そこらについて、この運営に確実に活かされてきているのかどうかについてちょっとお伺いしたいと思います。
- 産業振興部長(井元清八郎) 施設整備等にあたりましては、山川港常設市場整備事業実行委員会から、ただいま15項目とおっしゃいましたけども、21項目の提言を踏まえて取り組んでまいりました。提言の内容は、建設場所の選定や施設規模など、建物の建設に直接関係する項目はもとより、施設運営、商店街の活性化方策等に関することまで、多岐にわたっております。これらの提言は、建物の規模や店舗構成に活かし、またツマベニ商品券を活用した地域活性化方策への取組など、運営方策に活かしているところでございます。
- 2番議員(中村洋幸) 私の15項目は中間報告の提言でした、すみません。これで質問続けさせてもらってよろしいでしょうか。この中の提言7と、中間提言の7項目めのところに、立地条件の不利を解消するために、売価を市価の1割から2割ぐらいは安くするようなことなどを市場全体で考えて取り組んでほしいというような提言もあったわけですが、開店当時、私たちのところにと言いますか、高いんじゃないのかというような苦情がいっぱい来たんですよ。だから、そこらについて、どういうことだったのかということについて、こういう市価よりも安く提供できるようなということが、事前に指定管理者も含めて、特産品の会員の方もおられるんですが、そこらについての取組について、事前にちゃんと協議がされたものかどうか、ここらについてお伺いしたいと思います。

- 産業振興部長(井元清八郎) 提言7の目的を持って来ていただくために、新鮮で安いということを売りにするような魚介類や野菜の価格設定にこだわってくださいとの項目でございますが、まず、朝市直売ゾーンにおいては製造・直売店ならではの、顔の見える安心・安全な商品の低価格販売が実現されており、ここでしか手に入らない人気商品も生まれてきている状況でございます。ただいまご指摘のありました高いという話も、私どもの方に届いておりますし、その逆に安くて新鮮だという声もいただいているのも事実でございます。
- 2番議員(中村洋幸) 確かに、高いものだけじゃなくて、花なんかは長持ちをするよというような話も私も聞いております。だから、悪いところは悪いと言うよりかも、やはり、お客さんのニーズに合わないところは、お互いに改善をしながらやっていただければなと思います。

それと、提言11についてでございますが、魚介類確保のため、指宿漁協、かいゑい漁協との連携を図って欲しい旨の提言もされておりますが、ここらについてはどうなんでしょうか。 魚がメインなんだから、魚は豊富にというような話も聞いたんですが、私の聞くところでは、 自分の目でもなんですが、そこらのスーパーよりもちょっと魚の陳列の数も少ないのではないのかなということも感じるんですが、そこらについての考えはどうなんでしょうか。

- 産業振興部長(井元清八郎) 魚介類の確保のために指宿漁協,かいゑい漁協との連携を図ってくださいという項目,提言をいただいたわけですけれども,このことにつきましては,市が20年度施設への効果的な誘客・PR手法の検討を目的として設置いたしましたいぶすき山川港特産市場活性化推進協議会に,市内の3漁協も参画いただいたことなどから,指定管理者である山川町漁協と指宿,かいゑい漁協との協力体制が整っていると思っているところでございます。
- 2番議員(中村洋幸) そういうことであればそれで良いと思います。

次に、提言12についてですが、来場者を増やすために、市内のホテル・旅館等との連携を図っていただきたいという項目もあったんですが、これについても、特産品売り場の方々とか、私も聞いてみたんですが、観光客については、ホテル関係からの送り込みは少ないのではないのかなということなんですが、その取組について、どういう取組をやっているのか。また、そのお客さんに魅力がないのか、そこらについての判断と言うか、市長に、ちょっとお伺いしたいんですが、市長もホテル業を取り組んでおりますので、市長の考えをお聞きしたいんですが、このホテル関係からのお客さんの送り込みですね、やはり、観光客に使っていただくというか、買っていただくというのも、この実行委員会からの提言もあったわけですので、そこらについてお伺いいたします。

市長 (田原迫要) 現在,指定管理者である山川町漁協とも一緒になって,施設に市内の旅館・ホテルに泊まったお客様においでいただくように努力をいたしております。ホテル・旅館に行かれると分かると思いますが、ほとんど全ての大手を含めた旅館等でロビー、あるいはエ

レベーター内に活お海道のポスターが貼られております。また、この活お海道を始める前に、指宿の旅館・ホテルに泊まられたお客様に、こういう施設を計画しています。この施設が出来たら行きますかという形で、大方7割の人が行ってみたいというふうに回答をいただいております。したがって、宿泊客のかなり多くの方が活お海道に訪れていただいていると思いますし、先ほど産業振興部長の方から答弁をいたしましたけれども、8万6千人の中の6割から7割は市外の方だと思いますし、特に、ゴールデンウィーク中は、あの駐車場には県外ナンバーの車を、遠い所は北海道の北見もあったようでありますが、函館だとか北見も含めて、もちろん高速道路が千円という、そういう政策があったこともありますけれども、広島ナンバー含め、県外ナンバーが非常に多かったように思いますし、旅館・ホテルからの、この活お海道への動線というのは、それなりに効果が上がっているのではないかと考えているところでございます。

2番議員 (中村洋幸) 一生懸命取組はされてくれているみたいですので、女将さんからも、 皆さんにも活お海道の方に寄ってくださいという声掛けも、またどんどんやっていただけれ ばなと思います。

それでは次に、地元客と入込み客の比率、先ほども市長から6、7割は地域外の方じゃないのかというような答弁がありましたけれども、そこらについてお伺いをしたいと思います。それと、1日の最高、最低客数と売上げについて、どれぐらいだったのか。それと、市場を運営するための採算額、最低どれぐらい売らないと、この指定管理者ですけれども、採算が取れないのか、市としても持ち出しをしなければならないのか、その採算額というのは幾らぐらいなのかということをお伺いいたします。

産業振興部長(井元清八郎) 観光客の割合,来場者の比率につきましては,本年8月から来年1月までの予定でモニタリング調査を実施することとしているため,その時点でお知らせはできるものと考えております。なお,職員がゴールデンウィーク期間中に来場した車両のナンバーや食堂の利用状況を調査したり,指定管理者から聞き取った状況などから判断すると,来場者の6割以上が市外,うち相当数は県外からの観光客であったものと推察されます。また,最近の傾向としまして,土・日の来場者のうち3,4割以上は市外から,また平日であっても土・日ほどではありませんが,相当数は市外から来場されているものと思われます。

次に、特産品販売ゾーンに設置した3台のレジの通過者の状況でございますが、4月が9,72 0人、5月は1万463人、計2万183人でございました。この間の営業日数は51日間ですので、1 日平均レジ通過者は396人になります。このうち最もレジ通過者が多かったのは、オープン3 日目の4月12日で1,005人、最も少なかったのは、5月28日木曜日ですけれども、149人でした。なお、朝市直売ゾーンを含む施設全体の売上金額で見ましても、最高額を記録した日はレジ通過者が最も多かった4月12日で、約330万円、最低額は5月28日、同じく木曜日だったと思いますけれども約48万円でした。

施設運営の見込みでございますけれども、山川町漁協から提出された管理の業務に関する 収支予算書によると、特産品販売を1日当たり32万6千円、食堂の売上げを含めての1日当たりの販売額を38万4千円と積算されており、1年目が40万円程度の黒字となっております。市の試算でも79万5千円程度の黒字を見込んでおりましたので、漁協の収支見込み程度が施設全体の採算ベースになるのではないかと思っているところでございます。

2番議員 (中村洋幸) この採算ベース38万4千円ということでございますので、この金額を 平均して売れれば市の持ち出しはないということだと思いますが、できるだけこの数字で推 移できるように、観光課自体も頑張っていただきたいと思います。

それと、この活お海道がオープンしたことによってですね、地元にどんな影響が出ているのか。観光施設も含めまして、山川にはヘルシーランドもあるし、フェリーの問題もあります。こういうことを含めてどういう影響が出ているのか、地元の商店街も含めてです、どういう影響が出ているかお伺いいたします。

産業振興部長(井元清八郎) まだ、活お海道への来場者に対するアンケート調査を行っておりませんので、本市を訪れた目的などははっきりしませんが、ヘルシーランドやフラワーパークなど、山川地域にある施設のゴールデンウィーク期間中の利用者数で言いますと、昨年度が3万8千人で、本年度は5万7千人と、1万9千人の増加となっております。なお、この期間の活お海道の来場者が1万8千人でしたので、約千人が山川地域の他施設の利用増加につながったと思われます。特に、ヘルシーランドと露天風呂は、合わせて2,200人の増加となっています。また、地域商店への影響についてでございますが、菜の花商工会や町区商店で形成するまちおこしひまわり会からは、多くの人々が訪れてくれることで、町に活気が感じられると喜びの声を聞いております。地域商店での売上げは把握はしていませんが、オープンから1日平均で約1,700人の来客があり、地域の活性化に貢献できているものではと思っております。今後も地域の人々と観光客の交流の拠点となるよう努めてまいりたいと思います。また、山川フェリーの利用状況ですが、昨年の5月と比較しますと、乗客で9,631人から9,857人と、226名の増加、車両で4,055台から4,210台と155台の増加と、それぞれ今年度は増加をしている状況にございます。

2番議員(中村洋幸) 頑張ってください。これで終わります。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 0 0 分 再開 午前 1 1 時 0 8 分

議長 (新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開き,一般質問を続行いたします。 次は,前原六則議員。

10番議員(前原六則) おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、お忙しい中、 市政活性化のためお越しいただきまして御礼申し上げます。さて、3月議会一般質問での指 宿ブランド焼酎づくり推進についての答弁で、指宿市としては水田転作に国内インディカ米種の実証調査の可能性について無理な面があるので、調査研究しますということでした。また、質問のくだりの中で伊佐市が取り組むと述べましたが、曽於市役所が積極的に取り組むことになり、静岡県の大礒農場と農水省から提供された、たかなりという品種をはじめ、12品種の国内種もみ苗を作り、旧財部町で6月18日に、指宿市内の酒造会社2社も参加して田植えをする運びとなりました。今後、農水省とともに県も作付け農家への補助金等を含め、バックアップしていただくことになり、曽於市発でのタイ米に劣らない国産原料麹米でのブランド開発が推進されることになりそうです。では質問に入ります。

まず、1件目の指宿市内にある国・県組織機構動向についてお尋ねいたします。

1番目に、鹿児島地方法務局指宿出張所が閉鎖されたことでの影響についてですが、雇用の面ではどうだったでしょうか。そして、市内の司法書士事務所の活動への影響はどのように出ているのか。さらに、一般市民への影響について把握していることはないか。

2番目に、県合同庁舎再編に伴う旧指宿合同庁舎内各事務所の陳容は、今後どのようになると把握しているかお尋ねいたします。まず、旧合同庁舎に勤めていた職員が加世田合同庁舎に異動することで、指宿市内に住んでいた職員が転移するようなことはないのか。そして、市民の利用について影響と対策はあるのか。

3番目に、第十管区海上保安部指宿海上保安署所属の巡視船せんだいの転属の動きについてお尋ねいたします。まず、非公式に鹿児島県内のある海上保安署に配属要請の動きがあるという確かな情報を得ているが、指宿市としてそのような転属の動きについて把握しているか。また、転属の動きがあるとなれば、山川港の機能低下になるのではないかと危惧する次第です。このことについてどのように思いますか。この巡視船せんだいの乗船人員は25名と聞いていますが、勤務体制の関係で、ほとんどの乗員が指宿に住んでいることでの人口流出を始め、せんだいに供給する燃料や食料品等の減は地域振興にマイナス面とならないか。また、配属の動きがあるとすれば、何らかの反対のアクション対応するのか。

2件目の姉妹都市について順次お尋ねいたします。

1番目に、ロックハンプトン市との姉妹都市としての意義についてお尋ねいたします。まず、姉妹都市盟約は昭和55年に合併前の指宿市と締結し、今日に至っているわけですが、合併後の指宿市とロックハンプトン市の主催交流事業参加者内容と、一般的な交流人口はどのような状況か。次に、絵画や国技、舞踊等の文化・芸術交流活動は、行政レベル、あるいは民間レベルで交流活動成果はあるのか。そして、姉妹都市盟約の交流事業の海外派遣事業として、平成18年度484万、平成19年度には539万、20年度には361万円の予算を計上して実施したわけですが、これまでの交流事業の費用対効果についてどのように評価していますか。

2番目に、海外観光客の交流人口と海外文化・芸術交流についてお尋ねいたします。まず、 指宿市を訪れた海外観光客数の国別数とその把握はどのようにしていますか。そして、指宿 市在住の外国人登録状況と、できれば滞在目的等の内容についてお聞きいたします。

3番目に、今後の姉妹都市の考え方についてお尋ねいたします。まず、姉妹都市盟約締結 以来、多くの生徒及び関係者が指宿市からロックハンプトン市に訪問しているわけですが、 交流活動に参加した後の具体的な成果をどのようにとらえているか。

次に、指宿市行政評価委員会における各種の事業補助金等について、シビアに費用対効果を評価して見直していますが、姉妹都市盟約の関係事業について、国内では、千歳市、人吉市、国外ではロックハンプトン市と姉妹都市盟約の関係事業について、それぞれの費用対効果のとらえ方と評価について、どのように考えているか。そして、21年度のアジア国際子ども映画祭INいぶすき事業を行い、21年度はベトナム近隣4か国が加わり、メコン5か国の参加で充実した映画祭を目指していますが、このような活動を通して、アジアの近隣諸国との提言を、今後、どのように活かしていかれるかお聞きしまして1回目の質問といたします。市長(田原迫要) お答えさせていただきます。私の方から2番目の姉妹都市の問題について答弁をさせていただきます。

まず、ロックハンプトン市との姉妹盟約の意義について、交流人口等、あるいは青少年交 流活動の実績等についてのご質問をいただきました。オーストラリアのロックハンプトン市 とは、昭和55年に姉妹都市交流をスタートいたしております。指宿市にはオーストラリアの 森が,ロックハンプトン市には日本庭園が整備をされました。また,市民の翼で指宿市民が ロックハンプトン市を訪問いたしましたが、一方で、指宿市へは柔道を愛好する方々が訪問 され、段取りや交流試合を行ったり、また、少年サッカーチームがホームステイをして交流 試合を行い、さらに、中学校のサッカーチームも表敬訪問をしてくれるなど、交流を深めて きたところでございます。姉妹都市交流の中で,特に大きな意義があるのは,平成7年から スタートしております青少年の海外派遣事業であります。ふるさとの未来を担う青少年が若 いうちに海外で研修をし、現地の人々と触れ合ったり、同世代の仲間の家にホームステイを し,異文化に触れたり,国際性を高めることはとても貴重なことだと考えています。しかし ながら,海外でのホームステイ費用は,一般的には,1人当たり50万円から60万円と非常に 高価でございます。それらを負担することはとても大変でありますが,本市の場合は,ロッ クハンプトン市の協力、あるいは現地の学校の協力等により、通常の半額程度の非常に安価 な費用で多くの学生がオーストラリアにホームステイができ、実り多いものとなっていると ころでございます。特に、平成20年度からは、現地のカシードロ高校とタイアップをいたし まして,新しいプログラムでスタートできるようになりました。また,一方で,ロックハン プトン市の高校生も、近々、本市にホームステイをする形で相互交流が実現することになろ うかと思います。まちづくりは人づくりと言われますけれども、地域の未来を担う青少年が、 異文化に触れ,国際的感覚を身につけ,広い視野を持つことは,まちづくりを進める上で大 切なことであります。これらを通じて、志の高い国際性豊かな子供たちの育成に努力してき

たところでございます。これまでの両市の交流については、指宿市から青少年海外派遣事業の参加者として、生徒と引率の職員一行が平成18年度は11人、平成19年度は20人、平成20年度は18人が訪問をしているところでございます。また、両市が隣接の自治体と合併したことに伴い、新市における姉妹都市盟約のために、私と議長・随行が相互に訪問をいたしております。民間におきましては、現地のホテル関係者の往来もあり、交流が脈々と続いているところでございます。

次に、ロックハンプトン市との文化・芸術の交流活動の成果についてでありますが、指宿 市からロックハンプトン市に日本庭園を建設するとともに、砂むしに憩う乙女像や薩摩焼を 贈呈し、展示をしていただいているところでございます。これらはロックハンプトン市民に とって、指宿市はもとより、日本の文化・芸術や歴史などを理解してもらうために大変役立っ ており、市民からも感謝をされているところでございます。また、先ほど申し上げました青 少年海外派遣事業で訪問した生徒たちは,日本民謡に合わせた踊りの披露や書道を介しての 交流をしたり,風呂敷などの工芸品を持参するなど,日本文化の紹介に努めておりまして, ロックハンプトン市の子供たちにも喜ばれております。一方、ロックハンプトン市からはオー ストラリアの森の建設や牛像の,牛の像ですが,牛像の設置をはじめ,絵画,民芸品を送付 してもらい、市役所のロビー等で展示しているところであります。また、昨年の7月、議長、 私が姉妹盟約の再締結のためにロックハンプトン市を訪問した際に、合併を記念して開催さ れておりましたロックハンプトン市の市民生活や風景などを指宿市民へ紹介するための姉妹 都市写真展の入賞作品を送付いただきました。指宿市といたしましては,今年の2月から5月 にかけて、この姉妹都市写真展を市役所ロビーや山川図書館、開聞総合体育館等で開催し、 新ロックハンプトン市を紹介いたしました。これらの交流によりまして、相互の文化交流は 深まってきていると考えているところでございます。

次に、費用対効果についてでありますが、姉妹都市との関係でありますので、ある意味で、費用対効果というのについてあまり精査することがいかがかという思いはありますけれども、昭和55年の11月に姉妹都市盟約を締結してから来年で30年となります。全体を通してロックハンプトン市との交流について、着実に交流の成果が出ているものと評価をいたしております。その中で、市の予算を見てみますと、新市になってから、青少年海外派遣事業に要する予算のうち、生徒たちへの助成として、平成18年、19年度は450万円、20年度は300万円を措置いたしました。渡航費用につきましては、燃料の高騰だとか為替の影響を受けまして参加者の負担、市の負担も大きく変動いたしますので、ロックハンプトン市をはじめ、関係者の皆さんに相談をいたしましたところ、滞在中の経費について、研修プログラムや滞在期間等も見直していただき、20年度からは現地の高校生や同世代の子供がいる家庭でのホームステイによる交流がスタートしたところでございます。このことにより、参加者の枠を増やすとともに、総予算も先ほど申し上げましたように300万円ということで実施できるようになり

ました。より効率的、効果的な交流が実現したところでございます。青少年の海外交流事業に参加した生徒たちの報告書を見てみますと、この事業に参加したことが進路について考える大きなきっかけになったこと、異文化に触れることが自分たちの文化を見直す良い機会になったことなどが記されておりまして、参加した子供たちの人生において貴重な体験になっていると考えております。

また、姉妹都市の在り方を見直す機会と、見直したらどうかというようなことで、交流活動の具体的な成果をどのようにとらえているかということでありますが、先ほども申し上げましたように、指宿市はロックハンプトン市、人吉市、千歳市等と姉妹都市を結んでおります。これはいわば、人と人との関係で言えば結婚だとか、あるいは兄弟の契りみたいなものでありますので、あまりその費用対効果という点でとらえるのは、先ほども申し上げましたようにいかがなものかと思いますけれども、いずれの、これらの三つの姉妹都市とも、合併前からの期間を含めますと、15年から30年という長い期間、深い交流が続いているということは、非常に喜ばしいことだと思っております。また、交流の在り方につきましても、行政間の交流だけにとどまらず、経済的交流や各種の人的交流がなされていると思いますし、青少年の交流、あるいは市民の翼による交流、あるいは菜の花マラソン、菜の花マーチ、フラダンスフェスティバル等への相互の参加、また、人吉市からは子供映画祭への参加もいただきました。このように姉妹都市という関係をご縁にして、様々な交流が展開していることを喜んでいるところでございます。今後とも、三つの都市とネットワークを活用しながら、全市民レベルで更に交流が深まり、互いの地域が輝き、幸せになることを願っているところでございます。

費用対効果のとらえかたと評価についてという質問もいただきました。18年度から交流事業に関する予算の主なものは、人吉市との子供会の交歓会事業補助金が、3年間これは同額でありますが、年15万円であります。ロックハンプトン市との青少年海外派遣事業の費用につきましては、18年度、19年度が450万円、20年度は300万円助成をいたしております。また、千歳市との青少年相互交流事業補助金については、この3年間同額でありますが、年間142万9千円でございます。これまで姉妹都市との市独自の海外ホームスティ事業や青少年交流を積極的に推進しておりますが、これらの交流事業等の推進によりまして、ふるさとの未来を担う志の高い、意欲に満ちた青少年を育てることに大きな貢献を果たしてきたのではないかと考えているところでございます。

最後に、アジア近隣諸国との連携についてでありますが、現行の3市との姉妹都市交流に至るには、その前段からの民間の交流だとか、いろいろな経緯があったわけでございます。アジア近隣諸国との提携についてのご質問についてでありますが、姉妹都市に至るまでには、まず、民間交流からスタートし、盟約が成立する条件整備や、一定の期間が必要だと考えております。今回の総合振興計画には、将来の都市像として、国際共栄都市を掲げております

ので、姉妹都市が多いことにこしたことはございませんけれども、経済的交流、人的交流などの基盤を支えながら、実績を積み重ねて、姉妹都市盟約に至ればと考えているところでございます。以上です。

総務部長 (秋元剛) いくつかご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、鹿児島地方法務局指宿出張所が閉鎖されたことについての影響で、雇用者の面はいかがであったかということでございますが、鹿児島地方法務局指宿出張所は登記行政のサービス機関として広く地域住民に親しまれてきましたが、社会経済情勢、行政需要の変化に対応した登記行政組織の近代化等を図るため、国の行政改革の下、平成21年1月13日付けをもって鹿児島地方法務局本局へ統合をされました。雇用者の面についてでございますが、鹿児島地方法務局本局へ確認をしましたところ、雇用者は、市内の50歳代後半の男性1人を年間雇用し、今回の統合の事務処理のため2人の方を期限付きで雇用してたということであります。今回の統合に伴い、年間雇用の方については、その旨を説明し、了承の上で離職をしていただいたということであります。

それから次は、市内司法書士事務所の活動への影響は出ていないかということでございますが、今回の統合により司法書士、土地家屋調査士、行政書士等の関係者の方々については、従来より労務や経費等の負担がかかる側面もあるのではないかと思われます。しかし、事務処理の電子化の拡充、IT技術による効率化、合理化により、従来書面で行ってきた申請、届出や証明書の取得が、一部を除き、窓口に出向くことなく、インターネットで自宅や事務所から取得できるようになっております。また、登記情報提供サービスを利用することにより、不動産登記情報を事務所からインターネットで確認することもできます。インターネットで請求をいたしますと、窓口や郵送による請求と比べて手数料が安くなるメリットもあります。これらによりまして、司法書士事務所等の活動としては、それほど大きな影響はないものと聞いております。

次に、一般市民への影響について把握していることはないかということでございましたが、今回の統合により、個人、法人を問わず、土地建物の登記事項証明書の閲覧や公布、その他登記申請書等の窓口が地元になくなることは、市民にとって時間的な面や経費等の負担が強いられるなど、影響が考えられます。しかし、窓口に出向くことなく自宅からインターネットで申請、届出や証明書等の取得が、一部を除き可能となり、また、郵送での申請、届出や証明書の取得も可能となっております。また、市といたしましても市民の皆様に対し、法務局への相談窓口や手続きの方法を紹介するなど、対応したいとしているところでございます。次は、県内合同庁舎内各事務所の人員は、今度どのようになると把握しているかということでございます。鹿児島県は県政を取り巻く内外の情勢が大きく変化しつつあることを踏ま

え、各地域の出先機関が所管する区域の広域化に併せて、地域における行政を総合的かつ効

果的に推進するための総合事務所化を図ることとしております。この計画は、平成18年12月に策定された総合事務所設置計画に基づいて実施されており、現在、南薩地域振興局指宿庁舎と改称されております指宿合同庁舎内の出先機関についても、平成19年度に揖宿福祉事務所が加世田合同庁舎に集約され、平成22年度には更に旧農林事務所と旧土木事務所の一部の業務が加世田合同庁舎に集約される予定であります。その結果、指宿合同庁舎には、保健所業務の一部を所管する保健福祉部支所と営農指導業務と公共土木施設の維持管理業務等を所管する農林水産部と建設部の駐在機関が残る予定となっております。現在、指宿合同庁舎に勤務する県職員は77名でありますが、平成22年4月の組織再編により職員数がどの程度減少するかということについては把握されておりません。

それから、市民の利用についての影響ということでございますが、鹿児島県は、この再編を実施するにあたり、地域住民への影響を考慮して、1番目に、各種相談窓口業務等が県民に直接行政サービスを提供するものであるため、サービス水準を維持する必要があること。2番目に、営農指導業務や公共土木施設維持管理業務など、現地で適時・適切に指導する方が効率的な業務はそのまま現地事務所に残すということ。3番目に、災害をはじめとする危機事象発生時において、迅速に対応できる体制の確保を図ることなどの理由により、保健所業務、営農指導業務及び公共土木施設維持管理業務等は、現在の合同庁舎に支所又は駐在機関として残すこととしております。このようなことから、指宿合同庁舎における各種業務については、県対市の関係としては、一部加世田合同庁舎に移転することによる不便はありますが、市民に直接関係のある業務については、平成22年度以降も指宿庁舎に残る予定であることや、電子媒体を使った申請への対応も検討されるということでございますので、市民への影響は少ないものと認識しているところであります。

それから,第十管区海上保安本部指宿海上保安署所属巡視船せんだいの転属の動きについてでございますが,これについては情報を私どもとしては把握しておりませんので,4項目まとめて答弁をさせていただきたいと思います。

第十管区海上保管本部は鹿児島市に本部を置き、熊本、宮崎、鹿児島の3県に5か所の海上保管部及び6か所の海上保安署を有しております。第十管区内には10隻の巡視船、13隻の巡視艇、1隻の測量船、1隻の灯台見回り船、6機の航空機が配備をされ、九州南西海域の安全及び治安の確保を任務として、地域住民が安心して海を利用し、様々な恩恵を享受できるよう、関係国との連携・協力関係の強化を図りつつ、海上における船舶の航行安全、海難救助、犯罪捜査、環境保全、災害対応等の活動に日夜従事をしていただいているところであります。巡視船せんだいは、指宿海上保安署に帰属する巡視船ですが、転属の動きがあるかどうかについて、鹿児島保安部指宿海上保安署に問い合わせをいたしましたところ、上部官庁である鹿児島海上保安部及び指宿海上保安署においては、そのような動きについては把握をしていないということでございました。また、私どもといたしましては、この情報以外にも転属の

動きについての情報は入手していないところでございます。 以上でございます。

- 産業振興部長(井元清八郎) 外国人の宿泊観光客数の把握方法につきましては、従来から年に2回、市内の全宿泊施設に半期ごとの宿泊人数調査をお願いしており、その中で外国人の国別宿泊人数を確認しております。平成20年の本市に宿泊した外国人観光客数は、合計で2万1,133人となっております。宿泊客数の多い順番に申し上げますと、第1位が韓国で9,021人、第2位が台湾で7,871人、第3位が香港で1,268人、以下、中国608人、シンガポール529人、アメリカ500人、オーストラリア136人、ドイツ133人、ロシア126人などとなっております。
- 市民生活部長(新村光司) 指宿市在住の外国人の登録状況と内容についてのお尋ねでございます。本市における外国人登録者数は平成21年5月31日現在239名であります。国別の登録状況につきましては、中国が179名、フィリピンが27名、韓国・朝鮮が12名、インドネシア、英国、米国等のその他が21名であります。

次に、在留資格についてでありますが、主だった資格といたしましては、特定活動が91名、研修が44名、永住者が60名、日本人の配偶者等が23名、その他の資格で教育・興行等が21名であります。特に、本市における在留資格、研修・特定活動の業種につきましては、鰹節、鰻及び漬物等の製造加工が主でありますが、当初研修という在留資格で入国し、一定期間を経てから特定活動へ在留資格が変更になっているものでございます。また、日本人の配偶者等につきましては、日本人の配偶者、特別養子、日本人の子として出生したものであります。なお、永住者以外の在留資格で在留する外国人で一定の条件を満たす者につきましては、在留資格の変更の届出をすることにより、永住者の資格を取得することが可能となっているところでございます。

10番議員(前原六則) 2巡目に入ります。現在、海上保安庁として巡視船せんだいの転属はないという問い合わせへの回答だったということですが、法務局指宿出張所のときのように移管はないと回答しながら、いきなり鹿児島市の方に移管する場合がありますので、そのようなことがないよう、地元自治体として対策を考えていてもらいたいと思っております。また、皆様ご承知のように、山川港においての水揚げされる魚はカツオがほとんどで、揚げ場は寂しい限りです。巡視船せんだいの転属が現実なことになるということは、山川港湾施設機能に対する関係機関が持っている評価の現れだろうと思っておりますので、山川地区の振興のためにも知恵を絞って、天然の良港を社会の流れに合った港湾施設としての利用方策を真剣に取り組む時期ではなかろうかというふうに考えております。

ではさらに、ロックハンプトン市との姉妹都市盟約についてお尋ねいたします。先ほどの 答弁の中におきまして、姉妹盟約に対しての費用対効果、これは論ずることをはばかるとい うことがございました。私も確かにそうだというふうに考えております。だた、姉妹盟約の 協定書にあるように、人の交流、経済の交流、それからいろいろな情報の交換、これが姉妹 盟約の意義じゃなかろうかと考えるわけなんですけども、いろいろ考えた中において、人的 交流が深まらなければ、そういう情報交換もなかなか達成できないんじゃないかというふう に考えております。これが費用対効果と言いますか、その成果じゃないかと、成果の判断という基準になろうかと思います。ただ、こういう盟約を結んでいるということだけでですね、ずっと継続するというのはいかがなものか、また、すぐやめるというのもいかがなものかということも考えておりますので、そのあたりはやはり考え方だろうと思います。そういう中におきまして、交流事業の生徒の募集に対してのですね、応募者はどのような状況でどのような選定をしたのかお伺いしたいと思っております。

- 教育部長(屋代和雄) ロックハンプトンのホームステイ,これにつきましては、応募資格が 市内に居住をする中・高生でございますので、学校を通しては当然のことでございますが、 広報いぶすき等々を通しまして、広く市民へ参加についての呼びかけを行っているところで ございます。また、選定につきましては、応募用紙による一次選考、これを主としておりま すが、応募者多数の場合は面接や作文による二次選考を行いますが、この2年間で申し上げ ますと、平成19年度は生徒が18名、平成20年度は16名と、15名から20名の募集人員の範囲内 でございましたので、二次選考の方は行っていないところでございます。
- 10番議員(前原六則) 1人当たり通常だと5,60万の費用が掛かるというようなお答えもございました。1人当たりのかなりの費用という計算になろうかと思います。そのような中におきまして、また、募集をいろんな形でやっていると思うんですが、応募者二次選考までは至らずということを考えますと、やはり意欲ある子供たちがですね、どう言いますか、かなりの負担を感じているんじゃなかろうかなというふうなことも考えております。また、ロックハンプトン市側の行っている交流事業はあるのかをちょっとお伺いいたします。
- 教育部長(屋代和雄) ロックハンプトン市側で行っている事業でございますけれども、ロックハンプトン市は日本文化の紹介を指宿市との交流を通じまして積極的に行っているわけでございます。具体的に申し上げれば、ロックハンプトン市の施設でございますアートギャラリーがございますが、このアートギャラリーにおきまして指宿市内の観光地や生活風俗の写真展をここで実施をいたしましたり、芸術分野では、日本の伝統や絵画、日本文化としての茶道、着物の着用、日本習慣では、和太鼓演奏や武術の披露等を行っているわけでございます。さらに、姉妹都市である指宿の生徒や市民が訪れた場合には、温かく迎えていただきまして、各方面で直接交流をする機会を設けていただいているところでございます。
- 10番議員(前原六則) 指宿を通じて日本文化を知るというような、このような形態になっているみたいですけれども、生徒たちのですね、ホームステイで得た体験が指宿市の行事にどのように生かされているか、ちょっとお伺いいたします。
- 教育部長(屋代和雄) ホームステイ体験がどのように生かされているかということであろうと思いますが、異文化の交流は参加した生徒たちにとって、ふるさとの再発見につながり、

そして、自己の改革にもつながっているというふうに感じているところでございます。活用の場といたしましては、中・高生が主体となって組織をしておりますジュニアリーダークラブでの活躍がございます。子供会活動の指導者的な存在といたしまして、年下の子供たちに指導にあたったり、野外体験活動や成人式、菜の花マーチ等の各種イベントのボランティア活動を行っております。彼らの体験を存分に発揮できる場と、このジュニアリーダークラブがなっているわけでございます。また、過去の派遣生におきましては、全国英語スピーチコンテストで県内初の最優秀賞を獲得した者もいるわけでございます。また、卒業後の進路に英語を活かせる企業や事務所に就職をしたり、教職員となりまして後輩を指導する者、また、本格的に海外留学をいたしまして、更に勉学を重ねる者などもあります。市の行事のみならず、様々な場におきまして彼らの今後の活躍を大いに期待しているところでございます。

このロックハンプトンを含め、交流事業において成果はどのように生か 教育長(田中民也) されているかとか、成果はどういうものであったのかというご質問でございますけれども、 形に見える形での成果ということにつきまして,一言,教育についての考え方をご説明させ ていただきたいと思います。教育についての目的は、一つは、何かができる、できるように なる。知らないことを知るようになる。これが一つあります。もう一つは,やはり,心の豊 かさとかものの見方、考え方、そして、豊かな多様な考え方ができるとか、親切心とか、忍 耐とか、思いやりとか、このような哲学では見識陶冶の面、知的な面は実質陶冶の面、この 両方から教育の目的がとられているところでございます。しかし、先ほど言いましたように、 心の豊かさやものの見方、考え方、多様ないろいろな考え方ができるようになるとか、この ようなものは、今すぐ目に見えるような形でできにくいところでございます。そのようなも のにつきましては、その手段が教育の目的としてとらえることがございます。つまり、今回 のロックハンプトン、千歳市、人吉市との交流は、知的な何かが知るようになるとか、そう いうことよりも、児童・生徒の態度、心の問題に大きく影響がある問題でございますので、 どちらかと言うと、ロックハンプトンに行ったその体験そのものが教育の目的であるし、教 育の効果ととらえております。いつかはその体験したこと,つまり,ホームステイしたり, そして、家族の方々と親密に触れ合う、また、異文化のオーストラリアの文化の触れ合う、 そのこと自体が、つまり、体験そのものが教育の目的としてとらえております。その結果、 いつかまた子供たちが人生の中で、そのことを思い出し、また、友だちに豊かな親切心、そ ういうものが生まれてくることが期待できるところでございます。やってみないとできない というんじゃなくて、やる前から体験させることによって、そういうものは必ず付くという、 どちらかというと演繹的な考え方に立って、この事業は行っているところでございますので、 議員ご指摘のように,成果については十分我々は精査する必要はございますが,体験そのも のが貴重な教育の目的として効果としてとらえているところでございます。

10番議員(前原六則) 今,教育長がおっしゃられましたこと,全く私も同感でございます。

同感の中でこのような質問,何かポイントを絞ってみたいと思います。まず,交流というこ とで先ほど来言っております、外国から日本、指宿に訪れる方、2万1千人以上いるというこ とでございます。この指宿に来られる方々も同じように知らないことを知る、見識を深める、 心の豊かさを指宿の自然に触れて高めるという目的で来られるかと思います。そういう中に おきましてですね、先ほど来、回答の中にもありましたけれども、予算を計上しているにも かかわらず、中学生10名、高校生10名とかですね、少ない人数しか派遣ができない、北半球 と南半球、距離的にも遠いオーストラリアとの交流、これよりもですね、数多くの子供たち が参加できるようなですね、そういう国際交流の場が必要ではないかというような考えでお ります。ちなみに指宿商業高校は、韓国の永化女子高校との間で姉妹校として、修学旅行や ホームステイを通して活発な交流をしております。それから、青年会議所におきましては、 高陽市青年会議所と昭和60年に姉妹盟約を提携して以来、会員や子供親善サッカーなど多く の、年間を通じて交流活動を活発にやっております。多くの市民を巻き込んだ国際交流こそ、 私は必要じゃないか、目指すのはそういうのが必要じゃないかというようなことを考えてお ります。このことを考えると、国際交流でのネックは交通コストが掛かり、一般的な姉妹都 市間の協定書にあるような民間交流はなかなか難しいんじゃないかと思うところでございま す。したがって、ロックハンプトン市の交流事業を縮小して、一般市民も気軽に行き来がで きて、歴史上関係の深い近隣アジアでの姉妹都市盟約、あるいは友好都市について、今後検 討してはいかがかと思う観点から,ずっと質問並びに回答をいただいているところでござい ます。このことについて近隣アジア諸国との姉妹都市についての、姉妹都市盟約、あるいは 友好都市についての、今後の検討についてはいかが思って、考えていらっしゃるかお伺いい たします。

総務部長(秋元剛) まず、姉妹都市の締結の観点から、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。まず、姉妹都市でございますが、これには基準と言うか、法律的に決められたものというのはございませんが、両首長による提携書があること、あるいは交流分野が特定のものに限られないこと、あるいは交流するにあたって、何らかの予算措置が必要なため、議会の承認を得ていることでございます。と申しますのは、これはロックハンプトン市と指宿市が公に交流を約したものというものであります。したがいまして、今後、アジアの関係の国と姉妹盟約をというお考えがあるのかもしれませんが、一遍姉妹盟約を結びますと、なかなかその内容というものについての変更というのは、非常に難しゅうございます。したがいまして、私どもとしては、人吉市にしても千歳市にしても、特に、ロックハンプトン市は英語圏の姉妹都市という位置づけの中で、お互いに交流をしていくと。そして、その交流の中の基本となるのは、あくまでも市民の皆様であり、官が主体となるものではないというふうに思っております。したがいまして、その姉妹盟約の交流につきましては姉妹都市委員会というのを設置しておりまして、これらの中で指宿市内の関係機関の代表の方々にお集り、

委員になっていただいて、その中で姉妹都市の交流の内容というものを協議していただいているものであります。それから、アジア諸国との関係でございますが、先ほど市民協働課の方からだったですかね、違いましたですかね、観光客の流入状況が報告をされておりましたけれども、確かに、指宿市については多くの外国人の観光客が流入をいたしております。ただ、先ほど申し上げたことも姉妹都市の関係、このことを踏まえれば、必ずしも人の交流があるから姉妹都市という考え方はいかがなものかというようなふうに私どもは思っております。現在の国際状況というものは、議員ご承知のとおりでございますが、経済、人の行き来、あるいは文化、これは自由に行き来するものではないかというふうに思っております。これは参考までですが、平成15年の4月にエリツィンロシア連邦初代大統領、この方が来日をされた際に、プライベートで指宿市に来られました。それから、平成16年12月には日韓首脳会談、これが指宿市で行われ、この時に記者会見の中で、ノムヒョン大統領が指宿について、日本に来るのは3回目だが、ここが最もすばらしいということを言っておられます。したがいまして、姉妹都市として交流をすることと、観光産業として観光地づくり、あるいは誘客を図るということは、同時に相互関連はありますけれども、姉妹都市を絡めてということにはならないのではないかというふうに思っているところでございます。

- 10番議員(前原六則) 良く言っていただきましたけれども、官が主体でやるべき問題ではないという、今、回答でございました。じゃ、お聞きいたしますけれども、ロックハンプトン市とのですね、この交流、それから、日常、インターネットとか、そういうのの案内、いるいろな面で交流の手立てと言いますか、一般市民、または実際に行かれない児童・生徒ですね、そういう方々にいろいろ知らしめる活動とか、それから、ロックハンプトン市へ行かれない子供たちに対しての知識の付与と言いますか、そういうような交流はやっていらっしゃるんでしょうか。
- 総務部長(秋元剛) 先ほど、官が主体ではないというのはちょっと言葉足らずだと私も思いますが、基本的には、この姉妹都市の交流というのは、両市民の福祉の向上と市政発展をもたらすということで、その都市同士がというよりは、そこに暮らす市民同士がお互いを理解をしていくという観点で申し上げたものでありまして、ちょっと言葉足らずでありました。そういった観点からいきますと、ロックハンプトン市との交流の中では、指宿市にはオーストラリアの森、牛像、それから、ロックハンプトン市には日本庭園、あるいは砂むしに憩う乙女像というものを設置をしてございます。指宿においてもそうでありましょうが、そのオーストラリアの森、これらを訪ねるご家族の方々というのは、自然体の中でロックハンプトン市の文化に触れているのではないかと、このように思っております。
- 10番議員(前原六則) 数々、牛像とか、それから公園、これら、出てまいりましたけれども、確かに、公園の中にログハウス的な建物もあります。でも、これを市民の方がですね、今現在、しっかりとこれらのことを、何となくでもいいですけども、知っていらっしゃる市

民が幾らいるだろうかというふうなことも考えております。指宿市としてロックハンプトン市と姉妹都市盟約を結んでいるという活動をですね、それをどういう形でやっているのかというのも疑問でありますし、そういうオーストラリアの森、これ以前は風車もございました、当時はございましたけど、今、形として何も残っていないような気がいたしますし、あそこに来られる方というのは、そう数も多くないような、少ないように見受けられております。何か、そうであるならば、記念的な行事をそのオーストラリアの森でやるとか、そういうのもやはり必要じゃないか。そういうことをしないような今の状態では、名実とも、官が主体となった交流事業だけ進めているような気がしないでもないわけでございます。ただ、広報誌でいろいろ派遣事業で行かれた生徒さんが、紙面を飾っているというような形だけでは、やはりこの事業の在り方というのは縮小、そしていろいろ地域、気軽に市民の方々が触れられるような活動というのに切り替えた方が良いんじゃないかということを考えておりますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

- 総務部長(秋元剛) 千歳市にいたしましても、人吉市にしましても、ロックハンプトン市にしましても、非常に大きな事業であるということについては、様々な経費の問題等もございまして、なかなか、議員ご指摘のとおり、目に見えるような形での交流というのは、なかなか難しいものであろうというふうには思うんですが、ロックハンプトン市につきましては、これまで指宿の子供たちがロックハンプトン市に行ってホームステイをいたしておりますし、近々ロックハンプトン市の子供たちも、また指宿市にホームステイをするということになりますので、これらを通して身近に相互の文化というものを享受できる状況が生まれるのではないかというふうに思っております。
- 10番議員(前原六則) 姉妹都市盟約という交流というのがですね、やはり国内の千歳、また人吉、ここと議員の方々の交流もあります。国内においてはですね、そういうふうに頻繁な交流、また雪の深い千歳を感じる、執行部の皆さん方が回答の中で先ほどから言っていらっしゃるような見識並びに心、自然に触れる、そういう非常に交流の成果と言いますか、そういうのがあると考えます。ただ、先ほど来言ってますように、ロックハンプトン市、遠く北半球と南半球、これをつなぐのはですね、そういう指宿に残された向こうの公園なりだと思います。先ほど、ホームステイに来られるということですので、そういう機会に、是非、公園でですね、日頃オーストラリアの皆さん方と触れることのない、お互い交わることのない生徒たちを囲んでですね、市全体の一つの交流という、そういう活動もやってもらいたいなと思いながら、質問を終わらせていただきます。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時07分 再開 午後 1時07分

議長 (新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は,松下喜久雄議員。

5 番議員 (松下喜久雄) それでは,一般質問をさせていただきますが,本日,大項目3点についてお伺いいたします。

まず初めに、市単独の補助金についてであります。19年度補助金等の見直しにかかる作業が行われ、行政評価委員会による補助金負担金等の評価についての答申と、それを受けた行政改革推進本部による政策判断が示されたところでありました。その結果、一財への影響額4,000万弱という数字が導き出されたものでした。補助金等の見直しは、それまで補助金の交付を受けていた団体にとりまして、大変厳しい痛みを伴う改革であったと思っております。関係者の方々からも非難もいただきました。その都度、現下の財政状況にあっては、やむを得ないということでのご理解をお願いするということも度々ございました。補助金等の適正化を目指したこの改革につきましては、相当のエネルギーを要したものと思っております。今、行財政改革を進める中で、事務事業に対する評価や補助金等の評価が継続して行われているわけですが、少なくとも20年度までの補助金等については、その評価を一通り終えたものというふうに理解いたしております。ただ、21年度の新規の補助金等につきまして、予算化に至る手続きの部分に少し疑問を抱かざるを得ないものが出てきているのではないかと思われますので、この際、補助金等の在り方について、全般的な検討をすべきではないかという観点でのお尋ねをさせていただきたいと思っております。

行政活動の重要な原則の一つに、透明性と公平性の確保というものがあろうかと思うのですが、補助金の交付についてはそのことが一段と重要になると考えております。補助金を交付するのにふさわしいものであるのかどうか、適正を問う手法として、いわゆる政策判断のみによるのでなく、一定のルールに従った手順を踏むことが肝要であります。補助金の透明性と公平性を確保するために、新たなルールづくりの必要性を感ずるところであります。そこでお伺いしますが、まず、市民活動に対する公募型補助金と施策を推進するための政策的補助金との相違について、どのように考えておられるのかということであります。

20年度より、共生・協働型のまちづくりを積極的に支えるべき制度として、提案公募型補助金制度がスタートしました。ここから市単独の補助金を二つに分類し、きっちりとした区分を行う必要が生じているのではないかと考えるところから、公募型によるべきものとそうでないものの区分についてのお考えをお伺いします。

次に、公募型補助金制度において、年2回をめどに複数回の審査会を開くべきと考えるが どうかということであります。現在、年1回、一定期間の募集とそれに伴う審査会が開かれ ているわけですが、提案公募型補助金の活性化を図るためには、年間を通じた随時募集と上 期、下期年2回の審査会を基本に、その他必要に応じて特別の審査会をも開催できるような 柔軟性を備えた仕組みに変えるべきではないのかという提案であります。お考えはありませ んでしょうか。お伺いします。 続きまして、農業の諸課題についてお伺いします。まず、重点的な作物の生産維持拡大するための方策についてであります。指宿市においては少ない面積でも経営を可能にするような収益性の高い集約的な農業が育まれ、全体の耕地面積の割に比較的多くの農家戸数を支えることができております。つまり、集約性の高い篤農的な農業が息づいているがために、密度の高い人口を支えることができていると言えるわけであります。また、土地利用型の大型で疎放的な農業に比較して、集約的な農業は土地や資金が少なくてすみますので、新規参入者を得やすい条件を備えているということも言えます。したがいまして、指宿農業の特性を活かした農業振興によって、多くの自立した農家を育てることも可能であると考えております。指宿に根付いた農業を活性化させることでの効果は多面的で多岐にわたるということができます。重点作物の生産維持拡大について、現状と対策をお伺いいたします。

次に、ポジティブリスト対策についてですが、特に農薬の飛散に関する部分についてお伺いします。農薬飛散の問題は、隣接する農地間だけの問題にとどまらず、住宅等への影響も問題化しているとの話も聞かれるのですが、現状での問題をどのようにとらえているのかお伺いいたします。

次に、地産地消についてお伺いします。昨年12月にお尋ねをいたしました地産地消を促進させるための組織として、生産する立場の方々と消費する立場の方々、そして行政を交えての全市的な協議会が必要ではありませんか。なお、この協議会を実態的に動かしていくためには、会を切り盛りするための職員も必要ではありませんかというものでした。答弁として、新たな職員配置は困難であること、行政内部において産業振興部を中心とした推進本部会の設置の可能性について検討する旨をいただきました。その後における地産地消の見解をお伺いいたします。

最後に、唐船峡そうめん流し事業についてお尋ねをいたします。民間人を起用したことによる効果をどのようにとらえているのか。また、今後の民間人起用も含めて、経営改善をどのように考えているのかという2点についてお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

市長 (田原迫要) 答弁をさせていただきます。1番目につきましては主に総務部長、それから、市民生活部長、2番目の農業の諸課題について産振部長から、私の方から唐船峡の問題について答弁をさせていただきます。

民間人を起用したことによる効果をどのようにとらえているかということでありましたが、 唐船峡そうめん流しは、昭和37年の開設以来、47年間の間にお客様の声などに耳を傾けながら、おいしいそうめんや癒しの空間を提供するため、創意工夫をこらしながら、お客様に喜ばれる施設として成長をしてまいりました。この間、昭和42年に旧開聞町で取得したそうめん流し器の意匠登録は画期的な発明で、回転式そうめん流し発祥の地として開聞町の名を全国に発信してきたものと思っております。しかしながら、各地に類似の施設ができたこと、 あるいはファーストフード店などができたことによる食に対するニーズの多様化、さらには、外食産業を取り巻く環境も様変わりしてまいりました。そうした中で、ピーク時に4億2,000万円近くありました売上げが半減する状況まで推移してきていたところでございます。このような状況を改善するため、新たな発想とノウハウを導入することで、経営改善、体質改善を図ろうということで、経験豊富な民間人を全国から公募し、平成19年度から採用をいたしました。民間人を登用したことにより、大型連休期間や夏場の繁忙期における座席確保を、無線を使って案内したことや、冬メニューの開発、あるいはアジサイやツワブキの植栽、さらには、施設の多種多様な飾り付け、そして接遇の向上など、ハード面やソフト面において効果が上がっているものと考えております。ただ、これまで実践してきたことが1・2年ですぐ効果として営業実績に表れればそれに越したことはありませんが、昨今の社会・経済状況下で極端な落ち込みがないというのを見ましても、その効果が出ているのではないかと思っているところであります。冒頭申しましたように、唐船峡そうめん流しは、長年の創意工夫で現在の施設が多くの来場者に愛され、成長してきたことを考えれば、その効果も今後の営業実績に必ず反映されるものと確信をいたしております。

次に、民間人起用も含めた今後の経営改善についてのご質問でありますが、唐船峡そうめん流しの経営改善は、重要な課題の一つでありまして、支配人への民間人登用も経営改善の一環として取り組んできたところでございます。しかしながら、本市の厳しい財政状況や世界的な不況による現下の社会情勢の中では、唐船峡そうめん流しに大きな設備投資をすることや、来客数、売上げを急激に増加させるということは、大変に厳しい状況にあると思っております。このような状況下で、現支配人は、予算や条例・規則など、ある意味、様々な制約のある中で、海外を含め、民間企業での経験を通じて蓄積された貴重なノウハウや知識等を率先して発揮し、職員に対しましても、十分な指導・助言をするなど、唐船峡そうめん流しの経営改善や活性化、接遇改善に向けて精一杯努めているところであります。今後は、2年後の新幹線開業に向けて、更にサービスの向上や施設設備の充実を図りながら、経営改善に努めていかなければならないと考えているところでございます。以上です。

総務部長(秋元剛) 市単独の補助金について、市民活動に対する公募型補助金等施策を推進するための政策的補助金との相違についてどのように考えるかと、この中でまた、公募型によるものとそうでないものの区別をどう考えるのかというお尋ねでございましたが、補助金とは地方自治法第232条の2を根拠として、市が特定の事業や活動を助長するため、公益上必要があると認めた場合に交付するものであります。平成19年度より補助金や負担金等につきましては、補助金等の適正化に関する条例を制定し、市民や学識経験者から成る行政評価委員会の意見も聞きながら、公益性、必要性、有効性の三つの観点から評価見直しを実施したところであります。政策的補助金と提案公募型補助金も基本的には同じ観点から評価しております。なお、補助金の性質的な相違についてでありますが、政策的な補助金は政策目標の

実現に向け、行政に代わって事業を展開していただく特定の団体や個人を対象に補助するものや、公共性が高い団体で補助金の交付がなければ運営が難しい厳しい団体等に交付しております。一方、提案公募型補助金につきましては、共生・協働のまちづくりを推進するため、市民が参画しやすい仕組みづくりを取り入れて、市民自ら企画した事業へ交付する補助金であります。

市民生活部長(新村光司) 平成20年度から導入しました提案公募型補助事業につきましては、現在、年1回の募集・審査で事業を実施しております。この事業は、市民の自主的な市政への参画を促し、市民主体のまちづくりを推進していくために設けたものでありますが、この2年間の状況を踏まえたうえで、今後更なる展開を図っていきたいと考えております。この事業を積極的に市民へ周知する必要もあろうと思いますし、職員にも十分な説明を行っていき、意識醸成を図る必要があります。そのために、募集方法や回数、あるいは審査方法などにつきまして、制度自体の見直しも含めた検討をしていきたいと考えているところでございます。

産業振興部長 (井元清八郎) 農業の現状について、指宿市の主要作物についてご報告をさせていただきたいと思います。生産額の多いオクラ、ソラマメ、カボチャ、キャベツ、実エンドウの直近3か年の現状についてでございます。まず、オクラについてでございますが、平成18年度から20年度までの作付面積は、176ha、220ha、223haと増加傾向にあるところです。また、生産額でございますが、19億4,000万円、22億4,000万円、21億6,000万円と、野菜類の中では第1位の生産額となっております。次に、ソラマメについてでございますが、同じく平成18年からの作付面積の推移は、282ha、259ha、246haと微減となっています。生産額については、14億2,000万円、14億5,000万円、11億6,000万円となっております。カボチャにつきましては、同じく作付面積の推移でございますが、299ha、358ha、349haとなっております。生産額については13億8,000万円、10億600万円、10億900万円となっております。キャベツにつきましては、同じく作付面積の推移ですが、186ha、221ha、250haと増加傾向にございます。生産額についても4億5,000万円、5億円、6億5,000万円と増えているところでございます。生産額については5億4,000万円、6億4,000万円、4億5,000万円となっているところでございます。

次に、ポジティブリスト制度につきましてお尋ねいただきました。平成18年5月29日からポジティブリスト制度が施行され、農薬の適正使用はこれまで以上に重要になってきました。また、農薬散布時における農薬飛散の対策も重要になっています。農薬散布時の飛散により、他の農作物に農薬が付着し、使用基準を超過する可能性もあることから、より徹底した農薬の飛散防止が求められているところです。農薬を散布する場合、ほ場同士の距離が近いときや、隣接するほ場の農作物の収穫が近づいたときなどは、特に注意が必要ですし、飛散が起

こりやすい散布方法、例えば、細かい散布粒子のノズルを使ったときなども注意が必要です。本市においては、これまで農薬飛散等による残留農薬で、収穫された農作物が基準値をオーバーするといったような事例は発生しておりませんが、健康被害への不安を感じた住民から、隣接する畑から農薬らしきものが飛散してくるとの通報が寄せられたことがありました。内容は、農家がサツマイモの栽培中に農薬を散布した際、風向きにより住宅に飛散したもので、当該農家へは農薬散布は風向きに考慮し、風がないときに行うよう指導するとともに、散布することを周辺住民に伝えるなど、日頃からコミュニケーションを取るよう要請したところです。また、松くい虫の航空防除では、ほ場への被覆するなどの措置を講じ、薬剤が農作物に飛散しないように注意を払って、防除作業を実施しているところでございます。

次に、協議会の立ち上げ、地産地消の関係でご質問をいただきました。地産地消の推進につきましては、道の駅彩花菜館、活お海道、おふくろの里、お母さんの店など、交流施設での農産物の直販。ホテル、旅館、レストランでの地元食材の活用。さらには、学校給食での地元農産物等の利用、また、ホテル、旅館での朝市、夕市の開催など取り組んでいるところでございます。これらの取組を通して、地産地消による地場産品の利用促進に努めているところでございます。こういう中で、協議会につきましては、県、市をはじめ、農協、漁協、商工会議所、菜の花商工会、ホテル、旅館、農産物直売所など、様々な分野から構成されている指宿地域食交流推進協議会があります。主な活動といたしましては、地元のホテル等に地域農産物を供給するシステムを構築するため、農協とホテル側との検討会、また、生産者自ら地域農産物や加工品の展示、PRによる飲食店、ホテル等の消費者との農産物商談会等を開催しております。さらに、農業と観光が一体となって進めております南薩フードビジネス推進事業による地域食材を活用した新メニューや加工品開発の検討による地域食材の活用促進など、協議会を中心に様々な活動を展開し、地産地消に努めているところでございます。今後も関係機関と連携を図りながら、指宿地域食交流推進協議会を中心とした取組の中で、地産地消の推進に努めてまいりたいと思っているところでございます。

5番議員(松下喜久雄) 補助金の区分についてなんですが、市民サイドからのですね、要請があったものの中でもですよ、公募型に該当するものと政策的なものに該当すべきものとかあるわけですので、ぜひともですね、この区分を明らかにしておくことが必要だというふうに思うところです。決して概念的なとらえ方でなくですね、現実的な事業等についての分類、仕分け、こういったことまでやって、誰の目にも明らかに、これは公募型に該当するよねというような判断ができるような形にすべきではないかというようなことで申し上げているところであります。なお、公募型以外の補助、あるいは補助的負担金のうちで施政方針に従って作成された当初の予算編成を経たものについては、一定の計画性に基づいて継続的に公益性を発揮できるものもあると考えられますが、それと異なって、当初に表れていなかった年度中途で交付しようとするもの、例えば、今定例会に提案された観光費などは、その事業の

性質を条例に照らし合わせて見ましても、適用される補助金は公募型がふさわしいと思われ ます。委員会の審査におきましても、これは公募型がふさわしいのではないですかという質 疑が行われたと記憶いたしておりますが、そもそも補助金の交付に関して、公募型にされる べきなのかどうかというような原則の部分を議論しなければならないということ自体が問題 であって、その原因については、条例要項等に不備があるのか、あるいは運用についての混 乱があったのかのいずれかと言わざるを得ないと思っております。公募型によるものとよら ないものとの区分は,明確にしておく必要があると考えております。なぜかと申しますと, 本来公募型の範ちゅうに入れられるべきものが、単に政策的な判断によって事前審査をすり 抜けてしまうということの弊害を引き起こしかねないからであります。その結果、提案公募 型に応募された方々に,大変に不公平感を与えるということにもなりかねません。また,そ のことが提案公募型補助金への関心、取組への意欲を減退させることにもなろうかと思いま す。共生・協働のまちづくりにとって、提案公募型補助金の果たす役割は大きいと考えてお ります。何とかこれを活性化させて、スタート時の予算額700万円を超えるほどの市民の熱 い思いを育てていかなければなりません。そのためには不公平感と不透明感を与えることの ないように、公募型に入れられるものとそれ以外のものとの仕分けは、あらかじめ明らかに されるべきであります。また、それが行政と市民双方の信頼関係を結ぶことにもなるのだと 申し上げておきます。もともと公募型に付されるべきものが、本来の手続きに従ったものと 異なり、第三者機関の事前審査を受けることなく予算化されるというようなことが、今後あっ てはならないということも申し添えておきたいと思います。一方、公募型と公募型以外のも のとの大きな違いは、事前に第三者機関の評価を受けているかいないかにあると言えるので すが、基本的には公募型であろうとなかろうと、市単独の全ての補助金について、事前の審 査を行うべきではないかと考えております。補助金交付の是非を判断する際の基本原則が、 指宿市補助金等の適正化に関する条例にうたわれておりますが、中身について一口で申し上 げれば、対象とする事業等の公共性を問うものと認識いたしております。この公共性がある かないか、また、計量的に多いか少ないかの審査によって、交付と交付額が決められるわけ ですので、ここの判断はただ単に庁議にのみよるのでなく、第三者機関である行政評価委員 会の答申を経た後、政策判断として結論付けられるべきであろうと考えております。この際、 市単独の補助金全てについて、行政評価委員会の事前審査にかけることとするルールを作る ことが必要ではないかと考えております。このことは、ただ単に幾重かの慎重審査を求める というだけではありません。例えば、一過性の補助事業等について考えていただきたいと思 うのですが、一過性単年度のみの事業に対して、事前の審査、評価が行われずに補助金が交 付されたとします。後年度における事後の評価は全てのものに対して行われていますので、 事前の評価のあるなしに関係なく,この単年度のみの事業に対しても事後評価が行われるこ とになります。その結果として、ゼロ査定となる可能性もないとは言えないわけです。この

ような補助金の適正化に対して、疑義を生じさせかねない事態に立ち至るということも考えられるのではないでしょうか。このような微妙な問題が起きることを未然に防ぐためには、事前審査が是非必要であると考えるところであります。19、20年度全ての補助金、負担金等に対して、厳しい行政評価委員会の審査が行われ、行革本部の洗礼を受けて今日を迎えているのですから、以後の新規事業等にもそれが行われるべきであります。市単独の補助事業については、全て第三者機関の事前審査評価を得ることとするためのルールの整備を図ることについてお考えはありませんでしょうか。お伺いします。

- 総務部長 (秋元剛) 現在,補助金につきましては指宿市補助金等の適正化に関する条例の三つの基本原則に基づき、評価委員会の意見を聞き評価を実施し、評価結果につきましても、議会や市民へも公表するなどの透明性を確保するため、一定のルールを定めております。もちろん、年度途中において企画提案された補助事業につきましても、原則同じルールにのっとり事業の採択を行っております。しかしながら、事業の実施時期や事業実施団体等を考慮し、事業採択を急がなければならない場合には、政策的決定を行うこともございます。いずれにいたしましても、基本原則はもちろんのこと、透明性や公平性も担保できるものでなければなりません。したがいまして、今後は提案公募型補助事業の制度をより有効に活用できるよう、市民の周知活動や事業実施体系も検討しながら、共生・協働の地域社会づくりを推進するため、有効的な補助事業制度の確立を目指してまいりたい、そのように思っております。
- 5 番議員 (松下喜久雄) 例外的にという表現でございましたけれども、例外を認めるということは、自らルールを破るということになるのではないかということを申し上げておきたいと思います。是非、こういった矛盾が起きないような真からのルールにすべきではないだろうかと、一言申し上げておきたいと思います。

ただいまは、手続き上のルールについてのものでございましたが、加えまして、審査そのもののルールについてお尋ねいたします。補助金交付の適否と交付額を決める際の評価の裏付けとなる基準に具体的なものがあるのかどうか。あるとするならばその内容についてお伺いいたします。

総務部長(秋元剛) 具体的な評価基準とはどのようなものかということであろうと思いますが、評価基準は補助金適正化条例の第3条に規定しておりますが、三つの基本的視点に基づいた評価基準を適用させております。具体的には、公益性については、市の責任領域として広く市民の福祉の向上及び利益の増進に資すると期待できるとともに、そこに社会通念上、公正・公平が認められるという視点であります。次に、必要性は、行政目的の達成のために市の関与が妥当であるとともに、社会情勢の変化にあわせた市民のニーズにあっていることであります。最後に有効性については、補助金額に見合う具体的効果が判断でき、事業の実施手法が効率的であるといった視点で判断をいたしております。

5 番議員(松下喜久雄) 条例に掲げられております基本原則、公益性、必要性、有効性、これに基づいて判断をさせていただいておりますというような表現になるんでしょうけれども、要するに、補助金の要素としての公共性について、今回の例のように全く政策的な判断によって、これが解釈されるということにもなるわけですので、先ほどから申し上げておりますように、事業等の分類であるとか、そういったことの中で、市民サイドから出てきたものについては、きっちりとこの部分を公募型で支えていきますというような仕分け方と審査基準を設けていただきたいものというふうに思うわけでございます。

次に、提案公募型補助金を活性化させるための具体的な方法として、年間を通じた随時受 付を行うべきではないか。評価委員会の審査会を年2回、上期、下期に分けて開催すべきで はないか。そのほか臨時的にも開催できるような柔軟性を備えた取扱いができるようにすべ きではないかお尋ねをしました。先ほど、区分を明確にすべきとか、事前審査に必ず付すべ きであると申しました。補助金の透明性と公平性を保つためには,大変重要な事柄ですけれ ども、ただそれだけでは補助金活用を硬直化させてしまうことにもなりかねません。そこで、 この2番目の質問は、最初の質問と併せて、補助金の有効活用を図るための補完的な提案と してとらえていただきたいと思っております。今回,補正にかけられている観光費について, 委員会での厳しい質疑もあったわけですが、事業実施の決定された時期の問題や、地元負担 等に対する認識不足の問題が答弁されましたけれども、3月定例会閉会後、わずか2か月しか 経過していないような、ごく短期間において補助金交付が決められるというのには、特別な 配慮が伺えるわけです。このような、特別な配慮に見合うほどの公益性、必要性、有効性の ある事業であれば、なぜ積極的に早期の調査をしなかったのか指摘しておきたいと思います。 ただ、補助金の有効活用を図るためには、時間的な制約のあるものをタイムリーにとらえて いかなければならないという場合もあるでしょう。また、提案公募型においても、市民の意 欲と情熱を常時、常日頃からすくい上げる仕組みが必要と考えております。全ての市単独の 補助金について,事前審査を加えるためにも,上期,下期の定期審査会と,特段に公益性, 必要性、有効性のある事業が表れた場合に、臨時審査会を開くことも可能にしておいた方が 良いのではないかと考えております。あくまでもルールを守り,なお補助金の効果的な運用 を図るために、現在の年1回の審査会を今申し上げました形に制度改正を行うべきでしょう し、また、提案公募型補助金については、一定期間内の募集から随時募集に切り替えるべき ことを提案しているところであります。お考えはありませんでしょうか。

市民生活部長(新村光司) 申請について、随時受付でも良いのではないかといったようなお 尋ねでございますが、仮に事業の提案、申請を随時受け付けたとしても、審査及び採択の判 断を随時行うことは難しいと考えております。しかしながら、先ほども申しましたように、 市民の自主的な市政への参画を促し、市民主体のまちづくりを推進していくためにも、今後、 募集方法や回数、そしてまた、審査方法などについて検討するとともに、本事業についての

- 相談や問い合わせなどにつきましては、情報といった提供や関係課などと連携調整を図るなど、随時対応しながら各種団体が協働のまちづくりに積極的に取り組めるよう支援をしてまいりたいと考えております。
- 5番議員(松下喜久雄) 私が提案申し上げたのは、ですから、随時募集と上期、下期の基本的に年2回あれば何とか常時募集に対して的確な審査が行えるのではないかなという考え方をご提案させていただいたと思っております。それに対するお答えをいただきたいと思います。
- 市民生活部長(新村光司) 舌足らずで大変失礼しました。随時申請につきましては、先ほども答弁しましたように、ちょっと難しいのではないかと考えておりますが、議員ご指摘の上期、下期の申請につきましては、今後、募集方法や回数ですから、審査方法とかですね、そういったのも随時検討していきたいと、このように考えております。
- 5 番議員 (松下喜久雄) 随時募集が難しいというのが、僕には理解できないです。協働課が 忙しいから無理ということなんですか。どうなんですか。
- 市民生活部長(新村光司) まず、この提案公募型事業につきましては、平成21年度の募集から決定までの流れてございますが、募集要領の作成、こういったものを2か月間ぐらいかけて行っているわけですけれども、広報誌に掲載が昨年は9月号のお知らせ版、それから、ホームページへの掲載を9月の16日から12月の1日まで、それから、各団体への案内を9月の16日付けで発送しておりまして、これらに基づき募集説明会を9月の25日に行っております。募集期間の受付に対しましては10月1日から12月1日まで2か月間を要しているところでございます。それと、予備審査につきましては12月中旬から1月初旬あたりまで、市民協働課の担当課で実施しておりまして、行政評価委員会によります本審査を2月4日から3月23日まで計4回開催したというようなところでございます。ですから、県内、こういった提案公募型というのもですね、5市ほどやっているところがあるようでございますけれども、随時申請しているところは、こういった事情からないのかは、できないのかなと思っております。ただ、志布志市がですね、上半期と下半期に分けてやっているようでございます。
- 5番議員(松下喜久雄) 何か、部長の答弁を聞いておりますと、もう随時募集はできないんだからと、先ほど年2回の審査に対する答弁も漏れてしまったのかなというような気がしているんですけれども、予算編成の前に幾つかのその申し込みがあったものを指導しながら整理をつけたり、それこそ快刀乱麻のごとく、その時期に重なったものを一気に処理するよりは、これは年間を通じて少しずつ分けて応募していただければ、むしろ助かるんじゃないですか。その方が提案公募型を普及、認識をさせる効果もうんと高いと思うんですよ。若い人が前の晩に飲み会をやって、あれやろうや、これやろうやというような盛り上がりがあって、明日もう市役所へ行って申請して来ようかと、これなんですよね、タイムリーにとらえるというのは、市民の情熱をですよ。なぜこれは随時募集がだめなんですか、繰り返しお聞きし

ますけれども、これは是非必要なのと思いますよ。答弁できませんですか。

- 市長 (田原迫要) 提案公募型の補助事業というのは、市民の皆さんと共生・協働の地域づく りをしていく上で、非常に重要な制度だと思いますし、今後大きく育っていってほしいと願っ ている制度の一つです。平成20年度からスタートしましたけれども、議員からもありました ように、当初700万、予算を準備しましたけれども、実際に交付したのは16事業425万でござ いました。今年度はそれを基に当初予算では450万を組んだんですが、採択額は290万円でし た。本当に残念だと思っております。そういう意味で,この公募型補助事業,先ほど来答弁 やってますが、行政の場合は4月にスタートして翌年3月までの1年が一つの区切りで、行政 としてはその当初予算時点で、先ほど説明がありましたように、大体今ごろ、6月から7月に 募集要項を決めて広報誌に出して、そして、10月から12月に募集をかけて、翌年の1月2月に 審査を終えて当初予算に乗せていくというのが作業であります。ところが民間の各団体の場 合は,議員からもありましたように,いろいろ会合する中で発想が湧き,そこからスタート しますので、行政とちょっとサイクルが違うというのは言えると思います。そういう意味で、 議員からもありましたように,随時それを受け付けられる体制であれば良い,それに越した ことはないと思いますけれども、これについて何とか充実していこうということで、例えば のあれですが、現在、その10月から12月に募集しています。もう一つ、2月から4月ぐらいに 募集できるような,年2回ぐらいにすれば,例えば,発想が湧いた時点から計画を練ってい ただいて、予算措置とかある程度計画を組んでスタートするということから言いますと、年 2回やることによって、随時相談に来たり、いろいろ提案をしていただけるのではないか、 あるいはこの制度について市民の皆さんも、あるいは各グループ、NPO団体等もよくご理 解をいただけるのではないかと、そのように考えているところであります。
- 5 番議員 (松下喜久雄) 年2回の募集, せめてというようなことで, 市長から答弁いただきました。

それでは次にですね、農業の諸課題についてお伺いします。重点的な作物の生産維持拡大するための方策について、具体的なものを3点ほど伺います。まず、ひょう被害に対する支援について、3月定例会におきましても何点かの要請が出されたわけですが、JA災害緊急資金の借入をする方に1%の利子補給を行うという方針が示されていたものと認識しているのですが、間違いはありませんでしょうか。また、借入についてはどのような状況であるのかお尋ねをいたします。

産業振興部長(井元清八郎) 2月25日のひょうによる農作物の被害につきましては、市全体で約4億1,000万円の被害額となっております。被害にあわれました農家の皆様には心からお見舞いを申し上げます。2年前には山川地域を中心に霜害による被害が発生しましたが、被災者の方々には経営再建の資金としてJA災害緊急資金を活用していただき、市もそれに対する利子補給を行ったところでございます。今回のひょう被害に伴い、JAでは災害緊急資

金を立上げ、5月末日までの申請を受付けし、結果として18名の方が借入の申込みがなされております。今後は、市といたしましても、支援策として災害緊急資金の借入れに対する利子補給を考えているところでございます。

- 5 番議員(松下喜久雄) ひょうの被害は他の原因による被害と異なり、全くの不可抗力によるものであります。霜の被害や台風の被害などは、農家の努力によって軽減させることも可能ですが、ひょう被害からはどうも逃れることはできません。しかも、秋、冬、秋冬作は農家収入の大きな部分を占めておりますので、被害がもたらす農家経営への影響と生産意欲の減退が大いに懸念されているところであります。今年度ゼロ予算などと呼ばれる事業もあるわけですけれども、そこらでは到底越えられるものではないのではないかというふうに思っております。今回のような逃れざる被害等に対しては、迅速かつ的確な支援が必要と考えますが、お考えはありませんでしょうか。
- 産業振興部長 (井元清八郎) ひょう被害につきましては、この災害があった時点ですぐ技連会を中心に農協とタイアップをいたしまして、その病害虫に対する対策をどうするかということで、朝早く、朝7時からだったと思いますが、お集りいただきまして農家の方々にすぐ指導体制をとりましたし、被害禍につきましても、私ども市の職員、県の職員、給食、教育委員会の関係も出ていただきましたけれども、給食センターで、その被害のソラマメだったですけれども、それを使うということで、ボランティアで50名以上の職員が参加をしていただきました。そのほか、イオンやタイヨーなんかでもそうですが、販売をするということで、市の方としては、それに対してバックアップする形で売り子を出すなど、できる範囲の最大限の努力はして、早急に手を打ったつもりでございます。ただ、全体的にそのひょう被害に対して、それを金銭的にすぐバックアップする、そういったような体制は、なかなか難しいところがございますので、県に問い合わせをしましたけれども、県もそういったのに対しては今まで1回もないと。全国的にもそういったひょう被害がありますので、国会議員の先生方にも現地にお越しいただきまして、県議の先生方もそうなんですけれども、国・県を通じながら、そういった被害についての制度を早急に立ち上げてくださいということでお願いをいたしたところでございます。
- 5番議員(松下喜久雄) 本市独自の支援策というものもあってしかるべきであろうというような気持の中で、こういうことを申し上げているところであります。もちろん、私どもも農家の立ち場として、いろんな場面で要請活動はさせていただきたいというふうに思っております。

次に、農業振興促進基金の現状についてお伺いしますが、基金料は足りていると考えておられるのか。また、基金の貸付期間や貸出の限度額に対する要望などは出されていないのか、現状についてお伺いします。

産業振興部長(井元清八郎) 市の農業振興促進基金の状況についてでございますが、貸付対

象事業は作物等の生産拡大及び品質向上並びに農業振興を図るためのハウスの設置事業,認定農業者が農業経営を行う事業等となっており、平成20年度実績で40名の方が利用されているところでございます。1戸当たり100万円を限度とし、無利子となっておりますので、是非ご活用いただきたいと思うところでございますが、全体量として資金が足りているかということでございますけれども、ただいま現在のところは順繰り資金がうまく回っているように感じているところでございます。それと、基金の貸付期間や限度額を増やすことは考えられないかということで、そういった声も一部から出ましたので、庁内で検討いたしまして、この貸付金額を200万円にする、そして貸付期間を10年にしたらどうかという案もあったわけでございますけれども、200万円で仮に5年でしますと、年間40万円ですので、これはちょっと農家の方々には厳しいものがあるだろうと。ただ、これをじゃ、限度額が200万にした分だけ年数を10年にしますと、10年後の農業が今読めるかということに対しての、非常に不安感があるということで、多くの人に100万円という返しやすい金額と、5年間でということの方が全体的には良かろうということでまとまったところでございます。

5 番議員 (松下喜久雄) 促進基金についても、庁内でも前向きな考え方で模索はされている というようなことは分かりましたので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次に、ミツバチの巣箱設置に対する支援についてお尋ねします。かつては巣箱設置について、JAの野菜部会を介しての支援が行われておりました。今、世界的な規模においてミツバチの生息状況が悪化していると言われており、我が国もこの問題に対する対策が急がれているところであります。今後、蜜源の確保に関する事業等も出てくるというような情報もあるようですので、是非、これらの積極的な導入を図るとともに、加えまして、独自の対策も講じるべきではないかと考えております。野菜、果樹をはじめとして、自然交配を必要としているものは、市内いたるところに存在しておりますので、これが十分に行われる環境づくりを全市的な規模において行う必要があろうかと思っております。そこで、巣箱の設置に対する支援を求めるわけですが、お考えはありませんでしょうか、お伺いします。

- 産業振興部長 (井元清八郎) 本市の重点作物の一つであるカボチャは、先ほども発表させていただきましたが、18年度の作付面積が299haに対しまして19年度は358ha、20年度は349haと推移し、20年度と18年度で比較しましても、17%の伸びとなっており、規模拡大が見受けられます。これまで春カボチャは人口交配が基本とされてきましたが、規模拡大が進むにつれて、ミツバチによる受粉に頼らざるを得ない状況も生じているのではと思っているところです。一方で、カボチャだけではなく、メロンやイチゴ、マンゴーといったような果樹等の施設園芸の受粉にも、ミツバチの減少が着果に影響を及ぼしている状況があろうかと思います。したがいまして、巣箱設置に関する助成が、農業経営総合支援事業のメニューの一つとして取組が可能かどうか、検討させていただきたいと思っているところでございます。
- 5番議員(松下喜久雄) 是非とも、今日的課題というふうに、大げさに言えばそういうこと

にもなろうかと思いますので、是非、中身としては公益性の高い支援策として考えられます ので、強くこのことを求めたいと思っております。

農薬飛散も問題についてですが、これまでも幾度か指摘されておりますので、認識は高まりつつあると感じております。ただ、集落隣接地で起きている問題や、航空防除による林業者と農家との問題なども出てきているようですので、これらの問題解決に向けて、どのような対策を考えておられるのか、お伺いします。

- 産業振興部長 (井元清八郎) 飛散防止のための対策についてでございますが,農薬飛散を防 ぐには隣接するほ場への農薬飛散防止対策を講じることが重要であり,地域内の耕作者が連 携して隣接する作物の状況を確認したり、耕作者同士の情報交換がスムーズに行われるよう な機運の醸成を図ることが有効な手段と考えております。具体的な事例として、南九州市で はモデル地区を設け、農作物の収穫10日前からほ場に黄色い旗を掲げ、隣接農家に農薬飛散 への注意を促す取組を実施していることから、先日、指宿市農林技術協会のメンバーで視察 をし、今年度、指宿市においても山川地域でモデル地区を選定し、取り組むことにして作業 を進めているところでございます。取組内容としましては、耕作者間の情報交換と連絡調整 のため、収穫を10日後に予定しているほ場に目印として黄色い旗を設置して、近隣畑での農 薬散布の際は十分気をつけていただこうとするものです。実施に向けては、モデル地区のリー ダーを選出し、地区耕作者へ説明会を開催した後、地域ぐるみの農薬飛散防止対策の検討と 実証を進めていく予定です。また、この対策のほかにも農薬の飛散を軽減する低分散ノズル の技術研修会やソルゴー等の障壁植物よる農薬飛散防止効果の確認などを検討することとし ておりますので、農家への参加を呼びかけ、農薬飛散防止の周知を図っていきたいと考えて おります。なお,農薬飛散防止対策として,タバコ振興会では,既に独自で収穫前のほ場に 黄色の旗を立てて,飛散防止の取組を進めておりますので,モデル地区の取組状況も含め, 農家等へ周知をしてまいりたいと思っているところでございます。
- 5 番議員 (松下喜久雄) 根本的にこの問題を解決するために最も有効な対策は、農地の作物 ごとの集団化であります。これは農地を共有化することへの理解と協力が必要ですので、難 しい点もあろうかと思いますが、やはりここを目標に据えて推進への努力をすべきであると いうふうに思っております。

次に、地産地消についてですが、庁内推進本部についての言及がされなかったと思うので すが、そこはどのように検討されたのかお伺いいたしたいと思います。

- 産業振興部長(井元清八郎) 地産地消における対策につきましては、生産者と消費者の連携について非常に重要なことだとは思っております。先ほども答弁させていただきましたけれども、現時点では、指宿地域食交流推進協議会を中心にして、諸事業に取り組んでいるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。
- 5 番議員(松下喜久雄) 地産地消に対峙する言葉として遠産遠消と呼ばれるものがあるわけ

ですが、生産地と消費地の距離が長くなればなるほど、輸送に掛かるエネルギー消費が高まります。これを数値化したものがフードマイレージと称されているようであります。フードマイレージは環境への影響度合いをも示すものであります。国際的な環境問題を考えるうえからも、フードマイレージをできるだけ低く抑えることが求められる時代になってきております。そのような環境問題という観点からも、地産地消がクローズアップされるようになってきました。また、地場産品の消費拡大による農水産業振興、特産物による観光振興、市民の食に関する安心・安全など、地産地消が果たす役割は多様性に富み、大きいものがあると言えます。指宿市振興を主導する立場からも、ここに行政の積極的な参画が求められていると考えております。組織の充実と組織を動かすための人員の手当について検討すべきではないのか、重ねて申し上げ、農業の諸課題についての質問を終わります。

次に、唐船峡そうめん流し事業についてであります。民間人を起用したことによる効果をどのようにとらえているかについて答弁をいただいたわけですが、実際問題として、過去2か年の売上げは下降線をたどっているような状況にあります。唐船峡に新しい民間からの支配人がやってきたということで、マスコミによる多くの宣伝をしていただきました。2年目、篤姫効果や名水百選という追い風もございました。ただ、経営改善のために仕込まれた種が花開くのは後年度を待たなければならない、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、そのことはそうであろうということも考えるわけですが、過去2か年の努力を今年度の結果に結びつけていただきたいとの期待もいたすわけですが、民間人を登用する前の庁内の人材による経営と比較して、外部のマンパワーに頼らなければ上げることのできなかったどのような効果があったのか、お尋ねしたいと思います。

開聞支所長(吉井敏和) 唐船峡そうめん流しは、開設以来、半世紀近く創意工夫を重ねながら成長してまいりましたけれども、食に対するニーズの多様化や社会経済情勢の変化、さらには、外食産業を取り巻く環境など、これまでの行政マン主導による直営では、お客様の多種多様化するニーズへの対応が難しいのではないかと考えていたところでございます。民間人を起用した効果につきましては、先ほど市長から答弁がありましたように、これまでの固定概念にとらわれることなく、様々な観点から各種経営改善に取り組みながら、サービス向上はもとより、利用しやすい施設改修や接遇の在り方など、新たな発想と民間のノウハウを導入することで改善が図られてきたと思っているところでございます。結果として、ハード面、ソフト面含めて、様々な効果が表れておりまして、職員による直接経営と言いますか、それを越えるほどのものであったかどうかというような内容だと思いますけれども、その効果について対比する数字等がないのでお答えができませんけれども、これまで実践してきたことは、今後確実に営業実績に反映されるというふうに思っているところでございます。

5 番議員 (松下喜久雄) 最後になりますが、今後の民間人起用も含めて経営改善をどのよう に考えているのかについてお伺いします。18年12月の定例議会において一般職の任期付き職

員の採用等に関する条例が提案されました。審査の中でこの条例が対象としているものは唐 船峡そうめん流しの支配人であることが判明し、行財政改革における職員定数問題との整合 性や、募集選定にまつわる多くの質疑が行われたことを記憶いたしております。優秀な民間 の方に応募していただくためには、経営改善の成績に対する成功報酬なども準備すべきでは ないのかなどの提案もさせていただいたものでした。民間活力によって、唐船峡に多くのお 客さんを呼び込んでほしい、そのような期待を込めて条例制定に同意したものでありました。 あれから3年目、任期一区切りの年であります。継続なのか、新たな公募をかけるのか、戻 すのか、決断すべき時期が近づいてきていると思うのですが、お考えがあればお伺いいたし ます。

市長 (田原迫要) 唐船峡そうめん流しの今後の人事についてですが,その前に先ほど来申し ておりますが、唐船峡そうめん流し、長年の歴史の中で現在に至っております。私事で恐縮 ですが,私自身,実はホテル業を全く経験しない状況で指宿に帰ってまいりました。両親が 病気でしたので、私自身が経営の実際をとらなければいけない。その時に私自身が長年そこ にいた従業員、例えば、調理長だとかメイド長ですが、一つのことを改善するのに、ものす ごい苦労したことを覚えております。当時は,私どものホテルは各お部屋に朝食まで,夕食 も朝食もお出していましたけど、朝食だけを宴会場にまとめるのに、説得するのに本当に苦 労したのを覚えておりますが、改善した後はみんなそれについて納得をしていただき、効率 性も理解してもらいました。同じようなことが、私は、合併後、唐船峡の支配人、プロパー で職員の課長クラスを配置していたわけでありますが、どうしても永年の歴史の中で、特に 唐船峡の場合,過去に栄光の歴史がありますので,どうしてもその一つの枠を越えられない という,何と言いますか,もどかしさがありました。そういう中で,議員の皆さんにもご理 解をいただいて、民間登用ということをさせていただきました。経費的には人件費と経費と しては、今までと全然変わらないわけでありますが、今回、これを通じて3年間が来年3月で 満了しますけれども,その後について本来は議員からもありましたように,市の職員がそれ だけのコスト意識、改善意欲を持って、そして、能力のある方が、いわゆる課長職として支 配人を勤めてくれるのが一番良いと思います。ただ、その過程の中で、民間の人のやり方、 あるいは民間の発想、そういうものを、この今、民間人を採用している期間で唐船峡にいる 職員の皆さんが理解していただき,民間と行政の違い,あるいはコスト意識の問題,効率化 の問題、そういうものを習得していただければと思ってます。いろいろご議論はあろうと思 いますが、こういう景気の中で、それなりに奮戦しながら、大きな設備投資はいたしており ませんけれども,頑張ってくれたと思っておりますし,来年3月以降のことについては,今 言った、理想は市の職員がそういう感覚で取り組んでいただくことが一番理想とは思います けれども、それらも含めて総合的に検討していきたいと考えているところであります。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

議長 (新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開き,一般質問を続行いたします。

次は, 吉村重則議員

13番議員(吉村重則) 私は日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守る立場 から質問を行います。今国会に提出されている農地法改正案は、当初、これまでの農地法に 規定された、農地は耕作者自らが所有することを最も適当であると認め、耕作者の農地の取 得の促進,耕作者の地位の安定を図るという記述を全て削除し,農地を効率的に利用するも のによる農地についての権利の取得を促進するとしていました。衆議院の審議の中で、これ らの文言が一部復活しましたが、それでもなお今回の法改正は、戦前の規制地主制度への反 省から確立してきた農民的な土地所有と家族的な農業経営による農業生産の発展という戦後 農政の根幹を覆すもので、やがて大企業の農地所有に道を開くことになりかねないという懸 念を払拭できません。改正案では、修正の過程で、業務執行役員の一人以上のものが農業に 常時従事するという規制を付加したとはいえ、農地を適正に利用していない場合は、貸借を 解除する旨の契約状況があれば、農業にかかわらない大企業や外資系企業を含む一般企業さ え、農地を利用することができることになります。しかも、これまで農家間の農地の賃貸借 を安定させるために、地域ごとに定めてきた標準小作料制度を削除することが、財力のある 大企業に優良農地が集積され,政府が育てようとしてきた認定農家,集落営農さえ,その存 立を脅かされかねません。しかも、貸借契約期間が50年もの長きにわたることが、大企業に よる優良農地への権利を固定するものになります。政府は耕作放棄地の広がりを防止し、食 料供給力の強化を農地法改正の目的としております。しかし、耕作放棄地が増大している原 因は、農地法に問題があるのではなく、農民の努力が欠如していたからでもありません。農 産物の輸入自由化や市場原理等によって、家族経営農業の継続が困難になったためであり、 これまでの農政の結果にほかなりません。経済状況の変化を口実に、社会的責任を放棄して、 派遣切りや雇い止めを行っているような大企業が、国民の共有財産である農地を支配するこ とは、儲けのために農地が資産化される懸念を払拭できる最も持続的で安定的であることが 求められる農業とは相いれません。内需を活性化するために、地域を上げて農林業を振興し、 循環型の地域経済を確立しようと,懸命な努力が全国各地で行われている中で,農地法改正 はこうした努力に重大な障害をもたらすものです。今必要なことは、国際的な食料需給のひっ 迫に対応して、食料需給率を向上させる農政であり、価格保障や所得補償など、今頑張って いる農家が営農を継続し、生活できる展望をもたらす施策です。今、各地で新規就農者への 支援制度が広がりつつあります。後継者もその対象にして担い手を増やすこと,あるいは地 域を上げて取り組まれている耕作放棄地を解消する努力等に対する支援を、抜本的に強化す ることが求められます。このような施策こそが安全な国産食料の安定供給のためにも、食料 自給率の向上を求めている国民世論にこたえる確かな道ではないでしょうか。

それでは、通告にもとづいて質問いたします。

小規模工事登録制度について質問いたします。小規模工事登録制度とは,競争入札参加資格のない地元の業者で,小規模で簡易な工事などの受注施工を希望するものを登録し,自治体が発生する小規模な建設工事や修繕の受注機会を拡大し,地域経済の活性化を図ることを目的とした制度であります。指宿市においては,少額契約に係る指名入札要領がありますが,これは市民入札制度であり,小規模工事登録制度とは違います。それぞれの地域の仕事はそれぞれの地域の業者にお願いするためにも,登録制度を導入すべきではないか。

2番目に、老朽化している市営住宅について質問いたします。維持管理はどのように取り組んでいるのか。空き家についての計画はあるのか。今後の計画について、どのように考えているのか。

3番目に、農業関係のゼロ予算事業について質問いたします。この4月からゼロ予算事業が 取り組まれていますが、これまでの成果はどのような成果があるのか。農業振興の立場から、 償却資産税をどのようにとらえているのか。これからの取組についての計画はどうなのか。 これで1回目の質問を終わります。

市長 (田原迫要) 答弁をさせていただきます。私の方から3番目の農業関係のゼロ予算事業 について説明をさせていただきます。

農業関係のゼロ予算事業は、肥料の高騰や農産物生産資材の値上がりなど、農業経営を取り巻く環境が厳しくなる中で、償却資産税の課税農家等を対象に、その経営状況に応じて、きめ細かな農業支援を行い、自立できる農業経営を促進するとともに、償却資産税の未納のある農家等へは、納税相談による計画的な納付を促すものであります。これまでの取組状況についてでありますが、農政、税務両部門が連携して実施する必要があることから、両部門の担当者による会議を開催し、それぞれの立場で農家等へ支援をしていくことを確認したところであります。農政部門としましては、5月下旬に対象農家及び法人等に相談窓口を開設する旨の案内チラシを配布いたしました。今後、農家等から相談をいただければ、農業改善や農業所得向上のための支援ができないかなど、どのような方法があるかなど、農政課や支所農林水産課を中心に、これまで以上にきめ細やかな支援策を農家と一緒になって検討をしてまいりたいと考えております。

農業振興の立場から償却資産税をどのようにとらえているかということでありましたが、 農業振興を図る上で、硬質プラスチックハウスやその他の農業用施設、例えば、畜舎、堆肥 舎、農業用倉庫などは、収益向上、規模拡大を図る観点からも必要な施設でありますが、こ れらの農業用施設は事業の用に供することができる資産でありますので、地方税法に規定さ れている償却資産税の課税対象であると、これまで答弁をしてきたところであります。農業 のみならず、水産業や中小企業を含めて、様々な企業活動において、事業の用に供すること ができる資産は、償却資産の課税対象となっております。農業振興は、非常に重要なことであるということは言うまでもありません。大切なことは、その振興のために7割もの補助金で施設を整備し、体力のある農業経営を実現してもらい、納税もしていただき、地域の活性化に貢献してほしいと願うところであります。畜舎など農業用施設のみならず、漁船など、総額で償却資産税の総額は3億円であります。その中の2,000万円がおおむね7%程度ですが、硬質プラスチックハウスなどの償却資産税であります。したがいまして、その部門だけを特化して減免するというようなことを論じることはできないと考えております。したがいまして、償却資産税と農業振興を切り離して考えた上で、個々の農業経営が農業経営総合支援事業によって改善され、その結果、償却資産税が納められるといった取組を促進してまいりたいと考えております。

これからの取組の計画についてでありますが、対象農家等に相談窓口の開設案内を送付してありますので、窓口等で相談を行った上で、その内容により支援が可能かどうか、予算化も含め、実施に向けて検討してまいりたいと思います。また、営農相談等を希望する対象農家等へは、担当者が出向くなどして、農業経営総合支援事業の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

総務部長(秋元剛) 小規模工事登録制度について、登録制度を導入する考えはないかというご質問でございますが、議員ご提案の登録制度につきましては、入札参加資格を持たない小規模事業者に対しても、少額で簡易な工事については受注の機会を与えようとする制度ではないかと考えます。本市におきましては、随時契約の適正化を図り、競争性を鼓舞するため、また、地場産業の育成や受注機会の増大を図る目的で、独自の少額指名競争入札制度を平成19年度から導入しております。この入札制度は一定金額以下の少額な建設工事や業務委託、あるいは物品購入等の契約案件を対象にしたもので、入札参加資格を持たない小規模業者であっても、市内業者で税の滞納がないなどの一定の要件を満たす者であれば、その契約案件の入札について指名を受けることができるという制度であります。この制度により発注する工事や物品購入等の契約は、入札参加資格を持たない小規模事業者を含めた業者の中から指名を行い、入札を実施しておりますので、議員ご案内のような小規模業者の受注機会は確保されているものと考えております。

建設部長(吉永哲郎) 市営住宅の維持管理についてのご質問でございますが、現在市内には 公営住宅法に基づき建築された公営住宅が37団地、735戸あります。また、特定公共賃貸住 宅の関連法に基づき建築された特定公共賃貸住宅が12団地36戸、その他の賃貸住宅が8団地1 6戸あり、管理している住宅は787戸であります。これら全てを市営住宅として、入居者が安 全で快適な居住環境の中で生活できるよう、適正な維持管理に努めているところでございま す。平成20年度の維持管理費は約1,060万円で、その内容といたしましては、電気・ガス・ 水道・浄化槽・温泉設備の修理などで、256件で約900万円と、水周り、床・天井等の修理委 託料が43件で約160万円となっております。今後とも定期的に住宅を調査し、入居者の居住に支障をきたすような修理箇所が見受けられた場合には、早急な対応に努めて、適正に管理をしてまいりたいと思っております。

次に、今後の事業経過についてのご質問でございますが、平成21年度の事業につきましては、高野原住宅の建設工事を平成22年度まで2か年間で、鉄筋コンクリート造4階建1棟24戸と、川尻2号団地3棟8戸のトイレの水洗化並びに生活対策臨時交付金を活用し、指宿地域の火災報知機の設置を実施してまいります。なお、山川・開聞地域の火災報知機の単独工事分につきましては、平成20年度において既に設置済みでございます。平成22年度におきましては、高野原団地の継続工事分と指宿市全域の補助対象工事に係る火災報知機設置や、アナログ放送終了時に伴うデジタル放送受信施設改修工事を計画しております。今後の住宅建設につきましては、第1次総合振興計画に基づき、安全かつ衛生的な生活を送っていただくため、敷領団地・小川団地の建替事業及び外壁落下防止工事並びにトイレの水洗化等を年次的に計画し、施設の改善に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、市営住宅の空き家の維持管理費についてのご質問でございますが、現在、空き家となっておりますのは、建替えの計画があり、入居募集を停止している政策空き家等であります。その内訳は、公営住宅の敷領団地に9戸、迫田団地に5戸、高野原団地に3戸、宮ケ浜団地に1戸、井手方団地に4戸と山川・開聞地区の賃貸住宅の5戸となっております。この中で、敷領、迫田の両団地の空き家につきましては、今年度から建て直しされる高野原団地の仮入居としてストックしているものであります。ほかの空き家につきましても、地震、台風、洪水などで市民の家屋が崩壊した場合等の臨時的な仮住宅として活用するように考えておりますので、この維持管理につきましても施錠や周りの除草等の適切な管理を行ってまいります。今後の建替え等につきましては、入居者や関係者の意見をよく調査、調整しながら、財政的な面も含めて計画的に検討していくことになろうかと思っております。

- 13番議員(吉村重則) まず、少額の工事登録制度について、今、少額の指名入札要領があって、これでカバーしているという答弁だったわけですけど、これ、年間どのぐらいの額としてあるもんですか。
- 総務部長(秋元剛) 少額指名競争入札,すなわち一定の金額以下の小規模な工事の入札契約でございますが、これにつきましては事務の軽減を図る観点でそれぞれの部署に権限を委任をいたしておりますので、全体として私どものところではその件数、金額については把握してないところでございます。
- 13番議員(吉村重則) 金額は把握してないと、後、随意契約となる金額もあると思うんですけど、指宿市においては5万円とか、1万とか、そういう額があるのかどうか。随意契約そのものがあるのかどうか。
- 総務部長(秋元剛) まず、小規模工事の入札契約でございます。これはご案内のとおり、地

方自治法で定める随時契約の中で考えるべき事項であろうと思います。この随時契約の中の 一つで、地方自治法施行令で定める一定の金額以下の場合については、随意契約をすること ができるというのが一つ指定をされております。この随意契約というのは、競争の方法に寄 らないで、地方公共団体が任意に特定の相手を選択して締結する方法であり、こうした背景 というのは、金額の少額な契約についてまで、競争入札を行うことは事務量がいたずらに増 大をし、能率的な行政運営を阻害することから、一定の金額以内のものについては随意契約 によることができるというふうにされているものであります。これを踏まえまして,それぞ れ当市では少額指名競争入札制度を独自に設け、あるいは県内の5市につきましては、小規 模工事登録制度なるものを独自で運用をしているようでございます。これについて若干触れ てみますと、指宿市の場合は適用業務は建設工事、業務委託、物品購入、その他の契約とい うことで、全ての契約が含まれております。これに加えて他の自治体では小規模な修繕及び 工事等ということで、かなり限定的なものというふうになっております。それから、対象と なる予定価格でございますが、これは地方自治法施行令に定める金額、指宿市の契約規則、 この中でも定めておりますが、工事製造の場合では130万円以下、財産買入では80万円以下、 物件買入では40万円以下,財産売払について30万円以下,物件貸付については30万円以下等々, ほぼ全くその施行令で定める金額以下の契約については適用するというものになっておりま す。他自治体の状況の中では、先ほども申し上げましたように、小規模な修繕及び工事等、 これらの中で、予定価格を60万あるいは50万、30万円以下ということで、かなり限定的な制 度となっているような状況でございます。

- 13番議員(吉村重則) 私が聞いたのは、少額指名競争入札ですよね。その他に随意契約そのものの金額があるのか、ないのかと、そこを端的に聞いているんです。もう1万円であっても、全部指名契約としてやるのかということなんですよ。随意契約があるのかどうか。
- 総務部長 (秋元剛) 先ほど申し上げましたように、少額の契約につきましても随意契約の一つでございまして、130万円以下、それぞれ項目がございますが、それ以下については全て対象にしていると、そういうことでございます。
- 13番議員 (吉村重則) ということは、1万円であっても5社の入札見積を取るというとらえ 方でよろしいんですか。
- 総務部長(秋元剛) 契約を要するものであれば、先ほど私が申し上げましたように、取扱要綱の中でも、予定価格が今申し上げました金額を超えないものということでございますので、1万円でも該当すると、そういうことになります。
- 13番議員(吉村重則) ということは、1万円であっても5名の、この要綱の中で、5名以上のものを選択しなきゃならないということで、これはもう行っているということなんですね。
- 総務部長 (秋元剛) 通常の随意契約、それから、これにつきましては、指宿市の契約規則で も定めておりますが、2名以上の者から見積書を徴して行うというふうになっておりますけ

れども、これを補完する形の中で、独自の少額指名競争入札制度を取り入れているわけですが、他の自治体では3社と業者を選定をする、本市においては5社以上を選定をするということになっております。

- 13番議員(吉村重則) 少額についても指名競争ということなんですけど、その件数についても把握してないという部分では、本当、どのぐらいの金額があるのか。薩摩川内市の場合には、ちゃんとデータも取っているわけですよね、登録制度で。小規模登録制度の中で、20年度が2,600万ぐらい、この小規模登録制だから、これは完全な随意契約的なものを130万円以下とか、60万円以下とか。19年度が3,200万とか、そういうデータもちゃんと取っているわけですよ。指宿の場合はそれも取ってないと。どんだけのものがどうなっているかも分からないと。だから、本当、こういう面ではちゃんとデータを取って、それぞれの地域における業者にできるだけ仕事を配分するような、登録制度を、是非、導入していってもらいたいと思います。次に入ります。
- 財政課長(富永信一) 今,総務部長が説明したことにつきまして、付け加えてご説明をいたします。随意契約が1万円でも、5万円でも、全てなのかということにつきましては、まず、本市では随意契約ができる金額以下でありましても、できるだけ少額指名競争入札にするようにということはご説明したとおりなんですけれども、ただ、中にですね、地方自治法の167条の2にありますけれども、例えば、その性質がとか、目的が競争入札に適しないものをするときとか、緊急の必要によって、どうしても競争入札にすることができないときとか、時価に比べて著しく有利な価格で契約を提携することができる見込みがあるときは、随意契約でやるという事例はあります。それと後、もう1点、5万でも、1万でもという話で、例えば、具体的な例で言いますと、配達燃料の購入等につきます物品購入で、これは事実上、単価的な契約をしているものですけれども、そういうものについては随意契約をしているというものがあります。ですから、できるだけ少額指名競争入札制度を基本的にはやっていくということですけれども、一部そういうものもあるということで、付け加えて説明をいたします。
- 13番議員 (吉村重則) 時間の関係がありますので、もうこの問題についてはこれ以上触れません。

老朽化した公営住宅、市営住宅についての管理ということで、先の答弁の中でも空き家も 結構あるわけですよね。特に問題のあるのがシロアリの問題、時期にシロアリがかなり飛び 出して、周りの住宅に影響を受けるという苦情なんかも結構上がってるんですよ。このシロ アリ対策について、どのような対策を取っているのか。空き家についてもどのような対策を 取っているのか。

建設部長(吉永哲郎) シロアリの駆除とか、対策についてでございますが、まず、入居者からシロアリの発生の情報が入ってきます。そうした場合には、専門業者を現場の方に、私ども一緒になって状況等を把握し、そのシロアリ等の発生が確認された場合には、駆除をして

- いただくということでございます。20年度におきましても、4か所の駆除をしたところでご ざいます。
- 13番議員(吉村重則) 空き家についても、シロアリについては、住んでいる方からそうい う苦情があった場合に、もうそこまで空き家についても駆除をするというやり方なんですか。
- 建設部長 (吉永哲郎) シロアリの駆除につきましては、一体的にその団地を駆除しなければ 防除はできないという観点から、一応、事前の調査をいたしまして、空き家等にも影響はな いかということを調べて、調査をしたうえで確認できたらその空き家についても駆除をして いくというようなことでございます。
- 13番議員(吉村重則) 空き家についても、ちゃんと管理をしていくと。周りの住民に迷惑がかからない管理を、是非、取り組んでいただきたいと思います。
 - 続いて、農業関係のゼロ予算事業についてお伺いいたします。農業振興の立場から、活動 火山周辺地域防災対策事業を推進していると思いますけど、これは事実ですか。
- 産業振興部長(井元清八郎) おっしゃるとおりでございます。
- 13番議員(吉村重則) そうした場合に、この間、特に、硬質プラスチックハウスの皆さんの、農家の経営状況はどのようにとらえてますか。
- 産業振興部長 (井元清八郎) 個々の農家の詳しい経営内容ということにつきましては、税の 方はとらえておりますけれども、農政の方で個々の経営内容につぶさに数字をいただいてい るわけではございませんので、掌握いたしておりません。
- 13番議員(吉村重則) 硬質ハウスの方々が、農業経営をする中で悲鳴を上げている。本当 に農業経営は厳しいということは認識してないですか。
- 産業振興部長 (井元清八郎) 農業経営を取り巻く環境は、観葉植物も、それから畜産もそうですけれども、資材の高騰、あるいは燃油の高騰等を含めまして、特定のその部分だけじゃなくて、農業全体について、非常に厳しいものがあることは認識をいたしております。
- 13番議員(吉村重則) 活火山周辺地域防災事業が、農業の振興の推進として取り組んでいるということなんですけど、農業振興という部分から考えれば、今まで取り組んできた方々が本当にいい経営というか、経営的に安定してくれば、周りの方も取り組んでいくと思うんですよね。今の経営の中で、本当にそういう農業振興として、本当に推進されているんだろうかと思うんですが、その辺はどのように認識してますか。
- 産業振興部長(井元清八郎) 活動火山周辺防災への対策事業の補助率が70%と、残り30%の、しかもその8割については農業近代化資金を借りることができ、また、その利子についても利子補給を行っております。じゃ、これを全部自己資金でできるかということになりますと、ますますもって農業経営は苦しくなっておりますので、農家から意欲があって、そういったものに取り組むことについては、今後もこの有利な事業については、我々農政サイドとしては取り組むつもりでございます。

- 13番議員(吉村重則) 補助事業ですから、有利な事業になります。しかし、それを取り組んだために、この間、ずっと償却資産税の問題は取り上げる中で、いろんな農家と話をする中で、本当、悲鳴を上げてきているし、二度とやるかというと、取り組む意欲があるかと言ったら、ほとんどの人がもう意欲はないと言うんですよね。今、取り組んだ硬質プラスチック施設だけで経営状況を見れば赤字だと。償却資産税については借金までして払っている農家もいるわけですよ。そういう中で、農業振興として取り組んで、行政の方も取り組んできているわけですよ。ですから、推進をしてきているわけですから、その辺の対策として、経営がうまく回転していかないのは、どこに原因があると思いますか。
- 産業振興部長(井元清八郎) 降灰対策事業を導入する時点の計画が、それは市が押しつけて、その導入をさせたということではなくて、意欲のある農家の方が、この種の事業の導入をしたいということで導入しているわけでございます。ただ、栽培技術の問題、あるいは経営的に相談することがございましたら、関係機関と連携をしながら、所得の向上等について、また、販売面についてもバックアップができるものについては取り組んでまいりたいと思っているところでございます。
- 13番議員(吉村重則) 行政が強制的というか、推進しているわけじゃないという答弁だったわけですけど、それは農業を指宿地区の農業を安定させるために有利な施設を導入していく。それによって指宿地区の農業を振興していくという立場でやっていると思うんですよ。ですから、今の時点で、ほとんどの農家の人が悲鳴を上げている実態についてもつかんでない。さっきの答弁でそこまで数字的なものはつかんでないという答弁がなされたわけですけど、本当に指宿の農業を振興するんだったら、なぜ今の実態に対して何らかの援助ができないんですか。
- 産業振興部長(井元清八郎) 個々の農家が、全体的に非常に、先ほども申し上げましたけれども、各種資材の高騰を含めまして、その分が売価に、生産物に対して価格が、市場価格がついてこないという面もございますので、非常に苦しいということは推察はできます。ただ、個々の農家について実態として、その数字を全部つかんでいるかと、それについてはつかんでおらないと答弁したつもりでございます。
- 13番議員(吉村重則) 市長の方にお尋ねしますけど、税金の納め方、集め方において、能力に応じて負担をすること、これは税金の納め方のルールだと思うんですよ。これは本当に守られていると認識していますか。
- 市長(田原迫要) 認識しております。
- 13番議員 (吉村重則) 固定資産税については、これがないわけですよね。国保税とか、市 民税とか、ほかのものについては所得に応じて税が、本当、納められない額にきている部分 はあるんですけど、一応、所得に応じて、能力に応じて、税額は決まってきてますよ。固定 資産税については、これがないわけですよね。この補助事業を取り組む中で、固定資産税だっ

たら自分の財産をどんだけ増やすかによって決まってくると思うんですよ。だけど、農業経営を安定させるために補助事業として取り組んでるわけですよ。そういう中で、農業経営がほとんどの人が赤字、借金までして納めている実態について、このルールに添っているとお考えですか。

市長(田原迫要) この件については、吉村議員とはずっと合併以来議論してきておりますが、 基本的に、いわゆる国民の納税義務と、あるいは農業振興というのも、ちょっと切り離して 議論していただきたいと思います。確かに、農業経営は非常に厳しい環境の中にあります。 合併前は,この償却資産税について,硬質ビニールハウス等についての課税がなされており ませんでした。これは地方税法に違反しているということであります,まず。それで,山川 地区、開聞地区の硬質ビニールハウスの皆さんにお話をし、確かに、推進するときにその話 を聞いてなかったということについてはお詫びを申し上げました。しかし、行政として先ほ ど来申しておりますが,70%の国・県の補助金を活用して,しかも残りについてもその8割 は制度資金、ほぼ無利子の資金を活用できる事業であります。とっても良い事業だと思いま す。したがいまして、どんどん振興してくださいと。しかしながら、償却資産税については こういうことで納めてくださいということで、合併後、山川地区、開聞地区の農家の皆さん に説明しました。そして、7割、8割近い方は、これを認めていただきました。そして、努力 をしていただいています。残念ながら残りの数組合が、納税に応じていただけないという状 況です。それで、その1戸1戸に、今、1組合ごとにお話をしてお願いをしているわけです。 そういう中で、分割でいいですかということで、了解していただいた方もいらっしゃいます。 とっても有り難いと思います。問題は、そういう払っていない方で、今度は今言いましたよ うに、所得に応じてという話がありますが、見事な経営をされている方もいらっしゃると、 私は思います。そういう方に償却資産税を、私は払えない人からまで取ろうとはしていませ ん。ただ、税務課の方には、分割納付だとか、税金を今は納められないけども、とりあえず 数万円でもという形で協力してもらうようにお願いをしているわけです。そして,そういう 方が軌道に乗る農業経営ができるようにということで、個々の対応ができないのかというこ とで,ゼロ予算事業というものを打ち立てたわけであります。そういう中で,どうすれば農 業経営が改善できるのか,それについて個々に相談していこうということでありますので, 今,議員との議論でいつも感じるのは,税金は私も国民の一人として安いに越したことはな いですし、なければ一番良いと思います。しかし、それでは国家は運営できません。国民の 税金でこの国家は運営されているわけであります。それをいかに効率的にと、今、産業振興 部長から話がありましたように,今一番農業で困っている分野は観葉植物です。観葉植物の 皆さんは,グリーンファーム等の建設以来,この償却資産税についてはずっと協力してきて いただきました。そういう苦しい中でも,これだけは,これだけの補助事業を導入したんだ からと努力をしていただいているわけです。その辺で、どうしても議論がかみ合わないわけ ですけれども、是非、ご理解をいただきたいと思いますし、私どもは一括納入だとか、そんなことはしていません。ただ、税金が係ることだけはご理解いただきたい。そういう中で分割でもいいし、そうでなければ財産調整に入らざるを得ないという話をしているわけであります。

- 13番議員(吉村重則) 今答弁の中で、合併前に計画の段階で償却資産税を取ってなかった と。これについては地方税法に抵触するんだということで答弁がなされたんですけど、本当 に合併するときに,農家に対して合併したら償却資産税,決まってから説明をしているんで あって、合併する前は全然されてないわけですよ。農家としては、償却資産税がないから、 ちゃんと農業振興、農業を本当に安定させていくんだということで取り組んでいるわけです よ。優秀な農家とも話をしましたよ。そしたら,二度とこういう事業は要りませんよと。やっ たら自分がもうつぶれてしまうんだと。すごく優れている補助事業だと市長は言いますけど、 農家としてはこれが,取り組んだために大変な状況になっているんですよ。ですから,硬質 ハウスだけじゃなくして、ほかのものと関連してやっている場合は、硬質だけで見れば赤字 だけど、全体でいけばどうにか黒字には持って行けるというような状況。硬質だけ持ってい る人たちは赤字ですよ。さっき税の取り方の問題で、能力に応じてそういうルールを守って いると市長は答弁しましたよ。だけど、固定資産の場合、自分の家屋、宅地、そういうもの については自分で求めたものですよ。だけど補助事業の場合は、農業振興をするためにすご いいい事業がありますよということで導入しました。しかし、こういう農業の大変な今の景 気の状況の中で、本当に経営は苦しい。そういう中で償却資産税がきているところに大きな 問題があるんですよ。皆さん言いますよ。無理して払っている農家とも話をしました。預金 を全部崩してまで払っているって。どうにかできないんですかと言われるんですよ。そのぐ らい、本当に硬質ハウスだけで考えれば、大変な経営をしてるんですよ。能力に応じてやる。 メディポリスに対しては10年間で3億6,000万,わざわざ条例を作ってやったじゃないですか。 合併前にそういうことを決めている人に対しては,地方税法で取るようになっています。納 めてください。こんな不公平なことはありますか。農家は納めないとは言ってないですよ。 納められる状態にないんですよ。だから,自己負担分にだけでもいいから,そこまでせめて してほしいというのが本当の願いなんですよ。どうですか、市長。
- 市長 (田原迫要) 本当に合併以来,この議論については吉村議員と同じ議論を繰り返してます。是非,その農業振興と,それから,国民の負担としての税の在り方,これについてはちょっと分けて議論をしていただきたいと思います。確かに,メディポリス指宿のことをよく議論されます。それとこれは全く話は別の次元の話であります。何回も申し上げますが,合併後,この件についてはすぐに説明をいたしました。また,私は,合併のときの選挙のときにも償却資産税については,これは課税する,しないといけない税金ですので,ご理解をくださいという話をしました。決して選挙のときに掛けませんというようなことは一言も言っており

ません。これは明らかに地方税法違反ですと、もしこれを掛けてないところが市民の方から 市民訴訟が起きれば、絶対にこれは負ける案件です。それがもう一つ、それともう一つ、先 ほど申し上げましたけれども、償却資産というのは、事業の用に供する資産には全て掛かり ます。指宿は全体で確か3億700万ぐらい償却資産税へ入ってきています。そのうち、硬質ビ ニールハウスの関係が2.100万前後だと思います。その中の7割ほどは、先ほど言ったように 納税をいただいてます。したがって、議員もおっしゃったように、確かに、非常に苦しいと すれば,そのことについて分割納付だとか,そういうのについては協力しましょうと。それ とどうしても税金の滞納があると他の農業振興施策,なかなか受けられません。したがいま して、分割でこうこうして納入しますからというような確約書をいただければ、今言ったゼ ロ予算事業等についても、いろんな工夫をしましょうと、新しい品種の開発だとか、新しい 経営の転換だとか,そういうことを一緒に考えていきましょうというのが,このゼロ予算事 業の本旨であります。それと,先ほど来申しておりますけれども,事業の用に供する資産と いうのは,先ほど来申してますが,例えば,牛だとか豚の畜舎,堆肥舎,農業用倉庫,それ から、漁船の関係、漁業者で言うと漁船、これらにも全部掛かっている税金です。この硬質 プラスチックハウスは先ほど言いましたように、今言った、ほとんど自己資金がなくても活 用できる資産です。そして、全償却資産の中の全体の7%です。この7%に特化して、この分 を課税をするなとか,減額しろということは,なかなか難しい話だと。したがって,そうじゃ なくて農業振興、経営そのものが成り立っていくように工夫するためにゼロ予算事業を立ち 上げて,これで何とか支援できないかというのを個々に対応していこうというのが,この条 例の趣旨でありますのでご理解いただきたいと思います。

- 13番議員(吉村重則) 答弁の中で、合併前に計画の段階でなってないと。合併と同時に取るようになった。これに対する支援策は絶対やるべきだと思います。これについては。それと、市長が答弁の中で5月20日付けで償却資産税、農業用の課税対象者にという文書が配布されてますよね。この内容的なものは、それだったら、普通の農家に対してはこういう支援は農林課としてはしないということなんですか。
- 市長 (田原迫要) 硬質プラスチックハウスの農家にもやります。これは全体で189農家ぐらいあったと思いますが、全農家に対してやります。納税していただいている人にも、この助成支援制度は適用していこうと思ってます。ただ、先ほど申し上げましたように、納税できない、苦しい状況にある人について支援をできないかと考える中で、今言ったようにゼロ予算事業を立ち上げて、ほかに納税している方も、今議員からもありましたように、そのほかの面で、全体としてプラスになっているから、硬質ビニールハウスの税金を払っていただいている方もいらっしゃるわけです。だから、この対象者全員に対して、このゼロ予算事業は適用していきたいと思ってますが、その本音の部分では、今言ったように、硬質ビニールハウスを中心とする農家の皆さんに経営支援ができないかという形で立ち上げた事業でありま

す。

- 13番議員(吉村重則) そういう事業を立ち上げたんであれば、山川の方で、スプレー菊の 農家が、県の推進により苗を購入して、ほ場に定植をした。そしたら病気が入っていて全滅 になった。その管理をするビニールシートを敷いていて、その上から水をかけるわけですよ ね、苗のときに。ビニールがもう菌に汚染されているから、廃棄処分をどうしたらいいです かと相談したけど、何も行政はのってないんですよ。どういうことなんですか、それは。今 こうして支援策を市長はしますよと、ちゃんと答弁しましたよね。農家は相談したら何もし てないじゃないですか。どうなんですか。
- 産業振興部長(井元清八郎) ただいまの件でございますけれども、山川町で県の育成品種でございますサザンペガサスのインドネシアの苗に青枯れ病が発生したということで、この病気については、県の方で推進している夏菊でございます。導入農家が4名でございまして、そのうち1万7,500本ございまして、6,900本に被害が出たということでございます。1本が50円ですので、市場価格で言いますと34万5千円の損害が出たということでございます。種苗会社の対応としては、購入代の苗はとらないと、被害の一部を補てんする方向で現在検討中ということで伺っているところでございます。
- 13番議員(吉村重則) 私が聞いたのは、これは県で推進しているんで、そこまでは行政の方にはしていないんですけど、その苗を置いている、下に敷いているシートの廃棄処分、汚染されている廃棄処分を菌がほ場に入ったら1mぐらいもぐって、なかなか除去できないんですよ。それで農家は菌を取り除くために行政の方に相談したんだけど、行政は次の集荷するまでとっていてくださいというような対応しかしていないんですよ。市長が言うように、ちゃんとした相談に乗りますよと、市長は答弁を今しましたよ。しかし、実際、農家は相談に行けば、何でそういう対応をしないんですか。農家はほ場に菌がどんどんまん延したら大変だから、即、処分をせんといかんということで相談しているのに、それに対する対応がないじゃないですか。
- 産業振興部長(井元清八郎) ビニールの廃棄につきましては、他の農家の方と含めて、年に 2回定例的に対応していることからそのような答弁になったものだと思われますけれども、 具体的にどれだけの量がどうあるのか、ちょっとその数値が分かりませんけれども、どうしても緊急的な場合につきましては、産業廃棄物として持ち込むことも、農家自身が持ち込むことも可能でございますので、そういった対応もとれたのではないでしょうか。
- 13番議員(吉村重則) そういう緊急的に、菌がほ場にまん延したら農家としては大変な状況になるから、緊急的に相談をしているのに、回収するのは分かってますよ。出しているわけですから、農家は。年に何回か。それで出すんだったら、何も相談もしないですよ。問題があるから相談をするんだけど、それに対しては緊急な対応はされていないじゃないですか。もう時間もありませんので、本当に、農業振興と補助金は導入しました。7割ですごく低利

の、自己資金も低利の金利を借りて、すごく良い補助金だと。だからどんどん導入してくださいと、市長は答弁の中で言いましたけど、実際、農家としては取り組めるような体力はもうないんですよ。だから、本当に農業振興、償却資産税の負担を考えれば、自己資金の部分だけでも償却資産税を掛けるとか、そういう本当に検討していかなければ、農業は今納めて、固定資産税を納めている農家も、本当に大変な状況になります。そのスプレー菊の農家は、無理して納めているという話もされたんですけど、10万本購入して、ほとんど全滅だと、1本が50円としても500万、8割としても400万。農家はそんだけの収入を予定してほ場に植えてやったのが、ほとんど全滅だという中で、償却資産税に対しても今後どうしていこうかという不安を持っているわけですよ。ですから、本当、償却資産税について、もう一回、農業振興という立場から考えたときに、償却資産税についての考えはないのかどうか。

市長 (田原迫要) もう本当に3年半、この議論をしてますが、農業振興と課税というのは全 く違うということを、まずご理解いただきたいと思います。何回も言ってますが、税金はな い方が良いですよ。安ければ良いし、ない方がもっと良いと思うんですが、だから私どもも、 それは掛けないで良いんであればそうしたいと思います。それは先ほど来言いましたように、 全体3億からある償却資産税の中の一部について、そういうことはできない。ただ、議員が おっしゃるように、確かに、特に償却資産税の場合、当初が苦しいですから、何とかそれを 分割して平均いくようにという形で、今回ゼロ予算事業を立ち上げたわけです。また、公募 型補助金の中で、例えば、観葉植物の青年部の皆さんが、これからの観葉の将来のために、 新しい苗木を開発したい。それについては初めの一歩型の助成を去年も今年もお出ししまし た。それで新しい観葉植物の品種改良に取り組んでいます。今日,スプレー菊のことを私は 初めて聞きましたけれども,農政課としては,今言ったように,税務と農政がばらばらにやっ てなくて、一緒になって税金対策も含めて、それを考えてあげようと、今しているわけです。 それについて、是非ご理解いただきたいと思うんですが、滞納してるのは一部ですが、確か に苦しい方もいらっしゃいますが,中には新しいビニールハウスを自己資本で作っておられ る方もいらっしゃいますし、すばらしい家を造られた方もいると聞いています。そういう中 で,この問題を議論してほしいと思うんです。確かに,議員が聞いているその方は,本当に 大変でしょう。ならば、それを分割返済だとか、そういう形、納税をしてもらって、一方で、 そのスプレー菊なり、そういうものが事業採算ペースに乗るように、一緒になって努力して いく、それが僕は大事なことだと、私は思います。是非、そういう方向でご理解いただきた いと思います。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分 ————— 再開 午後 3時38分

議長 (新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、六反園弘議員。

2 4番議員 (六反園弘) こんにちは。24番六反園です。日本の平和憲法を世界遺産に登録したらという声があり、憲法9条を守れという声が静かな広がりを見せているその一方で、憲法改正への動きも着々と出て来ており、つい先日6月11日には衆議院で与党の多数決によって憲法審査会規定が制定されております。憲法改正の動きを後押しするように、北朝鮮の暴挙に対して、敵基地攻撃論がまた頭をもたげてきております。それに、ソマリア沖自衛隊派遣にかかわって、武器使用の拡大を可能にしようとしております。これらの動きを野放しにすれば、戦争への道、そこへたどりつく危険をはらんでおります。私たちは戦争への道、また、戦争のできる国づくり、これだけは決してやってはなりません。それでは、世界の平和と安心・安全な国民生活を希求する社民党の立場に立って、通告に従って一般質問をしてまいります。

最初に、職員の出前講座についてでありますが、市政に対する市民の理解を深めるために、 市職員が日ごろの業務経験や専門知識等を生かした講座を市民に提示し、希望する10名以上 の市民グループに出前講座をして提供することは、とても有意義であると思うのですがどう ですか。

次に、海岸整備についてでありますが、指宿港海岸整備について、海没民地や漁業権の問題等もからんでおり、整備への着手も簡単ではないと思われますが、この実現の見通しについてどう判断をされているか伺います。また、海岸整備の内容を指宿市としてどの程度のものを考えておられるのか伺います。

3番目に、知林ケ島の整備についてですが、知林ケ島への砂州渡りと島の自然観察を満喫するためには、3時間から4時間の砂州の出現時間一杯を利用したいと思う市民もかなりおられます。そこで、トイレとか、または水道施設、こういったものがあれば非常に有益であると思いますが、それらの設置は考えられていないか伺います。また、知林ケ島の場合、市民の親しむ花と緑と環境の島とうたわれておりますが、今後どのような、それに関する整備が考えられているか伺います。

最後、4番目に宮ケ浜の松尾城跡への遊歩道設置についてでございますが、この宮ケ浜の 松尾城跡への海岸方面からの遊歩道設置については、私の方から平成18年12月議会、さらに、 昨年の6月議会でこの遊歩道設置についての提案をしております。その中で、将来は必要な 事業であるという答弁がなされております。松尾城跡の丘の上から文化財登録された三日月 形の堤防や、宮ケ浜の街並みを見るとき、また、その価値が一段と輝いて見えることは確か です。是非ともこの海岸からの遊歩道設置へ向けて、一歩を踏み出してほしいと思いますが、 どう考えておられますか伺います。

以上で、1回目の質問といたします。

市長(田原迫要) 私の方から海岸整備について答弁をさせていただきます。

指宿港の海岸整備の実現の見通しについて、どのように判断しているかという趣旨のご質 問でありますが、指宿港海岸は今日まで、部分的な道路補修や、県の協力により護岸の根固 工事及び越波を防止するための局部改良事業が導入され、整備がなされてきました。また、 老朽化した護岸に対する抜本的対策について、県や関係機関に要望をしてきたところでござ います。今般の海岸整備は、背後地を災害から防護するために防災事業として行われるもの で、実現のためには解決しなければならない課題が幾つかあるところでございます。大きく 三つあると思うんでありますが,一つには,当該地に存在する海没民地の滅失登記について であります。地権者の皆様に海没民地の滅失登記についての意向調査を実施いたしましたと ころ、5月31日現在で、権利者113名のうち約8割にあたる89名の方に承諾の意思を示してい ただきました。残りの方についてもご理解をいただけるよう,交渉を重ねているところでご ざいます。二つ目には、漁協の同意であります。先般、漁協関係者に事業の目的等について 説明を行いました。今後とも協議を重ねていく中で同意をいただけるよう努力してまいりま す。三つ目には、市民の盛り上がりであります。老朽化した護岸や越波による被害を危惧し て、3月29日に指宿港越波・高潮被害の現状を地域住民より聞く会が開催をされました。ま た,5月16日には,指宿の海岸整備について考えるシンポジウムも開催され,海岸整備の緊 急性と必要性に対する地元住民の大きな熱意を感じたところであります。これらの三つの課 題を解決するため、議会の皆様の協力を得ながら、指宿港海岸保全推進協議会と一体となっ て実現に向けて頑張ってまいりたいと思います。また、国・県に対しまして事業着手へ働き かけていきたいと考えております。

次に、要望している整備内容についてでありますが、指宿港海岸沿線はルース台風による 災害復旧工事で築造され、直立護岸とその前面に設置された消波プロックによる線的防護方 式で造られております。しかしながら、かつては広い砂浜も浸食が進んでまいりまして、道 路の陥没や越波などによる家屋被害が発生をしているところであります。そのような中で、 平成11年に海岸法の一部改正が行われ、護岸の老朽化対策と越波被害等の防災機能を含めた 砂浜を再現する防御・環境・利用の調和のとれた海岸保全事業が可能となったところであり ます。この地域は、知林ケ島、魚見岳が遠望できますし、大隅半島を望む絶景の観光地であります。また、砂むし温泉を有する海岸線であることから、ホテル・旅館等の宿泊施設が集中しておりますし、砂むし温泉を利用する大勢の観光客が散歩を楽しんでおります。また、 最近では健康志向の高まりもありまして、ウォーキングやジョギングをこの海岸線で楽しむ 市民の方も多くなっているところであります。世界に誇れる保養観光都市を目指す指宿としては、指宿活性化特別委員会の提言もいただいておりますように、防災機能を高めた広い砂 浜のある海岸の再現を目指したいと考えております。整備内容といたしまして、海岸との親 水性を持たせるために、天端を低く抑え、かつ傾斜を緩くした傾緩斜護岸、それから、波の 高さですが、波高を低くさせ砂浜の流出を防ぐ潜堤、それから、波力、波の力ですが、波の 力を衰えさせる効果を持つ養浜,波しぶきや砂の飛散を防ぐ飛沫防止帯,これは松等の植林でありますが,これらを組み合わせて,沖からの波を面的に防ぐ面的防護方式を目指しているところであります。以上です。

- 教育長 (田中民也) 松尾城に登る遊歩道の設置についてのお尋ねでございますけど、昨年度、松尾城の現地に赴き、状況を確認いたしました。その結果、松尾崎神社から海岸に向かって下って行く途中には、城を防御するための土塁や武者走などの遺構が、現在も良好に残されていることが分かりました。ご承知のとおり、松尾城は鎌倉時代から江戸時代初めに、指宿の政治の中心として役割を果たした特徴ある山城であり、貴重な史跡と認識しております。ただ、松尾城の歴史についての資料が全く残っていないために、測量調査も実施していないところであります。また、城跡全体を保存整備するとなりますと、詳細な測量調査が必要になりますし、多額の費用を要することにもなります。このようなことから詳細な調査を行わずに、大規模な遊歩道整備を行うとなりますと、良好に残されている遺跡が壊される恐れがありますので、大規模な遊歩道整備は難しいと思っております。
- 市民生活部長(新村光司) まちづくり出前講座を開設する考えはないかとのご質問でありますが、総合振興計画の中でも、市民と行政が協働で創る活気あふれるまちづくりを基本目標としており、自分たちのまちは自分たちでつくるという考えのもと、地域が主体となった地域コミュニティの推進について支援いたしているところでございます。議員もご承知のとおり、これまでも、例えば、ごみの分別方法やリサイクル方法、地球温暖化防止やLOVEいぶすきの製造方法についての講座、男女共同参画社会の推進のための講座や高齢者学級・乳幼児学級等での健康講座など、市民の皆様からの要請があれば、随時出前講座を実施しているところであります。今後、議員ご指摘の出前講座の更なる取組について、今議会で補正をお願いいたしております市民代表で組織するパートナーシップ推進市民会議でも議論していただき、より充実した制度となるよう検討してまいりたいと思います。
- 総務部長 (秋元剛) 知林ケ島の整備について、島内のトイレと水道施設の設置はいつごろになるのかというご質問でございましたが、現在、知林ケ島には水やトイレが整備をされておりません。そのため田良岬に島にはトイレが整備されていない旨の看板等を設置し、渡島者の皆様には、休暇村の芝生広場に設置されておりますトイレをご利用いただいてから砂州に向かっていただくよう周知を図っているところであります。市からも環境省に対し、必要な施設の一つとして要望しているところであります。トイレの設置につきましては、幾つか問題があろうと思いますが、まず一つ目に、島が無人島であり、電気や水道がないこと、二つ目に、島であるがゆえに施設の維持管理に多くのコストが掛かる恐れがあること、このようなことから、屋久島や富士山のトイレの例にもありますように、自然循環型の環境に優しいトイレの設置が必要になるのではないかと考えているところです。その場合、処理能力等の問題もございますので、屋久島に設置が予定されているバイオトイレの状況等も参考にしな

がら、環境省と協議をしてまいりたいと思います。なお、これまで環境省は国立公園等の整備につきましては、年次的に必要な整備をしております。知林ケ島の水やトイレにつきましても、今後の渡島者の状況を見ながら、整備の検討をしていくことになろうかと思います。それから、二つ目に、今後どのような整備が考えられているかということでございますが、平成20年度には、これまで環境省に対し継続して要望してまいりました事項のうち、島内の周遊が可能となる遊歩道などを整備していただきました。遊歩道には砂州の出現時間に合わせて、限られた時間に安全に楽しむための案内板や所要時間の分かる道標が設けてあります。さらに、砂州や鹿児島湾を挟んで桜島が展望できる2か所の展望台と休息所を設置していただきました。今後も環境省に対しましては、天候の悪化など、島内にとどまらざるを得ない非常事態を想定したトイレを備えた避難施設として、小規模なビジターセンターの設置を要望しますとともに、小型船舶による恒常的な渡島が可能となる安全な桟橋の建設、緊急時のヘリポートとしての役割も果たせるミニ広場の整備などをお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

2.4 番議員 (六反園弘) まず、出前講座についてですが、先月、富山県の高岡市と京都の長 岡京市で職員の出前講座について,総務委員会として所管事務調査をいたしました。高岡市 の場合ですが、用意された講座は62あります。一つの課で3講座を用意しております課とい うのが二つですね。それから、2講座を準備している課が10課ほどありますが、後の37課と いうのは1講座だけを持っております。この講座については、10名以上のグループで申込み をしていくわけですけれども、1団体年間3講座以内ということでですね、日時はお盆のころ と年末年始以外、土・日も含めて9時から夜の9時までの間の1時間、又は2時間以内と、こう いうことで職員の過重負担とならないように工夫がされております。今,部長の方からも答 弁がありましたが、指宿でもこれまで、今答弁があったように、いろんな団体から要請があ れば、ごみ分別とか、介護保険制度とか、後期高齢者医療制度とか、そういうことで要望が あった団体には職員が出かけて説明をされていたようですが、消防職員の場合もかなり出が 多かったんじゃないかと思います。そういう実績を持っているわけですので,先ほど検討を するということでしたが,是非,先ほども申し上げましたが,職員の持っている専門性,そ れから経験豊富なその力量でもって、できることを1講座でも2講座でも、各課が自分たちの できるところで、まずやっていくということで、是非、やっていただきたい。部長が言われ たように、また市長が口癖のように言われている自分たちのまちは自分たちでつくるという、 そのことにつながるですね,市がどういったことを今やっておるのか,そして,市民がそれ を共に考える場ということからも、この出前講座というのは非常に有意義なことであろうと 思いますが,是非,早めにこれができていくように。高岡市の場合でも,この京都の長岡京 市の場合でもですね、市民からアンケートをとって、どんなのがというんじゃなくて、各課 の様子というのはそれほど詳しくはないわけですので、市の方で各課調整をしながら、こう

いうものならできますということで、出前講座の内容を提示してやっていくという、そうい うところでお願いしたいと思いますが、その辺でもう一度答弁をお願いします。

- 市民生活部長(新村光司) 今,議員の方から高岡市の出前講座のメニュー等についてご紹介 もありました。具体的な検討と申しますと、市民と行政との協働のまちづくりという視点で は、今後策定しようとしている協働のまちづくり指針に基づく具体的施策としてパートナー シップ推進市民会議の中で検討していきたいと思っております。このパートナーシップ推進 市民会議につきましては、7月号の広報誌で募集記事を掲載する予定でおります。以上です。
- 2 4番議員 (六反園弘) 非常に近い将来に実施できそうな、見通しの明るい答弁をいただきましたので、是非、期待をしたいと思います。先ほど問題になったゼロ予算事業もですね、市民がこれを聞いただけじゃ、金は出さんどって何をするのかというような印象を受けるんですが、これをやはり出前講座の中に入れて、市民に知らせること、理解してもらうことが、農業経営の関心を高め、そして、それに資するところが出てくるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

次に、海岸整備についてお尋ねしますが、先ほど市長の方から答弁がありましたが、8割の海没民地のところで、理解、承諾が得られているといううれしいニュースもあるわけですけど、後8割について、まだ行方が分かっていないところもあるんじゃないかと思いますけれども、はっきり海没したところであっても、何かそれに愛着がやはりあるんじゃないかと、そういう点でですね、これはもう気持の問題がかなりあると思うんですが、自分の土地が消えてしまっていくという、完全に消えるということへの寂しさが、どうしても出てくると思いますので、その辺で、是非、地区住民の方には、十分な説明をして協力をしていただく、納得していただくと、そういう点で事業を進めてほしいと思います。その辺で、どういったことを具体的にされていくのか伺います。

- 市長 (田原迫要) 先ほど申し上げましたように、この事業の大きな課題の一つであります89 名の方から一応承諾をいただいてますが、後、議員からもありましたように、行方不明だとか、あるいは宛先不明で返ってきたりという部分もありまして、全体で言うと3%から4%の人が、まだこれから特に重点的に説得をしていかなきゃいかん対象があります。頑張ってまいりたいと思います。ただ、こういう人たちが、今ありましたように、自分の土地の名義が消えることに対する寂しさというのがあるのは事実だろうと思いますし、今後の検討になりますが、国の直轄事業として実現しますれば、地元としての大きな負担は生じませんので、そういう中で、例えば、地権者の名前、こういう人たちのご協力によりこの海岸が実現しましたというような石碑だとか、そういう形での対応で、それで済む問題ではありませんけれども、そういう形で感謝の気持ちを表すことができたらということで、これは事業決定後、検討していきたいと、そのように考えております。
- 2.4番議員(六反園弘) 今,市長が考えておられることと,ほとんど同じじゃないかと思う

- んですが、自分の土地が自分の協力でここにこういう形で残っていくんだという、その辺のところで、この海岸整備の記念碑等を何らかの形で造っていただいて、そこにその方々の、協力していただいた方々の記名をしていくというような方法をしていただければ満足をしていただけるんじゃないかと思うんですが、その辺でもう一回お願いします。
- 市長 (田原迫要) この事業を実現するためには、地権者みんなに公平公正にということで考えておりますので、まず、全員の皆さんの承諾を得ていきたい。しかる後、今申し上げましたように、適当な広場が当然できるでしょうから、そこに、この事業はこういう皆さんのご協力で実現しましたという意味の石碑みたいなもの、まだ全くプランの段階ですが、全員のご協力がいただいたときには、そのような形を感謝の気持ちを表せるようなモニュメントについて検討していければと思っております。
- 2 4番議員 (六反園弘) 昔はあそこで浜競馬もできるような砂浜,立派な砂浜が,遠浅の砂浜があって,私も親父に連れられて何回か見に行ったこともあるんですが,今でも干潮のときに行くと,かなりの砂浜が見られると思うんですね,あの地域は。それほどよそから砂を持って来てということも,そんなに量が多くなくてもできるのかなという気もするんですが,その辺で砂浜について,どのようなことが考えられるのか,その辺はどうでしょうか。
- 建設部長(吉永哲郎) 今回の指宿港の海岸については、海岸保全事業という形で複合施設をもっての整備になろうかと思っております。当然、砂浜も養浜という形で入ってきます。規模についてでございますが、今の現段階では、砂浜の幅とか、立米とかというようなものは分かっておりません。実施の段階になりますと、当然、地元の声を聞くというような形で技術の検討会等も開催されると聞いておりますので、今後ですね、事業の実施というようなことになった場合に、利活用についてのレクリエーションのできるようなですね、砂浜を造っていきたいなというような市民の要望もありますので、そこらあたりをですね、検討しながら、美しく安全で生き生きとした海岸づくりを目指していきたいと思っております。
- 2 4番議員 (六反園弘) 市長の答弁の中でも、親水性の護岸を考えているということで、今までほとんどの護岸工事が、完全に今まで市民がさっと砂浜に子供たちでも行けたところが、なかなか降りて行くのに二の足を踏むというような感じになっている、河川でもそうですが、はしごを持って行かないと降りられないというようなところがほとんどになっているわけですね。そういった点で、親水性という形の砂浜を造るというのは、非常に大事なことだろう思います。そういう点で、ただ、今のところ、まだなかなか具体的には言えないのかなと思うんですが、単なる景観だけじゃなくてですね、この前、日置市に行きましたが、蓬莱館の裏の方にある海岸でも、かなり整備をされて、砂浜も増えているわけですが、波乗りをする若者もかなり、平日であっても来ておりましたけれども、今、部長の方からはイベントのできるような砂浜になったらというようなことがありました。ただ、ここに砂をですね、よそから持って来て、よその所の環境を壊して指宿に砂を持ってくるということがないようにし

ていただきたいと思うんですが、ただ、景観だけの海岸というんじゃなくて、やはり、もう 一歩進めて、この前もビーチバレーボールの経験者が来て話をされましたけれども、ビーチ バレーとか海水浴とか,その他のいろんなイベントがあそこで砂浜を利用してできると,そ ういったことが大事じゃないのかなと。そして、若者だけでなくて、老いも若きも多くの人々 が、あそこを憩いの場として集まるような、そういったところにしてほしい。そして、観光 客もホテルから出てきて、ジョギングをしている市民と交流を深める、そういった、是非、 海岸にしてほしいなと。この海岸のモデルで言えば、世界的に有名なのがロサンゼルスの有 名なサンタモニカビーチエリアがあるんですが、そこと比べると、あそこの場合はとんでも ない長いサンタモニカだけでなくて、いろんな海岸が次から次に現れるところのようですが、 サンタモニカのミニ版ぐらいのつもりでですね,夢のある海岸整備を,是非,お願いしてお きたい。ということは、内容をある程度提示をしていかなくては、護岸の立派なのをした後 で,あいた,ここはこうすれば良かった,そうしないとあそこの砂浜が活かされないという ようなですね、後で、護岸をしてしまってから後悔することがないようにですね、その先に、 どういった形でやっていくのか、砂浜をつくっていくのか、砂浜のある海岸をつくっていく のかということを念頭に、是非、護岸工事をやっていただきたいと思うわけです。欲を言え ば、あの周辺でイベントができるときに、露店が並ぶような、そういったところを市の方で 開発公社あたりで土地を確保するとか、そういったところまで用意できたら最も良いんだが なと思うんですが、その辺で、今度出来ていく海岸整備の夢のところを、市長どうですか。 市長(田原迫要) サンタモニカビーチだとか、フロリダにしても、マイアミにしても、世界 で有名なハワイのワイキキもそうでありますが、ほとんど人工ビーチであります。非常に広 大なスケールなんで、それと比較するというと、ちょっと恥ずかしいんでありますが、ただ、 この事業は以前から市民の多くの方の署名をいただいたり、悲願の海岸整備でありました。 ただ、現下の財政状況では、非常に厳しいということ。仮に、県単事業でしても、最低でも 12, 普通であれば18%ぐらいの地元負担を伴う。そうした場合に, 100億としましても18% と言いますと18億ですから、これは大変だなという形で、ある意味では夢のレベルの話であ りました。しかしながら,先ほど来答弁で言っておりますように,ルース台風で造ったいわ ゆる線的防護のいわゆる防護壁が老朽化して、いつ海岸の方に倒れてもおかしくない状況が、 最近,特に近年激しくなってきました。また,道路の陥没等も起きておりますし,それで何 とかこれを整備できないかという形で国・県に働きかけてきたわけであります。先ほど申し 上げましたように、幸いにも面的整備を防災工事としてやれるということになりましたので、 今国の方に働きかけているわけであります。現在の計画では,市道の幅が大体6mあります が、その6mのところに、今、ルース台風で造った防護壁があるわけです。この防護壁を取 り払いまして,ここに3m程度のいわゆる遊歩道ですが,名称は管理道路としてますが,3m ぐらいの遊歩道ができることになります。その遊歩道に続いて10mほど、少しだけ小高く、

かまぼこ型に60cm程度でしょうか、盛り上がった所に、いわゆる波を防御するための、い わゆる松林を中心とする植栽帯が10mほどまいります。その次に、10m松林が続いた向こう に階段溝がおおむね10mほど、そして、その階段溝の途中から砂浜になって、これがおおむ ね50mほどということで、現在の市道の岸壁から言いますと、おおむね70mほど沖合に出る ことになります。これが今、国の方の面的整備の一つの考え方であります。既に整備をされ た津田港と白鳥海岸を見に行きましたけれども、非常に広い砂浜でありましたので、議員か らもありましたように、イベントだとかビーチバレー等のイベント等が、多分ここでできる のかなと思いますし、現に、津田港海岸ではこの砂浜を使って、各種の凧揚げ大会とかのイ ベントも開かれておりますし、その階段溝の所には出店等も出てきているようであります。 そういう状況です。ただ、指宿の場合に若干問題がありますのは、今計画しているのは太平 次公園、つまり、指宿港の所から既に遊歩道が出来ております砂むしの所までですが、とり あえずここまでを面的防護方式で整備できないか検討しているんですが,この間に四つほど 河川があります。この河川の処理が非常に大きな費用が掛かるということであります。幸い にも四つの河川が上に二つ、下に二つ、割と近い距離でありますので、この川と川の間だけ は、いわゆる、現在の防波堤に遊歩道をつけた形の整備に、ちょうど砂むし海岸のあたりを 想像いただければいいんですが、そういう形での整備になるであろうと思います。そして、 この二つ二つの川に挟まれた部分、それと、この二つの川の北側の部分が、今言った全体で 70mほど道路から外に整備がなされるような計画にまとまっていくと思います。議員からあ りましたように、サンタモニカだとか、フロリダとか、マイアミとか、そういうところをイ メージしたいんでありますが,現在のところは,あくまでも防災機能を兼ねた面的整備が基 本でありますので,まず,ここのところを事業化していただいて,その後の整備につきまし ては、市の方で整備をしていくことになろうと思いますので、まず、簡単に申し上げますと、 国の方で基本的な整備をしていただいて、後の海岸の、例えば、何と言いますか、養浜だと か,あるいはその他の小さな整備等については,市の方で進めていくことになろうかと,そ のように考えております。

2 4 番議員 (六反園弘) サンタモニカのあたりでは、海岸線に対して垂直に突堤と言いますか、桟橋と言いますか、海水の動きを止めない程度の、そういったペアと言いますか、そういうものが造られて、非常にその辺でも人々を引きつけているというのがありますが、あんまりその辺を語り過ぎると負担が大きくなっていくようですので、次に移りたいと思います。 知林ケ島の整備ですが、先ほど、何とかトイレの方は、今後、検討されていくような部長の答弁がありましたが、知林ケ島の船着場近くの海岸の所に、この前、知林ケ島を一周したときに、まだ今もあるのかなと行って見たら、ちゃんと湧水が出ております。あれを活用してですね、丘の方でボーリングをして、後、ポンプで汲み上げるような電気を使わずに何とかできないのかなと。ただ、水となると、やはり安全面、安全な飲料水ということになりま

すから、その辺の配慮というのはかなりしなければいけないかなというのはありますが、まず、飲み水にできなくてもですね、やはり水がそこで使えるという、そういう点で小・中学生の野外キャンプとかそういうものも、ここでできたらなと思うんですが、そういった点で、この辺で水の方も何とか、そういった形での水の確保というのは考えられないのか、どうでしょうか。

- 総務部長(秋元剛) 知林ケ島における水の確保ということでございますが、議員ご案内のと おり、船着き場の所に湧水が見られるようであります。知林ケ島の利活用につきましては、 平成11年に実施した市民アンケートにおきましても、自然を極力残してほしいとの意見が大 半を占めております。また、自然体験などのアドベンチャーランドとしての利用は、水や電 気等がない生活を体験することで、その有り難さを実感し、大切に守っていこうとする気持 ちを育む目的もあろうかと思います。そのようなことからも、基本的には知林ケ島で使う水 という部分については、持ち込んでいただければなというふうに思うところであります。現 在でもボーイスカウトがキャンプを実施する場合については、タンクに入れた飲料水を持ち 込み、対応をしているような状況でございます。田良岬側にはエコキャンプ場もありますし、 そこには水やトイレ等もございますので,これらを活用していただければというふうに思う ところであります。ただ、水にしても、トイレにしても、知林ケ島の一つの課題として、や はり自然をできるだけ守っていくということでございますので、今後、先ほど申し上げまし たように、環境省の方にトイレであるとか、ほかの施設等についても要望をしておりますの で、トイレということであれば、水等も必要になるのではないかなと思いますが、これらと の関連の中で、今後、どうあるべきかということについて、考えていかなければならないの ではないかなと思っております。
- 2 4番議員(六反園弘) トイレの設置については、先ほど、非常に前向きな答弁がなされましたが、やはり現在のところ、休暇村の方のトイレを済ませて砂州を渡り、島を一周してくるという、そういったことになりますが、砂州渡りを始めて3時間、4時間、その間、トイレをがまんせという、この辺でですね、先日も退職教員の方々の県の会があって、知林ケ島に渡る砂州渡りの希望者は非常に多かったんですよ。ただ、トイレが島にないというのを聞いて、それじゃもう砂州だけで我慢しようかと、こういった方がかなりおりました。したがってですね、やっぱりトイレというのはどうしても、これから島の方に植物の名札等も付けたり、また、新しくこの知林ケ島に合う植物も植えられていく、花も植えられていくと思うんですが、そういった場合に、トイレの心配をしながら、急ぎ足で周らないといけないというようなことじゃ、ちょっと問題かなというふうに思いますので、是非、2時間、3時間、そういうことを心配せずに、知林ケ島を堪能できるようなですね、そういうところで、是非、このトイレだけは、是非、設置を急いでほしいなというふうに思うわけです。植物等の名札等に関して、またどういったものを今後植栽を、植物の植栽を考えているか、その辺で一言お

願いします。

- 知林ケ島における植物の植栽についてのご質問でございますが、知林ケ 総務部長 (秋元剛) 島を花と緑と環境の島としていくためには、花木や花の植栽をしていくことも必要と考えて おります。平成13年、鹿児島大学により、知林ケ島及びその周辺地域に関わる総合的生態系 調査報告書を作成していただいております。これによりますと、知林ケ島においては、春は スミレやナンバンキブシ,夏はクレマチスの仲間のセンニンソウとナンゴクカモメヅル,秋 はノジギクやツワブキ,冬にはオオムラサキシキブの見事な紫色の果実とイイギリやハクサ ンボクの真っ赤な果実が見られるとあります。知林ケ島の植生は,基本的には,魚見岳の植 生と同様でありますので、今後、春の花として薩摩半島の海岸地帯で見られるヤマザクラと ヤマツバキ、南九州型のヤマツツジ、初夏の花にナンゴクヤマアジサイ、秋の花にサキシマ フヨウを加えますと、随分と賑やかになることが予想されます。元の植生を壊さないように 心がけ、マダケやメダケ以外の植物には一切手を触れずに、これらの植物を適切に植え込ん でいきますと、花と緑と環境の島にかなり近づくのではないかと思うところであります。ま た、知林ケ島の名前の由来となったクロマツの林も復活が望まれるところでありますが、ま ずは小規模な植栽からできればと考えております。植栽をする花木や花の種類につきまして は、これらのことを踏まえまして、知林ケ島の生態系を損なうことのないよう、フラワーパー クかごしまや鹿児島大学農学部指宿試験場などの専門家に相談しながら選定してまいりたい と思います。ただいま私が申し上げましたこのような内容につきましては、平成13年の鹿大 の報告書並びに知林ケ島周辺利活用検討委員会で取りまとめた内容につきましても、同様な 内容が提言をされているところでございます。
- 2 4 番議員 (六反園弘) 是非,指宿の宝の島,夢の島となるようにお願いをしたいと思います。

最後に、松尾城跡への遊歩道ですが、ちょっと教育長の答弁、歯切れが悪かったんじゃないかと思いますが、もう少し歯切れの良い答弁を最後お願いしたいと思うんですけれども、将来、必要だというのは、昨年の6月議会でもですね、答弁をいただいておるんですけれども、その将来が夢の将来になって消えてしまっては、ちょっと残念なんですが、というのは、2・3年前からするとですね、この前もまたちょっと行ってみたんですが、海岸からのあれが、あそこに松尾神社というのがありますけれども、あの神社の屋根が見えておったんですよね、海岸から。それが今もう荒れるに任せて、もう灌木がどんどん繁るに任せて見えなくなっているという、いろんな雑草等も繁るに任せているというような状態がありますから、先ほど言われた、確かに、元指宿史談会の岩崎光会長が、ここには確かに松尾城の遺構があるんだと、こう指摘をされたところです。実際、土塁等のそういったものも存在をするわけですが、それだけにですね、土塁等のそういった遺構を壊さない程度の、大規模なという答弁を先ほど教育長されたと思うんですが、大規模でなくていいわけです。山道をそれこそ幅1mあれ

ば十分かなと思うんですが、そういった形での、海岸から目の前のあの丘に登って行ける、そういったものをですね、遺構を壊さない形で何とか、是非ともですね、遺構の調査をまずしていただいて、全体をしなくても、遊歩道にかかわる部分のところを中心に調査をするということもできると思うんですが、そういった形でしていただいて、それによって丘からのそういった眺めによって、あそこの海岸や街並みがなおさら光を見せてくると思いますので、そういう点で是非とも海岸からの遊歩道設置ということを一歩進めていただきたい。そのための遺構の調査等もまず入っていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

- 教育長 (田中民也) 私どもも以前,海岸から松尾崎神社へ登るための小道があったとの話を聞きましたので、実際、字図で現地に里道があるかどうかを確認をいたしたところでございます。そのような記載はありませんでした。おそらく、以前あった小道につきましては、途中の地権者の方々が所有地の一部を出し合って、神社へ参道として利用していたものであるうと、このように考えているところでございます。このような簡易な遊歩道の整備であれば、遺跡を破壊せずに済むと考えられます。整備を行う上では、その必要性や管理の面を含め、地元の方々の意見を聞くことや協力が必要でございます。また、安全面に配慮した内容を検討する必要があります。その上で、地権者から民地を無償で使える了解が得られるならば、実施も可能ではないかと考えております。
- 2 4番議員 (六反園弘) 今の教育長の答弁で一歩前に進んだのかなと思っておりますが、私が地元のある方に聞いた中でですね、いや、あそこ、遊歩道を昔のように作ってしまうと、高校生あたりのアベックの巣になるんじゃないか、風紀上問題だから、神社があるからそれはやめてくれというような話があるから二の足踏んでいるんじゃないかというような声も聞いたんですけれども、その点については、地区のほかの人からは、そうであればその辺のパトロールをすればいいんじゃないかと、地元でパトロール隊を組んでやるがというような声も聞いたんですよ。したがってですね、その辺のブレーキもいくつかあると思いますけれども、是非、小規模な形での歩道が可能であれば、それを是非、進めていくような検討をお願いしたいと思います。終わります。

延会

議長 (新宮領進) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ,延会いたしたいと思います。 これに,ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。 なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

延会 午後 4時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 新宮領 進

議員 六反園 弘

議員新村隆男

第2回指宿市議会定例会会議録

平成21年6月16日午前10時 開議

1.議事日程			
日程第1	会議録署名議員	の指名	
日程第2	一般質問		
			-
1. 本日の会議に	付した事件		
議事日程の	とおり		
			-
1. 出席議員			
1番議員	下柳田 賢 次	2番議員	中 村 洋 幸
3番議員	東 伸行	5番議員	松下喜久雄
6番議員	濵崎 里志	7番議員	前 田 猛
8番議員	横山豊	9番議員	下川床 泉
10番議員	前原六則	11番議員	岩 﨑 亥三郎
12番議員	福永德郎	13番議員	吉村 重則
14番議員	髙橋三樹	15番議員	前之園 正 和
16番議員	大 保 三 郎	17番議員	新川床 金春
18番議員	高 田 チヨ子	19番議員	物袋昭弘
20番議員	田中健一	21番議員	木 原 繁 昭
22番議員	新宮領 進	23番議員	小田口 郁 雄
24番議員	六反園 弘	25番議員	森 時徳
26番議員	新村隆男		
			-
1. 欠席議員			
4番議員	竹 山 隆 志		
			-
1. 地方自治法第121条の規定による出席者			
市長	田原迫	要副市長	鶴窪吉英
教 育 長	田中民	也 総務部長	秋 元 剛
市民生活部長	新村光	司 健康福祉部長	田代秀敏

産業振興部長 井 元 清八郎 教育 部長 屋代和雄 開聞支所長 吉 井 敏 和 **邉** 見 重 英 人事秘書課長 廣森敏幸 行政改革推進室長 市民協働課長 上 村 公 徳 長寿介護課長 迫 田 福 幸 健康増進課長 中 村 幸 男 商工水産課長 野口義幸 建設監理課長 石口一行 学校教育課長 大 野 清 昭 唐船峡そうめん流し副支配人 下 吉 耕 一

建設部長 吉 永 哲 郎 山川支所長 岩 﨑 三千夫 総務課長 渡瀬貴久 企 画 課 長 髙 野 重 夫 財政課長 富永信一 環境政策課長 上西園 耕 吉 地域福祉課長 久 保 憲一郎 農政課長 浜 田 淳 観光 課長 大岩本 稔 土木課長 内 薗 正 英 農業委員会事務局長 徳 留 博 昭

1. 職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長 増 元 順 一

 主幹兼調査管理係長 上 田 薫

 議 事 係 主 査 濵 上 和 也

次長兼議事係長 福山 一幸議事係主査 宮崎勝広

開 議

議長 (新宮領進) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(新宮領進) まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において下柳田賢次議員及び中村洋幸議員を指名いたします。

一般質問

議長 (新宮領進) 次は日程第2, 一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

18番議員(高田チヨ子) おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。本日のトップバッターですので、元気一杯やってまいりたいと思います。

野党やマスコミにばらまきだとか、最大の愚策だとか言われた定額給付金も、市民の皆様の手元に届き、全国各地で大反響を呼んでいます。また、高速道路料金も土曜、日曜、祝日は千円ということで、私たちのこの指宿にも多くの県外からの観光客が来たようです。指宿市の経済効果に大いに貢献したのではないかと考えます。また、癌対策署名運動もしました。県知事や舛添厚生労働大臣にも早速お届けいたしました。530万人もの声が届きました。すると、早速ですが、850万人の女性を対象に無料クーポン券を発行するようになりました。とても良かったと思っています。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、魅力あるまちづくりについて伺います。今年の3月議会でも質問いたしましたが、施策メニューについての答弁がありました。その後の進捗状況についてお伺いいたします。

2番目に、安心、安全な生活のために「赤ちゃんの駅」の設置について。これは赤ちゃんと外出したいけれど、おむつをどこで替えたらいいんだろうか、また、授乳はどうしようかと考えると外出できない、そんな母親をサポートしてあげようと、今各地で「赤ちゃんの駅」と名付けて、大型車両を活用したり、また、公民館とか保育園を開放したりしている地域が増えてきている。本市ではこういう取組はないんだろうかとお伺いいたします。

次に、オストメイト設置とだけ通告していましたが、言葉足らずだったことをここでお詫びいたします。執行部との話し合いの中で、オストメイト対応のトイレ設置についてということで質問させていただきます。オストメイトの対象者が何人いるのかをまず伺います。

3番目に、環境対策について。クールアース・デーの取組についてと、7月22日に日食がありますが、この取組について伺います。

クールアース・デーは、去年もライトダウンキャンペーンということで、7月7日七夕の日に行うということで、まず企業、団体数はこの本市においてどれだけの実行したところがあるのか。また、参加自治体数はどれだけあるのか。そして、本市の取組内容と効果はどうだったかということについてお伺いいたします。

次の日食の取組については、日食に対する学校への指導はどうなっているのでしょうかということでお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

市長 (田原迫要) おはようございます。私の方から魅力あるまちづくりについて答弁をさせていただきます。

前回の21年3月議会におきまして、指宿中央通商店街の活性化につきまして指宿商工会議所が国の「ふるさと雇用再生特別基金事業」において、空き店舗を活用した事業を展開する計画があることや、指宿市商店街活性化委員会において、それぞれの通り会が中心となり、「ナイトバザール」などのイベントを開催するなど、平成23年3月の九州新幹線全線開業に向けた取組があることを答弁をいたしたところであります。「ふるさと雇用再生特別基金事業」につきましては、平成21年度から23年度までの3か年において実施する事業でありまして、現在、指宿商工会議所が観光案内や物産販売等の本市の情報発信と、雇用創出を兼ねた事業の構想を進めているところであります。指宿市商店街活性化委員会において計画している「ナイトバザール」等の事業につきましては、先般、通り会振興組合の総会が開催され、今年度におきましても活性化推進のために引き続き開催する予定になっております。また、民間の事業者においても、国の補助事業を活用して、空き店舗を利用した情報発信を兼ねた飲食店の構想の情報もあります。部分的には空き店舗解消などの活性化の動きが出てきたところでありますが、中央通商店街の全体的な活性化においては、現在空き店舗も13店舗ほどありまして、今後の大きな課題であると認識をしているところでございます。以上です。

健康福祉部長(田代秀敏) それでは、「赤ちゃんの駅」の設置について、それから、オストメイト対応のトイレ設置について2件ほどいただきましたので、お答えさせていただきます。まず、「赤ちゃんの駅」の設置についてでございますけれども、赤ちゃん連れの保護者が安心して外出できる子育て支援の一環として、「赤ちゃんの駅」の取組についてのご質問でした。現在のところ県内での実施、または取り組んでいる自治体はございません。本事業は、外出中に授乳やおむつ替えなどのため、自由に立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として認定するものでございます。目印となるステッカーなどを目立つ場所に掲示し、公共施設だけではなく民間施設とともに協力して取り組み、地域社会全体で子育て家庭を支援する内容の事業であるようでございます。本市の取組はどうかとのお尋ねでございま

したけれども、本市におきましては、19年4月から同様の事業も含めて、乳幼児だけではなく18歳未満の子供も利用できる鹿児島子育て支援パスポート事業として実施しているところでございます。子育て支援パスポート事業における本市の取組は、パスポートの交付枚数、それから協賛店舗加入数において県内自治体の中でも上位を占めているところでございます。協賛店舗においては子供用カートの無料貸し出し、トイレにおむつを替えるベビーシートの設置、ミルク用のお湯の提供、待ち時間に子供の絵本を準備するなどの店舗により独自のサービスを提供いただいております。協賛店88店舗の中でその中の17店舗が「赤ちゃんの駅」事業と同様の内容を提供いただいております。今後も子育て支援を地域全体で応援するという鹿児島子育て支援パスポート事業の趣旨を一層徹底し、普及のための広報を図りながら、安心して利用できる協賛店舗の増大に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、オストメイト対応のトイレ設置についてということでございました。その中でまず、市内のオストメイトの方たちは何名ぐらいおられるかということでございました。オストメイトとは、病気や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための人工肛門・人工膀胱、ストーマという言い方をいたしますけれども、これらを着けている人のことを指しております。現在市内には直腸、膀胱機能障害により身体障害者手帳を取得されている方が76名いらっしゃいます。この方々は、日常生活の中で排泄物の処理、それから装具の交換・装着など苦労されていると認識いたしております。市といたしましては、重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とし、日常生活の便宜を図るための「重度障害者等日常生活用具給付等事業」を実施しており、この事業の中でオストメイトの方々にストーマ用の装具等を給付いたしているところでございます。

市民生活部長 (新村光司) 昨年度のライトダウンキャンペーンについての質問をいただいたわけですが、まず企業、団体数についてでございます。昨年におきましては、ホテル、旅館、パチンコ店、量販店等の大型店舗等の44事業所に、文書でライトダウンのお願いをしたところでございます。指宿地域を中心に、当日ライトダウンの状況を確認いたしましたが、パチンコ店、ホテル、旅館等11事業所のライトダウンが確認できたところでございます。市全域における詳細な確認調査は実施しておりませんが、11か所を超える事業所がクールアース・デーにおける C O 2 削減、また、ライトダウンの取組にご協力いただいたものと考えております。

次に、県内の参加自治体数につきましては、把握してはございませんが、国・県からの依頼もあったことから、ほとんどの自治体におきまして市民への啓発等の取組が実施されたものと思っております。参考までに、昨年のライトダウンキャンペーン中において、自治体管理の35公共施設でライトダウンの取組がなされているようでございます。

次に,昨年の本市の取組内容と効果についてでございますが,内容としましては,44事業 所へのライトダウンの依頼,防災行政無線,地区公民館の放送施設による市民への呼びかけ, 市役所におけるノー残業の実施でございます。 CO_2 の削減につきましては、個々の事業の削減電力量を把握はしておりませんので、具体的な数値は申し上げられませんが、11か所を超える大型事業所のライトダウン、市役所におけるノー残業の実施、防災無線等による呼びかけによる市民のご協力によりまして、それなりの CO_2 削減効果があったものと思っております。そのほか、昨年初めて市民の方々に防災行政無線等によりまして、直接呼びかけを行ったことで、地球温暖化防止に対する意識啓発になったものと考えているところでございます。

- 教育部長(屋代和雄) 日食に対する学校への指導はどうなっているのかとのご質問でございます。7月の22日に見られる日食は、昭和38年以降46年ぶりでございます。児童・生徒に、日食に伴う様々な現象を観察体験させることは、自然への興味・関心を高める上で極めて大切なことだというふうに考えております。学校においても、観察会を計画をしたり、COCCOはしむれでの観察会に参加を計画してる学校もございますが、今回またとない機会でありますことから、多くの学校が日食観察に取り組むように校長会等を通じ指導をしているところでございます。教育委員会といたしましても、今回の日食を市内の全児童・生徒に夏の思い出、日食の思い出、故郷の思い出として体験をさせてあげたいというふうに考えておりますので、応援をしてまいりたいというふうに考えております。
- 18番議員 (高田チヨ子) それでは、魅力あるまちづくりについてから質問いたしたいと思います。
 - 今,今年の3月に施策メニューを聞いて、それに対しての答弁をいただきました。それで もなかなか前に進まないということですけれども、この指宿中央通商店街のまちづくりの活 性化につながらないという原因は何が考えられるのかお伺いいたします。
- 産業振興部長(井元清八郎) 中心市街地の商店街の状況につきましては、本市のみならず、全国的に大きな問題となっております。このような全国の商店街が不振の要因は、車社会の進展により、大型店舗が郊外に進出し、駐車場等の環境が整備されたことが一番大きいと考えられます。また、既存の商店街では、商店主の高齢化及び後継者不足、商店と住居の分離、さらには、消費者ニーズの多様化に対応した店舗構成や品揃え不足などが考えられます。指宿の中央通商店街におきましても、これらの幾つかの要因が重なって、現在の状況になっているのではないかと考えられます。このような中で、市内の飲食店の有志が、新たに温泉卵や地元食材等を活用し、地産地消の観点から「温たまらん丼」を開発し、商品化いたしております。現在15軒の飲食店が参画し、指宿の味の名物として売り出すとともに、中心市街地の回遊性を高めるため、食べ歩きマップも作成いたしております。このような市民自らが新たなものに取り組む気概が、大型店にはないそれぞれの通り会ならではの雰囲気を醸し出し、多くの観光客や地元の買物客に愛される商店街づくりにつながるのではないかと期待をいたしているところでございます。

- 18番議員(高田チヨ子) 先日,水俣の方に私たちグループで視察に行ってまいりました。 そのときに水俣村全体が博物館として村興しをやってるのを見て来ました。そこでは本当に ですね,市の係の方とその村の住んでる方たちとが一体となって,本当に村づくりをやって る,そういうのを見て来ました。この私たちの指宿市でも本当にこの指宿中央通商店街のま ちづくりを進めるために,市が更にタイアップできないんだろうか。また,このままでいい んだろうか,そういうふうに思いますが,いかがでしょうか。
- 産業振興部長(井元清八郎) 中央通商店街は、指宿駅を起点とする本市の中心的商店街でもありますので、その賑わいを取り戻すために、今後も官民一体となって積極的に取り組んでいきたいと考えております。ポケットパークや駅前広場の整備等一部進んでいるものもありますが、今後は指宿停車場線の道路整備、アーケードの問題等多方面にわたって地域の皆さんと協議しながら進めてまいりたいと思っているところでございます。
- 18番議員(高田チヨ子) 今,指宿港整備事業が話題に上ってますが,この指宿港整備事業 に併せて,本市はどのように取り組んでいくんでしょうか。
- 産業振興部長(井元清八郎) 指宿港の整備事業につきましては、地域活性化の千載一遇のチャ ンスではないかととらえております。先般5月16日に開催された指宿の海岸整備について考 えるシンポジウムにおきましては、1,300人の多くの市民の皆様も参加していただき、来場 された国土交通省金子副大臣や須野原港湾局長も、市民の関心の高さに本事業への熱意を感 じたのではないかと考えております。この事業が確定すれば、大変魅力的なことではありま すし、そうなりますと、これまで指宿駅前の整備やポケットパークの整備など、指宿の玄関 にふさわしい指宿駅前の整備を行ってまいりましたが、併せて海岸までの通りである中央通 商店街の景観面の整備も重要になってくると考えております。幸いにも,平成23年3月には 九州新幹線が全線開業され、指宿枕崎線にも特急が運行される予定であります。このことに よって、福岡と指宿が2時間半、大阪とも5時間ほどで結ばれることになりますと、多くの人 が指宿の地を訪れてくれることになろうかと思います。このようなことから,当面は九州新 幹線全線開業を念頭に、魅力ある観光地づくり事業を推進しながら、将来的な指宿港整備事 業と関連を持たせ,中央通商店街の魅力を高めることが大切ではないかと考えております。 まちづくりは、地域と行政が一体となって推進することが何よりも基本ではないかと考えて おりますので、今後とも地域や市民の皆さんと一緒になって、駅前や中央通商店街の活性化 に努力していきたいと考えております。
- 18番議員(高田チヨ子) それでは、「赤ちゃんの駅」のことについてお伺いいたします。 今、子育て支援パスポートということで一生懸命取り組んでる様子をお話を伺いました。 この「赤ちゃんの駅」もその中の一つということでお伺いしたんですが、この6月9日の日経 新聞に「赤ちゃんの駅」のことが取り上げてありました。この中にも書いてありましたけれ ども、東京とか広島での記事が載っていたんです。私たちが取ってる新聞にも、よくこの

「赤ちゃんの駅」のことは載ってきます。その中を読んでいくと、本当に思うんですけれども、指宿は観光の町です。観光客がたくさん来ます。赤ちゃん連れの方も安心して楽しめるように、JRの駅とか公園とか、いろんなところに「赤ちゃんの駅」を設ける考えはないのか、お伺いいたします。また、協力してくれるところを市としてこれからもお願いしていく考えはないか、お伺いいたします。

- 健康福祉部長 (田代秀敏) 他の自治体の取組という部分も、私どもの方もインターネット等 で調べて理解をいたしております。先ほどお答えをいたしましたように,19年の4月から県 内の各市町村とともに、鹿児島の支援パスポート事業というのを取り組んでいるところです。 4月30日現在では、市内の事業所、店舗88店舗の賛同をいただいております。市外から来ら れる方、それから観光客の方に対する取組ということですけれども、この支援パスポート事 業というのは、県内の方たちが利活用するというのが基本になっているようでございます。 ただその,それぞれの協賛店舗におきましては,来られたお客さんに対してお申し出があれ ば、そういう対応をできてるところもあろうかと思いますけど、まずは市民であり、また、 県内のそういうパスポートの交付を受けてらっしゃる世帯の方だろうと思ってます。今後、 市外の方たちが、協賛店が分かりやすいようにということで、現在もステッカー等を貼って ございますけれども、今後はのぼり旗の設置をするとともに、市内の子育て家庭につきまし ては、これまでどおり広報誌等により、定期的に事業の周知やサービス内容を、また、協賛 店舗の一覧表を配布する予定でございます。それから、JRの駅云々ということでございま したけれども、私どもにとっては、現在のこの事業の中で拡大をすることにより、十分サー ビスが可能ではないかと思いますので、当面は、県内の自治体と民間が一体となって取り組 んでおります,この子育て支援パスポート事業を更に拡充いたしまして,また,市内の協賛 店舗の募集を行うなどして,乳幼児と保護者が安心して外出できるまちづくりに努めたいと 思っております。
- 18番議員 (高田チヨ子) 駅の方にも、何とかお願いしたいと思います。 次に、オストメイト対応のトイレ設置についてお伺いいたします。
 - 今,対象者は76名と伺いました。それではこのオストメイト対応のトイレ設置をしてる施 設はどれくらいあるのでしょうか。
- 健康福祉部長(田代秀敏) 市内におきますオストメイト対応のトイレの状況でございますけれども、公共施設等の中で見ますと、私どもが把握している対応のトイレと、オストメイトの方々が使用できる施設は7か所ございます。道の駅いぶすき、フラワーパークかごしま、それから南薩地域振興局、昔の合庁でございますけれども、合庁のところ、それからえぷろんはうす池田、レジャーセンターかいもん、霧島屋久国立公園指宿園地内トイレ、これは市民会館の下の芝生のところにございますトイレでございます。それから宮ケ浜港海岸環境施設、宮ケ浜駅のあの施設内にございますトイレでございます。その他民間の企業、事業所等

においても数箇所設置されているようでございます。以上でございます。

- 18番議員(高田チヨ子) 障害者マークと同じように、オストメイト対応のマークとか、それから、内部疾患の方のハートプラスマークとか、そういう表示をしてもらいたいと思うんですけれども。それと同時に、このオストメイトとかいろんなマークのマップ等も作っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。
- 健康福祉部長 (田代秀敏) オストメイト対応のトイレの部分のオストメイトマークと言うんでしょうか、これについては、公共施設の中で7か所ございましたけれども、その中の6か所がマークの表示をいたしてございます。残りの1か所につきましては、そこの施設管理者に表示のお願いを、私どもの方で今現在してるところでございます。それから、障害者の方、内部疾患等の障害者の方、一般の方から見ると、なかなかその分かりづらいということなどございますけれども、そういう方たちの利用のために、例えばハートプラスマーク、そういうのを設置ということでございますけれども、議員もご承知のことと思いますけれども、ハートプラスマークというのは、基本的には自分が内部疾患、そういうことで外部の方に分かりづらいということで、私はこういう障害を持っておりますよという意思表示のマークであるうというふうに思っております。したがいまして、施設にそれらを設置するという趣旨ではないのではないかなあと思っております。私どもとしては、基本的にはオストメイトの部分については、そのような形で設置をいたしたいと思いますけれども、ハートプラスマークというのは、基本的には自分を外部の方に知らしめるという内容であろうかなあというふうに理解しているところでございます。以上でございます。
- 18番議員(高田チヨ子) それでは、オストメイトの方々はこれまでずっと不安とか不便とかそういうものを感じてきていると思うんですけれども、まずは公共施設、市民会館とか総合体育館とか、駅とかそういう公共施設から整備できたらいいと思うんですけれども、どうでしょうか。
- 健康福祉部長(田代秀敏) オストメイト対応のトイレ設置についてJRの駅とか、または市民会館、総合体育館等で云々ということでございました。現在、市内には、先ほど申しましたように7か所、民間で複数ある状況でございます。オストメイトの方が外出され、利用するという状況であれば、それほど不自由をする状況ではないのではないかというふうに思っているところでございます。オストメイト対応の施設整備につきましては、平成18年12月、法の施行がございました。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」、この中で設置の義務がされているところがございます。今後、例えばいろいろ公共施設等の増改築、そういう部分がございましたら、この法の下で整備されていくということになろうかと思っております。また、既存の施設の増改築についての今後の在り方ということでございますけれども、改善などの機会、増改築、それらの時期等に合わせ、また、当然そのときの財政事情にもよると思いますけれども、諸々の状況を判断いたしまして整備されていくも

のと思っております。

18番議員(高田チヨ子) それではよろしくお願いいたします。

環境対策について、クールアース・デーの方からいきたいと思います。

去年のライトダウンキャンペーンについては、今ご返事をいただきました。それでは、今年の本市の取組内容はどうでしょうか。市民とか事業所とか団体への広報啓発はどうするようになってますでしょうか。

- 市民生活部長(新村光司) 本年度の本市のライトダウンの取組につきましては、既に市内46 事業所へのライトダウンのお願いを行い、今後、広報誌7月号による市民へのライトダウン のお願い、そしてまた、防災行政無線及び地区公民館の放送施設による市民へのライトダウンのお願いや、市役所におけるノー残業の実施を計画しているところでございます。
- 18番議員(高田チヨ子) 本年度の七夕の日のライトダウンキャンペーンに合わせて、ノー 残業デーを実施する自治体はあるのでしょうか。また、呼びかけることに対する本市の見解 はどんなものでしょうか。
- 市民生活部長(新村光司) ライトダウンキャンペーンに合わせました,他自治体のノー残業 デーの実施については把握はしてございませんが,本市におきましては,従来から省エネの 一環としまして,毎週水曜日をノー残業デーとして取り組んでいるところでございます。併せましてクールアース・デーにおいても,ノー残業の取組を実施し,省エネ,地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。
- 18番議員(高田チヨ子) このクールアース・デーを毎年恒例の行事,また,国民運動というか,市民運動にしていく考えはないでしょうか。
- 市民生活部長(新村光司) クールアース・デーを毎年恒例の行事,また,国民運動,そして市民運動といった展開にしていく考えはないかというお尋ねでございますけれども,クールアース・デーにつきましては,昨年の7月7日に北海道洞爺湖サミットが開催されたのを機に,七夕の日に天の川を見ながら,地球環境の大切さを国民全体で再認識し,年に一度,低炭素社会への歩みを実感するとともに,家庭や職場における取組を推進するための日として設けられたものでございます。既に国民運動としまして,国において積極的に取組が展開されております。本市といたしましても,今後継続して地球環境保全に向けた取組の一環として積極的に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。
- 18番議員 (高田チヨ子) よろしくお願いいたします。

それでは、日食についてお伺いいたします。

- 今,学校の方では,子供たちに積極的に教えていくということでお伺いいたしましたけれ ども,その日食を体験し,それを今後どのように生かしていくのか,お伺いいたします。
- 教育部長(屋代和雄) 日食観察を体験させることで、子供たちは感動を覚え、自然への好奇 心や探求心も一層高まることが期待できるわけでございます。この貴重な体験を感想文に書

かせたり、絵画にまとめたり、集会等で観察体験を発表させるなど、学習を発展させることが必要でございます。また、かねての理科学習においては、本物の現象などを取り入れた学習などが少ないために、理科離れの子供も多くなっている現状がございます。今回の観察体験を機に、学校や地域におきまして星空観察会などが積極的に計画されるように指導をし、働き掛けをしてまいりたいというふうに考えております。そして、星空観察会などの体験を通しまして、美しい星が見える環境を守っていかねばならないとの思いを、子供たちに持ってほしいというふうに考えているところでございます。

- 18番議員(高田チヨ子) 先ほど、COCCOはしむれでもするということでしたけれども、 この日食の取組をCOCCOはしむれではどのようにするのか、お伺いいたします。
- 教育部長 (屋代和雄) 本年2009年はガリレオ・ガリレイが自作の望遠鏡で星を観察をしてか ら400年目の年を記念をいたしまして、世界天文年というふうに定められております。時遊 館COCCOはしむれでは,7月の22日水曜日でございますが,この日の日食の取組につき まして,指宿市内の児童・生徒,一般を対象に日食を楽しんでいただくために,イベントを 計画しているわけでございます。まずは「皆蝕日食写真展」を2階の特別展示室で,7月の4 日から26日までの期間で開催をいたします。また、7月4日には鹿児島の県立博物館の学芸員 を招へいをし、日食についての講演と日食メガネ作りを計画をしております。さらに、7月2 2日の日食当日には、日食メガネなどを用いました日食の移り変わりの観察や、日食が進む ことによる気温の変化、セミやニワトリなどの昆虫、動物の鳴き方などの変化についての観 察を,橋牟礼川遺跡公園で行う予定でございます。このようなイベントに市民の方々に参加 してもらうことで、日食を楽しんでいただくと同時に、天体や宇宙について興味や探求心を 深めていただきたいというふうに考えております。また、日食の当日に来市をする観光客な どへの情報提供のために、市内の各施設に連絡をして、イベントの実施や日食の観察が可能 かどうかを確認をしているところでございます。薩摩伝承館、フラワーパーク等でまた今回 の日食についての行事等を計画してるようでございます。この情報を元にインターネットで の周知やチラシでの配布などの情報提供をしていく予定でございます。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 3 4 分 再開 午前 1 0 時 4 3 分

- 議長 (新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開き,一般質問を続行いたします。 次は,岩﨑亥三郎議員。
- 1 1 番議員 (岩崎亥三郎) 通告をしています件につきまして、1件ですが質問をいたします。 農業農村地域の課題についてという形で通告をしてございます。私はこの地域に住んで良かった、地域で生活する方々が心からそのように思える、そういう地域をつくりたいという ことを目指して議員活動をしたいとの思いから、今こうしているわけでありますが、これま

での年数振り返ってみますと、果たして今の状況はそのようになっていない側面が多いのではないかと思うことが多々ございます。特に農村地域にとってボディブローのように効いてくる高齢化、そして若者が少なくなってくること、合理化、効率化という観点からの広域化、自治体の合併、そのようなことから起きてくる地方での一局集中とも言える状況、そのようなことから、このような地域では、気力が削がれるということも起こっているのではないかと思うわけであります。市長は先の議会での私の一般質問で、行政改革を進めながら産業育成を図ると答弁をされました。そこで地域振興、この場合、指宿市での市街化地域を除く農村地域ということを指しておりますが、その地域にとって第一次産業の持つ意味、その重要性をどのようにとらえているのか伺うわけであります。本市の農業は立地条件に非常に恵まれていることは承知のはずであります。実績もまた上がっているわけでありますが、本市の一体的な発展、バランスのとれた地域づくりを進めていくためには、地域振興の核として農林漁業を含めた産業の振興、それに対する力強い意思を共通認識として持つこと、それに向けた施策が必要だと私は思うわけであります。地域振興の核として中山間地を含めた産業育成の方向、核は何だと考えられるのか、まずお尋ねをいたします。

2点目、3点目につきましては、1点目のお答えをいただいた後で、順次質問をしてまいり たいと思います。

4点目の企業の農業参入について、1回目の質問をしておきたいと思います。

新農地法が国会で議論をされております。遊休農地の活用が大切であるとして、企業は農地を取得して参入を許していこうということも入っているようであります。使い勝手の良い遊休農地がどこかにまとまって何千何百haとあるわけではないのです。もしそれが現実のものになると、果たしてどうなるのか心配もするわけであります。農業、食料ということを経済的側面からとらえて自給率の低下を招いてきた結果、国の食料生産を担う産業の育成を、今後、企業にも任せようとするものではないだろうかというふうに思います。方向性が少し違うのかもしれません。農林水産業の純生産額が、国全体で10兆円とも言われております。比較してパチンコ産業等が30兆円だという話を聞きますと、何かが違うという感じを持ちます。農業法人をつくって積極的に農業をやろうとする大手の量販店、全国展開の食のチェーン店なども現在あるようであります。そこで、この法律が通った場合、企業の農地買収、農業経営について、指宿市はどのように考えていくのか。気象条件に恵まれた優良農地をたくさん持つ指宿市です。お考えをお聞かせください。

市長 (田原迫要) 答弁をさせていただきます。

農業農村を取り巻く課題について、非常に大きな質問をいただきました。農業を取り巻く 環境というのは、非常に厳しいものがあるのは、今、議員が申されたとおりでありますし、 日本の食料自給率が40%ということでありますが、つまり6割は諸外国から購入をしている 状況であります。そのような中で、農業を地域の核としてこれからどう育てていくかと。あ るいは、農業におけるその地域の核とは何かというようなことでありました。十分にその内容に答えられるかどうか分かりませんけれども、所感を述べたいと思います。

総合振興計画の中では、主要施策として13の重点項目を掲げております。具体的には農業・ 農村の基盤整備、農地・水・環境保全向上対策の推進、循環型農業の推進、畜産経営の安定 化、担い手の育成・確保、農業技術の向上、指宿ブランドの充実、地産地消の推進などであ りますが、これはいわば総花的な重点項目でありますが、その中で特に重要なことは、担い 手の育成、確保、つまり「人」づくりが農業振興を図る上で一番の核だと考えているところ であります。現在、大河ドラマで「天・地・人」が放映されております。指宿は温暖な気候 と豊富な水など「天」の恵みに恵まれております。また、広大で肥沃な畑かん地域など「地」 の利もあると考えております。その中で最後の「人」の部分でありますが、この充実こそ、 指宿の農業の将来にとって一番大事なことだと思っております。指宿ではここ数年後継者が 増えております。昨年度は20名の方が新規就農しておられます。また、認定農業者も400名 を超え、さらにエコファーマーが92名、家族の経営協定も48戸と、「人」の面で充実してき ていることは喜ばしいことだと考えております。さらにそれらの指導、助言をしてくださる 農業マイスター制度も3年目を迎えて充実してきたところでございます。農村部における核 について、もう一つ重要なことは、持続的農業の構築をすることだと考えております。幸い にも、農業には定年はありませんので、高齢者の方々が生涯現役で農業を継続することがで きるかと思います。また、当地域にはオクラ、ソラマメ等高齢者でも作れる作物がございま す。それらの作物を推進するとともに、農業機械のオペレーターの育成や、昔からのお互い に助け合う結の精神、互助精神を生かした地域全体での支援が必要ではないかと考えている ところであります。

次に、企業の農業参入についてどのように考えるかというような質問をいただきました。食料供給基地として安定供給を図るためには、最も基礎的な食料の生産基盤である農地を確保しなければなりません。しかし、全国的な農業就業人口の高齢化や後継者不足等による遊休農地の増加及び自給率の低下が懸念され、国はこれらの問題解決策を含めた農地改革プランを策定し、これに基づく農地関連法の改正を国会に提出しているところでございます。議員ご指摘のとおり、農業法人以外の法人であっても、農業参入が容易にできることが予想されます。本市の遊休農地の状況は、耕作に不便な場所が多く、また、散在をいたしておりますのが現状でございます。遊休農地の解消につきましては、農業基盤整備の強化促進と、農業後継者や認定農業者への農地の集積や斡旋の推進に努めているところでございます。また、企業が農業に参入する場合においては、計画の内容を十分審査するとともに、本市の農業振興に支障のない形になるよう、関係機関と協議してまいりたいと考えているところでございます。以上です。以上です。

11番議員(岩﨑亥三郎) 農業振興ということにつきまして、2点目、3点目、通告をしてご

ざいますが、今お答えをいただいた人づくり、あるいは持続可能な農業の構築というような話に、境目がないというふうに自分は思ってますんで、2点目、3点目区切ってという形ではなく、流れの中で質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

1点目にですね、私は市の覚悟、あるいは市長の覚悟という意味でお聞きしたかったわけでございます。しかしながら、そこの部分はあまり強くは出てきませんでしたけれども、やはりその地域の振興のためにも、農業は守っていかなければならないという認識だろうというふうに思いますので、そういう意味で質問を続けさしていただきます。指宿市は農業生産力の非常に高い地域であります。まさに食料供給基地と呼ぶにふさわしい、その一翼を担っていると思っているわけでありますが、それならば、それに見合う行政の覚悟、力強い施策が必要だと思うのであります。以下、具体的に聞いてまいりたいと思います。

認定農業者についてであります。現在の状況はどうなのか。平成21年末に419人にしたい との議会答弁がありました。また、振興計画の中では23年度末にその目標数を420名という 形にしてございます。この420名という数字は、21年度419名にしたいとの話からしますと、 非常に低いのではないのかなという気がするわけですが、そこらあたりについてお聞かせく ださい。

- 産業振興部長(井元清八郎) 認定農業者の数につきましては、総合振興計画でお示しのように、平成23年度末の目標数を420名、総合振興計画の最終年度の平成27年度末を440名の目標値としております。また、平成20年度末での認定農業者は400名でありますが、本年度末の目標414名としているところでございます。目標に向かって推進をしてまいりたいと考えているところでございます。
- 1 1番議員(岩崎亥三郎) この認定農業者につきましては、ある期限がございまして、また、更新しなければならない、再設定をしなければならないという部分があるんだろうというふうに思いますが、人数が、こう積み重ねでいきますと増えていくのが当然でありますが、再設定をするということから、やはりその見直しと言うんですか、再設定が進まないことが一つあるのかなというような気がするわけですね。その原因として何が考えられるのか、そのことをひとつお伺いをいたします。
- 産業振興部長(井元清八郎) 認定農業者につきましては、5か年の経営改善計画をだしていただいているわけですけれども、5か年の間に、例えば補助事業を導入したり、あるいはそういった何かの制度資金を必要とする場合には、認定農業者としてのメリットが大いに発揮されるわけですけれども、それをしないとなりますと、ついついその認定農業者の再認定の手続きをしないという傾向にありますので、これらについては十分補完をしてまいりたいと考えているところでございます。
- 11番議員 (岩﨑亥三郎) 確かに今の農業政策が資金的な部分を含めまして、認定農業者を中心にして流れていくということからしまして、資金を導入するとき、事業を導入するとき、

資金を借りるときに、その認定農業者の資格を得るという形がまずあるのかなと、原因にですね。認定農業者をそういう形でしかとらえていないというところに、非常に大きな問題があるのかなというふうに思います。本当にこれから農業を地域にあって頑張ってもらえる人たちは、全て認定農業者ではないのかなというような思いもするわけでありますので、今後再設定ということに関しましても、そういうメリットがないということだけではなく、それだけの意味があるんだということをですね、是非その継続の一つのお願いの一つにしていただければなというふうに思います。

次にですね、先ほどの答弁で、13の重点項目があるとのことでありますので、その重点項目の重点目標というのが振興計画の中に出ております。その計画に向けての施策は何なのか、 そのプロセスですね、それについて少しお伺いをしていきたいと思います。

農林技術協会を中心として、関係機関で検討するとあります。農業は地方産業であります。 栽培方法、販売方法、消費動向、生産動向等中心になって収集、分析、そして農家に伝達す ること、そのことが大変大事だというふうに思うんであります。そういうことを担っていく 部署はどこなのか。その農林技術協会ということになるのかどうなのか、そのことをお尋ね をいたします。

- 産業振興部長 (井元清八郎) 基本的には、市の農林技術協会ということになろうかと思います。この中に県の職員、農協の職員、共済組合等々を含めまして、関係者のほとんどがこの協会の中に席を連ねている状況でございます。
- 1 1 番議員 (岩﨑亥三郎) ではですね、その計画に向けての、その実現の施策としてどういうものがあるのかということでお伺いをいたします。
- 産業振興部長(井元清八郎) 具体的な施策でございますけれども、野菜のオクラ、ソラマメ、 実エンドウ等の主な作物10品目や花き、観葉植物等4品目については、園芸産地活性化プランを作成し、果樹についてはマンゴーや不知火、ビワ等、果樹産地構造改革計画を策定しております。この計画は、それぞれの品目毎に基本的な方針や安定生産への取組み、環境に対する取組を設定するとともに、4年毎に見直しながら、実情に合った計画を策定しているところでございます。
- 1 1番議員 (岩崎亥三郎) 園芸産地活性化プランと申し上げましたですね。その作成についての話があり、そしてまた、その4年毎の見直しがあるということですが、それについて少しお話をお聞かせください。そのプランは、どこで知ることができるのかということも含めてですね。
- 農政課長(浜田淳) まず、園芸産地活性化プランについてですが、これにつきましては、平成19年の3月に作成しておりますが、先ほど申し上げましたように、関係機関等で構成されます技連会でプランを策定したところでございます。それぞれ野菜、花き等の部門等で品目における内容でプランを計画してございますが、それは農政課の方で保管しておりますので、

公表するということになっております。

- 1 1 番議員 (岩﨑亥三郎) 私の認識が甘い、薄いのか分かりませんけれども、その活性化プランというのは、農家に対してはどういう形で提供されていますか。
- 農政課長(浜田淳) 実際の実践につきましては、園芸振興会という組織がございますので、 そこの中で、実践的に課題等解決に向けて取り組んでる状況でございます。
- 1 1番議員 (岩崎亥三郎) 次にですね、本年度予算を見てみましても、活動火山周辺地域防災営農対策事業や、農地費等などで国・県の補助事業を活用した事業が大きな額を占めているようでありますが、指宿市の特徴のあるその農業振興策としては、どういうものがあるのか。どういうものがこう提案できるのかですね。よく言われるその降灰対策事業もそうなのかもしれませんけれども、この事業につきましては、全県的にというわけではありませんけれども、かなりの広範囲の地域で取り組まれているわけでございますので、その他に何かというものがあるのかどうなのか。未来の事業は何だというふうにとらえておられるのか、お聞きをいたします。
- 産業振興部長 (井元清八郎) 予算のことでございますけれども、平成21年度の農業費の予算 総額は約10億5,400万円でございます。これは商工費全体予算額の7億円強と比較しましても, 約3億円程度も多く、指宿市の基幹産業が農業に重点を置いていることが予算額からは読み 取れると思っているところでございます。このような中で、農業費のうち予算額の大きいも のは、農業振興費では議員ご指摘のございました活動火山周辺地域防災営農対策事業に2億7, 000万円、中山間地域等への直接払い制度への推進事業に1億円、農業振興促進基金に4,200 万円などがございます。畜産業費としましては、環境汚染対策として取り組む資源リサイク ル畜産環境整備事業に1億100万円、畜産資金貸付事業に2,600万円などがございます。また、 農地費では南薩土地改良区への耕地整備資金元利負担金として3,000万円、県営事業負担金 として1億4,800万円, 南薩畑かんの基幹水利施設管理事業に2,600万円, 広域営農団地農道 整備確認調査事業に1,700万円となっているところでございます。この他,農業振興策とし ましては,指宿担い手育成総合支援協議会へ農林水産省から直接補助金が交付されておりま すが,昨年度は1,070万円の補助金を受け入れております。内訳は担い手育成・確保総合支 援事業補助金として210万円、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業に860万円が交付さ れております。当該実験事業は、担い手の主体的な経営発展を支援する融資主体型補助の導 入を図ったもので、3戸の認定農家が事業を実施しています。なお、本年度については、1戸 の認定農家が事業実施を予定してるところでございます。また、米対策事業としては、指宿 市水田農業推進協議会が事業主体となって実施する事業に7,000万円を計上しております。 主な事業は、産地確立事業に3,000万円、耕畜連携水田活用対策事業に500万円、水田等有効 活用促進対策事業に50万円, 水田最大活用推進緊急対策事業に200万円, 燃油・肥料高騰緊 急対策事業に3,200万円となっているところでございます。このように、農業振興について

- は、市の直接的な予算からの支出のみならず、各種協議会からの予算執行も行っております ので、ご理解を賜りたいと思います。
- 1 1 番議員 (岩﨑亥三郎) 指宿の特徴のある施策としてという聞き方をしたわけでしたけれ ども、全てがそういうことだということなのかもしれませんので、それはそれで受け取って おきたいと思います。

次にですね、19年の3月議会での質問、答弁にですね、新技術、新作目導入についても、 農林技術部会を中心にして検討はなされていくというふうにございました。現在、進められ ていること、検討されていることは何か。取組状況はどうかということでお尋ねをいたしま す。

- 産業振興部長(井元清八郎) 新技術と新作物への取組状況について。まず、新技術の取組につきましては、マンゴー栽培の方が、県の革新的農業技術実践支援事業に取り組み、ハウス内に炭酸ガスを発生させる光合成促進機を導入し、取り組んでおります。マンゴーは炭酸ガス濃度を高めると、光合成速度が向上して、果実の肥大が進むことが確認されています。このことにより、収量の増や大玉比率の向上が見込まれております。新作物の取組につきましては、野菜部門ではサツマイモの「べにはるか」という品種で、20年度から山川地域で試験栽培をいたしております。また、カボチャでは「くりゆたか」に収量、品質で優ると思われる「黒海」という新種の試験栽培や、花き部門では輪ギクの新品種「新神2」の導入、果樹部門では「不知火」の枝代わりから選抜された「大将季」も導入されているところであります。また、開聞地区では新品種の中玉系トマトである「ピコリーノ」や、レタスの一種であるトレビスの栽培に取り組み、また、ゴボウの試験栽培も行っています。このような取組は、指宿地区園芸振興協議会や農林技術協会を中心に、関係機関が一体となって推進をしているところでございます。
- 1 1 番議員 (岩崎亥三郎) 市内にはいろんな試験的な部分も含めて、新しい作物等の導入が図られているようでありますが、農業は情報が命という形で先ほど申し上げました。今お聞きした導入作目、あるいは試験作目に対してのその結果と、それについての導入についての考察ですかね、についてどういうふうな農家に対してのその広報、周知をされるおつもりなのかということでお伺いをいたします。
- 産業振興部長 (井元清八郎) これらの良好な結果が出しだい, 各関係団体への周知を深めてまいりたいと思っているところでございます。
- 1 1番議員(岩崎亥三郎) いろんな推進、あるいはいろんな施策でこう振興策というのがとられるわけでありますけれども、最後は、やはり農家が自主的な判断で、自分の責任で導入していくということは、まず前提になってきますので、その判断の元になるいろんな情報、いろんなその結果についてもですね、よく周知を図っていただきたいなというふうに思います。

ソフト事業を充実させていくことも、非常に大切でありますけれども、資金の面からも少 しお尋ねをいたします。

昨日、振興基金につきまして、振興基金の活用につきましては質問があり、答弁をされました。非常に有効に活用されているなという感じを持ったわけでありますけれども、今後ですね、その不足したときの充実について、どのように考えておられるのか。現在はですね、基金残高がまだ750万ほどあるということでございますが、それがなくなってからの話だということかもしれませんけれども、その充実に向けての考えがあるのかということがまず一つとですね、それから、その基金の活用について農家への農業者へのその周知、広報はどうなっているのかということを含めてお尋ねをいたします。

- 産業振興部長(井元清八郎) 農業振興促進基金につきましては、昨日も発表させていただきましたけれども、40名の認定農業者の方が利用されておりまして、先ほど、議員もおっしゃられましたけど、752万円の資金が現在残高となっております。順繰りうまく現時点では回っているのではないかと思っているところでございます。なお、これらの資金につきましては、認定農業者会なり、あるいは担い手育成のそういった会議を通じまして、関係者の皆様方には周知をしているところでございます。
- 11番議員 (岩﨑亥三郎) 是非ですね、そこらあたりその基金が有効に活用されるようにですね、広報方、周知方をお願いしたいというふうに思います。

農業についての制度資金の融資額が、非常に増大してるというふうに新聞に報道をされておりました。2008年度、前年度は7年度に比べて倍になったというふうに、これは県全体でございますが、出ておりました。認定農業者などには、無利子で活用できるスーパーL資金が導入されたことが原因ではないかというふうにされております。認定農業家では、こちらの活用も考えるべきものだというふうに考えますが、本市で行われております農業制度資金利子補給事業についてであります。税負担の公平性の面からも、固定資産税の減額が難しいのであれば、こちらの方を充実させる方策はとれないのかということであります。19年3月の答弁で、事業に取り組む方への資金のバックアップも考えていくという答弁がされておりますけれども、具体的なものがあるのかということも併せてですね、お尋ねをしたいというふうに思います。

産業振興部長(井元清八郎) 事業に取り組む方への資金等の支援についてでございますけれ ども、これまでの実績といたしまして、まず制度資金に対する利子補給がございますが、近 代化資金の利子補給、振興資金の利子補給、農業経営基盤強化資金利子補給等で、19年度が 211件の845万1,767円、20年度が220件の775万7,704円の利子補給を行っているところでござ います。また、平成20年度に新しく創設されました「公募提案型補助事業」で、農政関係で は20年度にいぶすき農協観葉植物部会のコンテナ輸送実験事業や、指宿観葉植物青年部会の 観葉植物新品目開発導入事業など5件で204万8千円、21年度は2件で70万円の補助を交付いた しているところでございます。今後も事業に取り組む方につきましては、ソフト面も含めて 一任をしてまいりたいと考えているところでございます。

- 1 1番議員(岩崎亥三郎) その利子補給事業のそのアップと言いますかね、その補助を上積みするという考えはないのかということで聞いたわけでありましたけれども、いろいろやっておられるからということのようでございます。しかしですね、いろんなその制度資金とかそういうものがですね、認定農業者が中心に流れているわけでですね、ところが、地域全体を考えますと、その認定農業者でない方も、近代化資金とかいろんな部分は借りるわけでございまして、その部分についても1%の利子補給があるわけですが、それらについてですね、全体的にこう見たときに、やはりこの市の制度資金の利子補給事業というものについてはもっと考えてもいいのかなというふうに思うわけでありますが、地域全体を盛り上げていく一つの方策にもなるのかなというふうに思いますので、今一度考えをお聞きしたいというふうに思います。
- 農政課長(浜田淳) 現在,貸付金利が低い状況にございますので,この利率等が状況等で変わった場合に,やはり農家負担が増えるという状況が生じた場合には,また検討すべきことではないかというふうに考えているところでございます。
- 1 1 番議員 (岩崎亥三郎) 担当課の方では、やはり財政の部分というのがございまして、簡単には答えられないのかなというふうに思いますが、ひとつ、今後の課題として十分考えていただきたいなというふうに思います。

次にですね、後継者育成、市長が最初にお答えいただいた人づくりということにもつながってくるわけでありますが、後継者育成の件でお尋ねをいたします。

昨今の経済状況等から、農業分野での雇用ということが大きく取り上げられております。また、若者の農業への就農も増えているというふうに聞いております。先日の新聞等で2008年度4年ぶりに新規就農者が増えたとなっておりました。県内で314名、そのうちUターンが183名、高卒33名、研修施設卒が28名、非農家の新規就農者が47人になったと言われております。一時期から後継者がいないということで、非常に話題になったその時期からすると、非常に喜ばしいことだと思っておりますが、農業という仕事からしまして、労多くして報われずという厳しい面もあるわけでございますので、ここは一段の定着策が私は要望されるというふうに思います。地域にあって、将来を担っていく方々をいかに増やしていくのかということが、地域の振興ということにもつながってくるわけでございますので、その対策にはどういうふうにどのように考えておられるのか。私は近年にない大きなチャンスだと、そういう方々を増やしていく、大きなチャンスのそういう時期に来てるのではないのかなというふうに思っておりますが、そのような時期だと、時だというふうにとらえておられるのかということも含めてですね、お聞きしたいと思います。

産業振興部長(井元清八郎) 後継者定着の施策につきましては、現在、毎年約20名程度は就

農する中、関係機関と連携した情報提供や技術支援により定着を図る必要があると思っております。そのためには、農業マイスターや指導農業士等と連携したり、より実践的な農業技術の習得支援など、きめ細かな対応も必要と思います。また、就農希望者の営農ビジョンを明確にするために、認定農業者制度の啓発に努めるとともに、発展段階に応じた技術の習得支援を行っていく必要があると思っております。そのほか、市内には農業経営や農村生活の合理化を図り、地域農業に寄与する目的で農業青年クラブが組織されています。名称はAGRI倶楽部指宿と称して活動されているところですが、昨年は幼稚園・保育園児を対象に、体験農業を通じた食育活動を実施したり、指宿の農産物を十分に生かしたグルメコンテストを実施したりして、地域密着の農業振興に取り組まれていますので、組織への加入促進をしてまいりたいと思います。なお、これらの支援は、南薩地域振興局農林水産部指宿支所農林普及課と連携しながら進め、認定農業者への誘導を図ってまいりたいと考えているところでございます。

- 1 1番議員(岩崎亥三郎) 後継者に対しまして、いろんな施策に積極的に取り組んでいくということだろうというふうに思いますが、こういう人たちはですね、いろんな若者はいろんなアイデアを持っておりまして、これからの地域を作っていく、あるいは支えていく人たちですので、彼らの自主性を尊重しながらのですね、十分な支援策をとっていくことが大事だろうというふうに思います。そこでですね、このごろ自分の周囲でですね、そういう後継者の方々が結婚しまして、その地元に、家の近く、父親、母親の近くに住むのではなく、指宿に住宅を借りてそこから入ってくると、指宿市内、いや、市内じゃなく、市街地ですね、指宿です、同じ指宿ですが、そういう形でですね、地元にとっては小学校が、保育園がという話がありますので、できるだけそういう自分たちが農業経営をする、その地域に住んでほしいという、そういう意見があるわけでございまして、このこと、いきなり言われてもお答えができるかどうか分かりませんけれども、そういう方々に対しての施策としてですね、非常に田舎は空き家も増えてきております。そこらあたりを借り上げてですね、改善をし、そこに家賃をもらいながら定着を図っていく、そういうことは考えていくお気持ちはないのか、そのことをお答えができればお伺いをしたいと思います。
- 産業振興部長(井元清八郎) 非常に現実的な問題になろうかと思いますけれざも、農業後継者の方が増えて、定着をしてほしいわけですけれども、そこでなかなか個人のプライバシーなり、生活に密着する問題でございますので、施策として農政課なり、あるいは我々産業振興部の方が、これらを強制的にどこかに住まわせるということについては、非常に難しいものがあろうかと思いますけれども、そういった雰囲気づくりについては、ソフト的な面で努力はしてまいりたいとは思いますが、厳しいものがあろうかと認識をいたしております。
- 11番議員(岩﨑亥三郎) 個人の財産であったり、プライバシーの問題もあったりしますんで、非常に微妙な問題もあるんだろうというふうに思いますが、地域にとっては非常にせっ

かく地元に残ってくれているのにという思いもあるということを、少し伝えておきたいなと いうふうに思います。

担い手と言いますか、後継者という部分でもう1点ですね、昨今の雇用情勢や退職を機に農業を始める方々もいるのではないでしょうか。先ほどの答弁の中にも出てまいりましたけれども、このような人たちも地域にとっては大きな力になるわけであります。伝統的な行事、あるいは風習、文化の伝承、そういう役割も担っていけるまだまだ元気な人たちが多いわけでありますので、このような方々への対策も十分に考えておく必要があるのではないのか。やはり地域をいかにして盛り上げていくかということを考えればですね、そういう方々へのやはり配慮、その農業に取り組むんであれば、農業にやりやすい、そういう仕組みをですね、行政としても、やはり考えておくべきではないのかなというふうに思いますんで、そこらあたりのことについてのお考えをお聞かせください。

- 産業振興部長 (井元清八郎) 団塊の世代が、現在退職を迎えている状況にあろうかと思いますけれども、そこからリターンして故郷に帰って来て農業を始める方は、今後もおそらく出てくるものと思っております。農業を始めるためには農地、農業用機械、倉庫や栽培技術習得など、多くの準備が必要だろうと思います。リターン者に限らず、新規就農者につきましては、「営農何でも相談コーナー」を窓口とし、農地の確保等におきましては、農業委員会の支援。機械、倉庫の施設設備につきましては、有利な補助事業等の導入や資金の活用。また、技術習得につきましては、農業マイスターやJAいぶすきの営農指導員やサップ、南薩地域振興局の専門指導員等を活用する方法があります。都会から帰って来て農業をされる方は、単に農家の担い手というだけでなく、地域を構成する一員として地域の担い手でもあることから、集落の行事や運営に貴重な人材でもあります。このようなことを踏まえまして、地域全体でも手助けして、育てていく必要があろうかと思っているところでございます。
- 1 1 番議員 (岩崎亥三郎) 今,マスコミ等でも田舎暮らしとかそういうことで、非常に憧れて帰って来られるそういうケースもあろうかと思います。しかし、やはり厳しい面もあるんだということも含めてですね、よろしくそういう助言、助成をお願いしたいなというふうに思います。

今まで質問の中で、「営農何でも相談コーナー」というのが出てきますし、また、各機関の連携という言葉もよく出てきました。市役所に入りますと、ロビーに目に付くように「営農何でも相談コーナー」という案内板があるわけでありますが、私にはですね、どうにも市役所の中にあるというのがですね、農業者にとって少し敷居が高いのではないのかなというふうに感じるわけであります。農業全般に対する対応、非農家も含めてですね、もっと分かりやすく、明確にアピールする考えはないのかということであります。関係機関を1か所に集めて事業を進める考えはないのかということでお尋ねしたいわけであります。ワンフロアー化についてということではございますが、県も振興局、指宿には駐在員を残すということの

ようでございますが、現場での対応をするためにもですね、また、同じその関係機関含めてですね、情報を共有するためにもですね、私はワンフロアー化という考え方も、どこかにか市役所の中にでも結構ですし、あるいは別な場所にでも結構ですが、そういう部署、そういう機関を新たに指宿市の農業振興策として位置付ける考えはないのかということをお尋ねをいたします。

- 産業振興部長(井元清八郎) ワンフロアー化に対するご質問でございますけれども、ワンフロアー化は、行政やJAなど農業関係の機関を1か所に集約し、農家への総合的な窓口として情報の共有、事務迅速化で安定した営農へ支援の強化を推進しようとするものでございます。市では、現在、各庁舎に「営農何でも相談コーナー」を設置し、総合窓口として相談を受け付け、相談内容によりましては、農林技術協会や南薩地域振興局農林水産部指宿支所、いぶすき農業協同組合、農業委員会等の各関係機関と連携し、支援を行っております。来年4月からは、南薩地域振興局農林水産部指宿支所の普及業務が駐在として残りますが、まだ、どの程度の組織として残るかは示されておりません。今後、指宿市農林技術協会の組織体制も含め、見直し、検討が必要だと考えているところでございます。ワンフロアー化への取組につきましては、人員構成、設置の場所など、十分な協議が必要でありますので、全庁的な組織体制の見直しの際に検討できればと考えているところでございます。
- 1 1番議員(岩崎亥三郎) 検討をいただけるというふうに受け取ったわけでございますが、私の言うことそのままではないんでしょうけれども、何かの対応をしたいということのようでございますが、効率性とかですね、あるいは利便性という話を我々はよくするわけでありますけれども、指宿市は非常にコンパクトなまちであります。市役所の中にそういう組織ができなくてもですね、しかるべき場所を探して、私はそういうところを設定してもいいのではないのかなというふうに思っております。農業を大切にするという姿勢を表すということも、施策の一つになるのではないのか。補助事業は非常に多いわけでございまして、デスクワークも担当の方々は非常に大変だろうというふうに認識はしておりますが、現場重視の考え方も、また非常に大切だというふうに私は思っております。そういうことでですね、積極的にこの考えを取り入れ、考えていただけるということなのかどうなのか、もう一度確認しておきたいというふうに思います。
- 産業振興部長 (井元清八郎) 現在,合併後に組織体制の見直しを着々と進行いたしておりますので,その中で,具体的なワンフロアー化というのは協議をされるべきものだろうと思っているところでございます。
- 1 1 番議員 (岩崎亥三郎) それではですね、これから質問することが3点目のことになるのかなというふうに思いますが、農産物に付加価値を付ける、加工品の開発ということが振興計画の13の項目の中にも出ております。先般、指宿市新パッケージ事業、地域雇用創造推進事業ということで、葉っぱビジネスの奇跡ということで、徳島県の上勝町横石氏を招いての

講演会が企画をされております。各種の方面で地域振興ということに向けて取り組まれていることは十分承知をしておりますけれども、地域にあって活用されていない産品というものがまだまだありましょうし、また、農産物商品にならない農産品というものも結構あるんだというふうに思っております。そこで加工品付加価値をよく言いますけれども、その加工品の現状はどのようになっているのか。商品開発に当たってのネック、これはその開発だけではなく、販売に当たってのネックということもあるんだろうというふうに思いますが、それは何なのかということでお尋ねをいたします。

- 産業振興部長(井元清八郎) 加工につきましてでございますけれども、市内の地場産を利用した加工品開発につきましては、代表的な加工品の状況で申し上げますと、オクラ漬けの指宿市農産加工組合、ビワ果汁、ビワシラップ、ビワジャムの小牧農産加工組合、菜の花漬けの開聞菜の花加工組合などが加工に取り組んでおります。また、若手農業者がオクラの粉末を使ったうどんを販売するなど、地場産を利用した加工品が増えつつあります。他に加工組合によるソラマメを使った粉末、ペーストの加工作品も検討されているところでございます。このように、市内には地元農産物を使用した様々な加工品がありますが、特にこれがネックというようなものについて、私どもの方に情報が寄せられてることはないと思っているところでございます。
- 1 1番議員 (岩崎亥三郎) 高齢の方々がですね、やはり地域にあっては農業ができるから、今、指宿をよく歩きますと、年配の方、もう80過ぎた方でもですね、オクラ畑に行ってオクラをちぎって1本1本とってるということを見ますと、やはり地域振興というものにとって、その地域で年配の方々でも取り組める仕事があるということは、非常に大切なことだろうなというふうに思います。そういうことでですね、加工品についても是非もっと前向きにですね、力を入れてほしいなというふうに思います。

そこでですね、市長はトップセールスの話をよくされます。市場や量販店等が中心になって、農産物の売り込みを図っていくということだろうというふうに思いますが、そのような、今、申し上げた加工品、そのような加工品を使ってくれる業者、あるいはそういうお金にならないという言い方はおかしいかもしれませんけども、商品にならない農産品を加工品として開発してくれる業者、そういう方々へのその対応と言いますか、トップセールスと言いますか、そういうものをされたことがあるのかどうなのか、そのことを少しお伺いしたいと思います。

市長 (田原迫要) トップセールスは、主に市場関係が中心であります。加工品を使ってくれる業者へのトップセールスというのはあまりやっておりません。ただ、指宿の場合はオクラ、ソラマメ、実エンドウ、あるいは徳光スイカ、ビワ等にしてもそうでありますが、基本的には、私はその生産直売と言いますか、生産したものをそのまま売る方が、生産者の流した汗が報われるのではないかと思ってます。また、加工原料の大きなのでサツマイモ等がありま

すが、こういうのは焼酎原料として、あるいは青果用として、それぞれ活用されておりますし、また、オクラ等が値崩れしそうなことに対する対応としてはオクラ漬けがありますので、今、具体的に、例えばどうしても加工品として活用しなければいけないというような商品はないのではないかと思ってます。確かに、先ほど産業振興部長が言いましたように、ソラマメのペースト状のものもあります。これは指宿市内のお菓子屋さんで活用されてますが、むしろ量が足りないということを聞いております。そういうことで、外部に働きかけてまで、原料として使ってくださいというような農産物が具体的に現在ないのは、ある意味では生産者の、いわゆる労力がそのままある程度価格に転嫁できるような状態になっていると思いますので、今のところはそういう加工業者へのトップセールスというのは行っておりません。

1 1番議員(岩崎亥三郎) 売り方の方策として、大きな市場を対象にしますと、やはり規格 品とかいろいろ揃えた、量を揃えた、あるいは質を揃えた、そういう対応が必要であります が、直売等に当たっては、そのあまり規格をやかましく言わない、曲がったキュウリでも大 丈夫ですよというような、そういう売り方もできるわけですので、そういうことの充実が図 られるのもいいことではありますけれども、やはり地元にあって加工向けができるそういう 品物も作目もですね、ある意味出てきているのかなと、出てきているのではないのかなというような気もいたします。それは今後のこととしておきたいというふうに思います。

次にですね、最後の部分に入りますが、農外資本の農業参入ということが及ぼす影響ということを、十分に考えていただきたいというふうに私も思っていますが、指宿の農地、農業は、自分たちで守っていけること、そしてまた、食料供給基地として発展していくことを我々の手でそのことがやれるということのですね、そういう体制づくりをやはりやるべきだろうというふうに思います。今回は農業振興に向けて、市の政策の充実とその姿勢をもっと強く前面に出してほしいとの、そういう思いで質問をさしてもらいました。最後にですね、市長は指宿の農村部の未来図をどのように描いておられるのか。今、私、議員になって20年ですが、これから10年ということを考えたときに、はたしてどうなってるのかなというふうに思うわけであります。そういうことに関してですね、市長はどのような考えを持っておられるのか、最後に聞いておきたいというふうに思います。

市長 (田原迫要) 農業農村の,特に指宿の未来をどうとらえているかということであります。 希望が輝いてる側面と心配な側面,二つあるんですが,まず希望的なところからいきますと,私は今,農業に対して大きな風が吹いてると思います。一つは戦後の頃は農家人口が全日本人口の70%ぐらいあって,今はそれが何と1億2,800万人のうち320万人とお聞きしましたけれども,わずか2.7%ぐらいの農業人口になってまいりました。昔は農業というものが非常に大きな比率はありましたけれども,そうなってまいりました。国民総生産が500兆円のうち農業生産額は5兆円,1%になりました。私たちはともすると、農業、農業と農業がとっても大事なんですが、農業の側面からだけこの世の中にPRしても、なかなか受け入れてもら

えないという側面があると思います。ところが、ここにきて、食の安全というのが非常に大 きく叫ばれるようになりました。確かに農業は先ほど言いましたように、人口にして3%弱、 生産額にして1%弱なんですが、食という切り口からいくと、人口比率で100%になりますし、 その占める割合も非常に大きくなるわけであります。したがって、この食の安全というのが 非常に大きく叫ばれてる中で、国内産の野菜だとか、その農産物についての非常なこの信頼 感が出てきてるのが一つの大きな明るさであります。もう一つは、農の持つ多面的機能とい うのが最近よく言われますが,美しい国日本の原風景としてそれを守っていこうだとか,あ るいは国土保全機能だとか、環境機能だとか、あるいは社会の文化何とか機能とか、もうい ろんな機能を農業が持ってることが改めて評価をされております。これが明るい側面であり ます。一方で暗い側面は、いわゆる高齢化が進んで、特に農村部に高齢化が進んでいくであ ろうということ。それからもう一つは、世界が自由経済社会の中のこの渦巻の中で、いわゆ る世界的な農業生産が少ないところ,例えば,日本もさっき言ったように60%は輸入してる わけですが、そういう側面であります。いわゆる世界経済の中で日本の農業が置かれた側面 という,それをどう地域の中でバランスしていくかということで,私は思いますのは,一番 大切なことは、消費者と生産者が食を通じて強い絆で結ばれる指宿の農業農村であってほし いということであります。指宿には幸い年間400万人の日帰りも含めた観光客がおいでです ので、このいわゆる人たちと、その生産者と消費者が食を通じて強い絆で結ばれるための施 設づくり、道の駅いぶすきもそうでありますし、活お海道もそういう思いでしたわけであり ます。もう一つは、地産地消の推進であります。そしてそれらを通じて、指宿の食品が安心 安全の指宿ブランドを確立していくこと,これが大切だと思っています。もう一つは,環境 と調和しながら,持続的に発展していく指宿の農業農村であります。いわゆる環境に配慮し た、これは安心安全の食物づくりとつながりますけれども、環境にどう配慮していくか、こ れは新永吉の棚田風景を見るといつも感動いたしますけれども、いわゆるそういう美しい農 村風景,あるいは開聞山麓のいろんな豊富な畑作地帯,これを環境的にもどう維持していく かという問題です。最後のところは,その先ほど言いましたように,世界全体が日本もそう でありますが,高度自由主義経済の中で議員もおっしゃったように,非常に効率化というの が進んでます。効率化が進む中での反省というのがあると思うんですが、やはり農業には本 当にいろんな思いを、農政課を中心になって産業振興部かかってやってるつもりであります が,そこの中で大切なことは,やはり農業者が儲かってほしいということであります。後継 者が育つというのは、やはり生きがいを持って楽しさがあって、しかも儲かるのでないとい けないと思いますし,どの業種にあっても,後継者が育ってるところは,やはりそのお父さ んなり、その人の背中を見て育ってますので、その例えば指宿の農業を見てても思うんです が,例えば畜産だとか観葉植物だとか,結構若い人たちが意欲を持って後継されてます。つ まり、やはり後継者が育つような、ただ単にこう補助を出して頑張れ、頑張れじゃなくて、

やっぱりそこの中で、生きがいと楽しさをその農業者自らが持てるように、そういうことが必要ではないかなと思っております。そのために、先ほど申し上げましたように、地産地消だとか、あるいは観光と農業の連携だとか、そういうことを深めていくことが、指宿の農業農村の将来を担っているのではないかと思っております。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分 ——————— 再開 午後 0時58分

議長 (新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開き,一般質問を続行いたします。 次は,田中健一議員。

20番議員 (田中健一) こんにちは。20番田中。我々の地域も待ち遠しかった梅雨入りとなりました。市内の施設の点検は万全であるとは思いますが、これから自然災害の発生シーズンに入ります。災害の発生のないことを祈るばかりであります。また、災害発生時には早急なる市の対応をお願いいたしておきます。

それでは、通告に従い質問に移りたいと思います。

全国を見ても、新春を飾る最初のイベントである菜の花マラソンについてお聞きしたいと思います。本年は昨年の篤姫様の効果で、約1万8千を超える参加があったものと感じております。指宿市の宿泊人員は通常7千人がマックスと聞き及んでおりますが、しかし、このイベント開催時だけは宿泊される皆様のご好意によって、相部屋などの形で8千人の皆様が宿にお泊まりいただいている現状であると思います。また、皆様ご案内のとおり、宮ケ浜地区公民館をはじめ、数箇所の公民館を参加者に開放され、地域住民と交流があったことも大変有り難いことだと思うわけであります。しかし、問題は山積している状態です。スタート付近の駐車場など、車中に宿泊される方々もいるように聞き及んでおります。この現状を考えると、参加者数をどのように考えているのか。駐車場の対応問題点があると思うのですが、治安や健康の問題、例えばエコノミー症候群等も、大会前に懸念する一つであると思うのです。

次に、今大会で自分の駐車場場所の確認ができない方も発生したとも聞いておりますが、 この問題についてもいかが対策をとられるのか、お伺いします。

次に、仮設トイレについて、女性の参加者も多く、この女性の参加者について配慮が足りないのではないかと思う次第であります。スタート地点の仮設トイレもしかり、コース上も含めて女性に優しい使いやすい設置はできないものか。

次に、おもてなしのポイントの周囲にテントの増設は考えていないものか。我々ボランティアも選手についてもですが、雨天の場合、濡れながら寒い中で食することになるが、このことについてどうお考えになっているのか。

次に、スタート後の歩道の利用について。スタート後、午後2時より車道の利用が歩道利

用への大会へと移行しているが、安全面は大丈夫でしょうか。スタート後5時間、私はフルマラソンに参加したことがありませんが、分かりません。ですが、最後尾はたぶん半分ぐらいの距離であろうと思うのです。コースについては国道、県道、市道などですが、この間に歩道の未整備地点はないものか。もしもあるのであれば、大変な問題であると私自身は思うのですが、安全は確保できているものか、大会の運営は実行委員会ではありますが、市長はこのような問題点をいかがお考えなのか、お伺いいたします。

次に、市営そうめん流しについて。私の子供の頃の記憶の中のそうめん流しは、活気に溢れ、お盆の帰省時には多数の方々が行列を成し、2、3時間待ちは当たり前の環境でありました。しかし、時代も変わり、ファミリーレストランやコンビニ、または弁当などの外食産業の目を見張る発展に加え、百年に一度の大不況の中で、その中でもあり、大変ご苦労をされていると感じております。私自身も年に6回以上は利用させていただいておりますが、地元の方々の利用が一番大切な気がいたします。その中で冬メニューの開発、または報道関係のご協力もあったようですが、昔のそうめん流しの賑わいを取り戻したものではないようであります。昨日もそうめん流しについて同僚議員も質問されていますので、経営状況などには入っていきませんが、確かに一時期は味や接客、いろんな面で不評ではありましたが、職員やスタッフの皆さんの意思が、または行動は、どこかの知事さんではないですが、どげんかせんといかんとの気運でご努力をしていただいたものだと信じております。昨年度の篤姫効果もあまりそうめん流しには関係がないような数字だと思いますが、どのような推移を見せているのか。

次に、唐船峡そうめん流しのリピーター対策について。活気ある施設にしていくために、独自の考えはないものか。以前はスポーツ少年団の大会への協賛として半額券を、何名分か定かではもうちょっと記憶が薄れておりますので、ありません。そのようなご提供をいただいていたと思うのですが、確実に回収可能な半額券であったと思います。手前みそではありますが、開聞ソフト少年団の育成会員として例を申し上げますが、今年度、開聞杯という形で8月に開催予定で、開聞の総合グラウンドで開催予定であります。その大会参加チームは32チームを予定しており、あの開聞総合グラウンドの周りの駐車場に駐車できないぐらい参加していただいております。県内各地にアピールできる場なのです。遠くは出水、また、大隅半島の方からも参加をいただいております。どうぞご理解とスポーツ選手の育成も含めてお願いしたいと思っております。そうめん流しの対策も市独自というか、そうめん流し独自の対策も併せて答弁をいただきたいと思います。

次に、とうとう鹿児島県内でも発生しました豚インフルエンザについて、そうめん流しだけではないのですが、公共機関のガイドラインなどの対策と必要性が大変重要であると考えます。不特定多数の入込み客の対応と見えない病原菌の対策は、これまでどのような対策をとられてきたのか。以上、伺って1回目の質問といたします。

市長 (田原迫要) 答弁をさせていただきます。

まず、菜の花マラソンについて、参加人員をどの程度想定しているのかということであり ますが,菜の花マラソンは第1回目を306名でスタートいたしました。その後6回目で5千人を 突破して、11回目で1万人を超え、年々参加者が増えながら、今年の参加者は過去最多の申 し込み時点で1万8,419人でございました。このように、菜の花マラソンが順調に参加者が増 えていただいておりますのは、地域の人々の心からのおもてなしがリピーターを増やしてき たことによるものであろうと思います。特に今年は対前年2千人という大幅な増加でありま した。これには先ほど言ったおもてなしの他に、ハッピーマンデーによる成人の日が第2月 曜日となりましたので、このハッピーマンデーでほとんど菜の花マラソン大会が8日開催以 外のときは3日連休のちょうど中日に当たるようになりました。それと特に昨年はNHK大 河ドラマ篤姫が放映されまして、非常に篤姫に対するブームもあったと思いますが、そうい うことで1万8千人を超す参加者となりました。確かに参加者が増えて、受け入れの方いろい ろな課題も出てきているのが実情であります。今後それらについてどう対応していくのかと いう趣旨の質問だったと思いますが、実行委員会としましては、受け入れ体制も限界に近付 いてはおりますけれども、まずこの大会を「健康な方なら誰でも参加できるマラソン大会を 実施してやろう。」という趣旨で当初スタートしたわけでございます。その意味で今年が28 回でありましたけれども、あと2年で30回の節目の大会を迎えます。実行委員会としては、3 0回の大会までは推移を見守りながら対応していきたいというような考えのようであります。 マラソンに対するその他の質問については産業振興部長から答弁をいたさせます。

次に, 市営そうめん流しについてですが, 私の方から新型インフルエンザ等の対応について答弁をさせていただきます。

今回発生いたしました新型インフルエンザに関する現在の国の方針は、糖尿病等の基礎疾患のある人を除きまして、「季節性インフルエンザと同様に扱ってよい」という状況にあります。市における対応状況につきましては、国・県等の指導もありまして、強毒性の鳥インフルエンザが発生した場合の対応を定める「指宿市新型インフルエンザ対策行動計画」の策定を今年の3月に着手しておりました。4月24日には第1回の対策会議を開催し、行動計画書の説明とマニュアル作成について関係各課長に協力を依頼したところであります。その同じ日に、メキシコやアメリカでの「豚インフルエンザ」の発生が報道されました。5月1日には大型連休も控えていたことから、擬似者が発生した場合の発熱相談センターである「指宿保健所」や、発熱外来であります「独立行政法人国立病院機構指宿病院」等の周知について、市内の旅館・ホテルへは観光協会を通して依頼をしたところでございます。市の管理施設であります唐船峡、開聞ふれあい公園へも情報の提供を行うとともに、市のホームページにも掲載をいたしました。同日夜には、市医師会主催による「新型インフルエンザ対策会議」が開催され、市内医療機関関係者、保健所、消防組合の対応状況の確認、指宿市も入ってます

が、指宿市消防組合等の対応状況の確認、それから指宿病院の具体的な受け入れ体制の説明等により、情報の共有を行うとともに、問題点等について協議を行っております。また、今月14日未明、県内において新型インフルエンザ感染が確認されておりまして、今後、福祉施設等における具体的な対応策を定めるマニュアルの策定も、関係各課と協議しながら、早急に作業を進めることといたしております。

以上です。

産業振興部長(井元清八郎) 菜の花マラソンの参加者の増加に対しまして、駐車場の確保は できているのかとのご質問でございますけれども、この件に関しましては、実行委員会でも 協議されているところでございまして、とりあえず今年は新たに造成されました菜の花団地 の裏を借用し、また、ハローワークの隣接地の奥側を拡張整備しましたので、駐車スペース は相当増えております。また、今年の大会は天候に恵まれましたので、野球場を駐車場に開 放していただきましたが,過去に雨天の際野球場を駐車場として使ったところ,大層ひどく 荒れてしまい、復旧に多額の経費を要したことがありましたので、雨が降りますと利用は困 難であります。したがいまして,今後も参加者が増え続けるとしますと,以前も取り組んだ ことがあります太平次公園、あるいは市役所を駐車場とし、送迎用の臨時バスやマイクロバ スで対応するということも一つの策ではなかろうかと思っているところであります。一方、 JRが臨時列車を運行してくださっておりますので、鹿児島市方面に宿泊し、当日駆け付け て来られる方に対しましては、駐車場が確実に混雑する旨をお伝えし、JR利用をお願いし たいと考えているところでございます。また、早朝、まだ暗い中、ボランティアの電照灯誘 導に従い駐車された方の中には,その位置を確認しなかったため,後になって自分の車を探 すのに相当苦労された方もおられるんではないかと思います。菜の花マラソンの駐車場入口 駐車場という看板を表示してありますが、先を急ぐランナーは見落とすことも 考えられます。したがいまして、目立つ何か表示できるような看板はできないか、実行委員 会で検討することも必要かと思っているところでございます。

次に、仮設トイレについてお尋ねをいただきました。参加者の増加に伴い、トイレ不足に対する苦言もいただくようになり、今年の大会では昨年より20基増設し、会場内に40基、スタート地点及び周辺に28基、コース沿いに18基、計10か所に86基の仮設トイレを設置しております。その他コース沿いには公衆トイレや公共施設のトイレなど常設トイレが11か所あるところでございます。

次に、食のボランティアの関係で、ボランティアによるサービスがサービスポイントのもてなしの場所へテントの設置はできないかとのご質問ですが、現在大会コース上のサービスポイントは、実行委員会が依頼した給水、給食のポイントと、自主的ボランティアのおもてなしポイントを含め20か所以上あると思っております。特に、地域住民や有志団体による自主的なボランティアの方々には、毎回、自分たちで持ち寄った食材でランナーを温かくもて

なしいただいていることに対しまして、心から感謝を申し上げたいと思っているところでございます。また、ボランティアの方々は、それぞれのグループで、雨天の場合も想定して簡易なテントを張ったりしながら、ランナーへのサービスをしていただいております。例えばプロパンガス協会は自らテントを張っていただき、さつま汁等の提供をいただいておりますが、そのように多くのボランティアの方々は、実行委員会が準備しなくてもそれぞれ対応して実施している実情があるようでございます。

次に、スタート後の歩道の関係についてお尋ねをいただきました。菜の花マラソンはこのような大きな大会になって、鹿児島、あるいは全国的な風物詩にもなっている大会でありますが、この大会を実施するためには、警察をはじめ多くの方々にご協力をいただいております。他の市民マラソンは大体5時間の制限時間ですが、菜の花マラソンは8時間の制限時間ということで、ランナーに配慮する上で、警察に無理を言って、国道や県道、市道を使わさしていただいております。そのような中で、安全性を確保しながら行うためには、例えば5時間経過後は国立病院の辺りだと思われますので、実行委員会の方で、車との接触がないようゴールを目指していくように指導をするなど努力をいたしているところでございます。

開聞支所長(吉井敏和) そうめん流しにつきまして昨年と比較してどのような状況かといったようなご質問だと思います。本年度4月の入込み客数は、前年比36人減の1万1,533人で、売り上げは34万4,730円減収の1,382万4,400円でございました。5月の入込み客数につきましては、前年比2,794人増の2万6,521人で、売り上げは341万9,130円増収の3,284万4,670円となっております。5月までの2か月間で合計いたしますと、入込み客数は前年比2,758人増の3万8,054人、売り上げは307万4,400円増収の4,666万9,070円となっているところでございます。

次に、スポーツ少年団への協賛等についてとご質問でございました。先ほどお答えしましたように、本年度の入込み状況につきましては、大型連休期間など好天に恵まれたことや、国の経済対策による高速道路の休日ETC利用優遇制度による効果などで、対前年比7%余りの増収となっております。しかしながら、5月中旬以降はETC効果も薄れ、逆にインフルエンザや戦後最悪と言われる経済不況の影響によりまして、県外客の落ち込みが顕著になってきているところでございます。このような中で、リピーター対策ということで施設の安定的運営を図る上で非常に重要なことと考えておりますので、今後とも職員一体となって笑顔と挨拶による心からのおもてなしに努めるとともに、入念な清掃、更に施設管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。先ほどご質問ございましたスポーツ少年団等への協賛につきましては、施設のPRとそれから同伴する育成会の関係者、保護者の皆様の入客促進にもつながるものというふうに考えておりますので、今後前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。また、夏休み期間中の待ち合い対策といたしまして、エレベータタワーの2階待ち合いロビーの空間を利用して、COCCOはしむれの篤姫展の施設展示

等も予定しておりまして、これらの環境整備を併せて今後の誘客促進につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

3点目でございますけれども、そうめん流しの独自の対策についてということでございました。指宿市は菜の花マラソンや菜の花マーチに代表される地域特性あふれる多くのイベントを年間を通じて開催することにより、観光客の誘致を図ってきたところでございます。このようなイベントを開催するには、誘客の促進を図るだけでなく、指宿のイメージアップにもつながるというようなことから、今後も積極的に推進していく必要があるというようなふうには考えているところでございます。唐船峡におきましても、そうめん流しの独自のイベントということで、集客を図る上から一つの手段として、今後していきたいというふうに考えてはおりますけれども、とりあえず本年度は平成元年度からの累計客数で493万5,989人となっておりますので、7月中旬には500万人の入込み客数達成の見込みでございます。そこで「平成500万人達成セレモニー」と銘打ちまして、報道機関等にも一応連絡をして、誘客の誘客促進につながるイベントを開催したいというふうに考えているところでございます。以上です。

- 20番議員 (田中健一) 1万8千人を受け入れてですね,今年度は有志者のご好意により公民 館の施設開放があったわけです。また,その中で地域住民とのふれあい,このようなものも あったわけですが,民間宿泊施設が満杯後,今年のように公民館などの利用は可能なのか。 可能であれば,何箇所ほど市内の施設をご利用させていただけるものか,お聞きいたします。
- 産業振興部長(井元清八郎) 今年は試験的に6か所の公民館で参加者の宿泊を受け入れていただきましたけれども、宿泊所としましては時季的に、暖房設備の問題や、トイレ、駐車場の問題、公共交通機関を利用する方の送迎の問題、あるいは火災等の不慮の災害に対する責任の所在の問題などいろいろ課題もあるようでございます。今年の意向調査では、15か所の公民館から受け入れ可能との回答をいただいておりますので、先ほどの条件に対応できるようであれば、まだ増やしていけると思われますが、今後、実行委員会で協議をしていくものと考えております。
- 20番議員(田中健一) やはり指宿市のイベントということであれば、近隣の他市の宿泊施設を利用するのは本当歯がゆい思いがあるわけであります。できればですね、市内全域にお泊まりいただいて、市長言われる心あたたまるおもてなしの日本一の大会にしていただければと思っております。現在、指宿市が半分所有をしているこの今も大変問題になっているわけですが、ブーゲンビリア、これを夜間利用できないものかと思うのですが、指宿市だけの一存ではできないと思っておりますが、どうにかならないものでしょうか、お伺いいたします。
- 産業振興部長 (井元清八郎) 以前,実行委員会で船舶を宿泊施設として利用することを検討したことがありましたが、借上げ料や保証料の問題があり、実施に至っておりません。ブー

ゲンビリアにつきましては、21年度中にフロアの一部をいす席に改修する予定でもありますし、大会当日は、朝6時40分に根占港を出航する臨時便を出しておりますので、宿泊後の船内をくまなく清掃し、船を山川港から根占港に移動させる時間等を考慮しますと、宿泊者を相当早い時刻に下船させなければなりませんので、現実的には非常に厳しいものがあろうかと認識をいたしております。

20番議員 (田中健一) 分かりました。一部もブーゲンビリアについては休憩所をいす席に替えていくというご報告でありますが、それも使い勝手のいいお客様のお喜びいただける改修をしていただいて、集客に努めていっていただきたい。

続きまして、駐車場について、答弁の中にもありましたが、暗い中、ボランティアの誘導により、方角の分からない状態で駐車をいたすわけであります。また、ランナーについては、完走後疲れてへとへとになる中で車を探すわけですが、駐車をした状況とは180度と言っていいぐらい明るいお昼間であります。このような問題もあるわけですが、先ほども言いましたが、おもてなしの心であれば、もうちょっと優しく親切に駐車場のご利用、また、問題解消をできないものか、お伺いいたします。

- 産業振興部長(井元清八郎) 駐車場につきましては、議員さんもご承知の朝早く、おそらく早い方はこちらに入るのが3時頃から4時頃には入ってこられて、およそ真っ暗な状態で来ていただきますので、その段階とまた真っ昼間になりますと景色が変わるということで、自分の車がなかなか探すことが難しかったという話は聞いておりますけれども、そういった方が大多数になれば問題ですけれども、私どもの把握ではごくわずかな人数ということで、今後そのようなことが相当出るようであるならば、問題視して実行委員会の方で協議をする必要があろうかとは思っております。
- 20番議員 (田中健一) 少数であればあまり問題はないという説明でありますが、これ以上 の問題が発生されないようにご注意をいただき、運転手の方に喚起をしていただきたいと思 います。

次に、仮設トイレについてであります。例年でありますと、我々議会議員としまして、スタートの見守りをさせていただいておりましたが、今年度は電柱のように立っていたわけではないんですが、女性の方から頼まれれば私は断れない性格でありまして、親戚が指宿在住の方の預かり物をすることになりまして、スタート地点に立ってればいろいろな問題も散見されまして、まずはこの仮設トイレについてでもあります。トイレの問題をまざまざと目にすることになりまして、フルマラソンのスタート地点横の仮設トイレ、浄水苑の前の方に20基でしたかね、並んでいたと思いますが、あまり参加者については利用されていないのかな、利用者の中に男性の方も勇気を、勇気と言うか、男性にとっては使いやすい施設であったのかなと思っております。また、こころの湯のご好意で、今年聞いている中では、ここは以前問題があって使用しないでくださいということを聞いておりましたが、開放していただいて

おりました。ですが、もう女性がやはりきれいなトイレは使い勝手も良かったり、長蛇の列ができておりました。フルマラソンスタート後もやはり長蛇の列は解消もなく、やはり女性の方々の対策がもう少し必要ではないのかなと思っておりますが、ここの改善等は考えていないものか、お伺いいたします。

- 産業振興部長(井元清八郎) 今年はスタート地点付近には歩道上に、出入口を道路の反対側にして20基の仮設トイレを設置しました。ランナーがすぐに見付けられるよう歩道上に設置したわけですけれども、多くの参加者が集まっている傍らのトイレというのは、女性の方には特に使い勝手は悪いこともあろうかとは思いますけれども、こころの湯・宿の方のご好意もございまして、随分昨年よりは解消されたのではないかと思っているところでございます。
- 20番議員(田中健一) かなり解消といえども、やはり女性、私も計ってはいないんですが、かなり女性の方はやはり身だしなみも気になって、長い、長いと言うか、男性に比べたら長い時間を利用されて施設を利用しておりましたのを考えれば、やはり女性に対してもう少し浄水苑の方に女性用の専用コーナーなど浄水苑については街路樹などもあり、内部の散見されない状態でありますので、使いやすいのではないかとは思いますが、これについてどのように思われますか、お伺いいたします。
- 産業振興部長(井元清八郎) 浄水苑につきましては、現在、大会の一般駐車場として開放しており、約50台が駐車できるようでございます。歩道上の仮設トイレを浄水苑内に設置しますと、ランナーから分かり難くなることも懸念されますので、一部は歩道上に残し、浄水苑内にも設置してある旨の表示をするなど一工夫が必要なのではないかと思います。また、浄水苑内に仮設トイレを設置するとなりますと、今度は駐車スペースがまた一部充てることになりますので、今後これらについては双方から検討をする必要があろうかと思っております。
- 20番議員(田中健一) 検討はどんどんやっていただきたいと思います。参加者についてやはりおもてなし日本一の大会で銘打っておりますので、これに恥じないようにご努力をお願いしたいと思います。また、コース上の仮設トイレについても同様だと思うのですが、こういう女性、または男性についてもですが、足りているのか、または女性に配慮があるのか、お伺いいたします。
- 産業振興部長(井元清八郎) 仮設トイレそのものがなかなか女性の方には利用し難い面があるうかと思っております。ただ、じゃあコース上に公設なりそういったような仮設でないトイレをたくさん設置できるかということについても問題がございます。昨年よりは20基増やして対応いたしておりますので、まずはとりあえずトイレがないことが一番不自由を来すわけですので、それを解消して、できますならば、そう快適なトイレがなんでしょうけれども、菜の花マラソンに限っては一日のイベントでございますので、ご理解を賜りたいと思います。
- 20番議員 (田中健一) やはり人間生きていく上では、生命を維持するために水を飲んだり、 食べ物を食べたりするわけであります。昨日も知林ケ島の話ではありますが、トイレが必要

だということでありますので、やはりこういうのも一日ではありましょうが、こういう環境整備、または施設整備についてはご努力をいただきたいと思います。

次に、食のサービスについて民間の方々の頑張りだと思うのですが、中には全てが実行委員会大会のサービスであるようなとらえ方をされている方と、今年たまたましゃべることがありまして、誤解を少しではありますが、解くことでありました。このようなことを、誤解もあるわけですが、どのようにお考えいただいているのか、お伺いいたします。

- 産業振興部長(井元清八郎) 菜の花マラソンはもてなし日本一のマラソンとして、更にはボランティアマラソンとして大きな評価をいただいておりますが、この大会には事務局が把握しているだけでも2千人以上のボランティアが従事してくださっております。そのボランティアの方々の誠意あるおもてなしが大きな評価を得ている要因だと思いますし、参加される選手の皆さんは何回も参加されているリピーターの多い大会ですので、ほとんどの方が実行委員会で準備した給水、給食ポイントとボランティアの方々が出してくださったサービスポイントは、十分ご理解をいただいていると思います。特に徳光地区はもてなし一番地域として、参加者も期待して徳光地区までは走るという区域でもあります。また、実行委員会としましても、ボランティアの皆さんのこのようなもてなしが、大会を感動あるものとし、盛り上げてくださっているという思いから、大会後、ボランティアの皆さんへの慰労会をそうめん流しで開催しているところであります。また、その席で長年ボランティアとして活躍していただいているグループや団体には感謝状を差し上げたりして、その誠意あるもてなしに報いているところでございます。
- 20番議員 (田中健一) ボランティア総勢2千人以上,このような方々のおもてなしを受けて,たぶんというか,全ての方がリピーターとなって,またそのリピーターの方が指宿の宣伝をしていただけるようにお努めいただき,また,そのような方向性のことを我々も願うわけであります。

次に、その中でですね、食のサービス、ボランティアの方々がどのような対応、対応というか、本年度、昨年度連続して心肺停止の方が発生し、早急の対応がなされ、一命をとりとめたわけではありますが、今年度、小中学校に設置される予定であります。台数だけが増えるだけではいけないと思いますが、どのような対応をとられていくのか、お伺いいたします。

産業振興部長(井元清八郎) 議員ご指摘のとおり、今年の大会において60歳代の男性が陸上競技場の近くで倒れ、心肺停止状態になりました。幸いにも男性の後ろを走っていた医師や看護士等が心臓マッサージを施し、また、ボランティアでドクターカーなどを派遣している大隅鹿屋病院のスタッフが素早く駆け付け、AEDを使って一命をとりとめております。対応できる方々が近くにおり、大事に至らなかったところであります。菜の花マラソンでのAEDの設置は、重要なことと考えておりまして、実行委員会で9台、ドクターカー、緊急車両に3台の計12台を準備しております。実行委員会の9台のうち1台は本部席に、8台を救護車

にそれぞれ1台ずつ設置し、トップと最終ランナーの間を巡回させて短時間に効率的に対応 できるようにしているところでございます。

- 20番議員 (田中健一) AEDについて12台がコース上を含めて巡回をされているわけですが、いろんな場面が想定されるわけであります。できましたらコース上に20か所のボランティアの方々のサービスポイント、このような場所についてもやはりAEDの設置、または利用できる方々の待機、積極的にこういうご指導をお願いをするべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
- 産業振興部長(井元清八郎) コース沿いの公共、民間を含めた15か所の施設にもAEDが設置されており、一応の救急体制は整っていると思っております。今年度全ての小中学校にAEDが設置され、大会当日は実行委員会に貸し出し、利用していただくことにしておりますので、更に充実した救急体制になろうかと思います。また、ボランティアの方々もAEDの操作ができれば尚更のことですので、実行委員会とも相談をしまして、要望があれば消防職員に講義をしていただくようにしたいと考えているところでございます。
- 20番議員 (田中健一) できたらそのように積極的にご指導やご対応をお願いいたしておきます。

次に歩道について、参加者に狭い歩道でなく、スタート後5時間以上もやはり以後も広い 道路の方を利用していただきたい。良い環境で競技をしていただき、1分1秒でもやはり記録 への挑戦をしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

- 産業振興部長(井元清八郎) この件につきましては、選手の皆さんも協力して歩道を走って、あるいは歩いてくださっておりますし、この時間、随分時間は経っておりますので、この時間帯の選手になりますと、何としてでも完走したいということが大きな目標となっておりますので、特に安全上大きな問題はないと思っております。先ほども申し上げましたが、この大会は警察の協力の下で実施されておりますので、選手の皆さんが自主的に、歩道を、あるいは歩道のないところは、なるべく道路の端を走ってもらうよう実行委員会でも指導をいたしているところでございます。
- 20番議員(田中健一) 安全面に配慮し、選手の方にご指導をいただいているということで、もう了解いたしますが、今朝の家に来た新聞の中に、道路整備の見直し、国交省の提言、人間重視道路として歩道や自動車道を整備する計画の策定を提言した、このようなもう私に打ってつけの記事もありましたので、このような提言の中、ゆくゆくは国の方からのご案内もあるうかと思います。このように国も考えていただいているわけですから、マラソンコースでこれからゴール付近、特に指宿市内の歩道整備、このようなものはもうフラットの整備をしていただいて、ジョギングコースみたいな整備ができたら、もう段差のない傾斜のない歩道での大会運営もできるんじゃないかと思っておりますが、このようなものは整備計画は考えていく気持ちはないものか、お伺いします。

- 産業振興部長(井元清八郎) 大会の実施に当たりましては、まちづくり公社や実行委員会が コース上の安全点検を十分にいたしております。それらをチェックしながら、コース上に4 千本ものマラソン旗を立てております。それらを通じて安全面には十分配慮をして実施して いるところでございますが、先ほどの提言のことにつきましては、これからのまちづくりを する上で参考にしていくものがありましたら、取り入れていければと思ってるところでございます。
- 20番議員 (田中健一) どうぞ取り入れていただいて、菜の花マラソン、新春を飾る全国から、また、外国から来ていただいてる参加者につきまして、おもてなしをやっていただきたいと思います。

続きまして、そうめん流しについて。増収を図るためにはインパクトのあるアピールが大事であると思います。あるとするならば、どのようなイベントを考えていらっしゃるものか、お伺いいたします。

- 開聞支所長(吉井敏和) 特に、先ほどもお答えいたしましたけれども、イベント開催については誘客を促進する上で一つの方法だろうというふうに考えます。今年は幸い7月中旬頃に平成になってから500万人目に一応達成をするということもございまして、こういった節目節目の部分があるときに、そういったものも用意して、誘客更にリピーター対策を図っていきたいというふうに考えているところでございます。
- 20番議員(田中健一) 500万人達成のセレモニーなどもご報告をいただいたわけでありますが、できたら私も参加してみたいなというようなイベントの創設も必要ではないかと思っております。他にプレゼント付きのアンケートとか、地域の判定もできたり、またはそのプレゼントの商品と言いますか、農産物の進呈、こういうものをやっていただければ、ひいては農業振興にもつながるものと思います。

続きましてリピーターの対策について。先ほども答弁をいただきました一歩も二歩も前向きに検討していただくというご答弁をいただいたので、先ほども言いましたが、私も年に6回ほど利用させていただいております。これをそうめん流しの集客の一人であると思っておりますので、何回かまた増やしていきたいと思います。そういう中で、どんどんスポーツ選手の育成とそうめん流しのリピーター確保に頑張っていただきたいと思います。

続きまして、市内での新型インフルエンザ対策について。早々にゴールデンウィーク前に 周知について市内の宿泊施設、観光協会、市内の管理施設等に提供された周知提供をされた わけですが、医師会主催での関係各所の体制についても、対応の報告があったわけでありま す。本当にありがたいことと思います。しかし、見えぬ敵と不特定多数の流動的な入込み客 の流れがあります。また、タミフルなどの服用をできない容体の方々もいるようであります。 今後もこのような体験のない、世界が震撼するような病気が発生される予測もされておりま す。このような予防的な対応も併せてお願いいたしたいと思います。唐船峡等の市の管理施 設について休業判断についてのどのような対応をされていくのか、お聞きいたします。

- 健康福祉部長(田代秀敏) まず市の管理いたします施設等の休業等についての判断ということでございましたけれども、指宿市内で感染者が発生と、感染拡大の防止対策が必要な状態という状況にありました場合は、まず私どもとしては、市の新型インフルエンザ対策の本部を立ち上げ、そしてそれぞれの施設の有り様、休業の対応、そういう部分について協議を行う予定にいたしております。今回発生いたしました弱毒性のウイルスの場合でも、市内でのまん延防止が優先されるため、市内の各施設の企業につきましては、施設の形態、それから運営の有り様につきまして対応が異なりますが、国や県等の情報や、県内各自治体の対応情況を基に、市におきまして早急に判断することになろうと思っております。
- 20番議員 (田中健一) 対応の早い指宿市であるようによろしくお願いいたします。 新型鳥類, 豚類に関わらず,全ての病原菌については,変異をどんどんしていきます。我々 も行政サイドもどんどん進化をしていただいて,このような不測の大事な発生地にならない ように,いろんな面でご指導いただければと思っております。

これで終わります。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分 再開 午後 2時09分

議長 (新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開き,一般質問を続行いたします。 次は高橋三樹議員。

1 4 番議員 (髙橋三樹) みなさん、こんにちは。梅雨に入り、アジサイ、花ショウブ、ブーゲンビリアなどが咲き、そしてアロハ着用で、更に花が冴えているようで、南国情緒もいいなと改めて感じているところであります。

4月から山川まち歩き、山川港物産館活お海道オープン、知林ケ島オープン、アロ八宣言、海岸シンポジウム、フラフェスティバル、山川みなと祭りなどなど元気をいっぱいもらいました。

今最大の関心事は、新型インフルエンザが今後どうなるかということです。WHO世界保健機関は、11日新型インフルエンザの警戒水準フェーズを、広域流行を意味する5から最高の6に引き上げ、世界的大流行パンデミックを宣言しました。ただ、各国に過剰な反応をしないように呼びかけております。ここで過去に発生した新型インフルエンザをひも解いてみますと、20世紀に3回発生しており、1918年のスペイン風邪、これが史上最悪で、当時の人口約18億人のうち約4,000万人の感染死亡者が発生したと推定されています。日本においても、38万人以上の死者が発生したようです。1957年のアジア風邪、1968年の香港風邪など流行期間は1年から1年半と言われていますが、3年続くとの見通しもあります。落ち着いている状況ではありましたが、その後、福岡市内で児童生徒が14日朝のテレビ放映で、鹿児島市

内に帰省している福岡市内の40歳代の男性が新型インフルエンザに感染したとありました。 現在は回復に向かっているようです。当所は観光地でもあり、全国の方々が訪れています。 いつ発生してもおかしくない状況が続いています。京都、奈良の観光地では、修学旅行、観光客の予約の取り消しなどで大変のようです。ホテル、旅館や砂楽、池田湖、今和泉など、もしものとき当然考えておかなければなりません。まずは感染しようないように基本的な予防策、手洗い、うがい、できるだけ人混みに出ないことなど、日頃から強い体を作っておくことが大事と言われております。新型インフルエンザの発熱センター、当市は指宿保健所です。前置きが長くなりましたが、ここで通告してありました、1、新型インフルエンザについては、やってるとは思いますが、取組の状況、病院や県などとの連携、もしものときの対応などどうなっているのか、伺います。

次に、防災無線について申し上げます。台風シーズンに入ろうとしています。温暖化の影響で様々な災害が発生するかもしれません。強風、高潮、大雨、竜巻、土砂崩れ、ひょうなど外に出れない、停電で真っ暗、情報が入らない、こういうときには電気の有り難みが分かるときですけれども、こういうとき防災無線があれば、本所から支所から情報が瞬時に流され、安心、安全につながります。市内の防災無線の整備状況について伺いまして、1回目といたします。

市長(田原迫要) 答弁をさせていただきます。

まず、新型インフルエンザについて、その状況はどうかというような質問でございました が、インフルエンザ発生初期の対策は、何と言っても拡大阻止ということになると認識をい たしております。ご存じのとおり,県内におきましても,14日未明に感染確認という情報を 受けまして、先日15日には教育委員会や地域福祉課の担当者による対策会議を開催し、小中 学生や園児等の健康観察の徹底を依頼するとともに、擬似者が発生した場合の対応を再確認 しているところでございます。新型インフルエンザ対策につきましては、5月1日と5月の20 日に市医師会主催によりまして、「新型インフルエンザ対策会議」が開催されました。擬似 者が発生した場合の対応や,宿泊者において重篤な患者が発生した場合の救急車での搬送基 準等の協議を行なうとともに、情報の共有を図ってきたところであります。出席者は市内の 関係機関である市内医療機関,消防組合,保健所,観光協会,教育委員会の学校教育課,そ して指宿市などであります。また、5月22日には、指宿保健所で「感染症危機管理指宿保健 所現地対策協議会」が開催されました。患者が発生したときの対応等について協議を行なっ ております。委員は医師会、薬剤師会、看護協会、獣医師会、消防組合、警察署、そして指 宿市などであります。市の対応といたしましては,3月31日に「指宿市新型インフルエンザ 対策行動計画」素案について保健所長に意見を求めるとともに、市内関係機関による対策会 議の開催方法について協議を行なっております。5月8日には、「家庭でできる新型インフル エンザ対策」を各家庭に配布し、うがい、手洗いの励行や「発熱相談センター」指宿保健所

でありますが、の周知を図っております。また、視覚障害者へは、地域福祉課において点字版を作成するなどの対応を行ないました。市職員への対応につきましては、人事秘書課において全職員にグループウェアのメールで周知を図るとともに、指宿市役所労働安全衛生委員会を開催し、職員本人や家族の罹患等不測の事態に備えて、通常業務を「継続しなければならない業務」、「2週間程度は停止可能な業務」、「2か月程度は停止可能な業務」に早急に整理するよう指示をしております。対策用物品の備蓄につきましては、市及び消防組合の状況を把握し、マスクの発注を行ないました。その他市内発生を想定して、防災無線や各地区及び公用車での放送例の準備を行なっております。新型インフルエンザの広報内容についても、県の事前確認が必要とされており、今後とも指宿保健所等と連携を図りながら対策を進めることにいたしております。

次に、市内の防災無線の整備状況についてでありますが、まず山川地域におきましては、昭和57年度から運用を開始しております。設備といたしましては、同報系が親局1局、中継局1局、屋外拡声子局が26局、戸別受信機が819台、移動系が車載型13台、携帯型16台整備済であります。開聞地域におきましては、平成3年度から運用を開始しております。設備といたしましては、同報系が親局1局、屋外拡声子局が21局、戸別受信機82台、移動系が車載型7台、車携帯8台、携帯型11台整備済であります。指宿地域におきましては、平成18年1月1日の合併に伴い、新市の一体的な情報伝達手段として、平成18年度に山川、開聞の既存システムに接続し、指宿庁舎から発信できるよう、合併操作卓の整備を行い、指宿庁舎から山川、開聞地域への同時放送並びに指宿地域においては、各公民館長宅に設置してある戸別受信機による情報伝達ができる体制が整ったところであります。設備といたしましては、同報系が屋外拡声子局2局、戸別受信機147台、移動系が携帯型18台整備済であります。

以上です。

- 14番議員(髙橋三樹) 新型インフルエンザについてですけれども、今の市長の答弁で対策会議、また、連携などでしっかりやってるという答弁でした。安心しましたけども、次にこれに関連しまして、今回の新型インフルエンザに関して、県内における発熱相談センターへの相談件数と、発熱外来受診件数は把握しているのか。また、指宿保健所への相談件数は何件あったのか、伺います。
- 健康福祉部長(田代秀敏) 今回の新型インフルエンザにつきましての県内の状況ということでございました。ご質問の鹿児島県内における「発熱相談センター」への相談件数というのが、6月14日現在で3,901件となっております。また、県内に20か所発熱外来のございますけれども、そちらの受診件数というのが14日現在で238件という状況でございます。また、指宿保健所への相談件数ですけれども、これは15日、昨日の現在でございまして、93件という状況でございます。
- 14番議員(髙橋三樹) 次に、学校の対応について伺いますけれども、日本に最初に感染し

たのは高校生でしたけれども、市内児童生徒のインフルエンザの状況はどうなっていますか、 伺います。

- 教育部長(屋代和雄) 今年度の市内児童生徒におけますインフルエンザの罹患状況について申し上げます。まず、4月における児童生徒のインフルエンザの罹患状況につきましては、小学生で1日当たり平均いたしまして2,200人の児童の中で2人から3人が罹患をしており、児童全体で申し上げれば、約0.1%を占めているわけでございます。中学生におきましては、1、190人の生徒の中で1人から2人が罹患ということで、生徒全体の約0.2%の割合でございました。5月におきましては、小学生で1日当たり平均いたしまして1人から2人、これは全体の0.06%、中学生におきましては、1日当たり平均をいたしまして1人が罹患をし、生徒全体で0.08%を占める割合で、小中学生とも5月に入り減少傾向にあったわけでございます。また、これまで学級閉鎖等の措置をとった学校は市内では1校もなく、現在におきましてインフルエンザにかかっている児童生徒はいないところでございます。
- 14番議員(髙橋三樹) 県の教育委員会から新型インフルエンザに対する何か指導はあったのかどうか、その点を伺います。
- 教育部長 (屋代和雄) 県の教育委員会からは、4月の末から6月初旬まで7回の通知文等が発 出をされているところでございます。この7回を申し上げれば、1回目は文部科学省からの 「新型インフルエンザに関する対応について」の事務連絡を受けまして、4月の30日付で「新 型インフルエンザに関する対応」及び「新型インフルエンザに関する正しい知識の普及等に ついて」の依頼文書でございました。この内容でございますが,通常のインフルエンザ予防 対策に準じて,必要時以外は人混みを避けるなどの連休中の過ごし方についてのことや, 「豚肉・豚肉加工品を食べることで、新型インフルエンザが人に感染することはない」といっ た正しい知識の普及についてでございます。2回目は5月の2日付で「新型インフルエンザに 関する対応」、これが第2報についての文書でございます。内容は、児童生徒等に新型インフ ルエンザの疑いがある場合は、医療機関に直接行くのではなく、まずは最寄りの保健所等に 電話等で相談することについて。3回目は、5月の18日付で、第3報、第4報になりますが、 「新型インフルエンザに関する対応について」で,今後においても,正確な情報に基づき, 冷静に対応するとともに、健康観察を確実に行い、手洗い・うがい・咳エチケットの励行に ついて繰り返し指導することについてでございます。4回目でございますが、5月の20日付で ございました。「新型インフルエンザに関する対応について」の通知でございまして、抗イ ンフルエンザウイルス薬の有効性や早期発見・早期治療の重要性について、また、恐怖心を 抱くことなく,冷静に対応するよう指導することについてであります。5回目でございます が、5月の22日付で、「新型インフルエンザに関する対応(第5報)について」。内容は、学校 で臨時休業の措置が必要な場合の適切な対応についてでございます。6回目でございますが、 5月の27日付で、「新型インフルエンザの感染等に伴う職員の勤務処理について」の通知であ

- りました。そして7回目でございますが、6月の1日付で、「新型インフルエンザに関する修学旅行等の対応について」の文書でございまして、修学旅行の教育的意義や児童生徒の心情等を考慮した適切な対応についてでございます。市の教育委員会といたしましては、これまでの通知等を踏まえまして、各学校に指導の徹底を図ってきたところでございます。
- 14番議員(髙橋三樹) 今もちょっと出ましたけど、市の教育委員会として、学校に対してどのような指導を行なっているか、伺います。
- 教育部長 (屋代和雄) 市教育委員会といたしましては、本市の新型インフルエンザ対策会議 の対応策を踏まえ,各学校が適切に対応できるように,新型インフルエンザ対応マニュアル を作成をし、幼稚園及び各学校に配布をしているところでございます。また、県教委からの 通知等を基に、計7回の通知文等を学校に発出をしたところでございます。まず、5月の1日 付で、連休中の過ごし方や心配される事例が出た場合の対処方法について。2回目は、5月の 5日付で,児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者として確認をされた場合や,感染 の疑いのある人がいた場合の報告等について。3回目でございますが,5月の19日付で,新型 インフルエンザ発生国や周辺地域から帰国及び来鹿した児童生徒や職員等が、各学校におい て、風評により不当な扱いを受けることがないよう留意することについて。4回目は5月の21 日付で、インフルエンザ症状等を訴える児童生徒がいた場合の連絡体制や、方法を示した 「対応マニュアル」について。5回目が5月の27日付で、学校で臨時休業措置が必要な場合の 適切な対応について。6回目は同じく5月27日付で、職員や家族が感染した場合等の勤務処理 の扱いについて。最後に7回目でございますが、6月5日付で、修学旅行の実施を取り止める 場合も、中止ではなく延期扱いとしたり、既に取り止めた場合においても、改めて実施する ことを検討したりするなどの適切な対応についてでございます。今後においても、各学校の 状況を把握し、指宿保健所、市医師会、国立病院機構等の関係機関と連絡を図りながら適切 に対応してまいりたいというふうに考えております。
- 14番議員(髙橋三樹) それで学校においては、どのような取組を行なっているのか、伺います。
- 教育部長(屋代和雄) 市内各学校におきましても、私たち市の教育委員会からの通知文等を基に、新型インフルエンザに適切に対応できるように、職員会議を開催をし、全教職員で共通理解を図っているところでございます。また、校医等の指導の下に、新型インフルエンザ対策会議を開催をし、保健主任を中心に児童生徒や教職員に対し、手洗い・うがい・咳エチケットの励行等、保健指導の徹底を図っているところであります。保護者に対しましても、学校便りや保健便り、学級通信等を通じまして、新型インフルエンザに対する啓発を行なっております。今後、学校医、薬剤師、保護者代表、学校長、保健主任等で構成をいたします学校保健委員会を開催をし、感染予防についての取組について充実してまいりたいと考えているところでございます。

- 14番議員(髙橋三樹) 新聞報道によりますと、全国でもさっきも出ましたけども、修学旅行の延期や中止などの変更がありましたけれども、本市内の学校はどうだったんですか、伺います。
- 教育部長(屋代和雄) 修学旅行の延期や中止等がありましたのは、感染が心配される地域への旅行や、感染が広がっている地域から感染が確認をされていない地域への旅行の場合であったというふうに聞いているところでございます。本市の小学校、中学校の修学旅行先は、九州管内でもございましたが、実施時期におきまして、感染がなかったために、小学校では10校、中学校では4校が既に実施をしているところでございます。現在におきまして、修学旅行未実施の丹波小学校は10月に、西指宿中学校は9月に実施予定でございますが、その時期に旅行先での発生等がない限りに、行き先の変更や中止等は考えていないところでございます。なお、利永小学校におきましては、隔年実施となっており、来年度実施ということで、本年度は実施していないところでございます。
- 14番議員(髙橋三樹) 今後,学校で新型インフルエンザの疑いがある子供がいたら,どのように対応するつもりなのか,伺います。
- 教育部長(屋代和雄) 市の教育委員会といたしましても、「新型インフルエンザの対応について」のマニュアルを各学校に配布をしているところでございます。このマニュアルにしたがいまして、学校では毎朝、児童生徒の健康観察を行い、疑いのある児童生徒がいた場合は、担任が保護者や養護教諭、管理職と連絡をとり、対象の児童生徒を保健室で待機するようにしているところであります。さらに、学校医、発熱相談センターであります指宿保健所及び市教育委員会に電話で連絡、相談をし、症状によりましては、発熱外来であります国立病院機構指宿病院へ搬送をするようになっております。

次に、児童生徒が新型インフルエンザにかかっていると特定をされた場合には、県や市の 新型インフルエンザ対策本部による臨時休業等の要請を踏まえまして、臨時休業や出席停止 等を判断することになっております。今後におきましても、関係機関との連携を深め、適確 な対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

14番議員(髙橋三樹) しっかり対応してるという答弁でした。この新型インフルエンザですと、糖尿病や肺炎など体が弱ってるときにかかると重症化しやすいということ、また、秋、冬が心配ですけれども、厚生労働省は新聞報道によりますと、年内に製造できる新型インフルエンザのワクチンは最大で2,500万人分であるとの見込みを明らかにしています。各自がかからなように注意してほしいし、また、かかったら速やかに対処してほしいところです。

次に、防災無線に入りますけれども、先ほどの答弁でずいぶん旧山川町、旧開聞町はずい ぶん整備が進んでいるなという印象を受けましたけれども、合併前の旧指宿市の今後の取組 は、また整備計画はどうするのか、伺います。

総務部長(秋元剛) 指宿地域における今後の取組はどうするのかということでございますが、

総務省は市町村防災行政無線,無線用の周波数を含め、相互通話やデータ伝送,画像伝送など多様化する媒体への対応として、周波数の再編、周波数帯ごとの電波形式の見直しを行い、様々な分野での電波の利用を促進する計画を進めております。市町村防災行政無線においても、施設整備・活用が進む一方、システムの一層の高機能化と、周波数有効利用を図るためのデジタル化が進められております。デジタル方式では、通信の双方向性や、画像・文字情報の扱いが可能になるほか、コンピュータとの親和性が良いことから、情報データの蓄積、加工が容易になり、高度な機能を持たせることが可能になります。このようなことから、今後の指宿地域の取組といたしましては、デジタル化への移行を視野に入れた整備を進める計画であります。その後、導入年度の古い山川庁舎、開聞庁舎の現行の設備をデジタルに変更をし、指宿消防署及び山川開聞分遣所に設置してある操作卓の統合、指宿庁舎への親局設備の設置と、両庁舎の現親局を廃止する方向で計画してまいりたいと考えているところでございます。

- 14番議員(髙橋三樹) 旧指宿市の整備費用は全体でいくらかかって、戸別受信機の個人負担割合はどれくらいなのか、伺います。
- 総務部長(秋元剛) 指宿地域に計画をしておりますデジタル防災行政無線の整備費用といたしましては、スピーカー音量調整型屋外拡声子局を含め、約3億5,100万円が見込まれます。このほかデジタル戸別受信機を設置をいたしますと、1台当たり約6万5千円が必要となります。戸別受信機の設置につきましては、山川地域及び開聞地域において購入希望者を募り、斡旋整備した経緯があることから、指宿地域においても同様の措置を行なうのか、検討していく必要があると思っております。
- 14番議員(髙橋三樹) 今度は地区におけるいろいろ話聞きますと、有線放送だけでなくて無線もあるということですので、地区における広報用放送施設の整備状況はどうなっているか、伺います。
- 市民生活部長(新村光司) 地域における有線放送設備を含む広報用の放送施設の整備状況等についてのお尋ねでございますが、指宿地域におきましては、全87地区中、広報用放送施設整備済みの地区が73地区ございます。残りについての14地区は放送設備が未整備の状況でございます。
- 14番議員 (髙橋三樹) 話聞きますと、整備済みの地域情報伝達無線システムの整備状況はどうなってますが、伺います。
- 市民生活部長(新村光司) 無線放送設備の整備状況についてのお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたが、73地区中16地区につきましては、無線による放送設備となっておりまして、その他につきましては、屋外の拡声器による有線放送設備を用いているところでございます。これらの放送設備につきましては、自治公民館の連絡事項や、市からの広報伝達の用に供されているところでございます。

- 14番議員 (髙橋三樹) ただいまの地域情報伝達無線システムの特徴として、どういうものがあるか、伺います。
- 市民生活部長(新村光司) 広報用無線放送設備についてのご質問でありますが、この設備は公民館、又は公民館長宅に設置された親機から、無線を通して各家庭に設置された子機に音声を届ける仕組みとなっていることから、大雨や台風時においても安全に、かつ確実に放送ができ、停電時におきましても予備電源を備えておりますので、連絡網が途絶えないという特徴を有しております。また、最近の機器では、子機に留守録機能を搭載しておりまして、放送時に家人が不在であったとしても、帰宅後に再生できるよう利便性を高めた仕様になっているようであります。しかしながら、親機が約50万円、子機が約2万円と高価であることから、事業総額が高額になってしまいまして、市の補助を利用しても住民の負担が大きくなってしまうことが障害となっております。そのため、なかなか普及が進まないのが現状であります。
- 14番議員(髙橋三樹) 地区における広報用放送施設,ただ今の地域情報伝達無線システムの補助制度はどうなっているか、伺います。
- 市民生活部長(新村光司) 補助制度についてのお尋ねでございますが、地区の有する広報用放送施設に対しまして、市では補助を行なっており、整備に要した費用に対して3割、50世帯未満の地区につきましては、5割の補助率で、上限額を新設の場合45万円、補修の場合37万5千円としております。ただし、他の補助がある場合は、その補助額を控除し、また、子機を有する設備の場合は、子機1機につき5千円を総事業額から控除しているところでございます。
- 14番議員(髙橋三樹) 地区における広報用放送施設の整備及び防災無線との関係は、旧指宿市は地区における広報用放送施設があるから、防災無線をしなかったのか、この点はどうでしょうか。
- 総務部長(秋元剛) 指宿地域においては、有線放送があるから防災無線の整備をしなかったのではないかというお尋ねでございますが、指宿地域では、各公民館に有線放送施設がこれまで設置され、また、尾掛地区、上吹越地区、垂門地区、小牧地区の4地区、池田地区の8地区は、いずれも「農業農村活性化推進施設等整備事業」を活用して、また、五郎ケ岡地区は「県教育安全振興会」の補助事業を活用して「地域情報伝達無線システム」に切り替えてきております。これらの有用施設を防災行政無線の代替施設として利用させていただいているところであります。
- 14番議員(髙橋三樹) 最後になりましたけれども、ここで岩本の状況を話させてもらいますと、指宿漁協岩本支所にあるのは使えない状態であるとか、あるいは、JA岩本支所、新西方に統合されてなくなったということで、浜西、浜東、岩本中、岩本東地区、地区における広報用放送施設もない、また、防災無線もないというところは、今後どのように推し進め

ていけばいいのか、伺います。

- 市民生活部長 (新村光司) 今後, 広報用放送施設をどのようにして整備を進めていけばいいかといったお尋ねでございますが, 地区が広報用放送施設を設置, 又は補修する場合における市の補助制度につきましては, 先ほど申し上げたとおりでありますが, この他にも県の農業農村活性化推進施設等整備事業や, 教育安全振興会の地域における子供の会子供の安全ネットシステム事業, 赤い羽根共同募金の安心・安全福祉のまちづくり支援事業など様々な補助制度があるようでございます。これらの補助制度は, それぞれ対象となる地域や施設の内容,金額などの要件がありますので,事前に相談いただければ,情報提供を行い,より有利な補助制度を活用して,整備が促進されるよう支援してまいりたいと思っているところでございます。
- 1 4 番議員 (髙橋三樹) 今後,何らかの申請があった場合には,前向きに対処してほしいと 存じます。今年,災害のない年になってほしいと願いながら,質問を終わります。ありがと うございました。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

 休憩
 午後
 2時45分

 再開
 午後
 2時54分

議長 (新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開き,一般質問を続行いたします。 次は前田猛議員。

7番議員 (前田猛) こんにちは。先に通告いたしましたとおり、1、長崎鼻海岸線について、 2、字長崎一帯の整備についての2点を質問します。

まず、長崎鼻海岸線についてであります。総合振興計画では、本市は開聞岳、知林ケ島、唐船峡、鰻池、池田湖、長崎鼻など美しい自然環境や天然砂むし温泉など豊富な温泉資源、日本最南端のJR駅である西大山駅、フラワーパークかごしまなど魅力ある観光資源に恵まれています。それぞれの観光資源を持つ魅力を高めながら、自然環境に配慮した観光ゾーンとしての一帯的な整備を進めるとともに、市民や団体などが一体となって地域資源を活用した観光地づくりを進めていく必要があります。ということで、観光地の整備を進めることを強調しており、観光拠点の整備充実で池田湖、唐船峡、長崎鼻等の整備充実を図るということも明記されておりますし、その他宣伝誘客活動の推進の中では、観光PRの推進、受け入れ体制の充実、国際化への対応や広域観光の推進を行なうことが示されております。観光PRの推進は、地域資源ガイドマップ等の作成や、ホームページ、道の駅、山川港常設市場活お海道などを活用した観光情報の提供を推進するとともに、観光キャンペーンの実施により、国内外からの誘客を図ります、とこのような内容で、観光指宿を国内外にPRするための積極的な施策が打ち出されております。本市においては、年間300万人を超える観光客が訪れており、今後一層の飛躍が期待されるものであります。また、今年の所管事務調査では、高

岡市、敦賀市、長岡京市を訪問し研修を受けました。その中の挨拶では、農業と観光を中心 に話をしますが、特に砂むし温泉については、どこの市でも周知されております。指宿には 旅行で行ったことがあるとか,また,砂むし温泉にまた行ってみたいというような言葉が返っ てまいります。そして、最近の新聞には、泊まりたい九州、山口観光地の記事では、黒川温 泉、由布院温泉に次いで指宿温泉は3位に入り、前年では由布院に229票差付けられていたの が、今年は43票に詰めたという記事で掲載されておりました。このように、観光指宿は全国 各地に大きく広がりを見せており,九州新幹線が全線開業となると,ますます多くの観光客 が訪れることが予想され、観光指宿における観光地の整備保全は、今、最優先に早急に取り 組む必要があると考えます。このような中、長崎鼻海岸につきましては、海岸浸食防止策と して、人工リーフの設置や、護岸等の整備がされておりますが、近年、台風や高潮等の越波 により、護岸背後地の岡児ケ水区所有の土地、そこにある景勝松や民間公園である長崎鼻パー キングガーデン所有の土地,樹木などが浸食被害を受けており,その被害はますます増大の 一途をたどっております。また,海岸整備については,蛇籠で施工されているため,海水に よる腐食が進み,海岸線に赤錆びた鉄線が露出し,砂浜の美観が損なわれています。このま まの状態であるとすれば公園内の景観に支障を来すことになるし、海岸を散策する観光客の 怪我も心配されるようです。景観と安全面に配慮した長崎鼻海岸線整備に是非取り組むべき であります。そこで質問の一番目として、長崎鼻はここは薩摩半島最南端の地長崎鼻、風光 明媚で霧島屋久島国立公園に指定されているこの地は、まさに自然の宝庫ですと紹介されて おります。その長崎鼻の海岸線は今まさに崩壊寸前であります。自然の宝庫どころではない ように思われます。市長としてこの長崎鼻海岸線の現状を把握されているのか,実際に現場 に行って確認されているのか、また、現状を見てどのように認識判断をされているのかとい うことで質問します。

2番目としまして、海岸線のほとんどが岡児ケ水区、長崎鼻パーキングガーデンの所有地となっております。その区有地、観光地を守るということ、そして、国土保全という観点から、抜本的整備はできないのかということで質問いたします。

2項目としましては、字長崎一帯の整備についてであります。これから本格的な梅雨期や台風シーズンを迎えることになります。風水害や土砂災害はいつどのような形で起こるか分かりません。近年、突然の大雨で予想もしない大被害が発生しております。排水路など整備されているものの、集中豪雨となると処理しきれず、土砂流出となって農作物や農業施設等に大きな被害をもたらしているようです。本市は県内有数の農業地帯であります。山川地区は年間を通じて実エンドウ、ソラマメ、ニンジン、カボチャ、スイカ、サツマイモ、オクラ、レタス、グリーンボール、タバコ、花き類などが栽培され、多種多様な営農を展開しています。このような農業形態を持続していくためには、農地の保全に向けて排水路等の整備に積極的に取り組む姿勢が必要ではなかろうかと考えます。そこで字長崎一帯は、土砂が流出し、

農家は損害を被っております。傾斜地で大量の水が流れ出て、排水路から溢れている状況で もあります。流末排水路の整備は予算化されていますが、市道の側溝とほ場内の排水路の整 備はできないか、質問します。

次に、フラワーパークかごしまを含めた長崎鼻一帯は、四季を通じて多彩な花などが楽しめるとともに、南国情緒が漂よう地です。また、21世紀に残したい新鹿児島百景コンテストに選ばれております。そこで10年前までは長崎一帯の畑に金魚草、グラジオラスなどが栽培され、3、4月頃の満開時には開聞岳を背に素晴らしい景観となっていました。このような観光資源を再生する考えはないかということで、第1回目の質問といたします。

市長(田原迫要) 答弁をさせていただきます。

まず最初に、長崎鼻海岸線について、私の当海岸に対する思いについて、あるいは抜本対 策について伺いたいということでありました。薩摩半島の最南端で、素晴らしい地形でもあ りますし,豊富な自然環境に恵まれた景勝地であります長崎鼻は,指宿観光圏の重要なポイ ントとなっているところであります。特に平成8年に鹿児島フラワーパークが完成してから は、フラワーパークから続く一帯として大きな観光的な魅力のある場所だと考えております。 当海岸は、昭和50年度から海岸保全区域の指定を受けまして、県において海岸浸食防止対策 として、人工リーフの設置や緩傾斜護岸、カゴマット護岸等を整備していただいております。 これらの事業によりまして、長崎鼻の方、つまり東側でありますが、そちらにおいては養浜 がなされてきておりますけれども、一方で議員からもありましたように、長崎鼻パーキング ガーデンからキャンプ場付近においては、海水によりましてカゴマット護岸の鉄線が腐食し たり、あるいは栗石の流出が見られ、海岸海浜地の美観が損なわれたり、崖が崩れて危険な 状態の箇所があることは認識をいたしております。これらのことを総合的に勘案し,管理者 である県に対しまして、海岸浸食防止の早期整備をお願いしているところであります。県に おきましても、平成19年度に当海岸の現況把握と、今後の対策の検討調査を実施しまして、 学識経験者の意見を聞きながら,今後の抜本対策も含めてその方針を検討しているところで ございます。

次に、字長崎一帯の排水路の整備についてのご質問をいただきました。当該地区の排水路は、中央の市道長崎線及び海岸側の市道駐車場線の側溝とほ場内の水路が2か所ありまして、海岸側の市道駐車場線から2か所の流末排水路によって海岸に排水されております。当該地区は異常気象等による大雨が発生したとき、ほ場の傾斜がきついために、ほ場内の土砂とともに雨水が一挙に市道内に流れ込み、市道の側溝で処理しきれず、ほ場内に流入したり、また、海岸側の市道の路肩からキャンプ場等の敷地に流入したりしている状況であります。市におきましても、側溝の土砂上げや側溝改修を行い、整備に努めておりますが、昨今の異常気象による大雨時には対応しきれない場合もあります。そういうわけで、今回、流末排水路の整備について総事業費2,441万5千円を3月補正でお認めいただきましたので、市道長崎線

の終点側から海岸への流末排水路を改修する予定としているところでございます。

次に、字長崎一帯の整備について、10年ぐらい前までは金魚草、グラジオラスなどで非常 に素晴らしい景観だったが、この観光資源を再生する考えはないかというご質問でありまし た。旧山川町では、観光農園を通じまして、町花でもあります金魚草の消費宣伝及び切り花 の販売を行い、組合員の所得向上を図るとともに、その波及効果として山川町の交流人口の 増加による観光浮揚に資することを目的として、昭和61年12月に農家7戸で観光農園組合を 発足しております。議員の言われましたとおり,約10年前の平成12年には,字長崎だけで約 2h a に金魚草が植えられ,グラジオラスやポピー畑もありましたので,12月から5月の花が 咲いている時期には、色とりどりの素晴らしい花が咲き、見事な景観でありました。その後、 花きの価格低迷と後継者不足により、字長崎一帯の花き農家も花きの生産から野菜栽培農家 へと転換をしていき、平成20年の秋冬作調査においては、金魚草は1.1h a . グラジオラス が0.3h a の栽培となっております。逆にカボチャやソラマメ, グリーンボール等の栽培面 積が増えているところでございます。議員ご指摘の観光農園等への補助でありますけれども、 長崎鼻の観光関係者や、字長崎で耕作する農家など地元の方々が自ら立ち上がって、また、 熱意を持って長崎鼻の景観形成のために努力をし,かつての賑わいを取り戻そうとするので あれば、そのような活動に適応するような補助事業はないか、あるいは、雇用再生事業等で 支援ができないかなどを総合的に検討をし、できる部分については支援をしていきたいと考 えているところでございます。

以上です。

7番議員 (前田猛) 長崎鼻海岸線について質問をしていきます。

まずですね、平成18年10月に長崎鼻海岸の護岸復旧の要望についてということで、岡児ケ 水区と長崎鼻パーキングガーデンの連名で県に対して要望書を提出したとのことで聞いてお るところでございますが、その対応はどのような状況であったのかということで説明をお願 いします。

建設部長(吉永哲郎) 平成18年10月の30日付で,指宿市市長宛てに岡児ケ水区長及び株式会社ヤマモトプレジャー代表取締役星隈弘一氏連名により,長崎鼻海岸の浸食対策に対する要望書が提出されてきました。市はその要望書を受け,現地調査や今後の対応策について協議を行ないまして,指宿市長と岡児ケ水区長の連名で鹿児島県知事宛てと指宿土木事務所長あてに要望書を直接持参し,浸食防止対策の早期整備をお願いをしているところであります。県においても,要望書を受け,岡児ケ水区長及び星隈弘一氏参加による検討会を開催していただき,地元の意見・要望を聞きながら,海岸浸食対策整備の対応を図っているところであります。

7番議員 (前田猛) 県の方に要望書も提出したということで対応策も検討されたということでございます。そういうことでですね、要望書が提出され、様々な見地から検討がされたと

いうことですが、県としてですね、具体的にはどのような方向性が出されたのか、また、今日まで市としてどのような折衝をされてきたのかということでございます。よろしくお願いします。

- 建設部長(吉永哲郎) 県といたしましては、要望書は提出され、様々な見地から検討が行なわれたことだと思っております。今日まで市の方がどのような折衝ということでございますが、まず県といたしましては、要望書を受けまして、今後の対策方針を検討しながら、平成18年度に特殊カゴマットによる法面保護工を行い、平成19年度に既設カゴマット護岸との空いている部分に特殊カゴマットを設置し、また、平成20年度にはイベントパーク海岸付近の被害箇所を特殊カゴマットを設置し、早期復旧を行なっているところであります。市といたしましては、地元調整を図りながら、4市市長出席の南薩地区行政懇話会や指宿地区土木行政連絡協議会等を通じ、市の重点要望として海岸浸食対策の早期実現を要望をしているところであります。
- 7番議員(前田猛) 護岸工事を行なってから10年ほど経過したと思われます。先ほど申し上げたとおり、金網、あるいは鉄線が破損したり、蛇籠と言いますかね、そういうものから石が露出し、度重なる浸食で海岸線は大きく崩落してます。ただ今マット工法ということで、そういう工法で整備をされたということですが、そのマット工法というのか、その効力はなくなっていると思われますが、その点はどのように考えておりますか。
- 建設部長(吉永哲郎) 現在の海岸の整備は、平成2年度から景観を考慮して海浜の安定化と海浜利用の向上、自然環境とその景観の維持を合わせ持った対策工法である人工リーフと海岸の浸食対策としてカゴマット護岸による整備したものであります。その効果について現在、調査、検討を行なっているところでございますが、現状ではカゴマットの護岸の金網が海水により腐食し、景観が損なわれ、背後地の浸食が起きていることもありまして、県といたしましても、現状把握した上で、今後、2万立米の砂を投入し、砂の動きを監視しながら、モニタリング調査等を行い、その結果を踏まえて養浜、護岸等の海岸保全施設整備を検討していくものと思われます。
- 7番議員 (前田猛) それではそのようなことでよろしく整備の方向で進めていただきたいと 思います。

続きまして、同じような質問になるかと思いますけれども、やはり今後観光客も増えてまいります。現在のところまでは、海岸線で怪我をしたとかというようなことは聞いておりませんけれども、観光客などが今後増えてまいりますれば、その危険度の密度は高くなってくると、このように思います。そういう観点から質問しますけれども、観光客が海岸に下りた場合において、金網や石が露出しています。砂浜を歩くのも困難であるようでございます。危険性もあるようです。このようなことを未然に防ぐ対策を講じる必要がありますが、砂浜の再生というものを、是非考えていただきたい、このように思います。よろしくお願いしま

す。

- 建設部長(吉永哲郎) 海岸浸食対策としての設置されたカゴマット護岸は、一部蛇籠で施工されております。現状は蛇籠の金網が海水により腐食を受け、鉄線や栗石が砂浜に流出している状態でございます。砂浜の再生につきましても、先ほど答弁したとおり、砂を投入し、砂の動きを監視しながらモニタリング調査等を行い、養浜を含めこの区域の根本的対策を図っていくものと考えております。
- 7番議員(前田猛) 長崎鼻には竜宮神社があるように、古くから浦島太郎伝説があります。 発祥の地とも言われています。海岸一帯の砂浜にはウミガメが産卵のために上陸しておりま した。ふ化した赤ちゃんガメが無事に海に戻れるような砂浜が広がっていることが上げられ るし、ウミガメが上陸する海岸は、海の幸を育む豊かな自然があるということになります。 そのウミガメも、今はそういう鉄線とか栗石等でですね、上陸もできずに産卵もできない状 況になっています。ウミガメが産卵する海岸、砂浜を早急に取り戻してほしいと思います。 その考え方はどうでしょうか、お願いします。
- 建設部長 (吉永哲郎) 長崎鼻海岸は、数年前から多数のウミガメが上陸し、産卵する県内でも有数の海岸でありました。台風及び高波等により海岸の浸食が見られたため、カゴマット等による護岸の整備か、自然保護かという中で検討され、それらを調整しながら、海岸の浸食被害の対策が図られてきたところであります。今後、自然保護と養浜等による海岸保全施設の両立が図られる整備に向けて、県と協議しながらまいりたいと思っております。
- 7番議員(前田猛) 先ほど来,今まで話してるように,度重なる浸食で海岸線は大きく崩壊し,松の木やヤシの木の根が露出しております。景観景勝松もまばらとなり,その価値さえなくなってきています。また,土地に至っては5メートル近い流出になっているのではないかと思われます。このような現況等を市長もじかに体験されたということで,さっき答弁をいただきました。これから台風シーズンに入りますが,度重なる浸食が懸念されます。早急な護岸整備の方向付けを行なうべきであると考えますが,市長の思い,見解というものはどのようなものか,答弁をお願いしたいと思います。
- 市長 (田原迫要) 長崎鼻の海岸線の背後地は、度重なる台風とか高潮によりまして越波等で 浸食をされ、海岸線の景観を保っていた松の木とかヤシが被害を受けてる現状は認識をいた しております。また、先ほども申し上げましたけれども、長崎鼻は指宿観光圏の重要なポイ ントだと考えておりますし、県としても鹿児島フラワーパークは近い将来、今でもそうであ りましょうけれども、花の楽園として大きな宝になるだろうという認識を持っておりますし、 平成23年には全国都市緑化フェアも鹿児島で開催されます。奇しくも平成23年春は新幹線全 線開業の年でもありますが、今後、長崎鼻については、この海岸線の整備も含めて検討して いかなければならないと考えているところであります。県としましては、今年度魅力ある観 光地づくり事業の中で認めていただいたわけですけれども、とりあえず長崎鼻の灯台から先

端に至る階段が急な階段でありますので、あの階段を改修すること、それから遊歩道の整備をとりあえず今年度実施する予定になっております。これまでも海岸線の整備については、 先ほど来申し上げておりますが、部分的な法面の復旧工事等行なってきたわけでありますけれども、抜本的な海岸保全施設の整備が必要であると考えてはおります。今後も県と協議を 重ねながら、養浜や護岸等の整備、さらには、長崎鼻周辺の整備について、できるところから整備していただくよう要望をしてまいりたいと考えております。

7番議員(前田猛) 県の方にそれぞれあったとおりですね、要望をしながら早期の整備をお願いします。そういうことで、ヤシの木、長崎鼻パーキングガーデンによりますと、ヤシの木は防潮効果があるというようなことで、ヤシの木の植え込みを計画してるようでございます。自己防衛策を行いながらの経営だということであります。観光施設の崩壊がないように十分な対策をとるべきであります。観光地長崎鼻の発展のため、そしてまた、土地の区有地の崩壊がこれ以上進まないように、早期の抜本的な整備の方向で協力な取組をお願いをしたいと思います。

これで長崎鼻海岸線についての質問を終わります。

次に、字長崎一帯の整備についてを行ないます。近年、異常気象の影響なのか、突然大雨となり、県道からの雨水が擁壁が何メートルあるか分かりませんが相当高いです。その擁壁に当たった雨水が県道からの雨水と合流し、大量の土砂となって畑を乗り越えて松林の中に流れ込んでいるようです。このことも、今質問しました海岸線の崩落につながっているようにも思われます。排水路は3、4か所設置されていますが、その排水路を拡張して容量を大きくしたら、土砂災害はいくらか防げるのではないかと思いますが、どのように考えておりますか。

建設部長(吉永哲郎) 当地区の側溝は、現在300型の側溝が設置をされておりますが、県道からの排水は側溝の勾配がありますので、現断面で流入は可能だと考えております。市道の側溝につきましては、今後、調査をしていく予定でありますが、畑の土砂が側溝に流れ込み、側溝を埋塞している状態も見受けられますので、この長崎一帯の排水処理については、今後排水断面の拡張を含め、検討をしてまいりたいと考えております。

7番議員(前田猛) よろしくお願いします。

そういうことで、不随しますけれども、排水路を新設することでオーバーフローを防げる のではないかと考えます。その点はどうでしょうか。

- 建設部長(吉永哲郎) 排水路につきましては、先ほど説明をしたとおりでございますが、現在、ほ場内に2か所の水路が設置され、海岸側に排水をされておりますが、この一帯の排水処理については、耕地課との協議も必要なことから、全体的な検討をしてまいりたいと考えております。
- 7番議員(前田猛) 海岸線より市道の排水路も改修する方向で取り組むべきと思いますが、

どのように考えていますか。これはですね、松林の中にキャンプ場があります。そのキャンプ場に土砂が流れ込むので、開設できないと聞いてるところでございます。できることならキャンプができるように整備すべきだと、このように考えておりますが、その点をお願いしたいと思います。

- 建設部長(吉永哲郎) 海岸側の市道駐車場線は、一部、側溝が布設されてない箇所があります。畑からの雨水、土砂の流入により、市道の路肩からキャンプ場へ流れ込んでいる現状は 把握しておるところでございます。いずれにいたしましても、この市道駐車場線は、当長崎一帯の雨水が集中する箇所でもありますので、ほ場内の排水処理対策を含め、側溝の断面を 大きくするか、市道から海岸への流末排水路を新設するかなど、今後、総合的に検討してまいりたいと考えております。ただ、これらの整備につきましては、地権者の協力、同意が必要となりますので、是非、地権者のご理解をお願いしたいと思っております。
- 7番議員(前田猛) 長崎一帯の作付け状況は春のカボチャだけがあるだけでございます。その他いくらかはありますけれども、春カボチャが主な栽培状況になっています。そういうようなことで、秋冬期はほとんどのものが作付けされてないという状況でございます。ただいまも答弁がありましたとおり、排水路の整備が検討なり整備が進められるということによって秋冬期の野菜類も増えてくる、また、先ほど述べたとおり、花づくり、花畑等も増えるのではないかと思いますので、是非、整備に向けての取組をお願いしたいものでございます。

これで長崎一帯については終わりたいと思いますが、もう答弁の中で主張を全部出し尽たような気がしますけれども、花狩りを民間で今やってるようです。ですから、市が主体的になって、先ほど助成措置の関係ももう答弁をされましたけれども、そういうことで、金魚草の助成措置を講じながら、やはり金魚草畑を再生するということでお願いできないものかということです。長崎鼻もですね、非常に観光客も減少傾向ということで、増加の方向にはなっていかないのではないかと、このように思います。何らかの施策が必要であると私は考えておりますが、そういうことで少しでも観光地長崎鼻の発展と言うか、観光客の増加につながるようなことをやってもらいたい、そういう気持ちでございます。そういうことで、今のこの金魚草畑についての助成措置、先ほどそういうボランティア活動と言いますか、そういう対応でという答弁でありましたけれども、何らかの助成措置を講じる考えはないのか、お願いしたいと思います。

産業振興部長(井元清八郎) 長崎鼻パーキングガーデンや長崎鼻の土産品店組合,さらには、字長崎での花きを栽培する農家など地元の方々が連携して、自ら長崎鼻の景観形成に努力をし、かつての賑わいを取り戻すため新たな事業を展開しようと取り組むのでありますならば、そのような活動に適用するような補助事業はないのか、あるいは雇用対策事業等を含めまして検討することも必要ではないかと思いますけれども、基本的には、やはり自らのことについて自ら立ち上がる気概があってほしいと願ってるところでございます。

- 7番議員(前田猛) 私は、平成18年6月第2回の定例会で長崎鼻の再整備についてということでの一般質問をしたことがありますが、長崎鼻公園をはじめとする周辺一帯は、整備しなければならない箇所が数多くあるんじゃなかろうかと思います。観光PRも大事なことですけれども、それに対応すべきやはり観光地の整備を行なう必要があると考えます。先ほど市長が答弁された内容を承知はしておりますけれども、もう1点ですね、この長崎鼻をどういうふうに盛り上げていくのかということで、もう1回その辺のところを答弁をしていただきたいと、このように思います。よろしくお願いします。
- 市長 (田原迫要) 私自身が子供の頃は、長崎鼻に初日の出を拝みに行くものでありました。 本当に素晴らしい眺めでしたし、子供心に感動したのを覚えております。また、高度成長期 は新婚旅行のメッカとして、長崎鼻に多くのお客様が訪れ、そして、あの周辺のお土産品店 は本当に大きな賑わいを見せていた思い出があります。また、長崎鼻パーキングガーデンも 非常にたくさんのお客様がおいでいただき、日本でもテーマパークの発祥ぐらいだろうと思 いますが,本当に大きな賑わいをあの一帯が見せておりました。残念ながら,それから40年 ほどが経過して、現在は若干淋しい感じが否めないところであります。是非、地域の人皆で 力を合わせて、もう一度長崎鼻の賑わいを取り戻すために力を尽くしてもらいたいと思いま す。行政としてもできる限りの支援はしていきたいと思いますので、是非、よろしくお願い をしたいと思います。私自身の意見はということですが、私は直接こうできればいいですが、 基本的には、先ほど産業振興部長が答弁いたしましたように、地域の人が立ち上がってほし いという強い思いがあります。私,最近活お海道に行くときに,旧山川の道路ですが,いわ ゆる国道ですね、あそこを走りますけれども、今走りますと本当にブーゲンビリアが紫の帯 でとってもきれいです。非常にあの活お海道に行くとき,美しいと感動しながらあそこを走っ ておるんでありますけれども、フラワーパークには世界でも珍しいブーゲンビリアをはじめ、 たぶん数十種類のブーゲンビリアがあると思いますが、例えば、ああいうものを地域の人が 一緒になってフラワーパークから苗木をもらって植栽をしていただくとか,あるいは竜宮伝 説は全国各地にありますけれども、長崎鼻ほど竜宮伝説が似合う場所はないと思いますし、 あの竜宮伝説に出てくる海幸彦,山幸彦の神話は牧聞神社に残っておりますし,唐船峡のい わゆる京田湧水はそのゆかりの地でもありますし、これらとも連携をして竜宮伝説を新たな 形でどう演出できるのかというようなことも一つのポイントかと思います。また、県の方も 鹿児島フラワーパークについては、たぶん東南アジアー帯では1級の施設だと思いますし、 またそれだけの植物も集めておられます。そういうことで、フラワーパークの皆さん、それ からお土産品店街の皆さん,そして星隈さんのパーキングーガーデンのところ,そしてこの 地域の浜児ケ水一帯の地域の皆さん、こういう人たちがやはり皆で知恵を絞って、長崎鼻の 再生に力を尽くしてほしいと思います。個人的にはそういうふうに思ってます。是非よろし くお願いをしたいと思います。実施していく上ではいろいろ課題もあろうと思いますが、市

の方としても、とりあえずあそこの長崎一帯の排水に今年度2,400万投じて排水の対応をしますし、また、県も魅力ある観光地づくり事業の中で、先ほど申し上げましたように、とりあえず長崎鼻灯台のあの階段の整備、それから遊歩道の整備等実施をいたしますので、それらと併せて地域の皆さんが是非立ち上がって長崎鼻再生に向けてのご提案をしていただき、それに取り組んでいただければ有り難いと思っております。

(「終わります。」と呼ぶ者あり)

延 会

議長 (新宮領進) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定をいたしました。 なお、残余の質問は明日に行ないたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議員 下柳田 賢 次

議員中村洋幸

第2回指宿市議会定例会会議録

平成21年6月17日午前10時 開議

1.議事日程				
日程第1	会議録署名議員の指名			
日程第 2	一般質問			
				
1. 本日の会議に付	した事件			
議事日程のとおり				
1. 出席議員				
1番議員	下柳田 賢	次	2番議員	中 村 洋 幸
3番議員 9	東伸	行	5番議員	松 下 喜久雄
6番議員	演 﨑 里	志	7番議員	前 田 猛
8番議員 #	横 山	豊	9番議員	下川床 泉
10番議員 育	前原六	則	11番議員	岩崎、玄三郎
12番議員	福永德	郎	13番議員	吉村重則
14番議員	髙 橋三	樹	15番議員	前之園 正 和
16番議員	大 保 三	郎	17番議員	新川床 金春
18番議員	高 田 チョ	子	19番議員	物袋昭弘
20番議員 [田中健	_	21番議員	木 原 繁 昭
22番議員	新宮領	進	23番議員	小田口 郁 雄
24番議員	六反園	34	25番議員	森 時徳
26番議員	新村隆	男		
			•	
1. 欠席議員				
4番議員 /	竹 山 隆	志		
			• • • • • • • •	
1. 地方自治法第121条の規定による出席者				
市長	田原迫		副市長	鶴窪吉英

総務部長秋元剛

健康福祉部長 田代秀敏

教育長田中民也

市民生活部長 新村光司

産業振興部長 井 元 清八郎 教育 部長 屋代和雄 開聞支所長 吉 井 敏 和 企 画 課 長 髙野 重夫 財 政 課 長 富 永 信 一 税 務 課 長 濵 田 悟 長寿介護課長 迫 田 福 幸 商工水産課長 野口義幸 土木課長内薗正英

1. 職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長 増 元 順 一

 主幹兼調査管理係長 上 田 薫

 議 事 係 主 査 濵 上 和 也

次長兼議事係長 福山 一幸 議事係主査 宮崎勝広

開 議

議長 (新宮領進) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長 (新宮領進) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において東伸行議員及び松下喜久雄議員を指名いたします。

一般質問

議長 (新宮領進) 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、木原繁昭議員。

2 1 番議員 (木原繁昭) 皆さん,おはようございます。21番議員,木原繁昭です。梅雨の時期ですが,ただいまのところ雨が少ないようです。天気が良いと良い面もたくさんありましょうが,このままいくと渇水期の水不足が気になるところでもあります。空梅雨にならぬよう,適量の雨量、被害のない形での雨を期待したいものです。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、知林ケ島についてですが、条件が良いと干潮時に砂州が出現して、陸とつながる島として珍しく、2001年環境省の香り風景百選に認定され、この度、その環境省の事業として、展望台や遊歩道等が整備されつつありますが、今後、どのような計画があるか伺います。

次に、宮ケ浜海岸についてですが、昨年度の篤姫等の関係予算で宮ケ浜・吹越間の道路が 立派になりました。捍海隄一帯の公園等もなお一層されいになりましたが、管理方法、予算、 財源等はどのようになっているのかお伺いします。

3番目、句碑の森についてですが、十二町大渡りに川柳句碑の森というのがあり、その森の中に川柳や作者名等が刻まれた石碑がありますが、市民にはあまり認知されていないと思いますが、どのような趣旨、経緯で、いつできて、またどのようなものなのか伺います。

4番目の、山川の特産市活お海道については、通告しておりましたが、先に質問された同僚議員の内容と、私の質問したいと思っていた内容が重複しますので割愛させていただきます。

5番目に、市長のマニフェストの1項目についてご質問させていただきます。平成の大合併によって、平成18年1月1日、新指宿市が誕生したわけですが、その背景には国も地方も非常に厳しい行財政事情の中、このままの状況では責任ある行政運営ができないという国の判断、

そして、市町村としても国からの地方交付税の削減などを考慮して、全国的な市町村合併が進んできたものと理解しています。そのような状況の中、市長はマニフェストの中で、大胆な財政改革に取組み、自立できる地域づくりを掲げておりました。新市になって既に3年半ほどが経過していますが、市長の唱えたこの自立できる地域づくりの取組状況を、基本的な理念も含めてお答えいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

市長 (田原迫要) おはようございます。答弁させていただきます。

知林ケ島の今後について、どのように整備の計画があるのかというようなことでありました。平成20年度、環境省により、遊歩道をはじめ2か所の展望台、休憩所等を整備していただきました。議員の皆様をはじめ、多くの関係者にご列席をいただき、4月11日にオープニングセレモニーを開催したところであります。その後、マスコミ等で取り上げられたことなどから、多くの市民や観光客等においでいただいております。4月には4,691人、5月には6,359人の渡島者があり、昨年の同時期の2か月と比較しますと、約2倍に増加している状況であります。今後の計画についてでありますが、知林ケ島管理運営協議会の中でも協議を行い、トイレや、いつでも安全に渡島できる桟橋の整備、そして緊急時に避難できる小規模なビジターセンター等が必要であるとの意見が出されております。それらの整備につきまして、引き続き環境省、県と協議しながら、検討してまいりたいと思います。

宮ケ浜海岸につきましては、建設部長から、川柳の句碑につきまして産業振興部長から答 弁をいたさせます。

最後に、マニフェストについて質問をいただきました。ローカルマニフェストに掲げた、大胆な行財政改革と自立できる地域づくりについてのご質問でありますが、私は、合併後の指宿市を世界に誇れる偉大な故郷へと導くために、議員ご質問のようにマニフェストを掲げました。申し上げるまでもなく、指宿市は池田湖や開聞岳をはじめ、砂むし温泉など美しい自然と豊かな資源に恵まれております。私は、この指宿が真に自立できる故郷となるには、大きく三つの基盤整備が必要であると考えております。まず一つ目でありますが、集中改革プランに基づく市民参画の中での大胆な行財政改革による健全な財政基盤の整備であります。最少の経費で最大の効果をという地方自治法の規定に則り、歳出の徹底した見直しと適正な歳入の確保により、財政の基盤の健全化を図らなければなりません。二つ目は、農業・漁業・観光など、産業基盤の整備であります。地域の各産業が元気でなければ、市民生活も福祉も向上をいたしません。そのためには、補助金に頼るのではなく、それを活用してそれぞれの産業分野が努力してもらわなければなりません。地方交付税などが減少し、高齢化に伴う費用が上昇するばかりでは、地方の財政状況はますます疲弊してしまいます。農業基盤の整備及び農業政策の充実、観光対策・観光基盤整備、漁業や鰹節などの水産加工品の基盤整備など、産業基盤をどう自立できるように整備していくかということが大事であると考えており

ます。道の駅いぶすきや活お海道,メディポリス指宿,知林ケ島などもその一環として整備 を進めてきたものであります。そして、三つ目でありますが、これが一番重要だと思うんで ありますが、人材基盤の整備であります。本市の将来を担う子供たちを、どう育成するか、 あるいは今住んでいる人たちの市民力をどう高め、活用し、それと協働していくかでありま す。このような激動と変革の時代だからこそ、地方自治体の力量が問われ、そこに住む人々 の市民力の活用が重要であると思います。みんなで力を合わせて、地域活性化を図らなけれ ばなりません。子供たちの育成については,新郷中教育やふるさとわくわく体験塾など,充 実していかなければならないと思います。幸いにも本市は学力でも県下のトップレベルにま でなりました。読書量もおそらくそうであろうと思っております。一方で、市民力の面でも、 数多くのボランティアガイドの活躍がありますし、各種のNPO法人も充実してまいりまし た。また、シルバー人材センターでは、高齢者が大活躍してくれております。これら財政・ 産業・人材の三つの基盤整備がなされれば、潜在力豊かな指宿市でありますので、真に自立 できる地域になれるのではないかと考えております。21世紀は、食料や水資源が危機を迎え る時代と言われています。一方で、世界の人々が交流する大航海時代、あるいは大観光の世 紀とも言われております。幸いにも本市においては、潤沢な水がありますし、食料自給率は 恐らく100%を超えているだろうと思っております。世界に誇れる観光資源もあります。常 日頃から自分たちのまちは自分たちでつくろうと言い続けておりますけれども、みんなで力 を合わせて、工夫を凝らしていけば、指宿は必ず自立できる地域になれると確信しておりま す。これからのまちづくりは,市民と行政の協働で進めていかなければなりません。そのた めにも、より開かれた市政の運営に意を注ぐとともに、事務事業の見直し等を行いながら、 重点的かつ効率的な行財政の運営に努め,市政の着実な推進に向けて全力を傾注してまいり たいと考えております。以上です。

建設部長(吉永哲郎) 宮ケ浜港の海岸施設の管理についてのご質問でございますが、この海岸は、宮ケ浜港海岸環境整備により、緑地、園路、駐車場、トイレ等の施設の整備を県事業でして、平成19年度で完了しているところでございます。宮ケ浜港の管理は鹿児島県でありますが、施設の快適な利用と的確な維持管理を図るため、県と宮ケ浜港海岸環境施設管理委託協定書を締結しているところでございます。業務委託の内容といたしましては、電気料、水道料及びトイレの清掃作業の業務委託料として年間74万円となっているところでございます。

産業振興部長(井元清八郎) 川柳句碑の森についてお尋ねをいただきました。指宿川柳句碑が設置されている土地は、指宿市十二町中並の市有地の保安林内であります。句碑の設置につきましては、平成15年6月1日付けで番傘川柳指宿句会長から土地の所有者である市に、会員一同で山林の除草や松などの植栽を行いながら、市内の川柳愛好家が自分たちの句碑を設置し、市の文化的な名所にしたいということで申請がなされ、許可を得た後、設置されたも

- のでございます。なお、保安林内のため、句碑の設置につきましては、県の許可が必要であり、その許可も得ているところでございます。
- 2 1番議員 (木原繁昭) それでは2回目の質問をさせていただきます。まず、1番目の知林ケ島についてですが、管理運営については関係する団体や行政機関が集まって組織する、先ほど、市長も言われました知林ケ島管理運営協議会で、いろいろと協議され、対策を話し合ってきたと聞いていますが、委員の構成やこれまでどのようなことが協議されてきたのかお伺いいたします。
- 総務部長(秋元剛) 霧島屋久国立公園に位置する知林ケ島の管理運営について、必要な事項を協議するため、工事の始まった平成20年10月の21日に知林ケ島管理運営協議会を発足させております。この管理運営協議会は、商工団体、観光団体、漁業団体、NPO等の関係団体の代表者、並びに学識経験者及び関係する行政機関、環境省、鹿児島県、海上保安署、指宿市などでございますが、17名の委員によって構成をされております。平成20年度は、3回開催をされ、歩道等の維持管理や渡島に係る安全対策等について協議をしていただきました。また、知林ケ島をかけがえのない宝の島として保護していくために、知林ケ島憲章を制定していただいております。今後、必要に応じて随時開催し、知林ケ島の管理運営について協議していただくことにしております。
- 2 1 番議員 (木原繁昭) 現在の灯台は、竹やぶの中の灯台といった感じですが、灯台と島、あるいは灯台と海と言いましょうか、海が見え、対岸の大隅半島の見える整備は考えていないんでしょうか。
- 総務部長(秋元剛) 竹やぶの整備ということでございますが、灯台周辺に竹やぶが多く、眺望が悪いのは事実であります。灯台の北東側は急峻な崖地であり、竹やぶが転落防止のための一応の安全対策になっております。そのようなことから、安全面に配慮して伐採を見送っているところであります。竹やぶを伐採しますと、眺望が良くなる反面、転落などの事故も予想されるなど、安全面に問題が生じてまいります。今後、環境省や第10管区海上保安本部と相談しながら、安全面にも配慮した景観対策はできないか、検討してまいりたいと思っております。
- 2 1 番議員 (木原繁昭) 柵をすればそれなりに安全は保たれると思いますので,是非前向きに検討していただきたいと思います。
 - それでは次、シルバー人材センターに委託して、知林ケ島ガイドを配置していますが、それでも潮が満ちて取り残されたりする可能性はあるかと思います。その前の対策はどうなっていますでしょうか。
- 総務部長 (秋元剛) 知林ケ島に取り残された方の対策ということでございますが、砂州における事故を未然に防ぐなど、安全対策を推進するために、平成18年度より砂州の渡り口である田良岬にシルバー人材センターに委託をし、知林ケ島ガイドを配置しております。それ以

- 降,事故は発生してない状況でありますが、4月11日に開催をいたしましたオープニングセレモニー以降は、島内に入る人が多くなることから、渡島者の更なる安全確保を図るため、ガイドを田良岬から知林ケ島に移し、注意を促しているところであります。また、ゴールデンウィークなど、来訪者が多い時期には、ガイドを増員して対応をしております。更にその日の砂州情報を掲載した看板を田良岬に1基、知林ケ島に2基設置し、安全な渡島をお願いをしております。なお、万一、島に取り残されるような事態が生じた時のために、指宿漁協及び海上タクシー事業者の連絡先を掲示し、有償での対応をお願いしております。また、海難事故等、緊急事態が発生した際の連絡先として、災害救急情報センター、海上保安庁、警察の通信指令センター、指宿市消防本部を、掲示看板やガイドが配布するチラシ等で周知を図っているところであります。また、海上タクシーにつきましては、知林ケ島のオープニングに合わせ、知林ケ島を最もよく知っている漁業者の方が、海上タクシーの免許を取得され、知林ケ島の安全渡島にご尽力をいただいております。今後、海上タクシーとして通常の利用者が増え、事業として軌道に乗っていただければと思っているところでございます。
- 2 1 番議員 (木原繁昭) 先ほど、今、海上タクシーについて答弁がございましたが、風向きにより2か所ぐらいの船着場があった方が良いと聞きましたが、砂州への影響を考えると、 浮き桟橋等も考えられると思いますが、船着場の整備計画はどのようになっているかお伺い いたします。
- 総務部長(秋元剛) 知林ケ島への恒常的な渡島手段として、安全に渡るための桟橋の整備は必要なことであると思っております。砂州を渡って島へ行き、船で帰る。あるいは船で渡り、砂州を渡って帰るなど、島を利用するバリエーションが広がるのではないかと思います。また、知林ケ島管理運営協議会の中でも整備の意見が出されております。そのようなことから、安全に渡れる桟橋の整備について、知林ケ島については環境省へ、魚見港については港湾の管理者である鹿児島県へそれぞれ要望しているところでございます。
- 2 1 番議員 (木原繁昭) 是非,早めに前向きに検討いただきたいと思います。 それから,遊歩道等が出来たわけですが,これからどのくらいの維持管理費が掛かり,そ の財源はどのようにして工面することになるのでしょうか,お伺いします。
- 総務部長(秋元剛) 知林ケ島の維持管理費についてのご質問でございますが、維持管理につきましては、遊歩道の草刈りやごみ等の清掃活動、展望台、東屋、標識等の安全点検などが考えられます。遊歩道等の草刈りにつきましては、作業効率を上げるため、乗用型の草刈り機を環境省に購入していただき、南側展望台下の倉庫に保管をしております。また、維持管理の財源についてでありますが、一般的に公園や公共施設の維持管理につきましては、基本的には補助事業はなく、一般財源で対応することになります。そのために、いかに少ない経費で効率的な維持管理を行っていくか、常に検討することが必要であろうと考えております。知林ケ島につきましては、当初予算におきまして、草刈り等の委託料として予算措置をさせ

ていただいておりますが、この財源が一般財源であることから、現在、知林ケ島の良好な景観を保全するため、島内施設等の点検や美化清掃、また、花木等の植栽を行うことを目的として、県事業の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用することとし、今議会に補正予算として上程しているところであります。なお、本事業につきましては、100%県の補助事業を活用しようとしているところでございます。

次に、知林ケ島の環境を守り、美しい景観を後世へ引き継いでいくため、その経費の一部として、渡島料や環境税を導入することも一つの考え方であろうというふうに思っております。知林ケ島の維持管理経費につきましては、収入対策の一環として、現在、絵葉書サイズの渡島証明書を1枚100円で販売をしております。オープニングセレモニー以降、2か月間の販売実績は1,250枚となっています。昨年度1年間の販売実績1,450枚と比較いたしますと、順調な売れ行きであります。これらの活用を図ることなど、知林ケ島の環境を守っていくために必要な費用の捻出について、先進事例等を参考にしながら、更に検討をしてまいりたいと思っております。

- 2 1 番議員 (木原繁昭) 観光客が指宿駅に降りたときに、知林ケ島がどこにあるか分かるようにしてほしいが、案内看板、標識などは設置してあるのでしょうか。先日、指宿駅に行ったときにも見当たりませんでしたし、また、駅の方の観光案内所でもパンフレット等もなかったようでした。また、車等で来た場合の案内標識の設置はどうなっていますか、お伺いします。
- 総務部長(秋元剛) 知林ケ島への案内標識につきましては、現在、大園原交差点及び市民会館前道路等に、看板や標識を設置しております。また、指宿駅前につきましては、駅に降りて左側になりますが、平成18年3月に県観光課により、鹿児島県観光案内図と題した観光案内看板を設置していただいております。薩摩半島の地図と指宿市をクローズアップした地図の2枚が掲載をされており、知林ケ島はもちろんのこと、時遊館COCCOはしむれや砂むし温泉砂楽、ふれあいプラザなのはな館、開聞岳、唐船峡、池田湖などの位置が分かるようになっております。更に写真入りでそれぞれの観光名所が紹介をされております。知林ケ島については、砂州がつながった状態の写真が掲載をされております。また、観光客より知林ケ島の砂州の入口が分かりにくいとのご意見がありますので、現在、休暇村の芝生広場駐車場入口等への案内看板設置の準備を進めているところであります。連日、電話やインターネット等で、知林ケ島に関する問い合わせやご意見が、市役所へも殺到しております。その中で出されたご意見等も参考にしながら、今後も必要な看板設置につきましては、随時検討してまいりたいと思っているところでございます。
- 21番議員 (木原繁昭) 是非、良い方に検討していただきたいと思います。

次に、2番目の宮ケ浜海岸についてですが、駐車場、トイレ等もあり、海水浴場はできないものかという声を聞きましたが、条件など、その可能性はいかがなものでしょうか、お伺

いいたします。

- 建設部長(吉永哲郎) この海岸は、環境整備も完了し、宮ケ浜地区民をはじめ、多くの方に利用されている公園となっております。また、前面道路の市道宮ケ浜吹越線の道路改良工事も最終段階に入っております。完成の暁には、国道のバイパスとして、また、一般に篤姫ロードと呼ばれておりますが、多くの方に活用される道路となり、公園の利用もなお一層多くなると予想されるところでございます。この海岸は、親水性の護岸も整備されていることから、夏場には海水浴場としての利用はできないか考えるところでございますが、現在のところ、海岸の海浜の状態を含めた海岸環境及び水質基準を総合的に判断し、その可能性を見極める必要があるのではないかと考えているところでございます。
- 2 1 番議員 (木原繁昭) 続きまして、句碑の森についてですが、私の聞いたところによりますと、管理している指宿川柳会も会員の増加や会員以外の一般市民の参加も望んでいるようです。広報誌などでの市民への紹介等は考えられないか。また、現在の管理者は川柳に特定した句碑の森ということを望んでいるようですが、俳句、短歌等にも自由に使える場にという市民の声もありました。市当局としてどのように考えるか。そして、そのような方向で働きかけることは可能なのか、お伺いいたします。
- 教育部長(屋代和雄) 市の現状を申し上げますと、議員言われるように、市民は、川柳句碑の森についても、その他歌碑等の存在についても、あまり知ってはいないものというふうに考えております。例えば、指宿庁舎の正面の横の方に歌碑がございますが、これは明治から昭和期を代表する歌人与謝野ひろし、与謝野晶子ご夫妻が昭和4年夏に指宿の鹿児島大学農学部指宿試験場にて詠まれた芳名録に記された直筆をもとに歌碑に刻まれているわけでございます。この歌碑は、国際ソロプチミスト指宿の方々が、美しい指宿の自然が損なわれることなく、後々の世代に受け継がれることを願って建立をされたものでございます。また、温泉街であります摺ケ浜地区におきましては、木製の柱を幾つも目にするわけでございます。これは、宿の会の方々が観光客や市民の方々が詠んだ俳句や短歌を句碑、歌碑にしているものであります。川柳句碑の森だけではなくて、市民の手により市内のあちらこちらで見かける句碑、歌碑は自然と市民の生活の中に溶け込んでおり、すばらしいものだというふうに考えます。しかし、いずれもその存在を気付かずに通り過ぎられる方も多いと感じておりますので、広報の必要性を思うところでございます。

それから、ほかの方に、結社の方に開放してほしいがどうかということでございましたので、私の方からこの件について答弁をさせていただきます。担当の方は農政課というふうになっておりますが、申請がなされた場合は、その使用につきましては、保安林等の指定という条件等もございますので、申請が上がってきた時点で担当の方、教育委員会の方も含めて検討することになろうというふうに考えております。

2 1 番議員 (木原繁昭) 水俣に水天山公園というのがあり、そこには同様の句碑が100基ほ

どあるそうです。指宿川柳会も元は番傘川柳会という会に所属していたようです。番傘川柳会というのは、川柳番傘という月刊誌を発行し、全国あちこちにその番傘という言葉のついた組織があるようです。ある程度でしたら、今はインターネット等で簡単に全国の皆さんのその存在を知っていただける時代です。観光指宿の名所の一つに育てることはできないか。市の方でそのことの相談に乗る、あるいは積極的に働きかけることは考えられないか、お伺いいたします。

- 教育部長(屋代和雄) 現代川柳では、知性に富んだものや個人的内面や情念を表現するなどした川柳が詠まれております。川柳を詠む人の輪が全国的に静かな輪の広がりを見せていることは伺っているわけでございます。川柳の同好者の集まりでございます指宿川柳会は、毎年、市の文化祭の作品発表のほか、例会などを開催をし、さらに、句誌なのはな発行も行っておりますので、この川柳レベルの高いことを認識しているところであります。教育委員会として、周知協力ということでございますが、市内にある文化財や自然景観をまるごと博物館と現在とらえまして、時遊館COCCOはしむれのホームページの方に、文化財マップとして掲載をしておりますので、これを機会に歌碑や句碑等の所在につきましても、この文化財マップに掲載することによりまして、全国の方々にPRできるのではないかというふうに考えております。
- 2 1 番議員 (木原繁昭) それでは、5番目の市長のマニフェストの財政大改革の実施、自立できる地域づくりについて質問させていただきます。その中で、具体的に職員削減目標を60人と掲げてありましたが、団塊の世代の退職、定年退職も始まって2年目となり、かなり進展していると思われますが、現在、職員削減数はどのようになっているかお伺いします。
- 総務部長(秋元剛) 職員の削減状況のついてのご質問でありますが、マニフェストにおいては4年間で、職員削減目標60名を目指すこととしております。その達成のため、行政改革大綱において定員管理の適正化を掲げ、事務事業の見直しや組織機構の再編、指定管理者制度の導入による民間委託の推進などにより、積極的に取り組んできたところであります。合併時点では599名の職員数がおりましたが、平成21年4月1日現在の職員数は510名となり、合併時点と比較いたしますと89名の職員数の削減となっているところでございます。
- 2 1 番議員 (木原繁昭) ただいま職員削減数89名ということで、目標の60名に対してこれはかなり超え、削減が進んでいるようです。この削減の中には、指定管理者制度へ移行したり、かいもん荘のように休止したことにより他の部署へ異動になった職員もいるわけですが、この指定管理者での削減等は純粋な職員削減数にはならないと思います。財政に寄与する意味でです。つまり、山川砂むし温泉施設以外の指定管理者には、指定管理者料金を支払い、管理を行ってもらっているわけです。また、山川砂むし温泉においても、今までの利用料という形での収入がなくなったわけです。つまり、職員給与に充当されていた多くの利用料や売上げが、市の収入ではなく指定管理者の収入となるわけです。例えば、ヘルシーランドでし

たら、18年度の利用料等の売上収入が約6,600万円、職員3名分の人件費等を含めての経費が約9,900万円、差し引きの営業損益が約3,300万円ほどだったようです。昨年、指定管理者料を含め、経費2,800万円だったそうです。市職員は3名減ったのですが、18年対比500万円の財政寄与にしかなっていないわけです。つまり、職員減分の人件費やその他の経費は減るのですが、本来、市の収入となっていた売上6,000万円以上ほどが歳入減となるわけですので、純粋な意味での財政に寄与する職員減、人件費減とはならないわけです。他の施設も当然同様です。そういうことで、市職員の人件費より幾らか安く上がっているとは言え、見かけの職員減、職員給与減より、財政事情が良くならないわけです。ところで、指定管理者への移行によって吸収された職員数は何名含まれていたのですか、お伺いいたします。

- 総務部長 (秋元剛) 指定管理者制度により、その削減をされた職員数、これが何名含まれていたかということでございますが、これにつきましては9名でございます。
- 21番議員 (木原繁昭) 指定管理者等ということで、かいもん荘の休止された分はいくらですか。
- 総務部長(秋元剛) 指定管理者制度により削減した職員数ということで9人,それから,国 民宿舎についての削減,この分についてが4名ということでございますので,合計13名とい うことになろうかと思います。
- 2 1 番議員 (木原繁昭) 市長に伺います。市長のマニフェスト作成時においての構想には、指定管理者への移行やかいもん荘の休止等の、この職員数は、このときの目標60人のカウントに含まれていたのかいなかったのか、お伺いします。
- 市長 (田原迫要) マニフェスト作成時には、この指定管理者制度は入っておりました。計算に入れた上での60名という設定をいたしました。先ほど、総務部長から答弁がありましたように、人員数では89名ですが、先ほど言いましたように、指定管理者にいった分が9名でしたので、実質、組織の中での職員減は80ということになろうと思います。かいもん荘のことについては、実はマニフェスト作成時点では、私は、施設の内容を詳しく知りませんでしたので、計算の中には入れておりません。ただ、国民宿舎かいもん荘を、合併後、老朽化が非常に進んでおりまして、落下物等による利用者への危険等が非常に高まっておりましたので、ここの職員については、唐船峡のそうめん流しの方に主に吸収をしてと言いますか、一緒になってやってもらってますので、全体の中での職員数には、それらも含まれているということになります。
- 2 1 番議員 (木原繁昭) 指定管理者等への移行分が9名,かいもん荘で形としては4名減って, 先ほど言いました89名から考えると,60名を超える76名という削減が進んでいるということ になるんじゃないかと思います。今後も指宿市の人口減,交付税の減少が考えられ,厳しい 財政状況が続くと思いますので,引き続き職員数の適正化,人件費の適正化には努力してい ただきたいと思います。

それでは次に、経常的な経費削減30億円の進捗状況についてお伺いいたします。これはマニフェストの中で、特別職報酬削減と職員数の適正化で12億円、市民参画による行革アクションプログラムの実施で18億円とうたわれていますが、20年度までの決算と21年度予算で結構ですが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

- 市長(田原迫要) マニフェストでは、特別職報酬の削減や職員定数の適正管理、市民参画に よる行革アクションプログラム等を実施することによって、4年間の任期中に経常経費総額3 0億円の削減を掲げております。この目標に向かって就任後すぐに行政改革大綱の策定を行 いました。その具体的実行計画であります,集中改革プランも併せて策定をしまして,これ までいるいろな取組を進めてきたところであります。具体的には、人件費の抑制策としまし て、先ほどもお答えしましたが、組織機構の見直し等により、17年度と比較しまして89名の 職員数抑制を行ってきたところです。また、本年4月より副市長の1名体制移行、それから特 別職の給与削減の上乗せ、更には職員にも理解をいただきまして給料等の削減を行いまして、 それらの総額で14億円程度の削減ができる見込みであります。そのほか,高利率で借入を行っ ておりました市債等を、金利の低い借換債を活用した削減額として約3億円、それから、旅 費だとか、需用費等の物件費の削減等により13億円を削減できる見込みですので、4年間で 経常的な経費削減額30億円は達成できると考えております。なお、この経常的な経費のほか にも、地方交付税の大幅な減額だとか、経済不況、高齢化の進行などによりまして、扶助費 の増額等があります。これらに対応するため、政策的な事務事業の見直しとして、市民と学 識経験者で構成されました行政評価委員会の評価を踏まえながら、補助金や各種事務事業の 見直し、それから、受益者負担の公平化、適正化、そして、火葬場や保育料の見直し、指定 管理者制度への移行等で,平成17年度の決算額を基準に換算しますと,4年間の政策的経費 も含めた一般会計総額での削減額は約83億円になるであろうという予定であります。
- 2 1 番議員 (木原繁昭) 先ほども申し上げましたように、今、14億円ほどの人件費削減ということでしたが、先ほども申し上げましたように、指定管理者に移した分の売上減がかなり出てくるかと思いますので、そのままの、人件費の削減にはなるんですが、財政上の潤うという意味でのそのままの人件費の削減が、財政上にそのままプラスとなっては出てこないと思います。そういうことじゃないですかね、市長。
- 市長 (田原迫要) 人員削減は89名で、そのうち9名が指定管理者制度ですね。私は、60名の中には、当然、指定管理者制度の移行も視野に入れながら60名としたんですが、指定管理者制度に移行をしましたけれども、実質で、私は、計算に入れてやっていましたけれども、議員ご指摘のとおり、指定管理者制度に移した分は別だということを引いても80名ですので、人件費の削減としては、今言ったように14億程度になるだろうと思いますが、そういうことじゃないかと思います。そして、先ほど言います、政策的経費として、例えば、今までヘルシーランドだとか、そういうところで掛かっていた経費を指定管理者制度に移すことによっ

て削減した分は、政策的経費の削減としてとらえていますので、だから、17年度時点、合併以前と比較しての人件費の削減率で申し上げたわけであります。だから、それらも含めてということで、トータルとして考えていただければ分かりやすいと思います。つまり、平成17年度時点で、合併前に掛かってた人件費と、現在の人件費の比較で申し上げているわけですので、それはトータルでの人件費の削減ということで、そこの中には、もちろん人員減もありますし、先ほど言いましたように、特別職の給与削減もありますし、副市長一人制もありますし、あるいは職員に無理を言っている部分もありますし、ということでの純粋の人件費の比較であります。それだけではいけませんので、先ほど言いましたように、政策的なものも含めて、つまり指定管理者制度で移した分による経費削減とか、トータルで言うと83億円ぐらいになるというふうに申し上げたわけであります。

2 1 番議員 (木原繁昭) 私の言っているのは、人件費が14億円削減されたその部分としてですね、削減されたことは確かなんですけれども、結局、売上の部分が指定管理者の方にいくわけですので、市の収入としての入る分が減ったということになるかと思います。

それでは、ただいまの答弁ではおおむね30億円の削減は達成できるという答弁でしたが、30億円という額は非常に大きな額であります。これまでも補助金の見直しとか、事務事業の見直しで、市民生活に大きな影響や不満が出ているのではと危惧しているところです。行政改革という命題と、市の基本的な方針としての市民福祉の向上について、どのように考えているかお伺いします。

市長(田原迫要) 先ほど申し上げましたが、この大きな削減が市民生活に影響を及ぼしてい ないかということでありますが、国の三位一体改革、あるいは骨太方針2006とかありました が,私たちが予想を超えた交付金等の削減がなされてまいりました。これにどうしても対応 しなければいけないという状況があったことも事実であります。冒頭に申し上げましたよう に、指宿として歳入と歳出のプライマリーバランスをどう自立できるようにしていくかとい う中で,市民生活に若干のご無理をお願いした点はあろうと思いますが。ただ,これらはも う一つは合併後の3年間の中で、いろいろな水道料金だとか、保育料だとか、調整しなけれ ばいけない事項もあったこともお汲みおきいただきたいと思います。また,このような厳し い行財政状況を踏まえながら,山川の活お海道の新設だとか,篤姫ロードの整備だとか,妊 婦健診の全額公費負担等、将来の指宿市を見すえた新たな事業にも積極的に取り組んできた と思っております。また、行政改革は単に事業の廃止だとか、縮小によって歳出を圧縮する だけではないと考えております。例えば、市民のご理解とご協力をいただきながら、ごみの 減量化を進めておりますが,これによってごみ処理に要する経費も軽減できたと思いますし, 道の駅いぶすきだとか,活お海道が新しい雇用を創出しているかと思いますし,それらによっ て税収の増加を図るということも、ある意味では行政改革の手法の一つであると考えており ます。現在の地方自治体が置かれている厳しい環境の中であるからこそ、改革の機会と前向

きにとらえまして、市民にご理解をいただきながら、将来に希望の持てるまちづくりを実現するために、様々な行政手法を用いなければいけないと考えております。これらの取組を進める中で、市民の皆様にも若干の影響が出てくるかと思いますけれども、幸いにも本市では菜の花ボランティアをはじめ、篤姫ボランティア、あるいは山川まちあるきガイド、縄文の森をつくろう会などなどでありますが、様々な分野で市民の皆様が行政にも市民力を発揮していただいて、順調に育ってきてくださっているのではないかと思っております。厳しい時代でありますけれども、市民の皆様とともに共生協働によるまちづくりを、更に推進していきたいと考えております。

- 2 1 番議員 (木原繁昭) 行政改革を進める一方で、山川の活お海道のように新たに取り組ん だ事業もあると答弁されましたが、その他に新たな市民ニーズ等に対応したものは、どのよ うなものがあるかお伺いします。
- 総務部長 (秋元剛) 先ほど来、市長もしくは議員の方のご案内のとおり、非常に本市の財政 状況というのは,地方交付税等が減少する中で,非常に厳しいものがあろうかと思います。 そうした中で、歳入に見合う歳出予算をどのように組んでいくか、こうした中で、事業の見 直しであるとか,補助事業の見直しであるとか,あるいは受益者負担の見直しということを これまで進めてきたところであります。そうした中にあったとしても、新たな時代のニーズ というものがございます。これについては、私どもとしては、的確に対応してきたものとい うふうに思っておりますが、そうしたものにつきましては、先ほど来、議員の方からご案内 のありました、山川港常設市場活お海道の整備、あるいは篤姫関連の整備で、岩本地区内の 環境整備,あるいは宮ケ浜吹越線の整備,花と緑と環境の島として整備するための知林ケ島 の購入,あるいは将来のまちづくりに対応するための合併まちづくり基金の創設,丹波小学 校建設事業、それから、妊婦健康診査の全額公費負担、乳幼児医療助成制度の拡充、少子高 齢化及び景気低迷等による義務的経費である扶助費の増加に対する対応、農業振興促進基金 の増額,自然災害によるJA貸付金への利子補助制度の創設などなど,厳しい財政状況であ りますけれども、新たなニーズについては精一杯対応してきてまいったというふうに思って いるところでございます。
- 2 1 番議員 (木原繁昭) 少し時間がありますので先ほどの件ですが、例えば、私のここにあるデータですが、先ほど言いましたように、活お海道でたくさん減ったとしても、差が、結局今、差が先ほども言いましたように500万円、図書館の場合はすごくこの人件費が減った形で2,900万円ほどあったかと思います。それ以外は、財政的に言うと、その寄与だという意味です。これはまたゆっくりと語り合いたいと思います。今後も厳しい経済状況が続き、税収の増収は見込めない状況です。また、少子高齢化も進行し、扶助費も増加してくるものと考えられますが、市民の皆様が心豊かで、将来に夢と希望を持てる市政運営を目指し、市民福祉の向上や行政改革等、市長以下、職員の皆様、しっかりと取り組んでいただきますこ

とを希望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。 議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

> 休憩 午前10時56分 再開 午前11時04分

議長 (新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。 次は、前之園正和議員。

15番議員(前之園正和) おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づいて一般質問を行います。自公政権の経済危機対策15兆円のメニューは、大資産家の贈与税減税や大企業への減税などが中心で、社会保障の削減や非正規労働者を激増させた雇用政策や、国民に負担を押し付けた経済政策への反省も転換もありません。しかも、ばらまきの財源は、国債の大量発行で、そのつけは2011年に消費税を上げようというのが主たるものであります。これでは景気も回復せず、暮らしへの打撃を加速させるだけであります。そもそも消費税は社会保障のためと言われてきました。しかし、実態はどうかと言えば、消費税導入から20年間に国民の納めた消費税の合計は213兆円ですが、同じく20年間に大企業などからの法人三税の減収分が182兆円で、軍事費の増額が21.4兆円というわけですから、消費税のほとんどがここに消えたと言えることになります。我が党は消費税の引き上げに反対し、中でも特に食料品については直ちに廃止すべきだと強く訴えるものであります。

それでは、まず、指宿の海岸整備についてであります。指宿漁協から海上ホテル付近まで の区域に砂浜を取り戻そうということで、先般シンポジウムが開かれました。先の3月議会、 そして、今回の市議会と複数の議員から関連する質問も出されております。この地域一帯の 護岸は、ルース台風後に構築され、築60年を経過し、著しく老朽化が進んでいることから、 台風被害や越波による被害等を受け、関係住民が大変苦労されていることは既に明らかになっ ているとおりであります。シンポジウムでは,設計にかかわる一定の方向性も示され,とに かく市民の盛り上がりを喚起するんだということが中心であったと感じました。本当に解決 しなければならないことは何か。問題点はないのか。大きな視点で検討をするんだという概 念に欠け、今やろうとしている、あるいは今考えている方法で実現させるんだという目標、 結論だけが先に見えているというのが,現時点における私の行政運営に対する感想でありま す。越波や浸食を含めて、海岸線の被害地域、あるいは対策を求められる地域は指宿市内全 域で見れば、漁協から海上ホテル付近に限らず、尾掛地域や長崎鼻海岸などあります。災害 防止という視点から見るならば,特定の地域を優先することによって,他の地域への対策が 先延ばしになることはありがちな話であります。だとすれば、それはそれで問題であります。 また、費用対効果と言いましょうか、望むべき整備と費用の関係、どのような工法が望むべ き効果が得られ、財政的にも経済的なのか、幅広く検討を要するのではないでしょうか。そ

の検討なくして結論だけが先走ることが問題だと思います。そこで、取りざたされている海岸整備についてその目的やいろいろな課題、あるいは財政的な問題などについて、幾つか伺いたいと思います。

まず、改めて伺いますが、その主たる目的は何なのか。海岸保全と景観整備を兼ねた事業だということになっていますが、どちらがより根源的なのか伺います。市内の海岸線は、もっともっと広い中で、指宿漁港から海上ホテル付近が対象地域ということは、その目的に添った区域設定ということになるのかどうか。

次に、解決しなければならない問題についてであります。海没民地についての交渉の見通し、合意の見通しはどのようになっているのか伺います。また、漁業権をめぐっての交渉の必要性は生じないのか、その合意についての見通しはどうなっているのか伺います。その他、事前の合意を取ったり、意見を聞いたりすべき事項はないのかどうかを伺います。

次に、整備段階での必要とする財源内訳と見通しについてであります。約120億円程度の事業になるのではないかと言われております。国の直轄事業になれば、国が3分の2で、県が3分の1、そして基本的には市の持ち出しはないとされているようであります。それで間違いはないのか。本体工事以外を含めて、市の持ち出しは発生しないのか。国の直轄事業とはならず、県事業となった場合には、費用負担の割合はどのようになるのか伺います。

次に、整備後の維持に関してであります。維持費は通常年度でどの程度必要になるのか、 その負担は誰がおこなうのか。国直轄の場合、県事業の場合でそれぞれ違うとすれば、それ ぞれについて伺います。砂の流出は想定されないのか、流出した場合の再生についての責任 と費用負担はどのようになるのか伺います。

次に、市税、国保税についての減免規則と運用についてであります。市民税、固定資産税、都市計画税、つまり市税でありますが、それに国保税の減免についての運用等について伺います。市税関係と国保税関係、それぞれ減免規則ができております。とりわけ国保税については、高くて払えない状況にあり、中でも所得が激減したときなどに対する減免のための定めが具体的になってなかったことから、具体的な減免基準を明らかにすべきだと、我々が合併前から繰り返し要求してきた経過を受けて、市税、国保税について、それぞれ平成18年1月1日付けで規則化されたものであります。内容は、所得が1,000万円以下であるものに対して、損害や減収の割合に応じて減免の率を定めるものとなっています。せっかくの制度、減免規則ができているのに、これまで聞いたところでは減免の実績はないということであります。気象異常による農業被害なども現にあった中で、実績がないというのは少し不可解であります。どこかに制度上の不備、あるいは運用上の問題があるのではないかと思うのは当然ではないでしょうか。そこで改めて伺います。二つの減免規則の周知はどのようになされているか。また、運用実績は本当にないのか、相談すらないのか。以上伺います。

市長 (田原迫要) 答弁をさせていただきます。まず、指宿の海岸整備についてでありますが、

重点的な目標は何かということでありますが、基本的には災害防止対策であります。この海岸線の護岸は、議員からもありましたように、昭和28年から昭和31年ごろにかけて築造されました。約56年近くが経過しております。護岸の倒れや亀裂が生じるなど、老朽化が進み、また一方で砂浜の減少により護岸基礎部が浸食され、道路の陥没や台風等による越波、高潮による家屋被害等もたびたび発生している現状です。そのような中、平成11年に、これまでの防護が大きな目的であった海岸法の一部が改正され、防護、環境、利用の調和のとれた海岸保全事業が可能となったことから、防災機能を高めた面的防護方式の導入を要望をしているところであります。

次に、災害防止に立った区域かということでありましたが、海岸区域の海岸整備の区域設定については、護岸の老朽化や越波等による被害を受けている指宿港南側から摺ケ浜南地区までの区間で、約1.6キロを考えております。今日まで、この区域住民の強い要望もあり、国や県に対して老朽化した護岸の整備や越波対策などを要望してきたところです。県関係機関等のご協力により、部分的な補修や海岸浸食及び越波を防止するため、局部改良事業を導入し整備をされておりますが、市民の強い要望もありますし、面的防護方式で抜本的護岸整備をお願いしてきたものでございます。

漁業権をめぐっての合意等の進捗についてでありますが、現段階では事業実施が確定しておりません。具体的な作業はまだ行っておりませんけれども、先般、漁業関係者に事業の目的等について説明を行ってきております。今後、海岸整備が実施になりますと、施工同意が必要でありますので、今後、漁業関係者の皆様にご協力、ご理解が得られるような努力をしてまいりたいと思います。

その他の質問については建設部長から、また、市税、国保税については市民生活部長から 答弁をいたさせます。

建設部長(吉永哲郎) 海没民地の見通しについてのご質問でございますが、海没民地は、丹波川から山王川までの区間に存在をしております。平成20年度に地権者及び相続人の調査を終え、今年4月の6日付けで指宿港海岸整備に伴う、海没民地滅失登記の承諾についての意向調査を行いました。5月の31日現在で、地権者113名のうち同意していただいた権利者が89名であります。関係者皆様の温かいお気持ちにより、現在約80%の同意をいただいているところでございます。残りの方は、返事が来ない理由といたしまして、配達先の不明、不在、それと権利者死亡等が主なものでございます。これらにつきましては、引き続き調査を行っているところでございます。今後の見通しなんですが、全員の承諾がいただけるよう、粘り強く交渉を重ねてまいりたいと思っております。

次に、国直轄で行う場合の総額及び国・県などの支出割合についてでございますが、整備 段階での財源内訳については、現段階では事業決定に至らず、事業費の総額や事業内容など、 詳しい内容は分かっておりませんが、国の直轄事業として認可される場合は、支出割合につ いては、国3分の2、県3分の1となっております。なおかつ、国庫補助の直轄になった場合の 事業費としましては、50億以上ということになっております。

それと、もし直轄事業ができない場合はどうなるのかということでございますが、海岸管理者である県にお願いすることになると思いますが、これまでも県におきまして指宿港局部改良事業など、局部的な改良をしていただいておりますが、抜本的な対策になっていないのが現状でございます。県にお願いする場合は、高潮対策事業などが考えられますが、事業費の配分に県枠もありますことから、長期的な事業になることが予想されます。市の負担も出てまいります。また、指宿市の場合は、砂むし温泉など、温泉との関係の調査も必要になり、工法的に高度な技術が必要になってくることから、総合的に判断いたしましても直轄事業で早期実施していただきますよう、今後とも働きかけていきたいと考えております。もし、県事業になった場合の費用負担でございますが、地元負担といたしましては8%から18%程度の地元負担になろうかと思っております。

直轄事業になった場合の市の持ち出しはどうなのかということなんですが、直轄事業として認可された場合、国・県の費用で行われるものでございますが、ただ、この海岸には市道が隣接しているため、海岸整備による市道や橋梁の整備が必要になる場合や、海岸保全施設以外の事業導入により、市の負担が発生する可能性は考えられております。

次に、整備後の維持費についてのご質問でございますが、指宿港海岸については、鹿児島県の管理になっておりますので、ほかの海岸施設と同様、完成後に市と維持管理契約を結ぶことが想定をされます。例を上げますと、宮ケ浜港においては、宮ケ浜港海岸環境施設管理委託協定書を締結をしているところでございます。委託の業務の内容でございますが、海浜等の海岸環境施設内の清掃や植栽の剪定などがあります。維持費の中で市が負担しているのは、電気料、水道料、トイレ掃除作業等の業務委託料でございます。地域住民の皆様などとも協働しながら、市民に親しまれる海岸整備を行うことにより、自分たちの海岸を守り育てていく環境を整えていきたいと考えております。

次に、砂の流出についてのご質問でございますが、砂の流出については、技術検討委員会や設計の段階において潮流解析及びシミュレーションを行うなど、流出しにくい構造となる計画とされております。現在のところ、波の力を弱め、砂の流出防止に効果のある潜堤を沖合に設置することや、砂の流出を防ぐ突堤の設置などが考えられるところでございます。潜堤とは、自然のサンゴ礁の波を消す機能を真似て、海面下に設ける幅の広い堤のことであります。この潜堤は、砂浜海岸の浸食を防ぎ、漂砂を堆積させることで砂浜を復元することを目的としております。このようなことから、砂の移動や流出は極力抑えられるものと考えております。もし、その砂が流出した場合、その負担はということでございますが、先ほど答弁をいたしましとおり、砂の流出は極力抑えられるものと考えております。もし砂の流出があった場合は、海岸管理者の県によって砂の補給をするなど、処置がされると思っておりま

- す。工事費については、これまでと同様市の負担金として対応することになります。実施する事業によって市の負担も変わってまいりますが、これまで行ってきた海岸施設の老朽化施設対策事業などの例をとりますと、約8%程度の負担が考えられるところでございます。
- 市民生活部長(新村光司) 市税,国保税についての減免制度はどのように周知されているかとのご質問でございますが、例年、納税通知書送付の際に、納付書の裏面や同封のリーフレットに記載し、周知を図っているところでございますが、今年度は、広報いぶすきお知らせ版5月号の税金・保険料の口座振替のお知らせ記事で、減免制度につきましても掲載したところでございます。また、広報いぶすき6月号では、国民健康保険税の税率改正と後期高齢者保険料のお知らせの中で、減免制度につきましても掲載したところでございます。さらには、今後、発送予定の納付書や同封するリーフレット等にも減免制度について掲載するなどして、周知を図っていく予定にしているところでございます。

次に、減免の運用実績についてですが、平成20年度の実績で申し上げますと、火災等の災害による固定資産税の減免が6件の34万8,600円、障害者の軽自動車税の減免が201件の119万4千円、生活保護者にかかる減免が59件の73万8,200円、拘禁者にかかる国民健康保険税の減免が1件の5万4千となっておりまして、合計では267件の233万4,800円となっているところでございます。そのほかに、窓口等において減免の相談に来られる方や、納税の方法等についての相談に来られる方の中で、減免の説明になる場合も含めまして、正確な把握はできておりませんが、減免の相談件数としましては、年間10数件程度と思われます。相談内容としましても、通常の納税相談と同様に、今は納税することができないという相談がほとんどでございます。このような相談の場合には、相談者や同一世帯員の生活状況を聞きとるなどして、状況に応じ、徴収猶予や納期限の延長等の説明をしていくことになります。その結果におきまして、相談者の多くは納税の方向性を見い出される場合が多く、合併後、減免申請まで至った事例はないようであります。また、減免に関して条例・規則の条件に合う内容で、所得金額等が減少していたとしても、担税力を考慮することで、他の納税者との均衡が図られていると考えているところでございます。

15番議員(前之園正和) 海岸整備についてですが、整備の主たる目的は災害防止なのか景観整備なのかと、両方ではありますけれども、主たる目的はどちらかというように伺いましたら、基本的には災害防止対策であるという市長の答弁でありました。市長は一昨日でありますが、同じくこの件での質問に対して、防災機能を兼ねた面的整備だという表現も使われております。防災機能を兼ねた面的整備という言葉からすれば、言葉の表現はちょっと悪いんですけども、防災機能の方が付随的と言いますかね、そういうふうにもとれるわけなんですが、これは基本的には災害防止対策が基本だと、第一義的なんだというふうに確認をしてよろしいわけなんですかね。

市長(田原迫要) そんなようなことです。

- 15番議員(前之園正和) それから、これまでルース台風以後でありますが、工法というのは護岸を固め、突堤を突き出すという工法でやってきたわけであります。その構築物自体が古くなって倒れかかっているというのは経年変化ですから、ある意味ではありがちなことなんですが、護岸を固め突堤を突き出すということで、古くなって経年変化で倒れるというのは仕方ないとして、砂浜が減ってきているという現状のもとで、これまでやってきた工法がどうだったのかというふうに見た場合にはどのようにお考えでしょうか。
- 市長 (田原迫要) これまで、日本の海岸整備については、戦後のあの荒廃の中で、台風にあい、この地域の場合はルース台風が大きかったわけですが、県下全域、非常に大きな被害が発生しました。私たちが生きていくうえで、自然との闘いというのは当然あるわけですが、あの時代としては、こういう線的な整備をせざるを得なかったと思ってます。ただ、現状の場合、その線的な整備を今一部対応しながら、道路の陥没だとか、やっているわけですが、実際は砂浜がなくなったことによって、あの護岸を今と同様に再整備しても、越波被害は防げないと思います。そういうことで、議員は防災機能を兼ねた景観整備という表現がお気に召さなかったみたいですが、そうじゃなくて、結局、面的整備をすることによって、越波被害についても、その海岸が再生することによって防げるわけでありますし、そういう意味では、非常に、将来に向けて景観整備も兼ねて、その景観整備をすることが結果として、特に、越波被害の防止になれば非常に良いことじゃないかと、そのように思っております。
- 15番議員(前之園正和) これまで、長年にわたって指宿港沖合で海砂採取をしてきたわけですが、これは県が決めることとはいえ、市長の意見と言いますかね、同意って言いましょうか、手続的には何らかのものがあるわけですが、これまで行政の見解としては、海砂採取があっても、砂浜の減少とは因果関係はないという基本的な立場に立ってきたというふうに理解をしております。近年は採取はしてないのかなというふうに思ってはいるんですが、基本的な立場として、海砂採取は砂浜の現象とは関係はないという立場に今も変わりはないんでしょうか。そしてまた、今計画をしている砂浜を再生したという場合に、海砂の採取の要請があった場合にですね、それはもう因果関係はないという立場で臨むのか、やはり採取はさせないという立場で臨むおつもりなのか、その点はどうでしょうか。
- 市長 (田原迫要) 砂浜の減少については、日本列島全体に表れている状況であります。海砂の採取は、いわゆる高度成長期の、いわゆる日本列島改造論、吹き荒れた時代の、いわゆる建設骨材として使われるわけでありますが、特に、錦江湾の砂の場合は、非常に砂鉄が多い状況の砂で、あまり移動しないと聞いています。ただ、沖合で砂の採取が何らかの影響があるのではないかということを言われています。それともう一つですが、森は海の恋人ということをよく言われますけれども、これまで、いわゆる河川がそれほど整備をされていませんでした。我々が小さい頃は台風の後、あるいは大雨の後、海岸に行くと黄色い水がばあっと海に出ていた状態がありました。つまり、これまでは陸からの砂の供給というのが随分あり

ました。ところが、河川が整備されたことによって、陸地からの砂の補給がほとんどなされないようになりました。それらとも関係が深いと思いますし、もう一つは、地球温暖化による海面の上昇も若干あるのかなというようなこともありますが、いろんな要素があって、日本列島全体に砂浜が少なくなったというのが実情であろうと、そのように認識をいたしております。したがって、海砂の採取も砂浜との現象もゼロとは言いませんけれども、いろんな要素が絡まった中で砂浜が減少したのではないかと、そのようにとらえております。

- 15番議員(前之園正和) 砂浜の再生がなされた場合に、海砂採取と砂浜の減少とは因果関係がないという立場で臨むのか、それとも再生した暁には、もう今後は採取はさせないよという立場で臨むのかということを伺っております。
- 市長 (田原迫要) 砂の採取については、県の方の許可事項ですが、毎年5%ぐらいずつ採集量を控えてもらうようにしております。今、中国の方からの砂の買い付けを行うようにしているようでありますが、建設骨材として海砂が非常に重要な役割を果たしているのも事実であります。したがって、その辺の影響がなるべく少ないような形で今後進めていってもらうように、県にはお願いしていこうと思いますし、指宿の場合は、特に、知林ケ島に砂州の出現する島でもありますし、その辺をよく調査したうえで、海流等を調査していただいて、指宿の海岸線に影響のないようにしてもらうようにお願いはしていきたいと考えております。
- 15番議員(前之園正和) 砂浜が再生されても、もう今後は砂は取らせないという立場ではないということだけははっきりしているようです。それから海没民地についてですが、事業化のためには市有地の国有化が前提になるということで、滅失登記に対しての同意を願っているということでありました。地権者113人のうち89人、約80%については合意が得られているということでしたが、そこで伺いますが、この国有化が前提だということについては、直轄事業についてはそういうことだと思うんですが、仮に、県事業となった場合には、どういうことになるのかですね。やはり、国有化なりが前提ということになるのかどうか、その点を伺います。

それから、滅失することについて合意を願ってきているわけですが、一部に買い取りを求める人が出てきた場合、あと20%いるわけですので、大半は同意は得られるのではないかというふうに私も思うんですが、ただ、買い取りを求める人が出てきた場合に、どうなるのか。公正公平の堅持という立場からですね、どのようになっていくのかなというふうについては懸念をするんですが、その点はどうでしょうか。

建設部長 (吉永哲郎) 海岸整備についての基本的な考えなんですが、まず、海浜地について は滅失登記と、私有地はないという、私ですね、がないというのが前提で、県事業におきま しても滅失登記をしていただくというのが最前提でございます。

それと、海没民地の買い取りを求めるというようなケースがあった場合、どうするのかということでございますが、市の方ではですね、まず、海没民地については水没ということで、

基本的には、権利者が滅失登記するのが義務なんです。それと、法務局の登記官の職権もできるということでございますが、市の方は、やはり、地権があるということで、相続人全員に、一応、同意をお願いしているということで、今後も金銭的なものは協力を願うということでですね、基本線は曲げないで、海没民地を、滅失をしていくという方向で進んでまいりたいと思っております。

- 15番議員(前之園正和) それから、漁業権にかかわる交渉や費用の件ですが、直轄事業になっても国の方ではここには及ばないということですので、市の持ち出しになるのではないかと思います。その際にですね、どの程度というふうにですね、一定のものをお持ちなのかどうかということが一つ。それから、直轄事業になるにしろ、県事業になるにしろ、業者などとの合意というのは、事業採択以前に必要ということになるのか、そうではなくて、事業採択後、合意が取れればいいということになるのか、その点はいかがでしょうか。
- 建設部長(吉永哲郎) 漁業権のことについてでございますが、まず、今回の海岸整備につきましては、防災ということで、養浜というんですかね、養浜を主体にして災害防止をするというのが目的でございます。通常、港湾事業におきましては、公有水面の埋立て等によりまして、漁場が少なくなるということで、漁業権の放棄していただく、その段階では漁業権の補償というものが発生をしてまいります。今回の場合は、施設と言いますか、今の沖合におきましても離岸堤があります。あれの改良と、それと養浜ということでございますので、漁場に対しての漁業権の補償というものは、発生はしないというふうに思っておりますので、合意をいただくという方向で、今、漁業組合長等もですね、交渉を進めているところです。
- 15番議員(前之園正和) それから、この地域以外の住民感情の問題も一つはあるんじゃないかというふうに思うわけであります。昨日の答弁でも、長崎鼻海岸については、海岸保全区域として県の指定を受けているということでありました。そこで伺うんですが、この指宿港から海上ホテル付近、今の区域ですが、これも当然、海岸保全区域としての県の指定を受けているというふうになるんだろうと思うんですが確認をいたします。また、併せて指宿市内にはほかに同じような海岸保全区域としての指定を受けている所があるのかどうか、あれば示していただきたいというふうに思います。そのことと、今回の長崎鼻海岸にかかわる人を含めてですね、今回の指宿港から海上ホテル付近の区域以外の人が、それは良いけれども、うちの下はどうしてくれるのよということを含めてですね、区域外の人の感情についてどのように考えるか伺います。
- 市長 (田原迫要) 指宿は三方を海に囲まれておりますので、指宿港海岸に限らず、議員ご指摘のとおり、整備が必要な海岸というのはいくつもあるわけであります。そのことは十分に認識をしております。ただ、海岸の場合にはそれぞれ管轄する役所と言いますか、管理が違うケースがあります。河川課であったり、港湾課であったり、農林水産であったり、いろんなところがございます。したがいまして、一体的な整備ができないと言いますか、区域によっ

てはできない状況があります。そういう中で、例えば、東方海岸におきましては、海岸堤防等老朽化対策緊急事業という形で、ずっと整備を進めてきたところでございます。また、宮ケ浜港周辺におきましては、宮ケ浜港海岸環境整備事業を導入しました。また、川尻海岸につきましては、川尻海岸浸食対策事業、それから長崎鼻は昨日説明しましたが、それぞれの地域の状況に応じて有利な補助事業だとか、あるいは直轄事業等導入しながら行ってきているところでございます。今後も、この指宿港海岸だけじゃなく、昨日も長崎鼻のことをお話ししましたけど、それぞれの状況に応じて、また、それぞれの所轄の省庁と連携を取りながら、地域全体の生命・財産を守れるよう、安心・安全な海岸づくりを目指していきたいと考えているところであります。

- 15番議員(前之園正和) ここに私は徳州新聞,6月15日付けなんですが、を持ってきたんですけども、ここに国会通信としてですね、指宿砂浜再生の予算2,000万円ということで記事が出ております。湯の浜地区護岸改良工事として2,000万円が認められたということで、ようやく砂浜再生実現に向け、大きな一歩を踏み出したというふうになっているんですが、先ほど来から国の直轄事業にしてほしいという意向があるが、事業化にはされてないというのが現状でありますが、この記事についてですね、砂浜再生の予算ということになっているんですけども、これは砂浜直轄事業に向けての、それを前提にしたものということになるのか、あるいはそれとは別に一般的にですね、護岸整備、修理という範疇なのかというふうに疑問を持つわけですね。仮に、一般的な護岸整備ということであるならば、2,000万がどういう性質かということもありますけれども、更に整備をしても、更に砂浜再生ということで、大がかりに面的に全部やるときに、これはどうなってしまうのかということなどもあると思うんですけども、この2,000万についての情報を、当然知ってらっしゃると思いますので、どういう性格のものということに理解をされているんでしょうか。
- 建設部長(吉永哲郎) ただいま2,000万ということで、の事業費が出されたわけでございますが、私たちの市におきましても、県の方から2,000万の事業費をつけたいということでですね、市の負担についての支出は大丈夫かということでとり合わせがきたわけでございます。この事業につきましては、鹿児島県、管理者である県の事業ということで、海岸の堤防等の老朽化対策緊急事業ということの事業費でございます。その内容につきましては、老朽化に対する調査費と、例えば、護岸の状況、それと陥没状況、それと前面の砂に対してどういうようなつきぐあいかということの調査をしていくと。ゆくゆくはこの調査に基づきまして、事業費のある程度の総額そのものが出てくると思いますので、それを参考にしながら国の方の事業の直轄に適しているかというような事前調査というふうになると思っております。
- 15番議員(前之園正和) この区域のは、ルース台風後の整備から年月を過ぎ、痛みも激しいことから、何らかの整備が必要だろうということは誰もが認めるところだと思います。その際に、少しでも有利な事業を模索することも当然であります。そういう意味で、直轄事業

というのは魅力あるものであることには変わりないわけでありますが、しかしながら、何をするにしてもクリアしなきゃならないことがあり、それが海没民地問題であり、漁業者との問題等であります。また、関係者の理解と合意、そして財政的裏付け等、検討すべきはいるいろあると思います。砂浜も含めて大々的な工事を目指すのがいいのか、災害防止という見地に重心を置くとすれば、工事方法も一定の範囲に縮小がされ、その分立木も含めて、長い延長に対して防災工事ができることになるのではないかと。また、基本的には、地元負担はないということですけれども、維持管理を含めて後年度、本当に負担は発生しないのかどうか。あるとすればどうなのか。最初に結論ありきではなくて、幅広い角度から検討こそ必要であります。とりわけ、長崎鼻海岸の整備については、海岸保全区域として県の指定を受けている区域でもありますので、決まる方から決めれば良いということではなく、双方ともに一定の方針と計画を持ち、その上で進めることが大事だろうというふうに思います。時間がありませんので、次の方にいきます。

制度の周知については、納税通知の際、あるいは広報いぶすきでやっているということでしたが、制度のお知らせをする際に、大きく私は二つあると思うんですね。幅広くお知らせをする方法が一つ、もう一つは対象になるのではないかと思われるところに集中してお知らせ、案内をするということであります。そういう意味では、納税通知での周知とか、広報いぶすきでの周知というのは、幅広くお知らせをするという分野だろうというふうに思います。対象となるところに集中してお知らせをするということからすれば、例えば、農業災害、気象条件によるですね、農業災害等があれば、そこにですね、個別に周知をするとかいうことなどが考えられると思うんですが、個別集中型の周知という点ではどうなっていますでしょうか。

市民生活部長(新村光司) 周知の方法についてですが、まず、広報いぶすき5月号のお知らせ版におきましては、口座振替や税の減免に関する周知をはかったところでございまして、特に、火災等の災害、それから農作物の損害、廃業や休業、失業、そしてまた疾病等により、所得額が一定額以下に減少した場合の減免制度について掲載したところでございます。また、広報いぶすき6月号におきましても、国民健康保険税の税率改正について、国保運営の健全化のために税率改正に至った経緯や低所得者に対する軽減等、また、災害等で甚大な損害を受けた人に対しての国保税の減免について掲載いたしました。さらには、国保税のリーフレットについてでございますが、今年からA4サイズのものを、これはB4サイズに一回り大きくして、対象者、各家庭に配布いたしますが、この紙面におきましても国保税の税金改正や低所得者に対する軽減、災害や失業等における減免等盛り込んで掲載し、周知を図ってきているところでもございます。議員から指摘された個別の農作物の被害を受けた方々の個別の周知につきましては、今後、関係課とも協議をして、最大限周知の徹底を図られるよう努めてまいりたいと思います。

- 15番議員(前之園正和) 対象と思われる方々への集中した周知という点では、今後やっていきたいということでありました。ある意味で言えば、それを良しとしながらもですね、これまでやってこなかったのかなというふうにも思うわけであります。まずこの、基本的なことにもう一回立ち返るんですが、地方税の減免についてのそもそもの根拠は、地方税法第717条であります。つまり、市条例で定めれば減免ができることになっております。そして市税条例の第51条に市民税の減免、第71条に固定資産税の減免、そして国民健康保険税法第26条で国保税など減免できるようになっております。それがどのようなときに減免ができるのかということを具体的にしたのがそれぞれの減免規則であります。以上のことについては確認してよろしいでしょうか。
- 市民生活部長(新村光司) ただいまの件につきましては、議員がご指摘のとおりであります。 15番議員(前之園正和) それから、農作物への被害、自然災害によるですね、ことについてちょっと伺いますが、例えば、ソラマメとオクラ、その他で生計を立てている農家があるとします。現にそういうところがあるわけですが、ソラマメについて、この間ひょう被害があったわけですが、ソラマメ、オクラ、その他、幅広く作付けをしているという農家で、ソラマメについて災害を受けて減収になったと、今度のひょう被害、そうですね。オクラ、その他についてはですね、災害を受けることもなく、収穫ができたというふうにしますね。その場合に、ソラマメ以外から減収になったかが減免するかどうかの判断材料になる、判断基準になるのか。それともソラマメばかりではなく、オクラ、その他、合わせてですね、合計がどうであるかが減免するかどうかの判断基準になるのか、どちらなのか伺います。
- 市民生活部長 (新村光司) 全ての作物についてですね、合計額が減免の対象になろうかと思っております。
- 15番議員(前之園正和) 私が聞きましたのは、ソラマメ、オクラ、その他作付けをしていて、ソラマメだけが災害を受けたという場合について、ソラマメだけで比べるのか全体的なもので比べるのかということを言ったら、全体的なものを見て、実際どれぐらいが減収になったのかということで決めるんだということでありましたが、市長、そのことは確認してよろしいでしょうか。
- 市長 (田原迫要) 収入に対しての課税だとか国保税でありますので、当然、全体に対して掛けるべきものだと思います。
- 15番議員(前之園正和) 国保税についても、市税についてもそうでありますが、規則を見ればですね、それぞれ規則があるわけですが、国民健康保険税の減免に関する規則、指宿市税減免の基準に関する規則、第2条にいずれも減免にかかわるものがあります。第2条1項のウですね、どちらも第2条第1項のウになっているようでありますが、どうなっているかと言いますと、前年度所得が1,000万円以下という枠がありますけれども、ソラマメ、オクラを出しましたので、それで規則を読み替えていくとですね、ソラマメが被害を受けたのであれ

- ば、平年時のソラマメと比べてどれだけの減収だったのかで判断するようになっています。 ソラマメ、オクラ、その他を含めたトータルで、平年時と比べるようには規則はなっていま せん。どうですか。
- 市民生活部長(新村光司) ひょう被害を含めた被害等についての減免でございますが,議員が指摘されました前年度の合計取得金額が1,000万円以下であるものと,規則の中ではうたわれているわけですけれども,これにもいろいろと基準がございまして,合計所得金額のとなっておりますので,そのように理解しているところでもございます。
- 15番議員(前之園正和) ソラマメ、オクラ、その他を入れてですね、昨年度が1,000万以上であればもう枠から外れるんです。そのことは承知なんです。前年度がその枠内、1,000万円以下であればですね、そのまま読み上げましょうか。例えば、国民保険税のほうですね、ウです。括弧書きがありますので、括弧書きの中は省略していきますが、災害により納税義務者が収穫すべき農作物に被害を受けた場合に、当該農作物の減収による損失額の合計額が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上であるものは、その世帯の前年度の合計所得金額が1,000万円以下であるものということですよ。1,000万以下、前年度が1,000万以下という枠はあるんですが、当該農作物による収入が平年度と比べてどうかということですよ。ソラマメ被害であれば、今年のソラマメ被害が平年度のソラマメ被害に比べてどうかであって、全体的なことは書いてないんです。規則違反で運用されてきたということになりますがどうですか。
- 市民生活部長(新村光司) この規則を見ているわけですけれども、平年における当該農作物によります収入額の合計額の10分の3以上であるものというところの規則でございますが、この平年というものに対しては通常の年間の平年でございまして、当該農作物というのは全体の農作物を示しているんじゃないかと、そのように理解しているところでございます。
- 15番議員(前之園正和) よく見てください。災害による納税義務者が収穫すべき農作物に被害を受けた場合、ずっと続いてるんですよ。そこで当該農作物ですから、被害を受けた農作物ということじゃありませんか。平年ということについては、前年ということになるのか、3年の平均となるのか、それはいろいろありましょうけれども、対象となるのは当該農作物、被害を受けた農作物と書いてあるんじゃないですか。
- 市民生活部長 (新村光司) 税務課サイドとしましては、この当該農作物というのを、全体の 農産物というような被害であったというようなことを明記してあるものと理解しているとこ るです。
- 15番議員(前之園正和) 条例,規則,その他ですね,文書になったやつは,その言葉の持つ意味というのがあるんですよね。どういう対処をしてきたかじゃないんですよ。納税義務者が収穫すべき農作物に被害があった場合に、当該農作物の減収による損失額の合計額が、当該農作物のですよ、減収による,だっておかしいじゃないですか、全部だったら当該農作

物全部,災害があったら全部が減収になるわけないんだから,当該農作物の減収により損失額の合計額が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3,ですから,ソラマメが被害にあったらソラマメがどうであったかということなんですよ。いくらそういうふうに理解をするとか言っても,それは通用しないですよ。もう一度お願いします。端的に,長くかかるのであれば、議長の判断で、時計を止めるかどうかしてください。

- 市民生活部長(新村光司) あくまでもこの前段の中で、災害により納税義務者が収穫すべき 農作物に被害を受けた場合に、当該農作物の減収による損失額の合計額ということで、後段 の方に当該農作物というふうな表記がなされておりますけれども、そのように理解している ところでございます。
- 15番議員(前之園正和) 市長、市長はどのようにお考えですか。もう説明は要りません。 今の部長の答弁のとおりなのか、私の言うとおりなのか、明確に、それだけ。
- 市長 (田原迫要) 部長が答弁したように、農業を営んでいる中で、全体についてのとらまえ 方が農作物に対する被害とした場合には、その年間で栽培している農作物全体のことを考え るべきだと、そのように思います。
- 15番議員(前之園正和) このことは後ほど問題にいたします。

それから、予算上の問題ですが、国保税の場合は災害その他の理由があるとは言え、減免をすればその分が欠損ということになるわけですから、減免の実績が生じるとすれば、財政上の処置の必要性があります。現在一般会計からの繰入れは、保険基盤安定制度など、義務的なものしかないわけですが、減免を本当にするんであれば、そのための繰入れというのも当初から予算化しておくべきでありますが、その必要性についてはどう思いますでしょうか。端的にお願いします。

- 市民生活部長(新村光司) 一般財源からの繰入れについてなんですが、国民健康保険事業に つきましては、この特別会計を設ける趣旨は、まず、その運営実績を明確にするためであり ます。国民健康保険特別会計の趣旨とは、通常は保険税と国庫負担金等の収入に賄っている のが原則でありまして、一般財源からの繰入れということになりますと、結果的に国保加入 者以外の住民が国保財政に対しまして負担をするということになると思いますので、難しい のではないかと考えているところでございます。
- 15番議員(前之園正和) ですから、減免を本気でやるんであれば、それはもう欠損になるんですから、一般会計で充てるしかないんですよ。ですからそのことをやらないということは、本気で減免する気はない。減免する立場での予算編成ではないというふうに思われてもしかたないということだけ申し上げておきます。この納税となれば、先ほども言ったんですけれども、担税力という言葉がいつまでもいつまでもついてくるわけであります。しかし先ほど指摘しましたように、地方税法第717条だったですかね、に端を発して、それは具体化して規則に達しているわけです。その間には担税力という言葉は出てこないんですよね、具

体的には。ある意味で、この担税力という言葉は抽象的であります。市税、国保税の減免に ついては717条に根拠を持つところですが、それを受けて市税条例、そして減免規則と具体 化をして、いかなるときに減免をするのかということを、具体的に示しているわけでありま す。担税力という、ある意味で抽象的な言葉でせっかく決めた具体的な基準が覆されるとす れば、何の意味もありません。異常気象等への農作物への被害等があったときには、率先し て制度の案内をするということも必要です。これについては、今後やられると思います。答 弁をそのまま受けますとですね。仮にも相談窓口で追い払うようなこととか,あるいは初め から該当しないと思わせるような対応をすべきではありません。また、先ほど来問題にしま したソラマメに被害があったらソラマメで比べるということなしにですね、全体で判断する ということは規則違反、規則は条例に基づいていますから条例違反ということにもなります。 そういう意味で、せっかく規則ができているんですけれども、先ほど、実績が幾らかという ことが示されましたが,全部で267件というふうにおっしゃいましたが,これはもう生活保 護にかかる分がですね,ほとんどじゃないかというふうに思うんですね。ですから,名実と もに、この規則に基づく減免というのは、もう無いに等しいというふうに思うわけです。そ れが予算措置についてもしないと。独立採算、ある意味で言えば独立採算だからこそですね、 欠損があれば一般会計から充てるのがあたりまえであります。そこは措置をしないでいると いうことは、減免をしようにも財源が無いということになるんじゃないですか。それとも欠 損のままで良いということになるんですかね。そういうことも含めて大きな問題があります。

それから、先ほどの港の件で若干答弁がなかったんですが、長崎鼻海岸については県のそういう区域としての指定を受けてるということでした。今度の場所についても、当然、区域を指定を受けていると思うんですが、海岸保全のためですね。そのほかにはないかということも含めて伺ったんですが、これについて答弁がなされておりませんので、国保その他、市税を含めた減免規則についての規則違反ではないかという指摘と、それから、その他に県の海岸保全地域はないかということについて、市長、答弁をお願いします。

議長 (新宮領進) 持ち時間を過ぎておりますので、答弁は簡潔に。

- 建設部長(吉永哲郎) 指宿市の海岸は、港湾区域、それと農林省管轄の区域、それと海岸保全区域ということで三つに分かれているところでございますが、海岸保全区域については東方海岸ということで白水館周辺、まだほかにもあると思っております。
- 市民生活部長(新村光司) 今後,条例,規則等について,不備な点があれば精査していきながら,改正に努めるなりしていきたいと思いますが,現段階では,当該作物というのは全体的な作物だと理解しているところでございますので,ご理解いただきたいと思います。
- 15番議員(前之園正和) 私は市長に答弁を求めておりますので、規則に不備があるかどうかじゃなくて、規則違反ではないかということを市長に答弁を求めているんです。明瞭にそこだけお願いします。

議長 (新宮領進) 市長, よろしいですか。

市長 (田原迫要) それぞれ、仕事を責任をもってやっていますので、部長発言のとおりであります。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時06分 再開 午後 0時58分

議長 (新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開き,一般質問を続行いたします。 次は,下川床泉議員。

9番議員(下川床泉) 6月議会最後の質問者になりました。よろしくお願いいたします。

以前,一般質問をいたしました2009年国際天文年の取組についての中で,7月22日の今世 紀最大の日食の時期が近づいてまいりました。鹿児島市では、児童・生徒を募集して硫黄島 3泊4日の研修,参加費1万2,500円で日食を見るツアーを企画して,たくさんの応募があった と聞いております。指宿市内でははしむれが中心となり、日食観察と日食を見るグラス作成 などを計画しているようですし、人吉市との交流では、人吉市の子供たちもこの日に指宿に 訪れて、一緒に日食観察をする計画となっております。さて、4月の市政だよりで、市民ボ ランティアが大活躍をしていると、とても有り難いことだという記述がありました。今和泉 地区の篤姫ガイド、山川まちあるきガイドはもちろん、菜の花マラソン、菜の花マーチなど のおもてなし日本一を目指してのボランティア、福祉に関するボランティア、読書活動に関 するボランティアなどなど、様々な団体が特性を生かしたボランティアが盛んに行われてい ます。また、公民館や老人クラブ、PTA、子供会、女性連、青年団、防犯組合、文化協会 の8団体では、社会教育関係団体連絡協議会を結成をしています。各団体の活動をよく理解 をしながら,それぞれに連携していろいろな事業にも,それぞれに協力をして参加をして, お互いに研鑽を積んでいるところであります。特に、学校完全週5日制の時には、何回も集 まり話し合いをして,対策を検討したところでもありました。青少年健全育成にも大いに力 を入れていただきました。この社会教育関係団体連絡協議会の組織は,県内唯一の組織とい うことで,県からも高い評価をいただいているところでもあります。今回は,この8団体の うち老人クラブと防犯組合の2団体についてと、それ以外で活躍をしている各種団体の運営 についての三つの項目について一般質問をいたします。

まず、老人クラブの加入率についてお尋ねをいたします。現在の単位老人クラブ数と加入 者は何人ぐらいで、それは前年度と比較をしてどうなっているのか。

次に, 防犯組合が防犯協会と名前が変わりましたけれども, 各地区の単位防犯組合の数と加入者数はどのぐらいと把握をされているのかをお尋ねをいたします。

次に、各種団体の運営についてお尋ねをいたします。ボランティアとして行政から補助を 受けていない各種団体、NPO法人組織など、民主的な組織は市内にどのぐらいあるのか。 また、行政の手助けがある団体と民間が独自に立ち上げた団体とに分けると、行政の手助けがある団体は補助金などがあり活動ができます。しかし、民間で立ち上げた団体は、資金面が不足をして、心配でなかなか長続きをしないという現状があります。そこで、民間の団体にも1年間の活動実績に応じて助成金を配分する制度はできないのか。これは現在体育協会が各スポーツ団体に活動実績に応じて分配をしているという制度もありますので、こういう制度を参考にすればできるというふうに私は思うのですが、それはできるのかどうかお尋ねをいたしまして1回目の質問を終わります。

市長 (田原迫要) 答弁をさせていただきます。

まず、老人クラブの加入率等についてのお尋ねでございますが、老人クラブは、昭和25年 頃、戦後の社会と経済の混乱、家族制度の変革など、かつて経験したことのないような状況 の中で、地域の高齢者が相集い、新たな役割を求めて誕生した自主組織であります。その活 動は,同じ地域に居住するおおむね65歳以上の会員が仲間づくりを通じて,生きがいと健康 づくり,生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに,その知識や経験を活かして,地域を 豊かにする社会活動に取り組むことで、明るい長寿社会づくりや高齢者の保健福祉の向上に 努めることを目的としております。平成20年3月末現在、全国で約12万2千、県内に約2,400 のクラブがありますが、本市におきましては80クラブ、約4,600名の方々が高齢者訪問活動 や清掃活動、防犯・防災活動など、それぞれの地域に根ざした様々な活動をされておられま す。本市の平成20年度のクラブ数及び会員数は、指宿地域が54クラブ、2,736名、山川地域 が15クラブ,1,413名,開聞地域が11クラブ,460名となっており,加入率は指宿地域が33.4 1%,山川地域が38.77%,開聞地域が19.59%となっております。また,クラブ数につきま しては、平成19年度から20年度にかけての増減はありませんでしたが、加入率は指宿地域が 1.51ポイント,山川地域が0.94ポイント,開聞地域が0.73ポイント,それぞれ減となってい る状況であります。なお、全国、県のクラブ数及び会員数も、本市同様いずれも減少傾向に あるようであります。

次に、単位防犯組合の加入率はどのぐらいと把握しているかという質問でありましたが、市町村合併や指宿警察署管轄区域の再編に併せて、今後の防犯活動の効率化等を協議していく中で、指宿市防犯組合連絡協議会、いわゆる市防連ですが、は本年の4月1日をもって指宿地区防犯協会に統合していくことになりました。同協議会は、昭和56年5月に設立以来、イベント等の際の防犯補導、防犯地区診断、防犯ソフトボール大会、また、各校区では集落ごとの夜警をはじめ、地域安全運動や青少年健全育成活動など、地域行事の中心的な存在として、地域に根付いた諸活動を行ってきていただいております。今後も指宿地区防犯協会の中で、これまで同様、地域の安全や青少年の健全育成などの諸活動を展開していただけるものと思っております。加入率の状況についてでありますが、ここ1、2年前に開催された各校区防犯組合の総会資料によりますと、丹波校区が12地区、柳田校区が同じく12地区、魚見校区

が4地区、指宿校区が18地区、今和泉校区が20地区、池田校区が8地区と記載されております。これからしますと、指宿地域87地区内の74地区、丹波校区を除く5校区では全地域で組織されていることになります。また、組合員数についてでありますが、組合員を特定しているところだけでなく、全世帯が防犯組合に加入ということで会費を納入していただいているところもありますので、全体では5,500名ほどになると聞いております。

各種団体の運営については、市民生活部長の方から答弁をいたさせます。

市民生活部長(新村光司) 初めに、各種団体やNPO組織など、民主的組織が市内にどれぐらいあるかとのお尋ねでございますが、まず、特定非営利活動促進法の規定に基づき国の認証を受けた団体が8団体あります。また、社会福祉協議会にボランティアを登録している団体が13団体あるところでございます。

次に、行政からの手助け、つまり補助金がない団体に対する助成金制度の創設についてのお尋ねでありますが、本市の厳しい財政事情を受け、限られた補助金等をより効果的なものとするため、平成19年9月に補助金等の適正化に関する条例を制定し、本条例に基づき評価見直しを実施いたしました。その際、全ての補助金について、同条例に規定する公益性、必要性及び有効性といった基本原則に則った見直しと、併せまして新たに市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、市民主体のまちづくりの提案により実施する提案公募型補助事業を導入したところであります。それぞれの団体におかれましては、事業の実施、あるいは活動の継続など、団体を運営する上で資金面のご苦労はあるかと思います。そのような活動を支援するため設けられた提案公募型補助事業に是非応募していただき、地域課題の解決や更なる地域活性化のための主体的なまちづくりに取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

- 9番議員(下川床泉) 2回目以降の質問といたしますが、まず、老人クラブの運営について お尋ねをいたします。国・県・市ともに老人クラブの入っている加入者数が、少し減少気味 だということでございました。21年度も幾つかの単位老人クラブが活動を休止しているとこ ろでもございますが、その単位老人クラブの数や加入者数が減少している理由は何なのか。 どのような理由が多いのか把握をされているのかをお尋ねをいたします。
- 健康福祉部長(田代秀敏) 老人クラブの休止の理由という部分についてのお尋ねでございました。本年度につきましては、指宿地域の田之畑、大当、湊南の3クラブが活動を休止すると聞いております。その理由といたしましては、会議への出席が増える。また、総会資料作成などの事務が煩わしいなどにより役員のなり手がいないと聞き及んでおります。個人の趣味や価値観の多様化、個人主義の浸透、また、社会情勢の変化、高齢者の方々の文化・スポーツ活動の場の多様化などにより、全国的に老人クラブへの加入率に減少傾向が見られるようでございます。本市では、65歳以上の高齢者でも、なお、現役で農業や漁業に従事されている方や、また、定年後にシルバー人材センターに会員登録し、活躍されている方など、元気

- な高齢者が増えていると感じております。また、老人クラブは休止しても、以前と変わらず 地区の行事に参加するなど、地域に根ざした活動を続けているところもございますようでご ざいますので、老人クラブの数が減った、その減がそのまま活動や連携の停止というふうに はなっていないと思っているところでございます。
- 9番議員(下川床泉) 名称ですね、名称を老人クラブから高齢者クラブへ変えた時期がございましたし、また高齢者クラブから現在は老人クラブと名前がなっております。この名称変更によって、加入率の増加があったのか。また、単位老人クラブの中には、その老人クラブ名を長寿会とか、鶴亀会とか、あけぼの会とか、いろんな呼び方をしているところもあるようですけれども、呼び名を変えてみるということで、加入率が増加するのではないかというふうに思われますけれども、この点はいかがでしょうか。
- 健康福祉部長(田代秀敏) 老人クラブの名称変更につきましてのお尋ねでございます。合併 前の指宿市にありましては、平成13年度、老人という呼び名に抵抗感があるといたしまして、 連合会からの強いご要望により老人クラブから高齢者クラブへと改称された経緯がございま す。その後、平成18年の指宿、山川、開聞の合併時におきまして、連合会の名称を決定する 際に,国,県では老人クラブの名称を使用していること,また,住民にも老人クラブの名称 が深く浸透していることに鑑み、老人クラブ連合会として発足し、現在に至っているところ でございます。会員数の増減でございますけれども、平成13年度以降の指宿地域の加入率に つきましては、わずかながら減少傾向が続いております。議員がお尋ねの名称変更による増 減、増えるのではないかという部分について、名称変更による会員確保への影響というのは なかったのではないかというふうに考えております。なお、各単位老人クラブの名称でござ いますけれども、指宿地域、山川地域では 長寿会, むつみ会, 老友会など、そ れぞれございます。また、開聞地域にございましては、 老人クラブというふうに使われ ているようでございます。それぞれの名称は、それぞれの単位老人クラブなり連合なりが自 主的に検討し、決定されているものと考えております。
- 9番議員(下川床泉) 人生の大先輩である老人クラブの方々が守ってくれた指宿の良い所や自然などは、私たちや子供たち、孫たちに引き継いでいかなければならないと思います。また、昔の遊びを今の子供たちに教えてくれる授業などもあるようでございます。老人クラブや親、子供たちによる三世代の取組など、例えば、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会など、有り難く思っているところでございますけれども、こういう三世代の取組としての状況はどうなのか。青少年健全育成のためにも老人クラブの役割は大きいと思うのですけれども、どのようになっているのかをお尋ねをします。
- 健康福祉部長(田代秀敏) 老人クラブ、それから、地域の中での子供会、そういうのを含めての活動についてということでございました。老人クラブにつきましては、基本的には、健康、友愛、奉仕、これが全国の三大運動のテーマでございます。健康づくり、介護予防活動

をはじめとする多彩な活動を展開し、高齢者の仲間づくりを進めておられます。本市におけます各単位老人クラブの活動内容から、地域に根ざした活動状況を申し上げますと、孤独死防止のための見守り活動である訪問活動を行っているクラブが36クラブ、それから、神社、墓地、公民館などの清掃奉仕活動が61クラブ、交通安全教室、安全パトロールなどの地域見守り活動が25クラブ、三世代グラウンドゴルフ大会、保育園等との交流など、高齢者以外の世代との交流活動が64クラブ、それから、郷土芸能の保存・継承・指導、そして門松づくりやしめ縄づくり、餅つきなど、地域文化の伝承・保存活動が51クラブとなっております。そのほかにも戦没者の慰霊祭や学校行事への協力・参加、それから、資源ごみ回収の分別指導などの活動を通じまして、地域に根ざした世代間交流が行われていると思っているところでございます。

- 9番議員 (下川床泉) そのような様々な活動を通して、地域に貢献をしている老人クラブが減少気味だということは、非常に残念なわけでございますけれども、現在、老人クラブが活動していくうえで、市の補助金が数年前に比べると減っているような感じがいたしますけれども、十分な活動補助金が必要だと思いますけれども、財政的にはどのように考えるのかをお尋ねをいたします。
- 健康福祉部長 (田代秀敏) 各単位老人クラブ、また、老人クラブ連合会への活動支援という 部分でございます。地方自治体についても非常に厳しい財政状況でございますけれども、今 議員がおっしゃいましたように、数年前に比べて現在の状況はどうかということでございます。平成19年度から本年度まで、連合会に年間152万4千円、それから、各単位老人クラブに 年間4万2,660円の総額約494万円の同額を交付、措置いたしております。各世代が融合する 活動などを通じまして、世代間の交流や地域の結びつきを深めていくことが、老人クラブの 活発化を促すものと思っております。市といたしましても、市の財政状況や他の団体とのバランス等を勘案しながら、老人クラブ活動に対する補助金を通じまして、側面より支援してまいりたいと考えているところでございます。
- 9番議員(下川床泉) その老人クラブが少なくなってきた理由を、先ほどお尋ねをいたしましたけれども、役員のなり手がなくて、また、総会資料を作ることができなくて、パソコンができないとか、そういう理由もあるでしょうし、また、会計や書記ができないということなど、様々な理由で解散をしている、若しくは休止をしているということでございました。でれば、そういうことを補助できる体制づくりが必要だというふうに私は思います。これを行政の方で補助してくれということではないんですが、例えば、公民館活動の中で老人クラブというものは結成をされているというふうに思いますので、公務員の役員がそういう総会資料作りとか、会計、書記の役割を担うなどのサポートができるように、公民館の役員の方々にそういうことの役割ができるように、行政として公民館の方へお願いをすべきではないかと。このことが一番の組織強化対策だと思いますし、老人クラブの減少に歯止めをかける対

策だというふうに私は思っているところでございますので、そういうことを公民館等へお願いをする考えはないのかをお尋ねをいたします。

- 健康福祉部長(田代秀敏) 老人クラブの事務的な部分、要するに、役員のなり手の部分とい うことで、それに対する共助的なご支援という部分をどういうところから、どういうところ にお願いするかということでございました。行政の方からストレートでそれぞれの団体につ いてこうしなさいということはなかなか言いづらいというふうに考えております。先ほども 答弁の中で申しましたけれども,本年度,田之畑,大当,湊南の老人クラブが,役員のなり 手等がないということで活動を休止されております。役員になりたがらないというのは、会 議出席が増える、それから、総会資料など、事務が煩わしなどの理由と伺っておりますが、 老人クラブの総会資料等の状況は、パソコンやワープロの作成ではなく、ほとんど手書きの ものでございます。老人クラブというものにつきましては、地縁の団体、地域の自主的な団 体であろうと思います。同じ地区の仲間同士ですので,資料等につきましてもあまり難しく 考えなくてもよろしいのではないかというふうに考えているところです。例ですけれども、 ある地域では新規加入者、若い会員が会長を務めるなど、役員や後継者育成の工夫をしてい る団体等もございます。したがいまして、自分たちのできる範囲、そして足りない部分につ きましては地区の公民館の中でご協議をしていただき、地域の協力をもらいながら、老人ク ラブの組織の存続活動継続に向けた体制を構築していただければなというふうに願っている ところでございます。
- 9番議員 (下川床泉) 次に、防犯組合の運営についてをお尋ねをいたします。父親の役割が増えてきたというふうに思います。大事なことだと考えますが、防犯組合は正に父親が活動をする場でございます。そういう意味で、防犯組合の活動内容はどうなのか。また、防犯組合の年齢制限などはどうなっているのかをお尋ねをいたします。
- 総務部長(秋元剛) 防犯組合の活動内容並びにその年齢制限などについてのお尋ねでございましたが、まず、防犯組合の活動状況につきましては、4月1日の統合前の状況でお答えをしたいと思います。防犯組合の活動は、指宿市防犯組合連絡協議会の組織としての活動、校区防犯組合の活動及び地区防犯組合の活動があります。指宿市防犯組合連絡協議会の活動といたしましては、温泉祭りの際の防犯補導、救急・防災総合訓練への参加、防犯綱引き大会への参加、全国地域安全運動期間中における防犯診断及び広報活動、防犯ソフトボール大会の開催、年末年始の地域安全運動などであります。校区防犯組合では、地区防犯組合の連絡調整のほか、校区内の草刈等の美化活動、防犯看板の設置などが行われております。また、地区防犯組合は、地区内の夜警、草刈・害虫駆除作業のほか、郷土芸能の保存、花見、夏祭り等の各種行事の中核的な活動を担っており、その果たす役割は非常に大きいものがあります。防犯組合の加入年齢についてですが、各地区に防犯組合が設立されたころは、50歳の退会年齢を設けていたところが多かったようですが、その後、年齢制限が引き上げられ、60歳にし

- ているところや年齢制限を設けてないところ、それぞれのようでございます。
- 9番議員 (下川床泉) 私はかねてから防犯組合活動が盛んな地域ほど、公民館活動も盛んであると、防犯組合活動が盛んなところは P T A 活動、子供会活動も盛んであるといつも言っておりますけれども、行政としてその認識はどうなのかお尋ねをいたしたいと思います。
- 総務部長(秋元剛) 防犯組合は、PTA,老人クラブ等とともに地区公民館の組織の中に位置付けられ、地区公民館行事の中核的な活動を担っております。防犯組合の活動が盛んなところは、公民館活動も盛んなようであります。
- 9番議員(下川床泉) そうしますと、子供会とかPTAなどの活動というのは母親が中心になっているようですが、それでもやはり父親の役割、防犯組合員の役割は大きいというふうに思います。防犯組合のない組織、防犯組合の組織がない地域ですね、防犯組合の組織がない地域は、公民館活動が少し低迷をするという感じもいたしますので、この防犯組合の組織がない地域の対策はどのように考えているのかをお尋ねをいたします。
- 総務部長(秋元剛) 指宿地域6校区の防犯組合に参加していない地区では、防犯組合の活動とほぼ同様な活動を実施している青壮年会が地区公民館の中に組織されております。青壮年会が組織されていない地区では、市内全域の各小・中学校、PTAに組織されてきたおやじの会で小・中学校の樹木剪定等の環境整備、門松づくり、夜間補導、情報交換会などの諸活動に参加しているようであります。また、開聞地域におきましては、青色回転灯を装備した車両でパトロールを実施する青パト隊が平成18年に結成され、同年9月から子供たちの下校時間にあわせて防犯パトロールを実施しております。このように防犯組合という名称ではありませんが、各地域、各地区において、地域安全運動や青少年健全育成の諸活動等に努めていただいております。
- 9番議員 (下川床泉) 青壮年会とかおやじの会とか、青パト隊ということで活動をしている ということでもございました。一方、地域防災組織というものがあると思いますけれども、 これとの関連はどのようになっているかお尋ねいたします。
- 総務部長(秋元剛) 市内各地域の自主防災組織は、平成21年4月時点で、指宿地域が地区単位で87地区中72地区、山川地域が区単位で全区の10区、開聞地域が区単位で3区と十町東部、十町西部に、合計で87の自主防災組織の数となっております。この自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの自主的な防災組織として、自治公民館等の自治組織の活動の一環として結成されているものであります。防犯組合、青壮年会等の名称は違いますが、自治公民館組織の中で重要な役割を担っていることから、救急・防災総合訓練等にも参加していただいております。
- 9番議員 (下川床泉) ありがとうございます。防犯組合につきましては、今現在、指宿地域では74団体、5,500人の活動をしているということでございましたけれども、それでは、山川地域、開聞地域にもこういう形での防犯組合という組織を結成をすると、すべきではない

のかというふうに私は考えておりますけれども,山川地域,開聞地域へはどのような考え方となっているのかお尋ねをいたしたいと思います。

- 総務部長(秋元剛) 指宿地区防犯協会は、地域安全運動や青少年の健全育成についての諸施 策等を効果的に推進するため、指宿地域、山川地域及び開聞地域に、それぞれ地域安全モニ ター等を置いて活動しておりますが、平成21年4月からは、指宿地域の6小学校区の防犯組合 も地区防の構成団体として活動することになりました。また、開聞地域の2小学校区におい て、防犯パトロールを実施している川尻地域安全パトロール隊や、開聞防犯パトロール隊も 結成後、地区防の構成団体として活動をしております。名称は異なりますが、各地域で同様 な趣旨で活動している団体が、この4月1日に大同団結いたしましたので、地区防としても組 織充実のために、様々な工夫が今後なされていくものと思っております。
- 9番議員 (下川床泉) 是非、校区ごとのそういう防犯パトロール隊というものが結成をされているようですので、後は公民館ごとにですね、あったらいいなと私は思うところでございますので、また今後検討していただければなと思います。

それでは、各種団体の運営についてお尋ねをいたしますが、先ほど、助成金制度を創設できないかということでお尋ねをいたしましたところ、指宿市提案公募型補助事業で対応を取ってほしいという答弁でございました。それでは、この市の提案公募型補助事業は、今年度の件数と実績というのは、実績も併せてお尋ねいたしたいと思いますけれども、この事業のですね、拡大、増額についてはどのように考えていらっしゃるのかをお尋ねをいたします。

市民生活部長(新村光司) 提案公募型補助事業の申込件数と実績、そしてまた、この補助事 業の拡大増額についてはどのように考えているかといったお尋ねでございます。平成20年度 につきましては、20団体から23事業の応募があり、事業の公益性や補助金を交付することの 妥当性について、慎重に審査を行った結果、16事業を採択し、事業を実施していただきまし た。補助金額につきましては、事業実施後に提出された実績報告書を精査し、総額で425万4 千円を補助したところでございます。同様に、平成21年度につきましては、15団体から16事 業の応募があり、11事業を採択、補助金交付予定額は290万6千円となっております。今後、 本事業が更に広く市民に浸透し、多くの市民団体から様々な提案をいただき、市民と行政と の協働のまちづくりが推進されるよう、周知・広報に努めてまいりたいと考えております。 また、実施した事業の評価や成果などについて検証を行うため、成果報告会を実施し、団体 間や行政との意見交換、情報交換を行う予定でありますが、この成果報告会につきましては、 実施団体と行政職員だけではなく,市民の皆さんにも呼びかけて参加いただくことで,事業 の趣旨や団体の活動について知っていただき,意識醸成を図る場にしたいと考えているとこ ろでございます。なお、補助事業の拡大につきましては、本年度の応募件数が初年度に比べ 減ったことや、地域あるいは事業内容に偏りがあることから、募集方法や回数、そしてまた、 審査方法などの制度自体の見直しも含めた検討を行うとともに、職員にも十分に説明し、行

政側から団体へ活用について積極的にアプローチするなど、まちづくりや地域課題の解決に 主体的に取り組む機運が醸成されるよう、本事業の推進を図ってまいりたいと考えておりま す。

- 9番議員(下川床泉) これは先日同僚議員の方からも質問があったことでございますけれども、その答弁によりますと、今年度450万円を予定しておりましたけれども、結局、11件の2 90万円だったということでございました。結局、予算としては290万円で上がってきたわけですけれども、行政として思っていたのは450万円ぐらいだったのかなというふうに思われますが、そうであればですね、450万円を、一応、予算として上げていただいて、当初の申込みの11件290万円はそれでスタートいたしますが、残りの分、160万円をですね、行事を終わった時点で、終わった時点で、私たちはこういう事業をいたしました。公益性とか、いろいろと勘案をしていただいて、私たちにも終わった後、事後の活動実績に応じたそういう支給はできないのかということで提案をしたいところでございます。これは先ほども言いましたとおり、体協の方ではですね、各種スポーツ団体にはプールしたお金を活動実績に応じて分配をしているわけですね。そういうことができるようなシステムが必要なのではないかなというふうに思うわけでございますので、よろしく答弁いただきたいと思います。
- 市民生活部長(新村光司) 平成21年度の予算については450万円計上しているところでございまして、これについて、21年度指宿市行政評価委員会で採択された件数が11事業、そしてまた、290万6千円と採択額はなっているところでございます。この事業につきましては、もう既に21年度については決定しているところでございまして、この次からは22年度の採択に向けてですね、取り組んでいかなければならないところでございまして、それを予算が残っているからということにはならないと思っております。以上です。
- 9番議員(下川床泉) そうなんです、もう予算がないので、そういう話は、話にもならないということになるわけですので、21年度はもうしょうがないのでこのままいっていただきますが、22年度以降の考え方としてですね、提案公募型補助事業の予算を、例えば、450万でつくるのであれば、事前申し込みの部分が290万だったら、残りの160万円をそういうこと等に使えるような体制づくりはできないのかということでの提案なわけでございますので、例えば、そういう提案公募型補助事業を年度内にもう一回やるとかいう提案もございましたので、そういうことと含めてですね、検討してもらえればなというふうに思います。

次の方に入りますが、共同事務所設置についてお尋ねをいたしたいと思います。いろいろな各種団体がですね、いつでも何時でも集まれる場所があればいいのになと、集まる場所、会議を開く場所、資料整理をする場所がなくて、非常に困っているという団体もたくさんございます。私は、合庁がですね、21年度で南薩事務所と南薩合庁ということで一緒になるということですので、少し部屋が空くのではないかなというふうに思っておりますので、この合庁などを活用をいたしまして、市が借り上げて、電話とか、ファクスとか、コピー機とか、

輪転機とか必要なのは、事務機器はございますけれども、そういう方々にお貸しができる共同事務所を設置してほしいと思うわけでございますが、もし、合庁が無理な場合にはそのほかの場所で、どこかできるような場所があればですね、有り難いなと思うんですけれども、そういう共同事務所を設置をする考えについてお尋ねをいたしたいと思います。

- 市民生活部長(新村光司) 事務所を持たず困っている団体のために、共同事務所を設置でき ないかといったお尋ねでございますけれども、それぞれの団体が活動していく上で、打合わ せや会議の開催,資料作成,あるいは資料整理をするための事務所は,当然必要であろうと 認識しているところでございます。今後ますます進展する少子高齢化や地方分権及び厳しい 財政状況など、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するためには、あらゆる分野 において、行政のみでなく、様々な主体が協働して地域課題を解決する仕組みづくりが求め られております。幸い、本市におきましては、ボランティアやNPO等の市民団体も数多く 組織され、各種活動を主体的に行っていただいているところでありますが、中には議員ご指 摘のように、団体としての事務所がなく、不便を感じているケースもあろうかと思われます。 ご質問の共同事務所として利用するため、南薩地域振興局指宿庁舎を借り上げることにつき ましては、平成22年度以降も保健所並びに農林水産部及び建設部の駐在所としての一部の業 務が残される予定であります。したがいまして、庁舎の保安管理上の問題はもとより、事務 所としての利用時間の調整や、書類・備品等の管理体制など、具体的な課題もあり、現状で は難しいのではないかと考えているところでございます。そこで、会議等の開催や資料作成 の場所としまして、当面は中央公民館や各校区公民館を初めとする公共施設を積極的に利用 していただきたいと考えているところであります。今後、共生・協働のまちづくりを総合的 に推進していくため、その担い手となるボランティアやNPO等の育成・支援策についても 検討する過程において、団体や個人が必要な時に自由に使える共用スペース等についても、 併せて検討してまいりたいと考えております。
- 9番議員(下川床泉) 是非,共同事務所ということでの積極的な現状をお願いをしたいなと思うところでございます。共同事務所が設置ができますと、今度はですね、共同事務局員という方が配置されることによってですね、総会資料を作ったり、定例会の連絡などをしていただけるわけなんです。今現在、各種団体事務局員、事務員という方がいらっしゃらなくて、なかなか厳しい面もあるということがありますので、共同で事務局員がいれば有り難いと思うわけですけれども、その配置については行政として援助はできないのかお尋ねをいたします。
- 市民生活部長(新村光司) 各種団体における総会資料等の資料作成や、事務連絡を行うための共同事務局員を配置できないかといったお尋ねでございますが、ボランティアやNPO等の団体は、基本的には、自主性・主体性のもとに自立した活動を行いながら、当該団体を運営していくことが望まれます。仮に、共同事務局員を配置した場合、それぞれ設立の趣旨や

活動の目的が異なる各種団体の資料を作成したり、事務連絡等を行うことが当該団体にとって一見便利でも有り難い制度とも言えますが、反面、団体の自主性や主体性を損なわせ、将来的にも自立した運営が望めないことが懸念されます。このようなことから、基本的には、それぞれの団体において資料作成や事務連絡など、事務局としての機能を担えるよう、人材の育成に努めていただきたいと考えているところでございます。

- 9番議員(下川床泉) 社会教育関係団体とかをはじめ、行政から補助金をもらって活動している団体もありますし、全然援助がもらえない団体もあるわけでございます。将来的にはいるいろな団体がですね、民間団体がお金を出し合って、少しずつ出し合って共同して事務所を借りる、共同して事務員を雇うというような形も出てくるのではないかなというふうに私は、将来的にですね、思っているところでもございます。そういう意味で、将来的にですね、そういう団体に、そういう事務局員への援助、それから、共同事務所、家賃としての援助、そういうことも将来的には考えていくことによって、各種補助団体への補助金等もですね、少しずつ下げながら、そういう共同事務員を雇うことによって、補助金のカット等もできていくのではないかなということも、将来的には思ってはおりますけれども、そのような考え方というものはないのかお尋ねをいたしたいと思います。
- 市民生活部長(新村光司) 先ほども申し上げましたとおり、ボランティアやNPO等の団体は、基本的には、自主性、そして主体性のもと、自立した活動を行いながら、当該団体を運営していくことが望ましい姿であろうと認識しているところであります。したがいまして、複数の団体が資金を拠出しあって、共同事務局員を雇用した場合における市の助成につきましては、現在のところ考えていないところでございます。今後、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するための市の基本的な考え方について、今議会で補正をお願いいたしております市民代表で組織するパートナーシップ推進市民会議の委員の皆様はじめ、幅広い市民の皆様のご意見を賜りながら、調査、検討をいたしまして、本市における協働のまちづくり指針として取りまとめて策定する予定であります。その過程において、共生協働のまちづくりの担い手であるボランティアやNPO等の育成・支援策について、他市との状況等も参考にしながら検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

議長 (新宮領進) これにて、一般質問を終結いたします。

散会

議長 (新宮領進) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長新宮領進

議員 東 伸行

議員 松下喜久雄

第2回指宿市議会定例会会議録

平成21年6月22日午前10時 開議

1.	議事日程		
	日程第1	会議録署名詞	議員の指名
	日程第2	議案第57号	指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
	日程第3	議案第58号	指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につ
			いて
	日程第4	議案第59号	指宿市立山川小学校図書等購入基金条例の廃止について
	日程第5	議案第60号	指宿市ヘルシービレッジ宿泊施設条例の廃止について
	日程第6	議案第61号	指宿市ヘルシーランド条例の一部改正について
	日程第7	議案第62号	平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第3号) について
	日程第8	議案第63号	平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算 (第1号) につい
			τ
	日程第9	議案第64号	平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算 (第1号) につい
			τ
	日程第10	審査を終了し	った請願 (請願第2号)
	日程第11	閉会中の継続	売審査について (請願第1号・第3号, 陳情第1号・第2号)
	日程第12	意見書案第	1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 (案)
	日程第13	意見書案第2	2号 教育予算確保に関する意見書 (案)
	日程第14	決議案第1号	号 振り込め詐欺撲滅に関する決議 (案)
	日程第15	議員派遣の係	‡
	日程第16	農業委員会委	受員の推薦について
	日程第17	鹿児島県後期	明高齢者医療広域連合議会議員の選挙
1.	本日の会議に何	付した事件	
	議事日程のの	とおり	

1	111	席議員
		14 華目
	ш	ᄁᄓᄧᇲᆽ

1番議員	下柳田	下柳田 賢 次		2番議員	中	村	洋 幸
3番議員	東	伸	行	5番議員	松	下	喜久雄
6番議員	濵 﨑	里	志	7番議員	前	田	猛
8番議員	横山		豊	9番議員	下川	川床	泉

10番議員	前	原	六	則	11番議員	岩	﨑	亥王	三郎
12番議員	福	永	德	郎	13番議員	吉	村	重	則
14番議員	髙	橋	Ξ	樹	15番議員	前え	と園	正	和
16番議員	大	保	Ξ	郎	17番議員	新丿	川床	金	春
18番議員	高	田	チョ	∃子	19番議員	物	袋	昭	弘
20番議員	田	中	健	_	21番議員	木	原	繁	昭
22番議員	新語	宮領		進	23番議員	小日	日日	郁	雄
24番議員	六月	反園		弘	25番議員	森		時	徳
26番議員	新	村	降	男					

1. 欠席議員

4番議員 竹山隆志

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市		長	田原	兒迫		要	副	Ħ	5	長	鶴	窪	吉	英
教	育	長	田	中	民	也	総	務	部	長	秋	元		剛
市	民生活部	長	新	村	光	司	健	康福	祉部	長	田	代	秀	敏
産	業振興部	長	井	元	清/	刨	建	設	部	長	吉	永	哲	郎
教	育部	長	屋	代	和	雄	Щ	川支	医所	長	岩	﨑	三=	F夫
開	聞支所	長	吉	井	敏	和	総	務	課	長	渡	瀬	貴	久
企	画課	長	髙	野	重	夫	財	政	課	長	富	永	信	_
市	民協働課	長	上	村	公	徳	長	寿介	護課	長	迫	田	福	幸
観	光課	長	大岩	古		稔	建	設監	理課	長	石		_	行
水	道課	長	大	道	武	雄								

1. 職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長 増 元 順 一 次長兼議事係長 福 山 一 幸

 主幹兼調査管理係長 上 田 薫 議 事 係 主 査 宮 﨑 勝 広

 議 事 係 主 査 濵 上 和 也

開 議

議長 (新宮領進) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(新宮領進) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において濵崎里志議員及び 前田猛議員を指名いたします。

議案第57号 (委員長報告,質疑,討論,表決)

議長 (新宮領進) 次は、日程第2、議案第57号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更に ついてを議題といたします。

本案は、総務委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長(前田猛) おはようございます。総務委員会に付託されました議案第57号,指宿 市過疎地域自立促進計画の一部変更についての審査の経過と結果についてご報告申し上げま す。

要旨につきましては,既に提案理由の説明がなされておりますので,省略させていただき ます。

本委員会は、去る6月3日に委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました 結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

市道延長の増減がなぜあるのですかとの質疑に対し、工事が済んで実測をした時に、このような増減が出てきているものですとの答弁でした。二本松迫線が24.4%も減になっているのですが、最初の計画が間違っていたのですかとの質疑に対し、平成18年から20年度の計画で、当初、地域要望により、大牟礼潟口線から平和通り線までの250mということで計画いたしましたが、再度、地区との協議を行った結果、路面の損傷が激しく、側溝が不備である箇所が優先的に整備するということで計画変更をして、全体計画延長を189mとし、事業効果の増大及び環境整備の早期改善を図ったものですとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

議案第58号及び議案第59号 (委員長報告,質疑,討論,表決)

議長(新宮領進) 次は、日程第3、議案第58号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する 条例の一部改正について及び日程第4、議案第59号、指宿市立山川小学校図書等購入基金条 例の廃止についての2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長 の報告を求めます。

文教厚生委員長(松下喜久雄) 文教厚生委員会に付託になりました議案第58号,指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について及び議案第59号,指宿市立山川小学校図書等購入基金条例の廃止についての2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただき ます。

本委員会は、去る6月4日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第58号及び議案第59号の2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第58号について、現時点で指宿市内に該当するような事例はあるのですかとの 質疑に対し、鹿児島県にはありませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第59号について、野元さんの意向は、母校である山川小学校の図書を充実してほしいということなので、山川小学校に所有する図書の58%がこれによるとなれば、山川小学校を充実するというより、図書に係る市費の代替となると思いますがとの質疑に対し、図書購入費については、交付金に基づき全学校均等に配分しており、寄附金による図書購入費は山川小学校のみに配分しています。図書室のスペースにより、前の分を廃棄しなければな

らず、58%になっています。山川小学校の蔵書率は、標準からすると152%となっており、 市の均等配分以外に上乗せして配当していますとの答弁でした。意見はありませんでした。 以上で、報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。 これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号及び議案第59号の2議案は、原案のとおり可決されました。

議案第60号及び議案第61号 (委員長報告,質疑,討論,表決)

議長(新宮領進) 次は、日程第5、議案第60号、指宿市ヘルシービレッジ宿泊施設条例の廃止について及び日程第6、議案第61号、指宿市ヘルシーランド条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業経済委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業経済委員長 の報告を求めます。

産業経済委員長 (大保三郎) おはようございます。産業経済委員会へ付託されました議案第60号, 指宿市ヘルシービレッジ宿泊施設条例の廃止について及び議案第61号, 指宿市ヘルシーランド条例の一部改正についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては,既に提案理由の説明がなされておりますので,省略させていただき ます。

本委員会は、去る6月5日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第60号については全員一致を持って原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第61号については、反対討論として、18年、19年、20年度の収支決算を見ると、かなりの黒字と思われる部分があります。本社管理料とは何なのか、いろんな答弁もありましたけれども、これを黒字の部分と解釈いたします。よって、黒字であるのに値上げするのは反対ですというものと、フリーパス券の半数以上は65歳以上のお年寄りが利用していますが、

近隣の温泉施設より安いという理由で値上げを提案しているわけですけれども、これまでの 収支決算からも大幅な黒字になっている。また、市民の福祉向上という立場からも値上げを すべきではないということから反対討論といたしますというものがあり、起立採決の結果、 起立なしで否決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第60号について、補修をすると多額の費用が掛かるということですが、幾ら掛かる見込みですかとの質疑に対し、建物改修及び雨水排水施設の工事などで400万円、温泉掘削工事で約1,000万円の合計1,400万円程度掛かる見込みですとの答弁でした。設備の修理をして、募集の検討はなされなかったのですかとの質疑に対し、検討していませんとの答弁でした。条例を廃止した場合、今後の施設利用はどうするのですかとの質疑に対し、同様の民間施設が出来ており、民業圧迫という点も考慮し、多額の費用を投じて経営を続けることより、条例を廃止して最終的には売却も視野に入れながら、今後進めていきますとの答弁でした。補助金適化法は問題ないのですかとの質疑に対し、補助金適化法に触れることはないと認識していますとの答弁でした。

意見として、使用しないのであれば、なるべくいい方向に進めて、早く結果を出すように お願いしたいというものがありました。

次に、議案第61号について、提案理由に近隣の市と均衡を図るためとありますが、どうい う意味なのですかとの質疑に対し、南さつま市、南九州市にある施設を拝見しましたところ、 半年間フリーパスに大きな差があり、これをできるだけ近づけて、指定管理者を選考する際 の資料にしたいと思って行いましたとの答弁でした。市民サービスということは考えられな かったのですかとの質疑に対し、市民サービスは当然考えなければなりませんが、指定管理 料も年間2,500万円払っていますし、市民の皆様方にも応分の負担をお願いしたいと思った ところですとの答弁でした。大人のプール、入浴年間券160人のうち50%の82人が老人で、 値上げが6千円ですが,年金生活者が多いと思います。旧山川町がこれを造った時の目的は 何だったのですか。執行部としてそういうことも考慮されたのですかとの質疑に対し,公共 の福祉のためという目的で造られていますとの答弁でした。ヘルシーランド条例の第1条に、 都市と農村の交流を促進し、地域住民の健康増進とうたってあるのですが、地域住民に負担 をかける収支決算書は赤字ではない。隣接の市との均衡を図るためとあるのですけれども、 入浴者数は年々減っています。改定後の入浴者数をどのぐらい減と見て計算されたのですか との質疑に対し、平成20年度を維持するという形で積算していますとの答弁でした。レジャー センターの改定等はどうなっているのですか。近隣の均衡を図る前に,そこらも検討すべき ではなかったのですかとの質疑に対し、次の指定管理に向けての料金改正ですが、指定管理 者制度を導入していませんので,今後,検討していきたいと思っていますとの答弁でした。 現在の指定管理者の経営状態の評価をどのように考えているのですかとの質疑に対し、収支

決算書を見れば、経営状態はいいと見ていますが、本社管理費に該当する分が1,000万円、 これが多いのか少ないのか、経営者の判断だと思っていますとの答弁でした。この値上げに ついて、指定管理者から申し入れがあったのですかとの質疑に対し、今の指定管理者は今年 度で切れるわけですが、要望があったことは確かですとの答弁でした。支出の本社管理費は、 ヘルシーランドの人件費なのですか、光熱費も含まれているのですかとの質疑に対し、人件 費には18人の賃金が計上されています。本社管理費には本社からの出張とか,向こうでやる 事務に該当する費用などになるかと判断していますとの答弁でした。使用料金改正案の改正 前と改正後を見ると,約400万円上がると試算しているようですが,指定管理料を下げるつ もりですかとの質疑に対し、公募をかけて選定していくわけですが、できれば下げたい方向 で考えていますとの答弁でした。公募する時に指定管理料を下げて、一方では入浴料を上げ るということは、市民に対して負担を求めるということではないのですかとの質疑に対し、 そういうことになろうかと思いますとの答弁でした。黒字なのにどういうことで上げたので すかとの質疑に対し、指定管理者とは、これから3年間契約をするということになりますの で、このタイミングでなければ市民へ周知もできないということと、近隣の市とも差がある ことから、3年後のことを考え、この時点で上げるのがベターだということでお願いしてい るところですとの答弁でした。黒字なのに何で上げる必要があるのですかとの質疑に対し、 全体の収入に対して大きな黒字なのか、小さな黒字なのかというところについては、その経 営者の感覚があるので、黒字の幅は推し量れないところがあると感じていますとの答弁でし た。19年度は1,000万円からの黒字,20年度も約900万円の黒字を出していますが,なぜ指定 管理者の利益を考えて値上げをするのですかとの質疑に対し,本社管理費がどれぐらいあれ ばいいのかということについては、なかなか推し量れないところがありますとの答弁でした。 指定管理者制度にしてから、ヘルシーランドのサービスはどうなりましたかとの質疑に対し、 指定管理の前と向上はしても低下はしていないと認識していますとの答弁でした。サービス の向上があったということですが、指定管理者になって修理が一向にされず、張り紙も多く なりました。寒い時期に窓も閉まらず,テレビもぼやけて分からない。サービスの向上があっ たのですかとの質疑に対し、委員ご指摘のこともありますので、そういうふうにならないよ うに指導していきたいと思いますとの答弁でした。夏場に10時ごろまで営業できないのです かとの質疑に対し、条例で規定されていますので、条例を変えないとできないと認識してい ますとの答弁でした。市内の民間風呂との関係はどうなのですかとの質疑に対し、摺ケ浜の 元湯が300円、岩本漁協の所にあるもの300円、こころの湯は650円となっていますとの答弁 でした。区営とか、村之湯など、昔からの温泉と対比した場合はどうなのですかとの質疑に 対し,銭湯の協定値段は250円となっているようですとの答弁でした。意見はありませんで した。

以上で、報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 前之園正和議員。

15番議員(前之園正和) 議案第61号について伺いますが、ただいま委員長報告がなされた わけですが、ちょっと早かったので確認の意味で伺います。値上げをすることによって市民 福祉の後退になるのではないかといった趣旨の質疑があったということでした。それに対し て、そういうことになるのではないかと思うといった趣旨の答弁があったというふうに聞こ えたんですが、そういうことでよかったでしょうか。

産業経済委員長(大保三郎) そのとおりでございます。

15番議員(前之園正和) ということは、重ねてになりますが、議案提出した執行部の方も 福祉の後退になるということは十分認識されているということでよろしいわけですね。

産業経済委員長(大保三郎) 執行部の方の意向は私は分かりません。

15番議員(前之園正和) 質疑があって、答弁があった内容からすると、執行部の方は福祉 の後退になるというふうに答弁されたというのは事実ということでよろしいわけですね。

産業経済委員長(大保三郎) 委員会の時はそういう答弁でした。

議長 (新宮領進) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。 これより、討論に入ります。

まず、議案第60号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。 これより、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号について討論に入ります。

討論の通告がありますので,発言を許可いたします。

吉村重則議員。

13番議員(吉村重則) 議案第61号,指宿市ヘルシーランド条例の一部改正に反対する立場から討論いたします。この改正は、大人の大浴場の入浴料を300円を330円に、回数券を3千

円を3,300円に、年間フリーパス券の大浴場・温水プールの部が2万2千円を2万7千円に、大浴場・温水プール・トレーニングルームの部を2万4千円を3万円に、半年間フリーパス券の大浴場・温水プールの分を1万2千円を1万5千円に、大浴場・温水プール・トレーニングルームの部を1万3千円を1万6千円に改め、子供についても料金に応じて改めるものであります。旧山川町時代に福祉施設として健康増進、健康維持、お年寄りの交流の場として設置されています。年間フリーパス券の大浴場・温水プールの部、半数以上が65歳以上の方が利用しており、そのためにバスも運行されております。また、水道料金の値上げや国保の値上げなど、負担が限界にきており、値上げをすれば利用者が減少する懸念があり、悪循環を招く恐れがあります。以上の理由で反対討論といたします。

議長 (新宮領進) 以上で、通告による討論は終了いたしました。 ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 小田口郁雄議員。

23番議員(小田口郁雄) 議案第61号について, 賛成の立場から討論をいたします。議案が 出たときにはですね、私は反対だという思いでいたんですが、先日現場を見に行き、支配人 等とも3時間ぐらいいろいろ話をする中で、何とかせんないかんという思いから討論をさせ ていただきたいと思います。ヘルシーランドは、都市と農村の交流を推進し、地域住民の健 康増進及び観光の振興と活性化を図るため、総額で約24億円を費やし、平成11年に温泉保養 館が平成14年に露天風呂が完成いたしています。経営につきましては,平成18年度までは直 営で市が運営していましたが、平成19年度からは指定管理者制度を導入し、平成22年3月末 まで株式会社サンマーチが運営を行っているところであります。今回の条例改正案は、平成 22年4月から次の指定管理者を公募により選定するための仕様書を作成するにあたり条件を 整理しようとする意図があると聞いています。ヘルシーランドの収支状況を見てみますと、 本社管理費としている剰余金と思われる本社管理費が19年度で約1,083万円,20年度で約892 万円あるようです。民間企業が運営する以上、利益を追求することは当然でありますが、こ の中には、法人市民税が本社における人件費、事務費等が含まれており、事業者としてのリ スクも加味された金額と推定されます。一方、市は、指定管理者に指定管理料を払って運営 をお願いしています。指定管理料は毎年2,560万9千円で、そのほかにも老朽化した施設の改 修に毎年300万円以上支出していますし、ヘルシーバスも運行していることから、約3,000万 円を投じている現状です。そういう状況下にあって、今後も多額の指定管理料を支払わなけ ればなりません。税収の増が見込まれない厳しい財政状況下にあって,次の3年間運営する 新たな指定管理者を選考するにあたって、できるだけ指定管理料の削減が図られる必要があ ります。以上のことから,議案第61号について,賛成の討論といたします。

議長(新宮領進) ほかにありませんか。

議長 (新宮領進) 新村隆男議員。

26番議員(新村隆男) 議案第61号,指宿市ヘルシーランド条例の一部改正について,反対 の討論を行います。議会外でいろいろ議員に対する一本釣りが行われているようでございま す。おそらくそういうことは、我々当委員会においてはなされなかった説明もるるされてい る状況にあると聞いています。議員の皆様の確固たる是は是、非は非で立ち向かっていって もらいたいと思います。次に,提案理由として近隣の類似施設との利用料金の均衡を図ると あるが、なぜ近隣と利用料金を同じにする必要があるのか、理解に苦しむ。また、当施設だ けを改定すると同様な施設のかいもんレジャーセンターとの格差が生じ、市民にどう説明す ればいいのか、説明がつきません。ヘルシーランドだけ30円値上げ、この前、利用者に事故 を起こしたかいもんレジャーセンターではそのまま300円、まずはそっちを先にを改定すべ きじゃないかと思います。また,平成22年3月をもって指定管理期間が満了とする施設の指 定管理者の公募を行うためとあるが、委員会に提出された収支決算を見ると、特に問題があ るとは思わない。なぜなら、平成19年度収入が1億2,766万6,523円、支出1億1,682万8,365円、 差し引き1,083万8,158円が本社管理として本社の方に上げられています。この本社管理費は 何かと委員会に問うても、説明ができない状態です。また、平成20年度1億2,580万4,102円 収入,支出が1億1,687万8,649円,差引892万5,453円が本社管理にうつされています。私は この本社管理が利益と理解します。指定管理者がマイナスであって、料金改定を要望された のであれば、考慮の余地はあると思います。市民にも利用者にも説明はできます。だが、現 状では説明ができません。なぜなら、平成19年度の本社管理費の内訳を見てみます。本社管 理費180万, 平成19年度です。その他の支出が903万8,158円です。平成20年度, 本社管理費8 28万円、その他の費用がたったの645万453円です。この800何万からの差は何なのか。64万5、 453円です。こういう大きな差額、これは何なのか。ただの単なる数字合わせではないかな と思っています。こういうことを我々は追及して聞いてみたんですが、本社管理費は本社で やることで,我々執行部では説明ができないというようなことでした。私は言います。値上 げして、幾らの利益がありますかと、現在、平成20年度、400万の上乗せがあると。その400 万の使途は指定管理者料金をマイナスされるんですか、今、委員長の報告があったように、 マイナスされて指定管理料が減るのですかと言ったら、それも分かりませんというような執 行部の答弁では、我々はこれに賛成することはできません。また、市民にも説明がつきませ ん。以上の理由から、私は、これに反対とします。なお、このヘルシーランドの目的は、先 も言われたとおり、都市と農村の交流を促し、地域住民の健康増進と明記してあります。料 金をするまえに利用客をどう増やすか、それが先決ではないかなと思っています。以上で、 討論を終わります。

議長 (新宮領進) ほかにありませんか。

議長 (新宮領進) 横山豊議員。

議案第61号について、賛成の立場で討論をいたします。本案に対する委 8番議員(横山豊) 員長の表決は全会一致で否決となっておりますが、その結果は私も十分尊重するものであり ますが、この議案は、行革推進施設サービスの維持、確保の観点から避けては通れない案件 だと私は思っています。まず、委員会の中では指定管理者が黒字であるということは、値上 げに反対という理由がありました。平成18年、市直営での負担は約3,400万程度ありました が、平成19年度以降の指定管理者制度の導入後は、指定管理料は2,500万を含むおおむね2,8 00万円程度になっております。その結果を見ると、指定管理者制度の導入効果は明らかであ りますが、指定管理者の経営努力によって約1,000万程度の黒字となっているものと思いま す。このことは、次回の契約においても指定管理料の大幅な値下げが希望されているところ でございますが、さらに、この温泉施設は築10年経過しております。今後は、メンテナンス においても多額の費用が予想されておりますが、サービスは高く負担は低くという議論はあ りますけれども、良質はサービス環境を維持する上では、多少の受益者の負担を経るのはや むを得ないと思っております。最大のサービスは、維持可能な施設の維持であるとともに、 また、このことが福祉の増進につながると思っております。使用料については、近隣類似の 施設等を参考にしたということもありましたが、約330円等に約30円程度上がるわけですけ ども、その料金の改定は、この施設の内容、サービスから見ても妥当であると考えています。 来年の指定管理者の契約を考えたときに,今の時点で改正を行わなければならないと思って おります。時期的にはこのタイミングが一番かというふうに思っております。以上で申し上 げますが,賛成の討論といたしますが,また,執行部におかれましては,委員会での説明に は十分な配慮をお願いしたいというふうに思っております。重ねてお願いしておきます。

議長 (新宮領進) ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 松下喜久雄議員。

5番議員(松下喜久雄) 議案第61号,指宿市ヘルシーランド条例の一部改正について,原案に対しまして賛成の立場から討論申し上げます。今回,産業経済委員会の皆さんが,全員一致をもって否決されました。このことに対しましては大変重く受け止めております。委員会の皆さんの厳粛な判断に対して異議を唱えることでの様々な問題点などについても熟考を重ねてまいりました。けれども、ようやく結論を得るにいたりましたので、あえて討論を行い、この議案に対する私自身の考え方をお示しをして、表決に向いたいと思っております。問題点を2点に絞り込まれると考えております。まず第1点目、改定される料金の額そのものについての妥当性についてであります。そもそも、公共施設料金の設定額は、採算性によるのでなく、市民の福祉サービスを提供するうえでの適正があるかどうかが問われると思っており

ます。その適正を求めるための指標として,県内の状況であるとか,類似団体の状況といっ たものを参考にしながら議論を進化させていくといったことが,これまでも行われてまいり ました。その点で、今回のヘルシーランドの料金改定を見てみますと、お隣の南九州市頴娃 町の中央温泉がちょうど類似の施設になると思うわけですけれども、現行330円、半年券2万 5千円、年間フリーパス券は設定されておりません。したがって、2万5千円掛ける2というこ とで5万円相当になるかと思います。ところがヘルシーランドにおきましては、改定後にお きまして当日券330円,半年券1万5千円,年間2万7千円ということのようでございます。当 日券は同額の設定になるわけですが、健康増進のために恒常的に利用される市民にとりまし ては、当日券での利用でなくフリーパス券での利用が大部分であろうと考えられますので、 ここの料金が比較して半年券で1万円安いわけです。また、年間券においては頴娃中央温泉 にはありませんので、先ほど申し上げました半年券の2枚分として5万円となります。これが ヘルシーランドの場合2万7千円になるわけですので、2万3千円安くなるということになるよ うでございます。このように類似施設との比較においては,多くを問題化するようなことで はないと考えております。したがって、料金改定における料金の額そのものについて、そう 多くの異論はないものと思うところでございます。二つ目の問題、料金改定によって、その 利益をどこが受け取るのかということであろうと考えております。現在の指定管理者は今年 度で契約切れとなりますので、近々、新たな公募が行われるはずですが、応募される団体が 指定管理委託金を提示する際の最も基本的で重要な参考資料となるのが現在の収支状況であ ります。18年公募の際の基準となったものが17年度の決算であったようでございます。現在 の管理者であるサンマーチの収支決算についても、他の団体の方々に全て公開されるわけで すので、ここに競争原理が作用するのは当然のことと思われます。したがいまして、そこか ら指定管理者への管理委託料が減額される道筋も生まれてくるものと考えております。また、 ご承知のように温泉施設のメンテナンスについては、老朽化するに従って多額の費用を要す るようになるということもありますので、今後、ヘルシーランドの施設維持費用については、 当然、増えてくることが考えられます。施設の維持費用等が増加傾向にある中で、どうして も利用者の負担を求めていかなければならない実情もあることを考えていかなければなりま せん。なお、執行部におきましては、今年度中に行われるヘルシーランドの指定管理者の公 募の際には、必ずや管理料の減額が図られるような対策を講ずべきであることを申し添えて 討論を終わります。

議長 (新宮領進) ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 前原六則議員。

10番議員(前原六則) 私は、議案第61号、指宿市ヘルシーランド条例一部改正について、 賛成の立場から行いたいと思います。委員会におきましては、全員一致をもって否決という

ことになりましたけれども、現在、ヘルシーランド運営については、指定管理者へ今年度3月までの委託契約料として2,506万9千円と50万円以上の修理費については、指定管理者との契約の上において、一般財源から持ち出しているわけでございます。ヘルシーランド施設も平成11年4月にオープンして以来10年を経過して、施設利用者から設備故障、改善に対する話をよく聞いております。したがいまして、これらの迅速な対応をするためには、一般財源を確保する必要があるわけですが、行政改革を行っている指宿市においては、今後考えられる施設管理費等の増加には、受益者負担による対処が考えられるところであります。また、近隣の施設と比較をよく言って反対討論などございますけれども、元湯とか、また、かいもんレジャーセンター、このような温泉浴場と比べた場合におきましては、多くの機能を持った同種浴場料金と比較しても、改定後の入浴料金が特段高くなるわけではないことと、20年度プール・浴場・大人年間利用券での入場者数の平均年間利用回数は、219.6回と推測されることから、20年度の1回当たりの金額は約100円であり、改正後の平均年間利用回数を20年度と同じ219.6回とすると、1回当たりの金額は約123円で、年間利用券としての価値恩恵は受けているものと思います。よって、妥当な改正ではないかと思い、議案第61号、指宿市へルシーランド条例の一部改正に賛成するものであります。

議長 (新宮領進) ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 前之園正和議員。

15番議員(前之園正和) 議案第61号に反対の討論を行います。通告はしてありませんで、 賛成の方,反対の方の主張するものを伺った上で,どうしてもというふうに思ったところで あります。行政が持つべき基本的な姿勢というのについては、いろいろ言われるわけですけ れども、その一つの大きなものに福祉の増進というのはいつもこれは言うわけですね。福祉 の増進のために行政の大きな力を発揮しなければならないということは言うわけです。とこ ろが委員長報告にもありましたように、値上げによってですね、福祉の後退になるのではな いかといった質疑があったときに、そのことについては福祉の後退になるという認識を十分 お持ちなんだなというふうに私は感じました。そしてまた、委員会での審査の中でも財政的 な問題として黒字じゃないかという話が出て審査されたようですが,財政的な裏付けと言い ますか、明らかになったのは黒字だということだけであって、詳しいところまで踏み込んで の質疑をしていけば、説明がつかないところに結局は到達をしたというのが委員会の審査の 中身として、また、討論の中でも出されました。それから、料金改定の額は問題じゃないん だというような賛成者の方のそういった趣旨の討論もあったわけですが,300円が330円にす るのか320円にするのか、額は問題じゃないんだということかなと私は感じたんですけれど も、であればですね、執行部として、あるいは我々議会としては、市民福祉の立場から上げ るのか上げないのかと、極力安くて市民に提供するという姿勢を持つのかどうかということ

が問われるんだと思うんですね。そういった意味からも、これは問題だというふうに思いま す。それから,施設の維持費に今後お金が掛かってくるんじゃないかということですが,こ れを言えばですね、全部そうなんですよね。また、仮に、そういうことがあったとしても、 普通ならば、維持費がこういうふうになって、あるいは財政的にも赤字になっていると、だ から忍びないけれども少し負担していただけないだろうかとくるのがですね、当然の道筋だ というふうに思うんです。その点からも、現在黒字という中で、将来は維持費が増えるとい う漠然たる思いでですね、この提案をしてきているのではないかというふうに思うわけです。 それから、もう一つ私は思うんですけれども、今回の議案でですね、ヘルシーランドが悪循 環になるのではないかという指摘もあったわけですけれども、それとの関係で思うんですが、 今回,議案第60号でヘルシービレッジの宿泊施設の条例の廃止というのが入っています。こ れは若干関係がある部分だけ述べさせていただきますが、以前は、指定管理ではなくてやっ ていたものをですね、同じ人に団体をつくる格好で指定管理者に委ねた。何も問題はないと ころにですね、私は本人とも直接話しましたけれども、やはり指定管理者になることによっ てですね、いろいろ悩みも増え、体も壊し、そして、結局は条例廃止という格好になってで すね、これまでうまくやっていたということは執行部も言ってたわけですから、うまくいっ てたものをですね、指定管理者にすることによって結局、私は、ヘルシービレッジの廃止に ですね、やっぱりつながっていったんじゃないかというふうに思っています。そのことも合 わせて言うならばですね、今回、このヘルシーランドの値上げというものもですね、いろい ろ利用者の減とか、そういったものも含めてですね、悪循環といったのは、そういう意味で はですね、本当にそうじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、指定管理者に対 する考えはいろいろありますけれども、今はそれを論議する場ではありませんけれどもです ね、どこから見ても、この値上げをする必要性はないというふうに感じますので、委員長報 告のとおりすべきだという立場で議案に反対いたします。

議長 (新宮領進) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第61号、指宿市ヘルシーランド条例の一部改正についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は否決であります。よって、原案についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (新宮領進) そのままでお願いします。

起立多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

議案第62号(委員長報告,質疑,討論,表決)

議長 (新宮領進) 次は、日程第7、議案第62号、平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第3号) についてを議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務委員 長の報告を求めます。

総務委員長 (前田猛) 総務委員会に分割付託になりました議案第62号,平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第3号) についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては,既に提案理由の説明がなされておりますので,省略させていただき ます。

本委員会は、去る6月3日委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

企画課所管分について、花木を植栽するということですが、種類は考えているのですかとの質疑に対し、鹿児島大学に知林ケ島及びその周辺地域に係る総合的生態系調査を行っていただき、いろいろ提言が行われていますが、最近は松くい虫に強い抵抗性の黒松も開発されていますし、基本的には知林ケ島の由来となった黒松の植栽とか、指宿の在来種の中から花木を選定するということですが、山桜、ヤブツバキ、スモモ、ヤマツツジ、ツワブキ、アジサイ、サツマノジギクというものを植栽できないかと考えています。知林ケ島は貴重な資源がある島ですので、その特徴を活かした形に配慮した植栽が必要であろうと考えていますとの答弁でした。6か月の雇用を見込んでいるということですが、どのような雇用になるのですかとの質疑に対し、夏は雑草の茂るのも早く、植物の植栽も夏から秋にかけて適期ですし、島を訪れる人も多いですので、それらに対する案内とか、安全対策、そういう面も考えて、夏の間の6か月間が適当ではないかと考えています。また、緊急雇用は期間が6か月間となっていますので、6か月間ということで考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長(松下喜久雄) 文教厚生委員会に分割付託になりました議案第62号,平成21年度指宿市一般会計補正予算(第3号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては,既に提案理由の説明がなされておりますので,省略させていただき ます。

本委員会は、去る6月4日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、昨年まで子ども映画祭 I Nいぶすきだったが、アジア映画祭ということで規模が拡大するととらえていますが、映画祭の日程、内容についてはどうなるのですかとの質疑に対し、12月5日を予定し、準備をしていますが、昨年度と異なる点は、ベトナム、ラオス、ミャンマー、タイ、カンボジアのメコン川流域の国々の子供たちが制作した作品を募集するとともに、約100名が映画祭開催に併せて指宿に来ます。また、昨年度から少し発展させた形で全国各地の幾つかの自治体で予選会が開催され、作品が本選の指宿に送って来るということになっています。20年度は1,471万円、21年度は1,693万2千円で、約220万円増額になっています。市の持ち出しは100万円という負担金の中でやっています。本年度分の文化庁事業費が1,693万2千円ですが、内示で、メコン5か国との交流レセプション、会場設営費675万円を外務省が直接支払うということです。協賛金も500万円頂けるということで、それらを含めて3,100万円程度の事業費となっていますとの答弁でした。映画祭に関して、上映期間における指宿市の児童、生徒への啓発等は、どのように考えていますかとの質疑に対し、本選の12月5日までの間に、夏休みを中心に、昨年よりも多く市内の学校を廻って、映画作品の製作講座を行い、県内5か所の地点でも行います。当日は、昨年度よりも子供たちの参加を増やそうということで、計画している段階ですとの答弁でした。社会教育施設費の借品購入で、物品購入となっていますが、この展示パネル14枚当た13万円

社会教育施設費の備品購入で、物品購入となっていますが、この展示パネル1枚当たり3万円弱になるのではと思いますけれども、今まで使われていた形なのですかとの質疑に対し、今、使っているものが幅90cmの1m80の大きさで支柱が付いたものです。金額が250万円と大きいので、指名委員会で業者選定をし、決めていただきたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について、コミュニティー事業の空調機230万円ですが、この事業で取り入れたところが小川地区以外にもありますかとの質疑に対し、ありません。各事業ごとに事業別の採択基準がありますが、基準をクリアすれば、総合センターに申請をしたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について、スプリンクラーの設置費は全額ということですか。4 施設のうちの2施設はどこになるのですかとの質疑に対し、玉利にある「ほほえみ」と五郎 ケ岡地区にある「サンテ・ヴィラージュ」で、単位㎡当たり9千円掛ける床面積です。今回 の消防法施行令の改正により、従来1,000㎡以上だったものが275㎡以上1,000㎡未満も対象 となりましたとの答弁でした。意見はありませんでした。 なお,健康増進課所管分については,質疑,意見ともにありませんでした。 以上で,報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長 (大保三郎) 産業経済委員会に分割付託になりました議案第62号,平成21年 度指宿市一般会計補正予算 (第3号) について,審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては,既に提案理由の説明がなされておりますので,省略させていただき ます。

本委員会は、去る6月5日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました 結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、商工水産課所管分について、消費者相談員のレベルアップの中には相談員の増員は含まれていないのですかとの質疑に対し、今回の補正分は、現在の相談員の研修等に係る経費ですとの答弁でした。何件ほど相談件数があるのですかとの質疑に対し、20年度の市で受けた分は210件、19年度は229件、18年度は236件でしたとの答弁でした。相談員はサラ金の対応もされるわけですかとの質疑に対し、相談があれば受付をして、事件性があれば警察、または県の消費者相談所に斡旋することになりますとの答弁でした。来年度から2名体制にすることも検討はされているのですかとの質疑に対し、現在のところ2名体制ということは考えていませんとの答弁でした。

意見として、サラ金も含め、相談件数は増加していると思いますので、十分対応できる体制を取っていただきたいというものがありました。

次に、観光課所管分について、スパトライアスロンについては、当初予算で組むべき問題ではなかったのかと思いますが、総事業費は幾らなのですかとの質疑に対し、これをやろうと決めたのが2月ごろのようで、既に当初予算編成が終わっていた時期でした。予算は1,500万円ですとの答弁でした。1,500万円の主な出資団体はどこなのですかとの質疑に対し、800万円が中央の実施本部で、残りの700万円のうち、参加料200万円、地元団体からの補助金収入も200万円見込んでいます。地域のスポンサー協賛金として300万円を見込んでいるようですとの答弁でした。主催者は観光協会なのですかとの質疑に対し、実行もとはヤスプロジェクトという、東京にある会社ですとの答弁でした。参加者も募集されていると思いますが、どのぐらいの規模を見込まれているのですかとの質疑に対し、予算案上では1千人を見込ん

でいますとの答弁でした。このプロダクションが赤字だった場合に、赤地補てんをするようなことはないのですかとの質疑に対し、基本的にしないということが条件になろうかと思っていますとの答弁でした。

公園管理費の1,200万円で、ふるさと雇用再生特別基金事業として取り組むわけですが、 行政が主体になってやるものですかとの質疑に対し、失業者を対象にしていますので、ハロー ワークを通じて募集をかけ、委託することになりますとの答弁でした。意見はありませんで した。

次に、農政課所管分について、農地費の240万円は、岡児ケ水、大山の土側溝改良なのですが、この二つだけを補正でやるということですかとの質疑に対し、今回、国が補正で上げています経済危機対策の中でも、他の所については要求をしているところですとの答弁でした。畑かん地域内で土側溝なのですかとの質疑に対し、畑かんを実施した中でも、ほ場の傾斜が緩い所は、土側溝で充分足りるということで、側溝の布設がなされていない所がありますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、建設水道委員長の報告を求めます。

建設水道委員長(髙橋三樹) 皆さん、おはようございます。建設水道委員会へ分割付託されました議案第62号、平成21年度指宿市一般会計補正予算(第3号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただき ます。

本委員会は、去る6月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました 結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑,意見について申し上げます。

建設監理課所管分について、海没地の意向調査対象者113名のうち、不同意5名の方々の理由はとの質疑に対し、父親から相続する費用が掛かっているとか、整備については異存ないが、所有者として名前を残したいというものや、先祖の財産を夕ダで提供しるというのは虫が良すぎるというものありますとの答弁でした。国の事業として採択条件は、漁業権の同意と、海没地113名の同意が絶対条件だろうと思いますが、全体の同意がなければ申請はできないのですかとの質疑に対し、地元の盛り上がり、海没民有地の滅失登記と、漁業組合との調整を国から要求されています。海没民有地は、相続人がおられるのですが、法務局に問い

合わせたところ、全員の承諾ではなく、代表者の承諾で手続きが進められるということですので、全部できるのではないかと思っていますけれども、道路と海没民有地の両方に跨っている所は分筆の必要が生じます。その分筆が必要な所は、全権利者の承諾が必要ですので、時間を要すると思っています。漁協へは事業説明をしていますので、これから協議を重ねていけば何とかなるのではと思っていますとの答弁でした。この事業は期限があるのですかとの質疑に対し、市民の盛り上がり、漁業権、海没民地という三つの課題がありますが、7月ごろを目途にという国から指示を受けたところですけれども、事業認可そのものがまだ確定されていないということから、市としては、7月を目途に海没民地の同意を100%近いものにするため全力投球ということですとの答弁でした。指宿漁港整備協議会が発足をしていますが、その中に漁業者代表とか、海没地代表が入っているのですかとの質疑に対し、指宿港海岸保全推進協議会の会長に観光協会長が就任されていますが、委員には、各沿線の公民館長、漁業組合長、漁協組合の理事が入っていますとの答弁でした。海没民地を有する方々の固定資産税等はどうなっているのですかとの質疑に対し、対象となっている海没民地の税金は免除されていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。 これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。 これより、採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

議案第63号及び議案第64号 (委員長報告,質疑,討論,表決)

議長(新宮領進) 次は、日程第8、議案第63号、平成21年度指宿市老人保健特別会計補正予算(第1号)について及び日程第9、議案第64号、平成21年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)についての2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長

の報告を求めます。

文教厚生委員長(松下喜久雄) 文教厚生委員会に付託になりました議案第63号,平成21年度 指宿市老人保健特別会計補正予算(第1号)について及び議案第64号,平成21年度指宿市介 護保険特別会計補正予算(第1号)についての2議案の審査の経過と結果についてご報告申し 上げます。

要旨につきましては,既に提案理由の説明がなされておりますので,省略させていただき ます。

本委員会は、去る6月4日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第63号及び議案第64号の2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。 これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号及び議案第64号の2議案は、原案のとおり可決されました。

審査を終了した請願 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)

議長 (新宮領進) 次は、日程第10、審査を終了した請願1件を議題といたします。 請願第2号について、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長(松下喜久雄) 文教厚生委員会に付託になりました請願第2号,教育予算の 拡充を求める意見書の採択要請についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月4日に全委員出席のもと、紹介議員の説明を求めて審査いたしました 結果、本請願については、教育予算の確保・充実ということが大前提にあるということで、 項目別に見ると、国に挙げる意見書については委員で議論をし、修正すべきは修正し提出すべきと思いますというものと、教育環境の整備という点では政治の責任ではないかと思います。学校施設の整備、教員配置の充実という側面と、保護者への経済負担の直接のものと両方あるのではと思いますが、いずれも改善を求める点では、1から5まで全ていいのではないかと思います。3番目の奨学金制度について、貸与から給付に改善をすることがどうなのかという意見が出ていますが、意見書の段階で、貸与から給付方式も含めて改善するとすれば、全体としていいのではと思っていますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。 これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。 これより、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

閉会中の継続審査について

議長 (新宮領進) 次は、日程第11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

まず、総務委員長から目下審査中の請願第1号、陳情第1号及び陳情第2号について、会議 規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査 の申し出がありました。

お諮りいたします。

総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。次に、産業経済委員長から目下審査中の請願第3号について、会議規則第104条の規定によ

り、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。 お諮りいたします。

産業経済委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、産業経済委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

意見書案第1号及び意見書案第2号一括上程

議長(新宮領進) 次は、日程第12、意見書案第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案及び日程13、意見書案第2号、教育予算確保に関する意見書案の2意見書案を一括議題といたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号 (説明・質疑・委員会付託等省略,表決)

議長 (新宮領進) お諮りいたします。

2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたい と思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

2意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、2意見書案は、原案のとおり可決されました。

決議案第1号上程

議長 (新宮領進) 次は、日程第14、決議案第1号、振り込め詐欺撲滅に関する決議案を議題といたします。

決議案第1号 (説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

議長 (新宮領進) お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し, 直ちに採決いたしたいと思い ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

議長 (新宮領進) 次は、日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第160条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております 議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

農業委員会委員の推薦について

議長 (新宮領進) 次は、日程第16、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。 お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員は3 人にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は3人とすることに決定いたしました。 お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は、議長において指名することにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

これより、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、まず、前川信男さんを推薦いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、前川信男さんを推薦することに決定いたしました。 次に、松下芳子さんを推薦いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、松下芳子さんを推薦することに決定いたしました。 地方自治法第117条の規定により、前田猛議員の除斥を求めます。

(前田猛議員退出)

議長 (新宮領進) 次に、前田猛議員を推薦いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、前田猛議員を推薦することに決定いたしました。 前田猛議員の除斥を解除いたします。

(前田猛議員着席)

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長 (新宮領進) 次は、日程第17、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行い ます。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては、 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を 選出することとなっております。今回,市議会議員区分に2人の欠員が生じたため,候補者受付の告示を行い,届出を締め切ったところ,3人の候補者がありましたので,同規約第8条第2項の規定により選挙を行います。この選挙は同条第4項の規定により,全ての市議会の選挙における得票数の多い順に当選人を決定することになっておりますので,会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち,当選人の報告及び当選人への告知は行うことはできません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32号の規定にかかわらず、有効投票数のうち候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長 (新宮領進) ただいまの出席議員は25人であります。 候補者名簿を配布いたします。

(候補者名簿配布)

議長 (新宮領進) 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

議長 (新宮領進) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱改め)

議長(新宮領進) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行いますが、念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。 職員が自席番号と氏名を呼びあげますので、投票用紙に記載の上順番に投票願います。

(投票)

議長 (新宮領進) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(閉鎖解除)

議長 (新宮領進) これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に横山豊議員、下川床泉議員、前原六則 議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長 (新宮領進) 選挙結果を報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票25票、無効投票0票であります。

有効投票中,崎田信正議員3票,榎元一已議員4票,濵之上大成議員18票,以上のとおりであります。

閉議及び閉会

議長(新宮領進) 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成21年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。 閉会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議員濵﨑里志

議員 前田 猛

意見書第1号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところです。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対しても、食糧・ 水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に 貢献するなどの多面的・公共的機能を担っています。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが必要かつ重要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年6月22日

指宿市議会議長 新宮領 進

内閣総理大臣殿

総 務 大 臣 殿

財 務 大 臣 殿

農林水産大臣殿

国土交通大臣殿

意見書第2号

教育予算確保に関する意見書

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとって極めて重要なことであります。

日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は、OECD加盟国の28か国中最低レベルとなっています。家庭の所得の違いによって子供たちの教育や進路に影響が出ないための、高校教育の無償化、就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。自治体においては、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教育予算を確保することは困難となっています。少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきており、「子供と向き合う時間の確保」のための施策と、文部科学省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が緊急の課題となっています。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによる「教育水準」の格差をなくすためには、教育予算 を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

よって、政府におかれましては、教育予算に関する下記事項の実現について、特段の配慮をされるよう強く要望いたします。

記

- 1「子供と向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・ 高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- 2 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について国の負担率を 2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 3 家庭の所得の違いによって子供たちの教育や進路に影響が出ないよう,就学援助制度を拡充すること。また,そのための国の予算措置を行うこと。あわせて,奨学金制度についても充実を図ること。
- 4 学校施設整備費,教材費,図書費,旅費,学校・通学路の安全対策など,教育予算の充実の ため、地方交付税を含む国の予算を充実すること。
- 5 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、40年ぶりに実施した文部科学省の勤務実態調査の結果を施策に反映し、実効ある超勤縮減対策を行うこと。
 - 以上,地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年6月22日

指宿市議会議長 新宮領 進

内閣総理大E殿文部科学大E殿総務大E殿

決議第1号

振り込め詐欺撲滅に関する決議

近年,振り込め詐欺 (オレオレ詐欺,架空請求詐欺,融資保証金詐欺,還付金詐欺など)による被害は全国的に急増し,市民生活を脅かす大きな社会問題となっている。

昨年1年間の振り込め詐欺による被害総額は、全国では約276億円、鹿児島県内においては、1億4,200万円余りにも達し、指宿警察署管内においても被害届があっただけでも3件、約250万円という市民の大切な財産が振り込め詐欺によって奪われている。

また,直接被害には遭っていないものの,指宿警察署における振り込め詐欺に関する相談件数は78件あり、今後,被害発生が懸念される状況にある。

振り込め詐欺は、人々の不安につけ込み、家族への愛情を悪用して市民の財産を奪う卑劣な犯罪であり、特に、高齢者や女性を標的にするなど決して許すことはできない。

よって、本市議会は、市民の安全で安心な暮らしを守る立場から、警察や関係機関と連携し、市民と一体となって振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確に示すとともに、その被害に遭わないための防止策を積極的に推進することを決意するものである。

以上、決議する。

平成21年6月22日

指宿市議会

平成21年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

- 1.会期 9日間 (7月16日~7月24日)
- 2. 会期日程

月日	曜	区分	会 議 の 内 容					
7月16日	木	本会議	 ・会期の決定 ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果 ・議案第65号及び議案第66号一括上程(議案説明) ・議案第65号(質疑,委員会付託省略,討論,表決) ・議案第66号(質疑,委員会付託) 					
		休 会	総務・産業経済委員会(13時30分開会)					
17日	金	"	文教厚生・建設水道委員会 (10時開会)					
18日	土	"						
19日	日	"						
20日	月	"						
21日	火	"						
22日	水	"	委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)					
23日	木	"						
24日	金	本会議	・議案第66号(委員長報告,質疑,討論,表決) ・議案第67号及び議案第68号一括上程(議案説明) ・議案第67号及び議案第68号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)					

第1回指宿市議会臨時会会議録

平成21年7月16日午前10時 開議

1.	議事日程											
	日程第1	会議録署名議員の指名										
	日程第2	会期の決定										
	日程第3	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果										
	日程第4	議案第65号		平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第4号) の専決処分の承								
				認を求めることについて								
	日程第5	議案第66号		平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第5号) について								
1. 本日の会議に付した事件												
議事日程のとおり												
			_			_						
1.	出席議員											
	1番議員	下柳田	賢	次	2番議員	中村	洋	幸				
	3番議員	東	伸	行	5番議員	松下	喜么	文雄				
	6番議員	濵 﨑	里	志	7番議員	前 田		猛				
	8番議員	横山		豊	9番議員	下川床		泉				
	10番議員	前原	六	則	11番議員	岩崎	亥	三郎				
	12番議員	福永	德	郎	13番議員	吉 村	重	則				
	14番議員	髙橋	Ξ	樹	15番議員	前之園	正	和				
	16番議員	大 保	Ξ	郎	17番議員	新川床	金	春				
	18番議員	高 田	チ:	3子	19番議員	物袋	昭	弘				
	20番議員	田中	健	_	21番議員	木 原	繁	昭				
	22番議員	新宮領		進	23番議員	小田口 郁		左 隹				
	24番議員	六反園		弘	25番議員	森	時	徳				
	26番議員	新村	隆	男								
			_			-						
1.	欠席議員											
	4番議員	竹 山	隆	志								

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長 田原迫 要 教 育 長 田中民也 市民生活部長 新村光司 産業振興部長 井 元 清八郎 教育 部長 屋代和雄 開聞支所長 吉 井 敏 和 企 画 課 長 髙 野 重 夫 財 政 課 長 富永信 一 迫 田 福 幸 長寿介護課長 建設監理課長 石口一行

副市長 鶴 窪 吉 英 総務部長 秋 元 副 健康福祉部長 田代秀敏 建設部長 吉 永 哲 郎 山川支所長 岩崎三千夫 総務課長 渡瀬貴久 行政改革推進室長 廣 森 敏 幸 市民協働課長 上村公徳 農政課長 浜 田 淳

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 増 元 順 一 主幹兼調査管理係長 上 田 薫 議 事 係 主 査 濵 上 和 也 次長兼議事係長 福山 一幸議事係主査 宮崎勝広

開会及び開議

議長 (新宮領進) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより平成21 年第1回指宿市議会臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長 (新宮領進) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において岩﨑亥三郎議員及 び福永徳郎議員を指名いたします。

会期の決定

議長 (新宮領進) 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より7月24日までの9日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日より7月24日までの9日間といたします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

議長 (新宮領進) 次は、日程第3、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長より同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により報告がありましたのでお知らせいたします。

投票総数476票,投票中,有効投票472票,無効投票4票,有効投票中榎元一已議員185票, 濵之上大成議員162票,崎田信正議員125票,以上であります。

なお, 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人につきましては, お手元に 配布の鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙当選人名簿のとおりでありますのでご 了承願います。

議案第65号及び議案第66号一括上程

議長(新宮領進) 次は、日程第4、議案第65号、平成21年度指宿市一般会計補正予算(第4号) の専決処分の承認を求めることについて及び日程第5、議案第66号、平成21年度指宿市一般会計補正予算(第5号)についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長 (田原迫要) おはようございます。今次,指宿市議会臨時会に付議いたしました案件は,補正予算の専決処分の承認を求める案件1件,補正予算に関する案件1件,契約に関する案件2件の計4件であります。

まず、議案第65号、平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第4号) の専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、平成21年6月29日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第66号、平成21年度指宿市一般会計補正予算(第5号)についてであります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ4億8,262万1千円を追加し、予算の総額を200億7,125万円にしようとするものであります。

なお、詳細につきまして、総務部長に説明いたさせますのでよろしくご審議賜りますよう お願い申し上げます。

総務部長(秋元剛) それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、議案第65号、平成21年度指宿市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについてであります。別冊の平成21年度指宿市一般会計補正予算(第4号)の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1,486万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を195億8,862万9千円にしたものであります。第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは5ページの「第2表、地方債補正」でお示しのとおり、土木施設の現年補助災害復旧事業に係る起債額の追加を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、12ページをお開きください。

款10災害復旧費,項1農林水産施設災害復旧費,目1現年単独災害復旧費150万円の補正につきましては、去る6月28日の大雨により、水路3か所、農道1か所等で法面崩壊等の災害が発生をし、速やかな災害復旧が必要となったことから、その復旧費を計上したものであります。

項2土木施設災害復旧費,目1現年単独災害復旧費330万円の補正につきましては,同じく6 月28日の大雨により,市道岩本宮ケ浜吹越線ほか4線の法面崩壊等や,市道北指中宮ケ浜線 の災害が発生をし,速やかな土砂除去等や湊川橋の仮応急業務委託及び本復旧に係る設計業 務委託を、早急に行う必要があったことから、その費用を計上したものであります。 目2現年補助災害復旧費1,006万2千円の補正につきましては、今回の大雨で災害を受けた、 市道北指中宮ケ浜線の本復旧工事に係る、工事請負費と事務費を計上したものであります。 次に、歳入についてご説明をいたしますので、11ページをお開きください。

款14国庫支出金,項1国庫負担金,目4災害復旧費国庫負担金670万8千円の補正につきましては、市道北指中宮ケ浜線の災害復旧費に対する国庫負担金であります。

款18繰入金,項2基金繰入金,目1財政調整基金繰入金485万4千円の補正につきましては、 今回の補正予算の財源として、財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債,項1市債,目8災害復旧債330万円の補正につきましては,市道北指中宮ケ浜線の災害復旧費に係る市債であります。

次は、提出議案の3ページをお開きください。

議案第66号,平成21年度指宿市一般会計補正予算(第5号)についてであります。別冊の平成21年度指宿市一般会計補正予算(第5号)の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ4億8,262万1千円を 追加し、歳入・歳出予算の総額を200億7,125万円にしようとするものであります。

補正の内容は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、以下「臨時交付金」とさせていただきますが、この臨時交付金に係る活用事業費を予算計上するものであります。臨時交付金は、地方公共団体が地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた、地域活性化等に資する事業を行う費用に充て、地域活性化等の速やか、かつ着実な実施を図ることを目的に、国が平成21年度補正予算において交付することとしたものであります。地方公共団体においては、早急な対応が求められており、最終的には、秋ごろまでに全額を補正予算に計上することとされております。このようなことから、第一段階として、7月臨時議会の補正予算で、臨時交付金に係る活用事業費として4億8、262万1千円を新たに計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明させていただきますので、補正予算書の11ページをお開きください。

款2総務費,項1総務管理費,目1一般管理費1,863万8千円の補正につきましては、庁舎施設等整備事業として、公用車購入、庁舎敷地舗装工事、トイレ改修、庁舎施設修繕、モニュメント等修繕、AED設置及び東開聞駅駐輪場建替工事等の事業費を計上するものであります。

目10電算管理費1,388万9千円の補正につきましては、情報機器購入事業として、住民基本 台帳ネットワークシステム端末機器の更新及び老朽化している職員用パソコンの購入事業費 を計上するものであります。

目12諸費100万円の補正につきましては、防犯灯設置事業として、設置が必要な市内の防犯灯設置事業費を計上するものであります。

項2徴税費,目1税務総務費210万円の補正につきましては、課税台帳等収納庫整備事業として、現在、税務課に設置してある課税台帳等の収納庫整備事業費を計上するものであります。

款3民生費,項1社会福祉費,目2障害者福祉費173万1千円の補正につきましては,身障者用公用車整備事業として,身体障害者の各種申請や会合時等に使用する,車いす車載型の身障者用公用車の整備事業費を計上するものであります。

項2児童福祉費,目4児童福祉施設費84万1千円の補正につきましては,児童福祉施設整備 事業として,開聞児童館及び利永保育所に係る地デジ対応型テレビ及び食器消毒保管機等の 整備事業費を計上するものであります。

款4衛生費,項1保健衛生費,目1保健衛生総務費28万5千円の補正につきましては,保健センター整備事業として,保健センター内のおむつ換え台や,母子健診関連備品等の施設整備事業費を計上するものであります。

目2予防費285万円の補正につきましては、新型インフルエンザ対策事業として、発生時に 使用するマスク及び防護衣等の整備事業費を計上するものであります。

目6環境衛生費170万7千円の補正につきましては、火葬場整備事業として、山川火葬場の 老朽化している耐火台車及び指宿火葬場の炉吐出側伸縮継手取替の施設整備事業費を計上す るものであります。

項2清掃費,目2塵芥処理費,節11需用費1,077万7千円の補正につきましては,清掃センターの破砕機のローターディスク肉盛補修及びバグフィルターろ布取替,破砕機下の排出コンベア修繕,金属圧縮機ライナー等の取替,焼却炉の落下灰コンベア等の各チェーン取替等の整備事業費を計上するものであります。同じく,節18備品購入費785万1千円の補正につきましては、塵芥収集車購入事業として、山川地域のごみ収集車の買い替えの購入事業費を計上するものであります。

款5農林水産業費,項1農業費,次のページを開けていただきまして,目6農地費2,092万3 千円の補正につきましては、農業施設整備事業として、農地有効利用支援整備事業の国庫補助金を併用して実施する、市内の農地に係る排水路改修、側溝設置、土砂上げ、農道コンクリート舗装等の整備事業費1,010万円と、臨時交付金で実施する山川の福元・成川区の農地保全整備調査費及び市内全域の農地に係る農道補修、土砂除去、農道コンクリート舗装等の原材料支給の整備等事業費1,082万3千円を計上するものであります。

なお、今回の臨時交付金は、4月11日以降に予算計上した事業にも充当することが可能なため、財源組み替えにより一般財源の減額を図ることとし、6月補正予算で計上した農業施設整備事業費にも臨時交付金を充てることで、一般財源について174万1千円の減額とするものであります。

項2林業費、目1林業総務費313万5千円の補正につきましては、林業施設整備事業として、

成川の市道中野前薗線沿いの市有保安林法面の落石防止整備事業費を計上するものであります。

目3林道維持費95万円の補正につきましては、山川地域の林道舗装面補修の整備事業費を 計上するものであります。

項3水産業費,目1水産業総務費95万円の補正につきましては,外港緑地公園整備事業として,山川外港にある緑地公園の樹木剪定等の整備事業費を計上するものであります。

目2水産業振興費414万2千円の補正につきましては、水産業振興事業として、水産業の振興及び浮揚のための環境整備を図るため、魚食普及等に関するPR活動の広告料や委託料及び屋外販売用の可動式直売設備機器購入の事業費を計上するものであります。

款6商工費,項1商工費,目3観光費3,495万1千円の補正につきましては,唐船峡公園整備事業として,唐船峡公園のメインゲート改修工事,正面駐車場改修工事,東屋トイレ改修工事及び公園周辺の池田湖側からの,県道入口の施設案内看板設置等の修景整備,県の地域振興推進事業補助金を併用した,開聞神社側の県道入口の広域観光案内板整備の事業費を計上するものであります。

目5公園管理費6,957万円の補正につきましては、観光施設整備事業として、池田湖及び魚 見岳の公衆トイレの水洗化及び身体障害者対応のトイレ改修工事と周辺施設の整備、県の魅 力ある観光地づくり事業として、県と一体となって行う長崎鼻遊歩道整備、ふれあい公園ロ グハウス畳修繕、ふれあい公園案内看板修繕等の整備事業費を計上するものであります。

款7土木費,項2道路橋りょう費,次のページの目2道路維持費960万円の補正につきましては,道路維持事業として,市道柳田迫田線路肩維持工事,老朽化している道路パトロール車の買い替え及び道路等の高い法面や急斜面箇所等の草刈用として使用する,草刈機付ショベル購入の事業費を計上するものであります。

目3道路新設改良費1,150万円の補正につきましては、流末排水整備事業として、市道入野 花瀬線の流末排水整備事業費を計上するものであります。

項3河川費,目1河川総務費2,375万円の補正につきましては,河川整備事業として,柳田川河川改修工事の事業費を計上するものであります。

項5都市計画費,目5都市公園費712万5千円の補正につきましては,公園施設補修事業として,魚見岳自然公園遊歩道のらせん階段補修や,市内公園の遊具施設等の整備事業費を計上するものであります。

項6住宅費,目1住宅管理費674万5千円の補正につきましては、公営住宅上水道直結事業として、受水槽のある魚見団地4棟、沖原団地3棟、十町団地1棟、第2大園原団地2棟の計10棟に係る、上水道直結工事の事業費を計上するものであります。

款8消防費,項1消防費,目2非常備消防費90万6千円の補正につきましては,消防団施設整備事業として,消防団員が夜間や火災現場等での消火活動に使用する,ヘッドランプや反射

式合図灯の購入及び操法大会等で使用する角型水槽購入の事業費を計上するものであります。

目3消防施設費255万6千円の補正につきましては、消防施設整備事業として、入野分団消防車車庫のドア改修事業費及び道路新設改良工事等に伴って設置する、消火栓2か所の設置負担金等の整備事業費を計上するものであります。

款9教育費,項2小学校費,目1学校管理費2,809万2千円の補正につきましては,小学校施設整備事業として,耐震化優先度ランク4から5までの校舎等の,12小学校13棟に係る耐震診断調査委託料及び地上デジタル放送化に伴う,9小学校のアンテナ工事に係る設計業務委託料と工事請負費の事業費を計上するものであります。

目2教育振興費8,904万円の補正につきましては、小学校施設整備事業として、地上デジタル放送化に伴う、全小学校のデジタルテレビ等一式の購入、老朽化のため更新が必要となっている4小学校のパソコン購入、国の学校環境整備事業国庫補助金を併用し、小学校の全教職員に新たに配置するパソコン購入及び国の理科教育施設整備国庫補助金を活用した、理科教育備品購入の事業費を計上するものであります。

項3中学校費,目1学校管理費1,898万5千円の補正につきましては、中学校施設整備事業として、耐震化優先度ランク4から5までの校舎等の、3校9棟に係る耐震診断調査委託料及び地上デジタル放送化に伴う4中学校のアンテナ工事に係る設計業務委託料と工事請負費の事業費を計上するものであります。

目2教育振興費2,095万7千円の補正につきましては、中学校施設整備事業として、地上デジタル放送化に伴う、全中学校のデジタルテレビ等一式の購入、国の学校環境整備事業の国庫補助金を併用し、中学校の全教職員に新たに配置するパソコン購入及び国の理科教育施設整備国庫補助金を活用した、理科教育備品購入の事業費を計上するものであります。

項4高等学校費,目1学校管理費831万7千円の補正につきましては,高等学校施設整備事業として,老朽化しているテニス部部室の水洗化及び外装等工事に係る設計委託料と,次のページを開けていただきまして,工事請負費及び国の学校環境整備事業国庫補助金を併用し,高等学校の全教職員に新たに配置するパソコン購入等の事業費を計上するものであります。

目2教育振興費121万6千円の補正につきましては、高等学校施設整備事業として、国の理 科教育施設整備国庫補助金を活用した、理科教育備品購入の事業費を計上するものでありま す。

項6社会教育費,目3図書館費137万円の補正につきましては,図書館施設整備事業として, 老朽化している指宿図書館の冷却水ポンプ等の取替及び山川図書館の空調機修理の事業費を 計上するものであります。

目6文化財保護費28万5千円の補正につきましては、文化財保護事業として、山川薬草園跡 及びモクヨ山六地蔵塔の、敷地内の樹木剪定等の事業費を計上するものであります。

目7社会教育施設費1,616万2千円の補正につきましては、市民会館整備事業として、指宿

市民会館の排煙窓改修工事、爆裂による大ホール屋上の改修工事、雨漏りによる管理棟の防水工事、老朽化している自動火災報知設備の取替工事、山川文化ホールのAED設置及び和室の畳と襖の修繕、トイレの一部洋式化改修工事等の事業費を計上するものであります。

項7保健体育費,目2社会体育施設費3,440万円の補正につきましては、体育施設整備事業として、指宿テニス場の経年による摩耗が激しい、北側4コートの砂入り人工芝の張替工事、指宿総合体育館の経年により、変色や摩耗しているコートラインの整備、B&G体育館のAED設置、開聞総合体育館の冷暖房設備修繕等の事業費を計上するものであります。

目3学校給食センター費532万5千円の補正につきましては、給食センター整備事業として、 老朽化している山川学校給食センター配送車の買い替え、学校栄養教諭用パソコン購入等の 事業費を計上するものであります。

款10災害復旧費,項1農林水産施設災害復旧費,目1現年単独災害復旧費の歳出補正を伴わない補正につきましては、6月の28日の大雨により発生した災害復旧費として、6月29日付けの専決予算で計上した、農林水産施設災害復旧費150万円の財源として、今回、142万5千円の臨時交付金を充当することにより、一般財源が142万5千円に減額になるものであります。

項2土木施設災害復旧費,目1現年単独災害復旧費の歳出補正を伴わない補正につきまして も,先ほどと同じく,6月29日付けの専決予算で計上した,土木施設災害復旧費330万円の財 源として,今回,270万円の臨時交付金を充当することにより,一般財源が270万円減額にな るものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款14国庫支出金,項2国庫補助金,目1総務費国庫補助金から,次のページを開けていただきまして,目9災害復旧費国庫補助金までの4億6,597万5千円の補正につきましては,節区分欄及び説明欄にお示しのとおり,今回の臨時交付金活用事業費の財源として措置する臨時交付金4億3,417万2千円の計上,また,臨時交付金と併用又は振替により活用できる国庫補助金として,農地施設整備事業に補助される,農地有効利用支援整備事業補助金505万円,八イブリッド車等の低公害車の購入に補助される,二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金80万円,学校教職員に配置するパソコン購入に補助される,学校ICT環境整備事業補助金1,584万6千円,小学校,中学校,高等学校の各1校当たり,100万円以上の理科備品等の購入に補助される,理科教育施設整備費等補助金1,010万7千円を計上するものであります。

款15県支出金,項2県補助金,目8商工費県補助金275万円の補正につきましては、唐船峡 公園整備事業の中で、県と一体となって整備する、広域観光案内板整備に係る、県の地域振 興推進事業費補助金を計上するものであります。

款18繰入金,項2基金繰入金,目1財政調整基金繰入金1,389万6千円の補正につきましては, 今回,計上いたしました臨時交付金活用事業に係る補正予算の調整財源として,財政調整基 金から繰入金を計上するものであります。 以上で,追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し 上げます。

議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分 ————————— 再開 午前11時08分

議長 (新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号 (質疑,委員会付託省略,討論,表決)

議長(新宮領進) これより、質疑に入ります。

まず、議案第65号について質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、承認することに決定いたしました。

議案第66号 (質疑,委員会付託)

議長 (新宮領進) 次に、議案第66号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

15番議員(前之園正和) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る補正予算でありますが、そもそも09年度第1次補正予算が5月の29日に国会で成立したことに伴うものであります。 全体としての内容は、大企業には公共事業等大判振るまいの一方、国民には1回限りのばら まき、それらの付けは消費税増税で国民に押し付けるというもので、とても賛成できるものではありませんでした。同時に、その一部には、地方公共団体への配慮などとして、自治体での雇用や暮らしの対策に活用できる財政措置も含まれており、その意味では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を市民の願いに添って活用することは重要なことと考えます。そこでいくつか伺います。

補正予算を組んで新たな諸事業をしようというわけでありますが、基本的に、どのような 理念で事業を起こし、あるいは選定をしたのか伺います。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金として割り振られた予算のうち、今回は、その第1次分とのことでした。それでは、経済危機対策臨時交付金の総額は幾らということになるのか。併せて残りの分についての消化をどのように考えているのか伺います。

次に、6月議会における補正分、専決分に係る財源組替分が4件あります。4月の11日以降 の予算に係るものについては組替えができるようになっていますから、手続き的には問題は ありませんが、組替えはせず、新たな事業に充てる方が交付金の有効活用になるのではない かと思われますがいかがでしょうか。

次に、地域活性化・公共投資臨時交付金をはじめ、ほかにも公布されるべきものがあるのではないかと思いますが、それらに係る予算はどのようになっているのか、以上伺います。総務部長(秋元剛) 4点ほど質疑をいただきました。まず、1点目から3点目については、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。4点目については、財政課長の方から答弁をいたさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、第1点目、事業選定について、あるいはその事業をどういった理念に基づいて起こしたのかというご質疑でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これにつきましては、地方公共団体が地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業を行うため、地方公共団体が作成した地域活性化・経済危機対策実施計画に基づき事業を行う費用に、国が交付金を交付すると。そして、地域活性化等を図るというものでございます。私どもといたしましては、この地域活性化臨時交付金についての使途というのが、国からも示されておりますので、これに基づきまして、それぞれの所管課に実施計画の作成をお願いをしたところでございますが、それによりますと、210事業、事業費ベースで13億4,800万ほど上がってまいりました。これらの中から、市といたしましては、緊急性を要するもの、あるいは安全性の確保、あるいは新たなニーズの対応、それから、事務の省略化、あるいは人材育成、あるいは社会基盤の整備といったようなことを念頭に置きながら選定をしたところであります。また、この交付金の趣旨に添うとともに、ただ今申し上げました方針に基づいて私どもが選定をしたところでございますが、やはり、一番懸念されるところは、現在の指宿市の財政状況で基金というものが非常に少のうございます。したがいまして、この交付金を活用することによって、

今後の一般財源をできるだけ抑制をしていこうという考え方,あるいはこれまで予算化をしていたものであったとしても、その分に充当をして、一般財源の確保を図り、健全な財政体質を維持するということが、一番重要なことであろうというふうに思っているところであります。

それから2番目に、経済危機対策交付金の枠は幾らかということでございますが、指宿市への交付額は5億6,400万円が見込まれているところでございます。これにつきましては、今回の補正予算で、交付金ベースで4億8,262万1千円を充てさせていただきました。計数的には、1億2,982万8千円がまだ残っているわけでございますが、これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれの所管課より上げていただきました積み残しの分というのがございます。これらの中につきましては、十分精査をする必要があるもの、あるいは今後の経済効果というものを精査をする必要があるもの等々がございますので、それらを踏まえて、9月議会で上程ができればというふうに考えているところでございます。

それから、財源組替分について4件ほどあるが、ということでございますが、これらにつきましては、6月で補正をいたしましたイベント対策事業、あるいは農業施設整備事業、それから、6月専決で行いました農林水産施設災害復旧事業、あるいは土木施設災害復旧事業等について、一般財源を、この臨時交付金に充てております。この考えも先ほど申し上げましたように、やはり、一般財源というものを大切に使っていく必要がある、あるいは抑制をしていく必要があるということから、このような措置を行ったものであります。ご理解をいただきたいと思います。

財政課長(富永信一) ご質疑のありました中で、最後の、今回のこの計上しております経済 危機対策臨時交付金のほかに、例えば、公共投資臨時交付金など、ほかに交付されるのがあ るのではないかというご質疑についてでございます。

議員が言われましたように、今回の経済危機対策の中で、特に、公共投資につきましては、別メニューということで、地域活性化公共投資臨時交付金というメニューが設けられております。ただ、これにつきましては、まだ、具体的な要綱等が現在のところ示されてはおりませんが、それぞれ補助事業に対しての裏負担分についての、市の負担分について交付金が交付されるということでありまして、それぞれの部署の方から、国、もしくは県の方の部署の方から一部照会が来ているものがございます。具体的には、下水道事業の処理場とか、中継ポンプ場の長寿命化とか、耐震診断の事業について充てられるということで、現在、国と県の方との調整をしているところでして、できれば、9月補正の方で計上をしたいということで、現在検討中でございます。そのほかに、学校の方の関係で、地上デジタル化に伴いますアンテナ工事につきましても、同様に、この交付金を市の負担分に充てられるということで、現在調整中でございます。以上です。

15番議員(前之園正和) どのような理念で事業を起こし、あるいは選定をしたのかという

ことについては、国の定めた基準に基づいてと、それは当然でありますが、基づいて各課に 照会をし,上がってきた13億4,800万を精査をしてきたということでありました。私は,提 案されたものを見てですね,臨時交付金でありながら,いずれ既存の予算でやらなければな らないものの、言わば組替え的な運用になっているのではないかという懸念を持ったわけで すが、1回目の答弁の中で、それが的が外れてなかったということになるのではないかとい うふうに思います。一般財源に負担をかけないという意味で考えているということ、そのこ とからも、財源組替の4件もそうですけれども、いずれにしても、4件は既に4月の11日以降 の新たな予算と、それから、今回のその他のものについては、全く新しい事業ということで ありますけれども、いずれにしても、既存の予算でいずれしなきゃならないものの代替えで はないかという懸念はですね、外れてないというふうに思うんですが、この臨時交付金の性 格からすれば、新たに、今までの既定予算でですね、それぞれの自治体が予算を組み、執行 しているわけですが、特別の上乗せ的なと言いましょうか、臨時交付金という性格からすれ ば、新たな、文字どおり、これまで計画がですね、必ずしもなかったかもしれないけれども、 新たなものに対応するということを思考する必要があるのではないかというふうに思うんで すが、これについてはどのように考えるか、まず伺いたいと思います。それから、残り分が 1億2,900幾らあるということでしたが、9月議会に上程できればということでしたが、これ については、今、各課を通じてですね、照会したということですが、今言った臨時交付金、 新たな何かをという視点からすれば、2次以降分についてですね、市民、あるいは各種団体 も含めてもよろしいかと思うんですが、事業募集と言いましょうか、形はいろいろあると思 うんですが,その意向を聞くという意味においてですね,そういうことをする考えはないか どうか、以上伺います。

総務部長(秋元剛) まず、第1点目でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これについては、新たな事業に対して交付をするというのが国の趣旨ではないかというようなお尋ねでございますが、私どもの理解といたしましては、この臨時交付金というのは、市が行う事業に対して交付することによって、基本的には、低迷をしているこの経済の状況の中にあって、地域の活性化を図るということであろうというふうに考えております。したがしまして、地域の活性化を図るという観点からで考えることが一つ。それからやはり、私どもとしては、健全な財政体質を維持していかなければならない。このような立場の中から、これまで厳しい財政環境の中で市民等の要望があった部分等についても、積み残しをした部分というのがございます。したがいまして、それらに充当することによって、今後、翌年度以降、後年度以降の一般財源について抑制を図っていくというのは、私どもとしては必要なことであろうというふうに考えているところであります。

それから,市民の皆様に事業募集をする考えはないかということでございますが,これに つきましては,私の立場では非常に難しい部分もございますが,これについては,また市長 の方から補足があれば補足をしていただきたいと思いますが、それぞれの課から上がってまいりました210事業、これにつきましては、常日頃の市民の声、これらを踏まえた事業として上がってきている事業であろうというふうに考えておりますので、特段に、市民の皆様に、特別に意見を吸い上げて、残り1億2,900万の臨時交付金を充てる事業を考えていくということは難しいものと考えております。

- 市長 (田原迫要) 私の方からということでもありますが、指宿市は合併して3年半が経過し て,新指宿市のまちづくりというのをこれまで進めてきたわけであります。一方で,2年後 の新幹線の全線開業に向けてのまちづくり、まちおこし、あるいは産業振興等々を進めねば なりません。そういうことで,先ほどの質疑を全般的に私の所感を述べたいと思いますが, 基本的な考え方ということでしたが、本来、まちづくりは、議員からもありましたように、 当初予算等でいろんな各種の事業を精査しながら、基本的にはつくりあげていくものであり ます。したがって,今回,この臨時交付金の枠がおおむね5億6,000万ということで指し示さ れました。これはもちろん十分に活用しなければいけませんが、そういう中で、4月11日以 降の分についての組替等も認められました。そういう中で、今回、この活用については先ほ ど来部長から説明がありましたように,各部に投げかけて,総額で13億に上る予算がまいり ました。もちろん当初の場合も非常にたくさんの事業の要望が各部、各課から上がってまい ります。それらを示唆選択しながら、厳しい財政状況の中でやりくりをするわけであります ので、大きく四つぐらいの視点があると思います。一つは、先ほど申しました、2年後の新 幹線全線開業を見据えてのまちづくりがある。二つ目は、これまで三位一体改革等で非常に 厳しい財政状況の中で積み残してきたもの。それから三つ目は、非常に厳しい景況にありま すので、地域の雇用だとか経済だとか、産業振興に資するもの。四つ目は、基金を取り崩し ながら、ここ3年ちょっとやってまいりました。基金が非常に少ない状態であります。した がって,これを足腰の強い,十分とはいきませんけれども,ある程度基金の積み残しができ るような事業展開。大きくこの四つを柱にしながら,今回の臨時交付金についての対応をし てきたつもりであります。そういうことで、全体の事業の中で、これまで積み残しになった ものとか,そういうものを入れ込みながら,また,財源組替えができるものについては,4 月11日以降分についてでありますが、極力、財源組替えをして、一般財源の支出を減らすこ とによって、結果として、基金の積み増しができるのではないかと、それらを勘案して進め てきたということであります。
- 15番議員(前之園正和) 基本的には、新規事業に対してということになっているわけでありまして、新規事業と言えば、通常考えれば3月の議会で決するということですよね。それ以降の新規事業という意見で4月11日以降のものについても可ですよということで、一つの区切りとして示されているんだろうというふうに思います。例えば、今回組替え、既定予算との組替えの分が4件あるんですが、スパトライアスロンについては、この間の議会で、文

字どおり補正ということで、追加ですね、したわけですので、それに当たる思うんですが、中には、災害復旧費というのが入ってますよね。災害復旧費というのは、そういう事象が起きてから予算を組むわけですので、それがたまたま4月11日以降だったということに過ぎないわけで、これは事業を新たに組んだというよりも、ちょっと若干、スパトライアスロンのように、後もって追加をしたというものとはですね、若干、意味合いが違うのではないかと思うんですよね。そういうことからすれば、それで妥当なのかという問題も若干あると思うんですけれども、そういうことも含めてですね、やはり、その既定予算の組替えと言うよりも、新たな予算ということに集中していく必要があるのではないかというふうに思ったのはそういうこともあるわけです。それと、2次公募について、市民や各種団体への意向調査と言いましょうか、希望を聞くということについての答弁はありましたでしょうか。

市長(田原迫要) 今回の臨時交付金、時間的にも非常に制約がありましたし、市民の意向は、 先ほど部長からも答弁ありましたけれども、議員の皆様とか、いろんな方からいろんな形で これまで要望とか出されておりまして、それらが先ほど言いましたように各部、各課から13 億に上る要望が出た。その中で示唆選択しながら、優先度を勘案しながらやってきたという ことであります。したがって、市民の、例えば、自発的ないろんな事業については、提案公 募型事業だとか、そういう事業もあるわけでありますので、それらを臨時交付金が出たから 市民に公募してというようなことではなくて、これまでの、いわゆる市のいろんな一般会計 予算を組むときの進捗と同じような形で進めていくべきだと思いますし、市民のそういうい ろいろな要望については、公募型だとか、あるいは通常の市民との対話集会、現在、各校区 ごとにやっていますけれども、そういうことを通じて把握していっているということであり ます。

議長 (新宮領進) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

散会

議長 (新宮領進) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長新宮領進

議員 岩崎 亥三郎

議員福永徳郎

第1回指宿市議会臨時会会議録

平成21年7月24日午前10時 開議

1. 議事日程 会議録署名議員の指名 日程第1 議案第66号 平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第5号) について 日程第2 日程第3 議案第67号 丹波小学校校舎改築工事(RC造・建築本体)請負契約につい て 議案第68号 丹波小学校校舎改築工事 (木造・建築本体) 請負契約について 日程第4 1. 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり 1. 出席議員 1番議員 下柳田 賢 次 2番議員 中村洋幸 5番議員 松 下 喜久雄 3番議員 東 伸行 6番議員 演 﨑 里 志 7番議員 前田 猛 横 山 豊 下川床 泉 8番議員 9番議員 10番議員 前原六則 11番議員 岩 﨑 亥三郎 福永徳郎 吉村重則 12番議員 13番議員 髙 橋 三 樹 前之園 正 和 14番議員 15番議員 大保三郎 新川床 金 春 16番議員 17番議員 高 田 チヨ子 物 袋 昭 弘 18番議員 19番議員 木 原 繁 昭 20番議員 田中健一 21番議員 新宮領 進 小田口 郁 雄 22番議員 23番議員 森 時徳 24番議員 六反園 弘 25番議員 26番議員 新 村 隆 男 1. 欠席議員

4番議員

竹山隆志

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

副市長 鶴 窪 吉 英 総務部長 秋 元 剛 健康福祉部長 田代秀敏 建設部長吉永哲郎 山川支所長 岩崎三千夫 総務課長 渡瀬貴久 財政課長 富永信一 長寿介護課長 迫田福幸 教育総務課長 今 村 了

1. 職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長 増 元 順 一

 主幹兼調査管理係長 上 田 薫

 議 事 係 主 査 濵 上 和 也

次長兼議事係長 福山 一幸議事係主査 宮崎勝広

開議

議長 (新宮領進) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長 (新宮領進) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において吉村重則議員及び 髙橋三樹議員を指名いたします。

議案第66号 (委員長報告,質疑,討論,表決)

議長 (新宮領進) 次は,日程第2,議案第66号,平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第5号) についてを議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務委員 長の報告を求めます。

総務委員長(前田猛) おはようございます。総務委員会に分割付託になりました議案第66号, 平成21年度指宿市一般会計補正予算(第5号)についての審査の経過と結果についてご報告 申し上げます。

要旨につきましては,既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る7月16日、委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について、トイレ改修の場所はどこで、現状はどうなっているのですかとの質疑に対し、今回改修しようとするトイレは、本庁舎の北側トイレで、身障者用トイレがアコーディオンカーテン式になっており、一人ではなかなか用を足すことができないということから、一人でもできるように、横開きの扉を設置していただきたいという要望があり、横開き扉にするためには、東側の壁を取り壊して拡げる必要がありますので、同じ拡げるならば、多目的なトイレにして、身障者が一人で用を済ますこともでき、かつ、乳児をお持ちのお母さんもそこで授乳やおむつも替えられ、また、オストメイトも利用できる多目的に改修したいと考えていますとの答弁でした。防犯灯は、どこに何灯ぐらい考えているのですかとの質疑に対し、国道から鰻地区までの市道沿いに5か所ほどと、学校関係者等で構成する、交通水難事故防止連絡会で出されている要望箇所を調査確認の上、予算の範囲内で設置したいと考えています。費用的には、専用柱による設置であれば1か所10万円ほど、共架式であれば1か所3万5千円ほどですので、共架式が多ければ、今回補正した予算では10か所

から15か所ほど設置できるのではないかと考えていますとの答弁でした。ハイブリッド車の購入ということですが、今の車が12万km走行ということですけれども、何年ぐらいになるのですかとの質疑に対し、平成14年7月に購入し、既に7年近く経過していますが、7月現在、約13万kmで、年度末には14万kmぐらいになる見込みですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、企画課所管分について、パソコン購入が7年を経過しており、100台の更新をしていくということで、全部を替えるということにはなっていないのですが、残りの分についてはどのように考えていますかとの質疑に対し、見積り入札により単価契約を行い購入することになりますが、見積りをする場合には、ある程度の目安が必要ですので、100台で見積もりを取り、予算の範囲内で100台以上買えるのではないかと考えています。また、初期設定、ネットワーク接続という部分も職員で行い、なるべく単価を安く下げる努力をして、多くのパソコンを購入したいと考えていますが、それでも不足する部分がありますので、古いパソコンから更新して、不足する分は、しばらく我慢してもらうことになると思いますとの答弁でした。現在、パソコンはどのぐらいあるのですかとの質疑に対し、合併時に、合併特例交付金で200台、20年3月に93台を整備したことにより、職員全員に1人1台という形になったのですが、平成14年・15年に購入した分が古くなりましたので、この交付金を活用して更新しようということで、1人1台という形では整備をされていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長(新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長(松下喜久雄) 文教厚生委員会へ分割付託になりました議案第66号,平成21年度指宿市一般会計補正予算(第5号)についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては,既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る7月17日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、市民会館の排煙窓改修工事ということですが、分煙とか、喫煙室の設置とかも含まれているのですかとの質疑に対し、国土交通省が見直しを行い、

市民会館についても、建物等の定期報告が義務付けられましたが、3階以上で、延べ面積が5 00㎡以上は、排煙窓を取り付けなければならないという指摘があり、分煙とは違うところで すとの答弁でした。教師用のパソコンが、小学校で約1,800万、中学校で約940万、高校がサー バー込みの約450万計上されていますが、個人所有のパソコンで家庭との連絡などをやって いたということですけれども、揃えなければならない物を今までできなかったということな のですかとの質疑に対し、公務用のパソコンは、校長室、パソコン教室には整備してありま したが,各学校の教員は,個人のパソコンで,教材の準備,保護者への通知,児童・生徒の 台帳等の整備をしていたと聞いています。個人情報の漏えいということもありますので,今 回、整備していきたいと考えていますとの答弁でした。先生方は家で仕事ができないという ことになるのですかとの質疑に対し、現在はパソコンを学校に持ち込んで作業をやっている 現状ですが、セキュリティ上、問題があると感じています。今後は、公務用のパソコンをL ANに繋いでいきますので,メール等で転送したり,セキュリティ対策ソフトを必ず入れて, 二つの点から管理していきたいと思いますとの答弁でした。市民会館の自動火災報知器は30 何年経っていたということですが、不備があったから替えるのですかとの質疑に対し、毎年 1回ある消防の定期検査で経年劣化が指摘されていますので、今回の交付金事業において取 替えようとするものですとの答弁でした。山川文化ホールのトイレ改修工事で、水洗化とい うことでしたが、高齢者も使うので、手すりなどの計画はなかったのですかとの質疑に対し、 今回の改修工事には手すり等は入っておらず、洋式便器のみです。工事に入る前の段階で、 金額等に余裕があったら検討させていただきたいと思いますとの答弁でした。市民会館のブ ラインドの取替えは何箇所ですかとの質疑に対し、大会議室、中会議室などを全て取替えよ うとするもので、現在は、上から下がってくるブラインドですが、窓が90度回転するので、 ブラインドに当たって壊れてしまう可能性がありますから、窓にブラインドを取り付けて、 開閉しても当たらないように取替えするものですとの答弁でした。パソコンやブラインドな ど、その他備品等を含めて工事がありますが、契約方法等は、それぞれどのような考えなの ですかとの質疑に対し,交付金の趣旨が,地域活性化の経済危機ということですので,極力, 地元業者に発注できるようにしたいと思っていますとの答弁でした。市民会館のホール屋上 改修、防水改修などについて、事業費が出ているということは、見積り等を取られていると 思うのですが,随意契約ですか,入札でされるのですか。また,どういう考えで事業費を算 出されたのですかとの質疑に対し、設計等について建築課にお願いをし、その金額を頂いて いますが、基本的には入札で、工事についても、できるものは細分化と思っています。また、 市内業者を原則とする考えてやっていますとの答弁でした。テニスコートの人工芝4面の張 替えとなっていますが,残り4面の傷み具合はどうなのですか。同じように傷んでいる中で, 予算が4面分しか取れなかったということなのですかとの質疑に対し,人工芝の耐用年数は 通常10年と聞いていますが、15年経過し、消耗が激しく、場所によっては剥がれているとこ

ろもあり、競技に影響もあるようで、8面全て同じような状況です。残りの4面についても、 順次整備を考えていきたいと思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について、山川火葬場の整備は、耐久性をどのくらいと見ているのですか、また、その期間が来たからこの工事をするのですかとの質疑に対し、耐火台の耐用年数は3年から5年で、概ね500体を基準とし、それが一つの交換目安だということですが、山川の場合は、平成14年に供用開始して7年が経っています。平成17年度に162体、18年度に182体、19年度に252体、20年度に270体を火葬していますが、この前の点検では、そろそろ替え時期ではないかということです。都会のようの1日に2体、3体火葬することになれば、消耗が激しいかもしれませんが、1日に1炉で1体か2体ですので、耐用年数が延びているのではないかと思っていますとの答弁でした。塵芥収集については、指宿、山川、開聞と別々に委託しているのですが、3か所とも塵芥収集車を買って与えているのですかとの質疑に対し、指宿地域は、委託業者の指宿清掃公社の所有ですが、山川地域と開聞地域については、収集委託業者に車両を提供していますとの答弁でした。指宿の清掃センターは飲み水が供給されていないと思いますが、これについての対策を講じるとした場合には、この交付金で対応はできないのですかとの質疑に対し、確かに上水道は引いていませんので、職員は、水を沸かしたり、持参したりしている状態です。以前は、国立病院の水源地を使っていた時期もありますが、今のところは検討したことはありませんとの答弁でした。

意見として、指宿清掃センターへの上水道の件ですが、この臨時交付金が該当するかどうかという問題もありますが、上水道を引く、あるいは簡易の方法があるのかどうかということも含めて調査をする必要があると思いますというものがありました。

次に、税務課所管分について、課税台帳の収納庫については、修理と新規購入を含めてということになりますが、当面これでよしということになるのですかとの質疑に対し、当面は、そのとおりですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について、車いすを搬送できる軽乗用車の購入ということですが、 関連する団体等は持っていると思いますけれども、一緒に5台も6台も要るということにはな らないので、お互いが幾つか持っていて、融通し合うシステムも必要になってくると思いま すが、そういったことは考えていないのですかとの質疑に対し、現在、社会福祉施設の車で 利用いただいているところですが、こちらから車いすを積んで行って対応しなければならな い事案とかが増えていますので、整備をしたということですとの答弁でした。意見はありま せんでした。

次に、健康増進課所管分について、マスクの備蓄ということですが、個数はどれくらいなのですかとの質疑に対し、子供用マスクが保育園14園、幼稚園7園、小学校12校、障害者通所施設の園児等にマスクを配布いたします。3,705人の1人7枚で、2万5,935枚ですが、2万5,950枚を購入する予定です。また、保育園、幼稚園、小学校の先生と、中学校の生徒と先生、

指宿商業高校の生徒といった大人用のマスクが2,498人の1人7枚で、1万7,486枚ですが、1万7,500枚を購入予定です。職員用として、感染防止対策用のサーディカルマスクを、本庁、山川、開聞の支所を含めた職員512人の1人7枚分で、3,570枚ですが、3,600枚を準備いたします。さらに、鳥のインフルエンザ等でパンデミック状態になったとき、職員が業務用として着用するN95というマスクを購入しますが、職員の出勤率60%で想定しています。職員510名の60%で306人、1人7枚で2,142枚ですが、2,160枚を購入予定で、全体のマスク枚数は4万9,210枚ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で,報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長 (大保三郎) おはようございます。産業経済委員会へ分割付託されました議 案第66号,平成21年度指宿市一般会計補正予算 (第5号) について,審査の経過と結果につ いてご報告申し上げます。

要旨につきましては,既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る7月16日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、観光課所管分について、唐船峡の駐車場は、どのような形の計画を持っているのですかとの質疑に対し、噴水の撤去は既定予算の中で計上されていますが、舗装の打ち替えをした後、都市整備課の方でラインの整備をしていただくことになると考えていますとの答弁でした。陰を作るような大きな木でも植えて、休憩ができるテーブルや椅子でも置くようなことは考えられなかったのですかとの質疑に対し、唐船峡側に樹木がたくさん生えていますので、その木陰を利用して、ベンチなどをそこに置くような検討がなされていますとの答弁でした。池田湖売店前のトイレは、どのような改修工事になるのですかとの質疑に対し、汲み取り式を水洗化して、高度機能処理合併浄化槽の膜処理浄化槽に替え、多目的なものを女子トイレに1か所設置しますとの答弁でした。池田湖に排水は流さないのですかとの質疑に対し、流れることになりますが、膜処理で浄化して、汚れない形で流すことになりますとの答弁でした。家庭でも洋式を使っていますので、男性も女性の方も、洋式トイレを付けた方が良いのではないかと思いますがとの質疑に対し、議会の承認をいただきましたら、設計委託を出していき、その中で検討させていただきますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について、農地費の委託料の中に調査費が入っていますが、成川、福元地区の線路よりも福元側の水路についての調査も入っているのですかとの質疑に対し、災害が発生している状況ですが、上流の成川地区からの水が下流に流れてくるわけですので、全地域を調査して、今後どういう対策をした方がいいのかということで、今の地域も入っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について、可動式直売設備機器は、マグロの解体ショーに利用できる品物ですかとの質疑に対し、屋外で魚を捌くことに保健所から厳しく指摘がありましたので、屋外でできるようにプレハブハウスを設置するということですとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、建設水道委員長の報告を求めます。

建設水道委員長(髙橋三樹) おはようございます。建設水道委員会へ分割付託されました議 案第66号,平成21年度指宿市一般会計補正予算(第5号)について,審査の経過と結果につ いてご報告申し上げます。

要旨につきましては,既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきま す。

本委員会は、去る7月17日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、土木課所管分について、草刈機付ショベルを購入するということですが、これは道路を走って簡単に移動ができるものなのですか。また、集落の奉仕作業などに、このショベルが出てもらえるのですかとの質疑に対し、4トンダンプに載せて現場まで持っていく機械です。今まで高い法面は職員がショベルのバケットの上で作業をしていましたので、安全作業と能率アップのためにお願いするところです。集落道の清掃に使えるのかということについては、今後、検討してまいりたいと思いますとの答弁でした。指宿・山川・開聞地域、それぞれ使えるようになっているのですかとの質疑に対し、今現在、運搬できる車が山川地域しかありませんので、まちづくり公社の方などを集めて、今後どういう対応で作業するのか、この機械の説明など、準備を進めたいと考えているところですとの答弁でした。ライトバン型の道路パトロール車の購入がありますが、乗用車タイプになると思いますけれども、どういった方が巡回パトロールされるのですかとの質疑に対し、土木課の職員で測量、道路パト

ロールや、維持があったときにすぐに出かけていくと、そういうふうに考えているところですとの答弁でした。パトロール車の買い替えについては、走行に支障を来たしているということでしたが、耐用年数という基準があるのですかとの質疑に対し、基準はありませんとの答弁でした。柳田川河川改修工事区間は、どこからどこまでを計画しているのですかとの質疑に対し、柳田横通線から国道226号線までの209mを計画しているところですとの答弁でした。下流の方はさほど問題はないと思いますが、国道から上の計画は考えられていないのですかとの質疑に対し、国道から上は県管理の砂防区域ですので、市での改修等は考えていませんとの答弁でした。今回補正部分の中に、住民から川の根が洗われて崩れてくるというような要望等があったと思いますが、この区間にはそれが入っているのですかとの質疑に対し、その通りですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について、魚見岳のら旋階段とか、各公園施設の修繕費662万5千円ということですが、その内容はとの質疑に対し、魚見岳自然公園のら旋階段の鉄板に腐食があります。見た目には分からないのですが、ペンキの中が完全に腐食して鉄がない部分がありますので、肉付けをして塗装をし直して、延命化を図るものと、潟山にあるオーストラリアの森の複合遊具が平成7年度に造られていますが、その木部の腐食とか、塗装とかのやり替え、池田湖遊園地の複合施設が平成6年度に造られていますが、今で補修しておけば、将来にわたって使えるものです。また、都市公園の遊具等は、ブランコ、滑り台、鉄棒等の補修です。成川公園には健康遊具がありますが、木で出来ていますので、腐食してない部分に木材を加工して取り付けてまた使えるようにしたいと思います。新設というのはなかなか難しい時代ですので、延命化を図っていきたいという事業内容ですとの答弁でした。危険度の高い遊具施設というのも検討されたことはあるのですかとの質疑に対し、都市公園が27か所あり、その中に遊具が63基ありますが、全てを網羅してということは、予算の都合上できない状態ですので、その中で許される範囲内で、危険な物から優先順位を付けてやっていこうと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について、受水槽のある公営住宅の上水道直結事業ということですが、建築当時から今の水圧はあるのであれば、なぜ受水槽を付けたのですかとの質疑に対し、以前は、水道課が2階建てまでしか直結工事を認めていなかった状況にありましたが、平成20年から民間の住宅においても、4階建てまでは直結として認めているようです。その当時は、4階建ては直結工事が認められなかったということですとの答弁でした。今回、10棟の受益者が直結になって利便性があるということでしたが、経費が約150万掛かっていたということは、利便性ではなく経費節減という事になるのではないかと思いますけれども、今回の場合は、確実に水圧には問題ないのですかとの質疑に対し、水道課からは問題ないということを聞いていますが、もう1回、水圧を調査してから、設計してもらうようにしていますとの答弁でした。住居者の利便性と言うよりも、経費節減ということですかとの質疑に

対し、維持管理費の削減と、ポンプでは停電時に水が供給されませんので、住居者の利便性の向上、今まで年1回清掃していたのですが、受水槽がなくなり、直接、本管から供給されますから、衛生的な水が供給できるという面がありますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 (新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。 これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

議案第67号及び議案第68号一括上程

- 議長(新宮領進) 次は、日程第3、議案第67号、丹波小学校校舎改築工事(RC造・建築本
 - 体) 請負契約について及び日程第4, 議案第68号, 丹波小学校校舎改築工事 (木造・建築本
 - 体) 請負契約についての2議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

提案説明

市長 (田原迫要) おはようございます。ただいま、上程されました議案2件につきまして、 一括してご説明申し上げます。

議案第67号,丹波小学校校舎改築工事(RC造・建築本体)請負契約について及び議案第68号,丹波小学校校舎改築工事(木造・建築本体)請負契約についてであります。両案は,指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により,予定価格1億5,000万円以上である丹波小学校校舎改築工事について議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、教育部長に説明いたさせますので、よろしくご審議賜ります

ようお願い申し上げます。

教育部長(屋代和雄) それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、議案第67号、丹波小学校校舎改築工事(RC造・建築本体)請負契約についてであります。当該請負契約につきましては、7月14日、特定建設工事共同企業体7社による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、丹波小学校校舎改築工事 (RC造・建築本体)で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は、6億900万円であります。契約の相手方は、鹿児島市西千石町3番10号、坂本・川路特定建設工事共同企業体、代表者は、坂本建設株式会社、代表取締役諏訪園隆であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

次に、丹波小学校校舎改築工事 (RC造・建築本体)の概要についてでございますが、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積4,592.52㎡で、1階に児童昇降口・保健室・特別支援教室など、2階に校長室・職員室などの管理諸室と図書室、3・4階に高学年用の多目的スペースを持つ普通教室と特別教室などを整備予定でございます。また、工期につきましては、平成22年7月31日を予定しております。

次は、2ページをお開きください。

議案第68号,丹波小学校校舎改築工事(木造・建築本体)請負契約についてであります。 当該請負契約につきましては、7月14日,単独の建築業者10社及び特定建設工事共同企業体3 社の計13社による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議 会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の 議決を求めるものであります。

契約の目的は、丹波小学校校舎改築工事(木造・建築本体)で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は、3億1,500万円であります。契約の相手方は、指宿市湊4丁目15番11号、指宿湊建設株式会社、代表者は、代表取締役樋園秀吉であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

次に、丹波小学校校舎改築工事(木造・建築本体)の概要についてでございますが、木造2階建て、延べ床面積1,950.5㎡で、1階・2階共にワークスペースや多目的スペースを持つ低学年・中学年用普通教室を整備予定でございます。また、工期につきましては、平成22年7月31日を予定しております。

以上で,追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上 げます。 議長 (新宮領進) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分 再開 午前10時52分

議長(新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号及び議案第68号 (質疑,委員会付託省略,討論,表決)

議長 (新宮領進) これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので,発言を許可いたします。

前之園正和議員。

15番議員(前之園正和) 67号,68号,両方について伺います。

鉄筋コンクリートと木造の二つの校舎の建築本体の請負契約に係る議案であります。いずれも指名競争入札でなく、条件付一般競争入札になっております。主たる営業所が指宿市及び近隣自治体であることなどの条件を付しての一般競争入札は、時代の要請の方向でありますが、今回はたまたま条件付一般競争入札になったのか、それとも条件付一般競争入札を行うについて、一定の指針を持っているのか伺います。

次に、議案にはなっていない電気、水道、その他の工事については、地元業者優先、あるいは育成という立場で堅持がなされているかどうか、その点を伺います。

次に、いずれも最低制限価格が設定されております。そこで、どのようなときに最低制限価格が設定されるのか伺います。また、それぞれ最低制限価格は幾らだったのか、以上伺います。

総務部長(秋元剛) まず、条件付一般競争入札のことについてでございますが、本来、地方公共団体における入札というのは、一般競争入札が原則でございます。しかし、一般競争入札では不特定多数の業者の応募等によって、本来の目的を達成することができるかというような問題もございますので、議員ご案内のとおり、指名競争入札で行っていたということがございます。地方自治法の中では、確かに、一般競争入札が本来原則であるというふうにしているわけでございますが、また、施行令の中では、その一般競争入札の弊害を抑えると申しますか、そのために、施行令の中で条件を定めた制限付一般競争入札、これが実施できるようになっているところでございます。したがいまして、全国でもこの制限付き、あるいは条件付一般競争入札を導入していく方向にあるわけでございますが、本市におきましても、平成20年10月から指宿市条件付一般競争入札実施要綱を定めておりまして、300万円以上の土木、建築、電気、管工事、舗装、造園、これらの分について適用してきているところでございます。したがいまして、今回の、この丹波小学校の2件の工事につきましても、条件付一般競争入札によって行ったものであります。

それから、今後のその他の工事の関係で、地元業者を優先する考え方があるのかというこ

とでございますが、本来、本市におきましては、これまでも入札につきましては、まず、基本的に考えないといけないのは、財源の友好的な使用、効率的な使用であろうと、そのように思います。したがいまして、そのためには、競争性の維持、確保が一番大事であろう。その次に、目的を達成をするために発注を行うわけでございますが、それについては、地元業者を優先をして、育成を図っていくと、この2点を踏まえた取扱いをしているところであります。今後、RC造機械設備でありますとか、木造機械設備でありますとか、屋外の機械設備等、数々の工事が予定をしておりますが、これらにつきましても可能な限り地元業者を優先をした発注としていきたい、このように考えているところでございます。

それから、最低制限価格でございますが、最低制限価格につきましては、工事や製造の請負などの契約を締結しようとする場合に、契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに設けることができるものであります。本市の場合でありますと、130万円を超える建設工事に係る入札の場合には設けるようにしているところであります。なお、この最低制限価格につきましては、本市の契約規則第13条で予定価格の3分の2以上の範囲で定めるというふうになっておりますので、これに基づきまして今回の案件の最低制限価格、これについても定めているところであります。ただ、建設工事等の入札の執行及び結果の公表に関する要綱というのを、本市においては定めておりますが、この入札結果の公表につきましては、入札事項、入札執行日及び場所、落札価格及び落札業者、入札予定価格、それから、入札業者名及び入札価格ということで、最低制限価格については公表はしないとしているところでございます。

15番議員(前之園正和) 最低制限価格の公表の部分について重ねて伺いますが、答弁では、最低制限価格は3分の2以上ということで決まっているということでしたが、この3分の2以上ということは、例えば、3分の2という、固定的なものが決まっているわけじゃないわけですので、言わばその都度と言いましょうか、3分の2以上を満たす範囲内で、その工事の種類によって、その入札のものによって何%かということは、その都度決まると。つまり、固定したものではないというふうに理解をするわけですが、であれば、例えば、70%とか決まってれば、事前に割り出すことが可能になるわけですが、3分の2以上という幅があるわけですので、決まってないわけですので、となれば、決まってなければ個別の結果については開示しても問題はないのではないかというふうに思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

それからもう一つ,条件付一般競争入札の場合には,入札日以前にどことどこの企業が入 札参加をしているかということが,お互いの企業同士は知り得る状況にはないとは思うんで すが,その点をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

総務部長(秋元剛) まず、最低制限価格のことでございますが、これは先ほど申し上げましたように、指宿市契約規則の第13条、これによって契約の種類及び金額に応じ、予定価格の3分の2以上の範囲において、その都度の判断によって定めるものであります。これらにつき

ましては、他の自治体等におきましても開示をするというようなことはないというふうに考えております。

それから、入札日前に企業同士が知り得る状況であるかないかということでございますが、 これにつきましては、私どもとしては、入札の告示をいたしておりますので、企業同士が情 報交換を行えば、それはお互いに知り得ることはあろうかと思いますが、私どもとしては、 その状況については把握いたしておりません。

15番議員(前之園正和) この最低制限価格の公表の問題については、市長に答弁を願いたいんですが、3分の2以上ということで決まっている。つまり3分の2から1未満の範囲で、その都度決まるというわけですので、そこに工事によっていろいろその範囲内で変わるんであればですね、要綱によってそうなっているということではあるんですけれども、個別の結果について、結果についてですよ、事前に私は言っているわけではないので、個別の結果については開示してもいいのではないかと。例えば、ある工事は68%だったと、ある工事は99%かもしれないと、ある工事は80%かもしれないということになれば、現在3分の2以上となっているわけですので、そのこととですね、さほど、これが例えば、いつもいつも80%だということになれば事前に想定がつくということになりますが、それが工事によってばらついているんであればですね、結果についての公表はしてもいいのではないかというふうに思うんですが、市長答えていただきたいと思います。

それから、お互いの企業が入札日以前にそれを知り得る状況にあるかどうかということですが、もう1回聞きますが、入札をしたいというふうに申し込んでくる。そして、それに対象外、あんたのところはこういうことで該当しないよということであれば、市の方から該当しませんという通知が行くようになっていますよね。ですから、それがなければ入札に参加できるんだという判断を持つんだと思うんですけども、その範囲内で言えば、自分のところは参加ができるできないは分かるでしょうけど、ほかの企業がどこが出したものやら、希望したものやらは、市が公表しない限りは分からないのではないかというふうに思うんです。ですから、その点はどうなんですか。入札に応募をすれば、該当しない場合に通知が行くわけですので、自分のところは入札参加ができるできないの判断はできる。ところがほかの誰が応募したものやら、応募したいと思っているものやらは、お互いにはその段階では分かり得ないのではないか。市の方があそことあそことあそこが入札参加することになりましたという、どこかで公表しない以上はですね、お互いの企業は分からないんじゃないかと思うんですが、それは知り得るかもしれないという含みのある答弁だったんですが、もうちょっと明確にしてほしいと思います。

それから、市長、最低制限価格の開示の問題に併せてですけれども、落札者の決定については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格未満で申し込みをしたものは失格とする

というふうになっておりますので、我々議会としては、そのとおり執行されたかどうかをチェックする義務もあるわけですので、それに合致しているかどうかは、何をもって我々は判断を すればいいんでしょうか。

市長 (田原迫要) 基本的に入札については入札委員会その他に任せて、公正・公平にやっております。今、議員から質疑のあった最低制限価格についてでありますが、基本的には、先ほど部長から答弁ありましたように、財源の有効活用ということでありますので、良いものを安くつくるのが、まず原則です。次が地元の優先だということであろうと思います。そういう意味で、本来、最低制限価格はできる規定になっておりますので、応募して、条件付一般競争入札で応募した業者は、その工事に適した業者がもちろん応募するわけであります。したがって、最低制限価格は必要な場合によって、必要があると認めるときに設けることができるということでありますので、それについては固定したものではありませんし、過去にも、大きな工事でも、焼却炉の入札等については最低制限価格を設けなかったケースもございます。したがって、最低制限価格はそのものによってでありますが、品質の確保、あるいはダンピングの阻止等のことで3分の2以上ということで設定をして行っているわけであります。

また、これについての開示でありますが、開示してもいいのではないかいうことでありますが、同じような公共工事というのはいくつかあり得るわけでありますので、これを開示することによりますと、最低価格の類推が可能になるというようなこともあろうかと思います。そういうことで、開示はいたしておりません。

また、入札に応募した企業でありますが、確かに、市の方から業者を指定しますので、市の方は分かると言いますか、把握できる状況にありますが、それについても業者に公表することはありませんし、業者の中で情報交換をすれば、それは分かる可能性はありますけれども、私どもとしては公表はしておりません。以上です。

(発言する者あり)

議長 (新宮領進) 質疑は3回までというふうに決まっております。

(発言許可を求める者あり)

議長 (新宮領進) どうぞ。

15番議員(前之園正和) 制限価格は公表できないというのが答弁でありますが、それでは、我々議員としては何をもってそれが妥当であるかを判断すればいいかという、いわゆる予定 価格と制限価格の間が妥当なわけですので、そういうことはないとは思いますけれども、制 限価格以下のものを落札したとしても、我々は分からないということになるではないかと。 何をもって妥当性を我々は把握すればいいんでしょうかということについての答弁がないのではないかなと。

議長(新宮領進) そのことについて、答弁をいただきたいと思います。

市長 (田原迫要) 今回の場合は、最低制限価格以下の業者はなかったということであります。 最低制限価格を下回った場合は、当然、それはそういう形で失格になるわけでありますので、 今回、そういうケースではなかったということであります。

議長 (新宮領進) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号及び議案第68号の2議案は、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって,議案第67号及び議案第68号の2議案は,委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

2議案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号及び議案第68号の2議案は、同意することに決定いたしました。

閉議及び閉会

議長 (新宮領進) 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成21年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 新宮領 進

議員 吉村重則

議員 髙橋三樹